エスノメソドロジーと福祉・医療・性

―平成１０年度徳島大学総合科学部樫田ゼミナール　ゼミ論集―

目次

執筆者一覧 ---------- i
まえがき 樫田美雄 ---------- 1

第Ⅰ部　エスノメソドロジー

書道教室のインストラクション場面におけるビデオ分析 津村知世 ---------- 3
盲人卓球に見るスポーツのおもしろさ 奥田さやか ------- 15
居酒屋厨房における相互行為分析 荒木絹子 ---------- 27
演芸場にみる笑いの協同的達成 寺尾香名子 ------- 39

第Ⅱ部　福祉・医療・性

老いを生きる
　—シニアボランティア研究— 李裕美 ---------- 51
インタビューを通しての地域的偉人の評伝研究 杉野ふき ---------- 63
在宅介護におけるワークプレイス研究
　—ある人の在宅介護での生活について— 阿波三奈加 ------- 75
空間の社会的認識
　—動物病院における診察室の相互行為分析— 出口陽子 ---------- 85
「トラスト」論文から「アグネス」論文へ
　—ガーフィンケル〈信頼〉概念の系譜— 早崎一修 ---------- 97
女性障害者とセクシュアリティの近代 岡田叔子 -------- 105
対象としての〈もの〉と〈ひと〉 根矢三千代 ------ 111
ジンメルとフェミニズム 市原初美 -------- 117
書評“アリエス『〈子供〉の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活—』” 高橋孝枝 -------- 123

第Ⅲ部　コメンタール　アメリカ社会学会倫理規約　1997

早崎一修・高橋孝枝・阿波三奈加
市原初美・根矢三千代・岡田叔子 -------- 131

執筆者一覧

総合科学部人間社会学科３年（現代国際社会分野）

阿波　三奈加（あわ　みなか）
市原　初美（いちはら　はつみ）
岡田　叔子（おかだ　としこ）
高橋　孝枝（たかはし　たかえ）
根矢　三千代（ねや　みちよ）
早崎　一修（はやさき　かずのぶ）

総合科学部人間社会学科４年（現代国際社会分野）

荒木　絹子（あらき　きぬこ）
奥田　さやか（おくだ　さやか）
杉野　ふき（すぎの　ふき）
津村　知世（つむら　ともよ）
寺尾　香名子（てらお　かなこ）
出口　陽子（でぐち　ようこ）
李　裕美（り　ゆみ）

授業担当教官

樫田　美雄（かしだ　よしお）
[HCB00537@nifty.ne.jp]

まえがき

徳島大学総合科学部人間社会学科・社会学研究室
助教授　樫田美雄（HCB00537@nifty.ne.jp）

1

平成 10 年度の現代国際社会文化ゼミナールⅠ（樫田ゼミ：４年次生７名、３年次生６名）では、昨年にひきつづきエスノメソドロジーを扱い、テーマを「エスノメソドロジーに関する理解の増進とその応用」とした。ただし、昨年度以上に学生の関心の幅が広かったことから、「福祉・医療・性」に関する、より一般的な社会学的議論にも時間を割くよう配慮した。また、個別の関心に基づいたゼミ時間外の「調査」活動を推奨しつつ、その基盤となるよう『ＡＳＡ倫理規約』の検討も行った。

扱ったテキストは以下のとおりである。

１）教科書として、西阪仰 1997『相互行為分析という視点』金子書房、および、
山崎敬一・西阪仰編 1997『語る身体・見る身体』ハーベスト社。

２）翻訳・検討用資料として、American Sociological Association 1997 *Code of Ethics*.

本ゼミ論集は、そのタイトルを『エスノメソドロジーと福祉・医療・性』とし、これらのテキストを読んだ上で各人が調査・研究したことを、書いてもらった。

なお、掲載順に関しては、提出された原稿を内容にしたがって以下の３部に分け、関連した論文がまとまるよう編集した（論文１２篇はすべて単著）。

第１部　エスノメソドロジー
ビデオ分析を中心とした論文４本

第２部　福祉・医療・性
エスノメソドロジー系の分析を含む論文８本と書評１本
（福祉系３本、医療系２本、性・ジェンダー・セクシュアリティ関連４本）

第３部　コメンタール　アメリカ社会学会倫理規約１９９７
１９９７年に改訂されたアメリカ社会学会倫理規約に関して、規約本文の訳を呈示した上でコメントを加えた（３年次生６人が共同執筆した研究ノート）

2

今年の４年次生は、全員が調査（ビデオ分析、参与観察、長時間インタビュー）の成果を提出した。どれも力作で、データ呈示のための十分なスペースを提供できなかったことが心苦しい。３年次生は、「コメンタール　アメリカ社会学会倫理規約１９９７」作成作業が大量の時間を必要とする作業だったにもかかわらず、もう一編のオリジナルテーマの方にも力を注ぎ、都合各自２篇の作品を書いた。オリジナルテーマの作品は、（書きたいものを書いているためか）視点と主張のはっきりしたものが多く、感心した。議論の密度を上げていくことは今後の課題であろう。以下いくつかの作品について、簡単に編者としてのコメントを付し、読書案内としたい。

（１）津村論文（「書道教室のインストラクション場面におけるビデオ分析」）について。

書道教室をエスノメソドロジー的に多面的に分析した好著である。言語化・知識化されにくい、書道という「道」を学ぶ際の「非言語的訓練の方法」の問題、書かれた作品より書く際の心構えが大事だ、という「文化」をどのようなやり方で伝えているのか、という「文化伝達の方法」の問題、「手本」を示す際のハイライティング（Ｃ．グッディン）こそが、「手本」を「手本」たらしめているという「テキストの社会的達成」の問題などが、豊富なデータを用いて検討されている。

（2）早崎論文（「『トラスト』論文から『アグネス』論文へ　── ガーフィンケル＜信頼＞概念の系譜 ── 」）について。

主張のはっきりした論文である。学史的な裏付けは十分ではないが、誤解（に基づいて評価）されてきた『アグネス』論文を、エスノメソドロジー的にただしく評価し直そうという論文である。具体的には、性転換手術希望者アグネスのパッシングが、「逸脱者のパッシング」ではなく、「普通の女性のパッシング」であったということを主張している。このことの含意は「構築主義」と「エスノメソドロジー」の立場の違いを考えたとき大きいのではないだろうか（つまり、これまでの『アグネス』論文理解には、「構築主義的バイアス」があったのではないか、ということ）。

（3）高橋書評（アリエス『＜子供＞の誕生』）について。

これも主張のはっきりした論文である。アリエス批判の多くが、アリエスに対する誤読に基づいていることを文献学的に考察している。

（4）「コメンタール　アメリカ社会学会倫理規約１９９７」について

『アメリカ社会学会倫理規約』は、これまで１９８９年版が用いられていたが、１９９２年の『アメリカ心理学会倫理綱領』の更新（日本心理学会から邦語訳が１９９６年に出ている）などを受けて、１９９７年に新しい版になった。我が国では、岩本健良氏が『理論と方法』の２１号に「社会制度としての研究倫理」〔岩本、1997〕というタイトルでその簡単な紹介を載せている。今年の演習では、この新『倫理規約』の翻訳とそれに基づいた討論を以下の２つのことを目的として意識しながら行った。すなわち、①自分たちの調査において、倫理的な違背をしないようにするための基盤を獲得する、②社会学と社会の関係について、知識社会学的に考える、の２つである。

この「コメンタール～」には、その成果が載せられてあるのだが、翻訳に時間がとられ十分な討論にまで進むことができなかった。冒頭からいささか「意あって言葉足らず」のコメントが掲載されているのはそのためである。しかし、セクハラやＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）に関するコメントなど、水準に達していると見なせるコメントも数多くあると思う（判例全文ＣＤＲＯＭやインターネットによる情報検索が役に立った）。来年度担当予定の『社会調査実習』では、このコメンタールを利用しながら「調査の倫理」や「社会学研究者の社会的責務」などについての議論を行って、授業の導入とする予定である。

（5）他の諸論文について

今年は本数が多く、個別に言及することができない。ただ、論文作成に用いたデータ（ビデオテープや原トランスクリプト）については、現在私の研究室に保存する方向で交渉・準備中であることだけはここに書いておこう。データのうち貴重なもの（たとえば、出口の動物病院診察室の動画データ）は、機会をみてＣＤＲＯＭ化（あるいはホームページ掲載）を試みる予定である。研究者の２次利用についても検討しているので、関心のある向きは問い合わせて欲しい。

＝文献＝

American Psychological Association 1992 “Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct” *American Psychologist* 47:1597-1611=1996　日本心理学会（富田　正利・深澤道子）訳『アメリカ心理学会　サイコロジストのための倫理綱領および行動規範』、社団法人　日本心理学会.

第一法規　1998『判例全文ＣＤＲＯＭ』第一法規（徳島大学経済社会システム図書室在）

岩本健良　1997　「社会制度としての研究倫理 ── アメリカ社会学会の実例と日本の社会学者の課題 ── 」『理論と方法』12-1(21):69-84。

第I部　エスノメソドロジー

書道教室のインストラクション場面におけるビデオ分析

津村知世

０．はじめに

この論文は、書道教室におけるインストラクション場面、言い換えると書道教室で行われている書道教育の場面を相互行為的に分析した論文である。まず、第１章では、問題意識・調査概要を含む研究概要を述べ、第２章以降が研究の分析・考察となっている。その分析内容について簡単ではあるが少し述べておくことにする。書道教室が書道の教育の場であることはいかにして観察可能となっており（第２章）、またそのなかで芸である書道がどのようにして教授／習得されているのかを分析する（第３章）。そして、書道の教授／習得にあたって欠くことのできない「手本」の存在を見ていく（第４章）、といった内容である。

調査に協力していただいた書道教室の先生をはじめとする関係者に深く感謝を申し上げたい。また、二度にわたる徳島大学での社会学特別講義のためにいらっしゃった際に開かれた、私的研究会において研究発表に対するさまざまな分析上の指針を提示してくださった、岡田光弘先生（白梅学園短期大学）にもお礼の言葉を申し上げる。

１．研究概要

１－１．問題意識

書道教室を相互行為的に分析するそのねらいは、書道教室内の人々（先生・生徒など）が、書道を教える／学ぶことを含め、今自分たちのやっていることを成し遂げるために、実際にどのような方法を用いているのかを発見することである。そして、その方法を用いることでその場がいかにして書道教育の場として達成されているのかを知ること、これが本論文の目的である。

そして、なぜ「書道教室」なのか、についてであるが、もちろん書道とは生け花や歌舞伎、漫才などと同様日本文化を代表する芸の一つであり、それらは本来、師弟関係の中でその技芸が伝達されていくものである。しかしながら、師匠／弟子の関係とは言い難い書道教室の先生／生徒の関係でも、芸である書道が教えられ／学ばれているのである。それはどのようにしてであろうか。そこには何か書道教室らしさが隠されているような気がしたのだ。この分析を通して、何かしら書道教室らしさのようなものを発見したいと思う。

１－２．調査概要

調査対象とする書道教室を選ぶ際、幸いなことに以前私が書道を学んだ、香川県内で書道を教えておられる先生が、比較的徳島県に近い地域で書道教室を開いておられた。そこで、調査協力を願い出たところ快く引き受けてくださったので、その先生が教える書道教室で調査をさせていただくことにした。

先生は香川県内の３つの町で書道教室を開いているのだが、１９９８年７月７日には私が以前通っていたＳ町の教室において約２時間観察を行い、その後はＴ町の教室で１９９８年７月２５日に約４時間観察を、同年８月１日、１０月３１日には３台のビデオカメラ

を用いて平均２時間撮影を行った。Ｔ町の簡単な教室内配置図を、以下に提示しているので参照していただきたい。撮影に関しては事前に先生に調査依頼状を渡し、その許可を得ている。

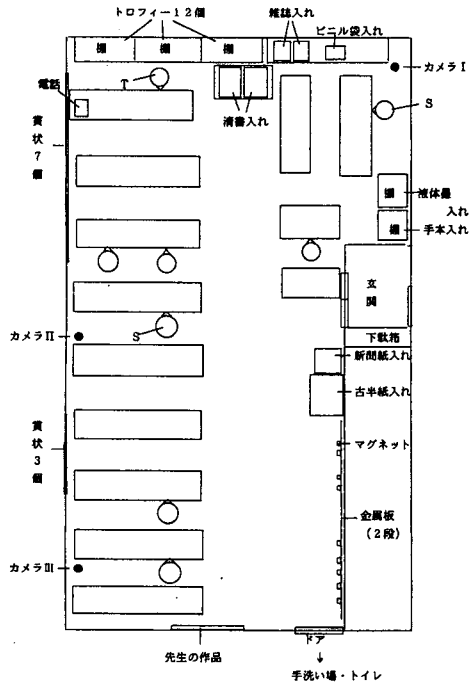

左に示すものは書道教室内の配置図である。

Ｔ＝先生
Ｓ＝生徒

ただし、ＴもＳも必ずしも図中の位置にいるわけではない。特にＴは常に動いているため、ほとんど自分の席に座ることはない。
また、カメラＩ・II・IIIにおいては位置は固定しているが向きは場面ごとに変化している。

２．教育の場であるということ

書道教室が書道の教育の場であることは、そこに先生と生徒が存在していることから明白な事実であるように思える。しかし、実際に先生と生徒の存在だけでそこが教育の場であると言うことはできるのだろうか。まず、いかにして書道教室が教育の場であることが観察可能となっているかを見ていこうと思う。

＜断片１＞　１９９８．１０．３１（１５：３２：３０：～１５：３２：３６）(1)

【おけいこと清書以外の作品を古半紙入れ(2)に片づける】
Ｔ：　　＝ほんと：：そら一番はじめが一番一所懸命
　【清書を指さす】　　【おけいこを指さす】
Ｓ：これ一番はじめに書いたのに（　　）＝

Ｔ：きれいに書いた（　　）
Ｓ：

この場面は、清書選び(3)を終えたときに、生徒が先生に清書として選ばれた作品に対する意見を述べる場面である。この生徒の発言は「なぜ一番初めに書いた作品が清書に選ばれたのか」という先生に対する質問に思える。なぜ生徒がこの場面でこの発言をしたの

かを考えてみると、生徒は練習するほど、つまり、その日の作品の中で時間的に後になって書いた作品ほど、一日の最高の出来であるはずの清書に選ばれる可能性が高いと考えていたのに、先生が選んだ結果はその考えと矛盾するものとなったのではないだろうか。

この考えは教育の場の特徴的なものと言えるかもしれない。たとえば学校教育において、テストの点数を前回の点数と比べ、さらに学習を重ねて次にはより高得点を目標とするような、学習成果の過去と現在の比較、現在と過去の比較はしばしば行われることだ。学習の成果を向上させるために学習の繰り返し、積み重ねが有意味なものとしてなされているのである。つまり、教育の場には学習の量と、学習成果を結びつける特徴が存在すると言えるだろう。この生徒の発言から、この特徴がこの書道教室においても当てはまることがうかがえ、さらに別の場面での先生の発言からも観察可能となっている。

先生は壁に貼り付けている生徒の作品(4)について、「ようちゃん(5)はじめてやのにうまいねー」という発言を行ったことがある（1998.8.1　15:39)。「はじめて」というのは、その文字を書いたのはその日が初めてであったということなのだが、これはつまり、その文字を書いた練習量が少ないということである。そして、「はじめてやのにうまい」と「やのに（＝なのに)」がつくことで、「普通はそういうことはないのだが」という意外性が込められている。練習量が少ないことと作品の出来が優れていることの結びつきが、意外なこととして表現されているのである。つまり、書道教室において学習量の増加と学習成果の向上の関係が崩れていることは、意外なこととして語られるのであり、この発言からも、学習量の増加と学習成果の向上を結びつける考えが書道教室に存在していることが分かる。

ここでもう一度＜断片１＞に戻る。生徒の発言の後、先生は「ほんと：：」と驚きの表示とも思える発言をしているが、発言したときの声の大きさが特に変化したわけでもなく、テンポも落ち着いていたことなどから、実際に驚いたというよりは、驚いて見せたように感じる。ではなぜ先生はこの場で「ほんと：：」と驚いて見せたのか。

驚きを示すことにより生徒の発言内容(一番はじめに書いた作品が清書に選ばれること)は、驚くべき事態であることが表されている。そしてさらに一番はじめに書いた作品が清書に選ばれたことに対する理由付け（「そら一番はじめが一番一所懸命きれいに書いた」）が行われることで、一番はじめに書いた作品が清書に選ばれることは理由を必要とすることであり、「一日の最高の出来であるはずの清書は、時間的に後になって書いた作品が選ばれるべきではないのか」という生徒の考えはこの場において適切であると判断され、同時に適切なものとして維持されたのだ。もし、生徒の発言に対して先生が驚きを示すことや理由付けを行わなければ、この生徒の考え方は適切でないと判断され、学習成果の向上と練習時間の経過は関係がない、つまり、書道を学ぶ上で繰り返し文字の練習を行うことに、教育的価値が失われてしまう可能性が生じるのである。ここで先生は生徒の発言に対して驚きを表示し、さらに理由付けを行うことでそのような可能性が生じることを免れたと言えよう。このように、先生と生徒の会話をはじめとする相互行為の中から、学習量の増加と学習成果の向上とを結びつける考え方の存在が観察可能となることからも、書道教室が教育の場として成り立っていることが分かるだろう。

そこが教育の場であることは、先生／生徒というカテゴリーが与えられた参与者が教室という空間に存在しているだけでは明らかとはならず、先生と生徒の相互行為のなかで教

育の場が協同的に作り上げられていなければならないのである。学習量が増えるとともに学習成果が向上するはずであることを示唆する生徒の発言を、先生が適切なものとして受け止めていることで、そこが教育の場であることが観察可能となるのである。その場が教育の場であることは、参与者たちの相互行為のなかで、また相互行為をとおして達成されていると言えよう。

３．芸としての書道

書道の世界には、「文字を書く前の意気込みによって、筆意が現れよい書ができること」（書道ジャーナル研究所（編）[1993：327]）という意味である「意先筆後」という言葉が存在していることからも、礼儀・作法を基本とした精神面を重要視する傾向が強い。どのようにして「心」や「精神」というものが書道教室の中で教えられ／学ばれているのかを、事例をもとに分析してみようと思う。

３－１．遅延された発話

<断片２>　１９９８．１０．３１（１５：４７：４２～１５：４７：５３）

　　　　　　　　　　　　【首を左右に数回振る】
　下下下下下下,,..ＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳ
Ｔ：　　　　　　　　いかん＝　　　　　　　　＝一所懸命書いたら：：３枚（でも

　ＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴ,,
Ｓ：(３枚でえん)(.)　　　＝え（１．０）５枚＝

　ＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴ
Ｍ：

　　　　　　　　　　　　【首を左右に１回振る】
　ＳＳＳＳＳＳＳＳ,.中中中,.ＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭＭ,,,,....ＳＳ
Ｔ：え：けどね)(.)遊んでて３枚はいかん（１．５）１０枚うふｈ／／ふｈふｈふｈ
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【　　　筆の穂(6)を整える　　　】
　..硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯硯
Ｓ：

　ＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴ
Ｍ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　／／（うふｈふｈ

　,.下下下下下下下下下下下下,.Ｓ,.下
Ｔ：ふｈふｈふｈ１０枚まけて５枚
　【筆の穂を整える】
　硯硯硯硯,,,..作作作作作作作作作作作
Ｓ：

　ＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴＴ
Ｍ：ふｈ)

この場面は、友達と遊んでおりあまり文字を書く練習をしていない生徒に対して、先生

が注意を与えた後の先生・生徒・別の生徒の母親とのやりとりである。まず、生徒は清書の候補となる作品を３枚つくれば、その中から清書を選んでもらえるかどうかという意味で「(３枚でえん)」と先生に尋ねるが、先生からは「いかん」とはっきり不許可の返答が発言されてしまう。そしてさらに生徒が「え（１．０）５枚」と、再び清書の候補となる作品の枚数を質問すると、先生は前の不許可に対する理由と思われる内容（「一所懸命書い」ていれば３枚でもよいが、「遊んで」いるので３枚ではだめである）を発言した後、最後には「１０枚まけて５枚」と枚数は５枚でよいと答えている。

この先生と生徒の会話は２組の質問・応答という隣接対であるように思われる。これは、簡単に示すと以下のように［１（質問）－２（応答)］の隣接対、［３（質問）－４（応答)］の隣接対が成り立っているように思えるということである。

１　Ｓ：(３枚でえん)　(質問)
２　Ｔ：いかん　(応答)
３　Ｓ：え（１．０）５枚　(質問)
４　Ｔ：一所懸命書いたら：：３枚（でもえ：けどね）(.) 遊んでて３枚はいかん
　　（１．５）１０枚うふｈふｈふｈふｈふｈふｈふｈ１０枚まけて５枚　(応答)

しかしながら、実際にこの会話が［１－２］と［３－４］の２組の隣接対を形成しているかを細かく見てみる。まず、［１－２］であるが、２行目で先生が「いかん」と明らかに否定の発言をしていることから、生徒の１行目の発言が肯定か否定で答えることができる質問であることが分かる。厳密に言えば、１行目は「３枚でよいか、だめか」という質問であり、２行目は「だめである」という否定の返答だ。否定の返答がなされた場合、その返答の送り手は否定の理由説明を行うことが自然であると同時に、受け手は理由説明を求めることが自然である。しかし、２行目の返答ではその理由説明が行われていない。というより、行うことが不可能だったのだ。それはなぜかと言えば、２行目の発言の後に生徒が間をおくことなく３行目の発言を行ってしまったからである。しかも３行目の生徒の発言は理由説明を求める内容の発言ではなかった。つまり、２行目では１行目に対して否定は示すことができたがその理由説明までは行うことができなかったため、質問に対する不完全な返答であったと言えるかもしれない。

次に［３－４］の場合であるが、３行目で生徒は「５枚」と１行目の場合と同様に枚数を提示していることから、今回も枚数について肯定か否定で先生の返答がなされることが期待されている。しかし、４行目ではすぐに「５枚」に対しては肯定も否定も発言されていない代わりに、「遊んでて３枚はいかん」と３枚に対する否定の発言とその理由説明が示されている。そして、４行目の最後に「５枚」という言葉が発言されていることを見ると、生徒の提示枚数と先生の提示枚数は同じ５枚であり、結局生徒の質問に先生は肯定の返答を行っていることになる。つまり、先生の４行目の発言の中には、生徒の１行目と３行目の両方の発言に対する返答が含まれているのだ。４行目は［３－４］の隣接対であると同時に［１－４］の隣接対を形成しているとも言える。すなわち、この場面には可能性としては［質問－応答］を成す３組の隣接対が存在している。

しかしながら、先生の４行目の発話は一見すると３行目に対する肯定の返答とは受け取ることが難しい構造をしている。それは先生が「５枚」に対する肯定の発言をすぐに行わ

ず、先に２行目の否定を示した発言の理由説明を行うなど、「５枚」までの発話が長引いていることに原因があるのではないだろうか。なぜこのように発話が遅延されてしまったのかを見ていこうと思う。

まず、先生の２行目の発言が生徒の１行目の発言に対する不完全な返答であったことを思い出してほしい。それは２行目では発言が否定である理由説明がなされていないからだと述べた。そしてその理由説明が４行目の前半で行われているために、［１－４］の隣接対が形成されるに至ったのだ。なぜ、正しくは１行目への返答であるはずの理由説明が３行目への返答の中に挿入されてしまったのか。それは上でも述べたが、２行目の「いかん」という発言を先生が行った後に生徒がすぐさま３行目の「え、（１．０）５枚」という発言をし、しかもその内容が２行目の理由説明を求めるものではなかったことが深く関係している。その内容とはさらに清書候補の枚数を質問するものであり、このことから生徒は清書候補が３枚ではいけないことの理由説明は求めておらず、ただ自分が書くべき清書候補の枚数を知りたいだけであることが分かる。つまり、生徒にとってこの場で問題となっているのは「書く枚数」なのである。

しかし、４行目の「一所懸命書いたら：：３枚」でもよいが「遊んでて３枚は」だめである、という発言から先生は生徒の書く態度、あるいは心がまえによって同じ３枚でも許可するか、不許可にするかが決まることを示している。つまり、先生は「書く心がまえ」を問題にしているのである。４行目の最後の「５枚」という返答は、結局生徒が提示した枚数と同じであった。すなわち、先生は清書候補の枚数は５枚と決めていたにもかかわらず、すぐにそれを生徒に伝えることをしなかったのである。仮に、生徒の３行目の発言に対してすぐさま５枚でよい旨を伝えてしまうと、その会話は「書く枚数」だけを問題にしたやりとりになってしまうだろう。しかも、３行目で生徒が提案した清書候補の枚数の５枚は、先生の考えと同じなので、これに対して否定を示すことはできなかったのだ。そこで先生が問題を「書く枚数」から「書く心がまえ」へ転換させるための手段として用いたのが、「５枚」と発言する前に２行目で行うことができなかった「(３枚でえん)」に対する否定の理由説明を挿入することであった。この一見３行目に対する返答とは思えない(１行目に対する返答である）発言をここに挿入することによって、先生は問題が「書く心がまえ」であることを示すことに成功したのだ。

さらに「１０枚うふｈふｈふｈふｈふｈふｈ１０枚まけて５枚」と、枚数を一度１０枚と提示してそれらを５枚に減らす発言も、「５枚」と答えることを長引かせている。この発言はトランスクリプトの視線からも分かるのだが、先生と生徒のやりとりを見ていたある生徒の母親の視線に気づいた先生が、視線をその母親に向けていることと、先生の笑いに続いて母親も笑っていることから、生徒に対して真剣に「１０枚」を提示したのではなく、その母親に聞かれていることを前提とした冗談として発言されたことが分かる。すなわち、このときの先生の発話は生徒に語りかけられているのではなく、その母親に対して＜生徒に冗談としての枚数を語る＞という演技がなされていると言えよう。そして、先生は「５枚」と発言する際には生徒に一瞬視線を移していることから、生徒が問題としていた枚数についての返答は、確実に生徒に向けて発言したことが分かる。

先生は問題が「書く心がまえ」であることを示すために、３行目に対する直接的返答を先延ばしにして、その前に２行目で不可能であった理由説明を挿入し、さらに冗談として

一度「１０枚」を提示した上で「５枚」へ枚数を減らすという発話の工夫を行ったのだ。つまり、先生が「５枚」という直接的返答を発言する前にこんなにも発話が遅延されてしまったのは、生徒に問題は「書く枚数」でなく、「書く心がまえ」であることを示そうとしたからに他ならない。そしてこのように巧妙に作り上げられたように思える発話や視線の動きなど身体運動の連鎖を通して、先生は生徒に書道にとって重要とされている「心がまえ」を教えているのである。

３－２．精神面と学習成果の結びつき

ここで再び＜断片１＞を思い起こしていただきたい。第２章では、生徒の発言に対して先生が驚きを示したことによって、学習成果は学習量の増加、つまり、学習を重ねていくほど向上すべきではないのか、と考えた生徒の認識が適切なものとして判断されていたことを述べた。しかし、今回はその後の先生の発言に注目していきたい。

先生は生徒の発言の返答として、驚きを表示した後、「一番はじめが一番一所懸命きれいに書いた（　　）」と、一番はじめに書いた作品が清書として選ばれてしまったことの理由付けと思える発言をしている。この理由付けは、自分の選んだ清書が生徒の認識に反する結果となったことはこのような理由があるからだ、という正当化と見ることができるだろう。この発言で正当化が行われているということは、清書に選ばれた作品が生徒が一番はじめに書いた作品であったことは、不適切な結果ではなかった、ということになる。つまり、書道を学ぶ際のすべてにおいて、生徒の認識－学習量の増加と学習成果の向上を結びつける考え方－が当てはまるわけではないことを示唆しているのだ。「一所懸命書く」とは、全く精神面の問題であり、精神面と学習成果の結びつきが示されている。この場面では、先生が生徒の主張する学習量と学習成果の結びつきの認識を保護する手段として、精神面と学習成果の結びつきの認識を持ち込んだということができる。そうすることで、先生は学習成果の向上、言い換えると、書道の作品の出来は練習する枚数だけによるものではなく、一所懸命に書く、精神面も大いに関係していることを生徒に伝えることができたのである。

「心」や「精神」といったものの重要性を主張することは、ともすれば数をこなすことや学習を重ねることを否定してしまう結果になりかねない。繰り返し手本を見ながら書を書くことを書道の学習方法としている書道教室において、その否定は致命的なものであり、起きてはならない事態である。しかし、芸である書道には文字を書くときの精神面の問題も重要な要素であり、書を書く心がまえなくしては書道を語ることはできないであろう。そのため書道教室においては練習する量の重要性を保ちつつ、実は一所懸命に書く心がまえも忘れてはならないことを、先生は会話をはじめとする相互行為をその場その場に合わせてデザインしていくなかで生徒に教授しているのである。書道教室においても、「心がまえ」に重きをおく芸としての書道が教えられ／学ばれていると言えるだろう。

４．書道における手本

書道教室では、先生が生徒に手本を与え、生徒はその手本を見ながら書を書くこと、つまり臨書[7]を通して書を書く能力を高める練習をしている。手本には書である文字が書かれているだけで、言語的解説などは書き加えられていないにもかかわらず、先生は手本

を用いてさまざまな情報を生徒に与えている。書道教室における「手本」とは、先生の作品としての存在から書道を教える／学ぶなかで、書道のテキストとしての存在へと変貌してしまっているように思える。その手本の変貌がどのようにして書道教室の中で起きているのかを分析していこうと思う。

４－１．テキストとしての手本

<断片３>　１９９８．１０．３１　（１５：３０：０５～１５：３０：１２）

↓②
【手本の「る」を指さす】
作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作,,,..手手手,,,,...ＳＳＳ,,,..手手
Ｔ：もっと長い（０．４）もっと長い（１．０）短い（０．４）ん：：：：(０．４)
【　「る」の直線部分を書く　】　【筆を止める】
作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作,,,,...手手手手手
Ｓ：
↑①

【手本の「る」の直線部分の長さを指で示す】　【生徒の書いた「る」の直線部分の長さを指で示す】
手手手手手手手手手手手,,,..作作作作作作作作作作作作作作作作作作作
Ｔ：こんなに長いんで（０．４）あんたこれくらいしかないでないん（.）

手手手手手手手,,,..作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作
Ｓ：

【手本の「る」の直線部分の長さを指で示す】　【Ｓが握る筆に手を添える】
手手手手手,,,.. 作作作作作作作作作作作作作作作
Ｔ：ここまでおいで（０．８）す：：：っとおいで
【再度「る」の直線部分を書く】
作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作
Ｓ：

この場面は、「ひる」という作品の「る」だけを練習している生徒と、机を挟んでその斜め前に座っている先生とのやりとりである。生徒が「る」の直線部分(8)を書いているときに先生が「もっと長い（０．４）もっと長い」、続いて「短い」と発言していることから、生徒は先生が考えていたよりもその部分を短くしてしまったことが分かる。そして「こんなに長いんで（０．４）あんたこれくらいしかないでないん」という、手本と生徒の書いた「る」の直線部分の長さを示しながらの発言は、なぜ生徒の文字に対して「短い」と発言したのかの理由が説明されていると思われる。「こんなに長い」と表現した手本の文字を何をもって「長い」と表現しているかといえば、生徒が書いた文字が手本の文字よりも短かったために手本の文字に「長い」という表現が与えられたのであり、もし仮に、生徒が手本の文字よりも長い文字を書いていれば、手本の文字に対して「短い」という表現が与えられたはずである。すなわち、生徒の書いた文字によって手本の文字に対する表現が変わる、言い換えれば、生徒の文字次第で、手本の表現はいかようにも変えることが可能となるのだ。この場面では、先生が手本の「る」を指して「こんなに長い」と表現したことで、「『る』の直線部分は長い」という知識が生み出されたのである。そして、先生が前もって指さしと「ん：：：：」という注意獲得語句(9)の発言を用いることで、生

徒が筆を止め、また視線を手本へと導いた　（↑①）ため、その知識が生み出されたと同時に、生徒にその知識を視覚的に確かめさせることができたのだ。先生が視線を一度手本から生徒に移し（↓②）、再び手本に戻してから「こんなに長いんで」と発言していることからも、生徒が手本を見ていることを確認してからこの発言を行ったことが見てとれる。このように、発話ならびに指さし、視線の動きといった非音声的振る舞いが巧みに重ね合わされることによって、知識の生み出しは達成されているのである。先生によって生み出された知識があたかも初めから手本の中に存在していたかのように生徒に伝えられていく過程のなかで、手本のテキストとしての意味は埋め込まれていっているのである。

4－2．テキストの個別性

先ほど先生の書いた文字次第で手本の表現はいかようにも変えることができる、と述べたが、つまりそれは生徒ごとに手本から生み出される知識が異なる場合もある、ということである。そのことを確認するために、同じ手本を用いて練習を行っている二人の生徒と先生とのそれぞれのやりとりを見ていただきたい。

＜断片4＞　1998．10．31　（15：34：42～15：34：48）

【手本の「メ」の二画目を指でなぞる】　【Sと「メ」の二画目を書く】
作作作作作作作作作作,,..手手手手手手手,,..ＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳＳ,,..作作作作作作作作
T：　シャッと（　　）ぼくの（ま：るく　）
【「メ」を書く】【　筆の穂を整える　】　【Tと「メ」の二画目を書く】
作作作作作作,,..硯硯硯硯硯硯,,..手手手手手手手,,..作作作作作作作作作作作作作作作作作作作作
S：

＜断片5＞　1998．10．31　（15：48：58～15：49：07）

【手本の「メ」を指さす】　【　生徒の「メ」を指さす　】
作作作作作作作作,,..手手手手手手手手手手,,..ＳＳＳＳ,,..作作作作作作作作
T：　こっちが長い（んで）（2．0）ぼくこっちが短い
【「メ」を書く】【　筆の穂を整える　】　nod【筆の穂を整える】
作作作作作作作,,..硯硯硯硯硯硯,,..手手手手手手手手手,,..硯硯硯,,..作作作作作
S：

＜断片4＞と＜断片5＞は共に「メガネ」という作品を書いている生徒とその生徒の前に座っている先生との「メ」を書くことを教える／学ぶ場面である。

＜断片4＞で生徒が「メ」を書き終えた後、先生は手本の「メ」の二画目を指でなぞりながら「シャッと（　　）」と速さを表現しているかのような擬音語を発言している。この発言は生徒が書いた「メ」の二画目が少し曲線を描くような形になったので、手本の「メ」はもっと直線に近いのだということを表現したと思われる。ここで先生は生徒が書いた「メ」のなかでも二画目の形についてコメントすることで、「『メ』の二画目は曲がっていない」という知識を生み出したのだ。そして、先生が「シャッと・・・」と発言し始めたときに生徒が硯から手本に視線を移動させたことにより、その生み出された知識が生徒に視覚的に確認されたことが観察可能となっている。

次に＜断片5＞であるが、この場面も生徒が「メ」を書き終えると先生は「メ」の二画

目についてのコメントを行う。しかし、こちらは二画目の全体的な形ではなく、一画目により分断される左側部分（㊧）と右側部分（㊨）の長さの対比に関するコメントである。（詳しくは図１参照）手本の「メ」の㊨の部分を指さしながら「こっちが長い（んで）」と先生が発言することによって、ここで「『メ』の二画目は㊧よりも㊨が長い」という知識が生み出された。その発言に対して生徒が視線を手本に移し、なおかつうなずいたことでその知識を生徒は確認したことが分かり、さらに生徒のうなずきを先生が見ていたことで、生徒がその知識を確認したことを先生が確認したことも分かるのである。このように、先生によって生み出された「『メ』の二画目は㊧よりも㊨が長い」という知識が両者に確認されたことで、その知識はその生徒生徒の手本の中に埋め込まれ、手本がテキストとしての意味を帯びていくのである。

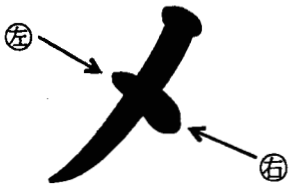

図１

２つの断片から、たとえ同じ手本の同じ文字ですら、その文字から先生がどの部分をいかに表現するかによって、生み出される知識は異なることが言える。つまり、生徒が書いた文字に先生が批評を与える与え方次第で、手本の中からは無数の知識が生み出されるのであり、生徒によって、また、同じ生徒でも書いた文字のどの部分を先生がハイライティングするかによって異なる知識が生み出される結果となるのだ。グッディンはハイライティングについて、「様々な方法で特色づけることにより複雑に見える現場の中から特定の現象を目立たせること」（Goodwin[1994:606]）と、まとめている。すなわち、ハイライティングとは全体の中からある一部分を強調し、浮き立たせることであり、その方法として発話や指さしが使用されているのである。たとえば＜断片４＞では、先生が指でなぞるというふるまいと「シャッと（　　）」という発話を用いて、手本の「メガネ」の中から「メ」の二画目の形をハイライティングしたのである。どのような知識が生み出されるかは、先生が手本からどの部分をハイライティングし、その部分をどう表現するかに懸かっているのである。言うならば、テキストとしての手本とは先生と生徒の協同的達成物なのだ。同一の手本でも先生が生徒それぞれに文字を教えていくなかで異なる内容のテキストが作り上げられていくのである。このような存在の書道の手本とは、各生徒、各場面ごとに臨機応変に対応することができる、融通無碍[10]なテキストであり、書道教室独特のテキストと言えるだろう。

５．まとめ

一貫して言えることは、教育の場であるということも、芸としての書道を教えることも、手本をテキストとして用いることも、すべてその場に参与している先生や生徒の相互行為のなかから知ることが可能となる、ということである。書道教室とは、学校の教室とは異なり、また先生／生徒は師匠／弟子の関係とは言えないのだが、どちらの特徴も有している場であると言うことができる。そして、書道教室における手本が、生徒ごとに個別性を持たせる、融通無碍なテキストとして存在することは、書道教室らしさと言えるであろう。

人々は何かをするときに、そもそも自分がどのような方法を用いているのかなどということに関心はなく、というよりもそれをはっきりとは自覚していないのだ。つまり、人々

は会話をすること、注意を与えること、手本を使うことなどにおいて、それをやることだけに関心があり、どうやっているのかについては意識が及んでいないのである。この人々が何かを成し遂げようとするとき実際に用いる方法こそが「謎」であり、その謎を解くべき舞台として私が選んだのが「書道教室」だったのだ。

注

（1）この論文のトランスクリプトで用いられている記号一覧を以下に示す。

//　複数行の同じ列におかれた二重スラッシュ：参与者たちのことばの重なりが始まる個所を示す。

＝　ことばとことばの間、もしくは行末と行頭におかれた等号：途切れなくことばがつながっていることを示す。

（　）　丸括弧：何かことばが発せられてはいるが、聞き取り不可能であることを示す。また聞き取りが確定できない場合は、当該文字列が括弧で括られる。

（数字）　丸括弧で括られた数字：その数字の秒数だけ沈黙のあることを示す。また、ごく短い間合いは「(.)」という記号で示される。

：：　コロンの列：直前の音が延ばされていることを示す。

【　】　すみつき括弧：参与者の発話以外の諸行動の一部を示す。

ｈｈｈ　ｈの列：呼気音を示す。

ＳＳＳ　各発話の上におかれた同一文字列：その文字（Ｎ）で示された特定の事物もしくは人物に視線もしくは顔が向けられていることを示す。

..... ピリオドの列：動作が始まりかけていることを示す。

,,,,,, 動作が終わりかけていることを示す。

nod　うなずきを示す。

「文字」　鍵括弧で括られた文字：作品もしくは手本の中の文字を示す。

以下に示す文字はその場面への参与者及び事物を表す。

［Ｔ］　先生

［Ｓ］［S_1］［S_2］　生徒（ただし、場面ごとに同一の人物を示すものではない）

［Ｍ］　ある生徒の母親

［下］　下を向いている

［中］　中空を見ている

［作］　生徒が書こうとしている／書いている／書いた作品

［手］　手本

［硯］　硯

（2）古半紙、つまり、生徒が使い終えた半紙をためている箱。場所については書道教室内配置図（１－２）参照。

（3）調査対象とした書道教室では、生徒は練習した作品のなかから優れた出来だと思う作品（平均３～５枚）を残しておき、その中から先生に一番出来のよい作品を選んでもらい、それに名前を書き込み、先生に提出するという一連の流れがある。本論文においては、先生が一番出来がよいと判断する作品を「清書」、生徒が残しておく作品を「清書候補」と呼び、さらに清書を選べ作業のことを「清書選び」と呼ぶことにする。清書選びは清書候補を壁にマグネットで横一列に貼り付けて行われる（書道教室内配置図（１－２）参照)。なお、清書選びの際、「おけいこ」と呼ばれる、清書の次に優れた出来である作品を先生が示す場合があり、その時にはまずおけいこに名前を書き込み、それを先生に見せたうえで清書に名前を書くという段階がある。

（4）清書候補が貼り付けられる壁には、金属板が２段貼り付けられており、ビデオ撮影を行った日にはその１段目に何人かの生徒が書いた作品が貼り付けられていた。

（5）本論文において登場する人物名はすべて仮名である。

（6）筆の毛の部分を「穂」と呼ぶ。

●筆　writing brush

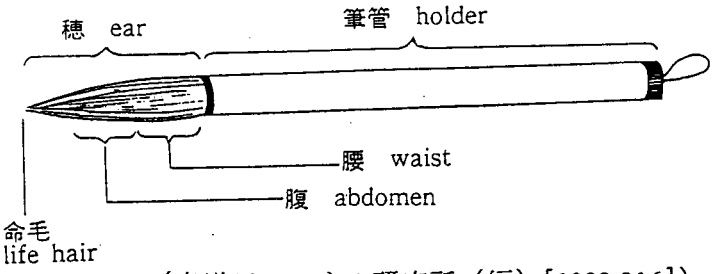

（書道ジャーナル研究所（編）[1993:316]）

（７）臨書とは、手本を見ながら書を書くこと、またそうして書いた書のことである。(cf. 新村（編）[1955 → 1969 → 1983 → 1991:2706])また、『よくわかる　書の常識』によると、臨書は「法帖や手本などの名跡を見て、文字の結構や性惰を学習しながら写し書くこと」(書道ジャーナル研究所（編）[1993:331]）とまとめられている。ここでは前者の意味で用いている。

（８）下図において矢印で示した部分のことである。

（９）森田の「あしまった」という発話についての意見を端的にまとめると、それ自体が注意獲得語句となり、発話の受け手の視線と姿勢の変化を促している、というわけである。(cf.森田　1997)「ん：：：：」という発話も、もちろん指さしと共に行われたことがこの場に置いて重要なのだが、それ自体でもＳの視線を変化させる役割を果たしていると考えられるため、ここでは「注意獲得語句」と呼ぶことにする。

（１０）一定の考え方にとらわれることなく、どんな事態にもとどこおりなく対応できること。(新村（編）[1991:2605])

参考文献

Goodwin, Charles　1994　"Professional Vision", Barbara Tedlock & Dennis Tedlock (eds.) *American anthropologist* 96-3 :606-633.

生田　久美子　1987　『「わざ」から知る』, 東京大学出版会。

小林　康夫・船曳　建夫（編）1994　『知の技法』, 東京大学出版。

Mehan, Hugh　1985　"The Structure of Classroom Discourse", T.van Dijk (ed.) Handbook of *Discourse Analysis* vol.3 : Discourse and Dialogue. London : Academic press. : 120-132.＝年号不詳　「教室における談話の構造」(岡田　光弘草稿　1998.12.21 入手)。

皆川　満寿美　1993b　「『無関与』の協同的達成」,『現代社会理論研究』3：47-67。

西阪　仰　1992　「参与フレームの身体的組織化」『社会学評論』169:58-67。

西阪　仰　1993　「指示の透明性：参与フレームとしての対象」『微視的権力状況における会話分析』平成２～４年度科学研究費補助金（総合研究Ａ）研究報告書：24-40。

西阪　仰　1996　「自然な人工物」,『認知科学』3-2 日本認知科学会：50-61。

西阪　仰　1997　『相互行為分析という視点』, 金子書房。

岡田　光弘　1996　「『制度』を研究するということーインタビューと１１９番通話の終了部の会話分析ー」,『現代社会理論研究』6：165-180。

Schegloff, E, A. and Sacks, Harvey　1972　"Opening up closing" *Semiotica* 7: 289-327=1995 北澤　裕・西阪　仰訳「会話はどのように終了されるか」,『日常性の解剖学』: 175-241, マルジュ社。

書道ジャーナル研究所（編）1993　『よくわかる書の常識』, 同朋舎出版。

新村　出（編）　1991　『広辞苑』, 岩波書店　1955 → 1969 → 1983 → 1991。

樫田　美雄（編）『社会調査実習』刊行プロジェクト　1998　『ラジオスタジオの相互行為分析ー平成９年度徳島大学総合科学部社会調査実習報告書（第二版）ー』。

上野　直樹　1996　「協同的な活動を組織化するリソース」,『認知科学』3-2 日本認知科学会：5-24。

山崎　敬一・西阪　仰（編）『語る身体・見る身体』, ハーベスト社。

盲人卓球にみるスポーツのおもしろさ

奥田　さやか

０．はじめに

はじめに、調査に協力していただいた徳島市の盲人卓球クラブの方々に感謝を申し上げたい。また、共通教育・社会学の授業の一環として行われた講演会で、お話ししてくださった関係者の方々の公演は大変役立った。ここで、お礼を申し上げたい。そして、ビデオカメラを快く貸与してくださった高橋晋一先生（徳島大学）のご厚意がなければ、データを得ることは不可能であっただろう。最後になったが、データの分析上、有益なコメントをくださった岡田光弘先生（白梅学園短期大学）に感謝の言葉を申し上げたい。先生にいただいた助言の数々や貴重な文献の送付がなければ、この論文は完成しなかったであろう。この論文がこれからの相互行為分析や障害者スポーツ研究などに少しでも役に立てれば幸いである。

１．問題意識

スポーツについての研究は少なからず行われていた。しかし、それらは、どのようにしたらうまくなるかという技術向上についてや現在のスポーツを取り巻く状況や問題、また健康づくりに役立つなどの社会的文化的意義にとどまっていた。もっと根本的な問題、つまりスポーツのおもしろさとは一体どのようなことなのかということはほとんど研究されていなかったのである。スポーツがいかにおもしろいものとして存在しているのかを明らかにするために、参与者たちのふるまいをみる、相互行為分析の視点から分析することにする。盲人卓球はプレイヤーの動く範囲が限られており、視線やふるまいを観察しやすいという利点がある。よって、盲人卓球というスポーツを、相互行為分析の視点から分析することにより、参与者がふるまいや発話をデザインすることによって、いかにしてスポーツがおもしろいものとして存在しているのかを明らかにしたいのである。

２．フローを感じるということ

２－１．フローが得られるとき

ゲームや競争、スポーツなどをするとき、人は少なからずゲームに夢中になり、時には興奮する。また、ゲームや競争に夢中になり、楽しいと感じ、報酬が与えられたり、表彰されるというようなことがなくても、心が満足することがある。このような状態を、チクセントミハイは、「特異でダイナミックな状態――全人的に行為に没入している時に人が感ずる包括的感覚――」と表現し、「フロー（flow）」と呼んだ。［Csiksezentmihalyi,1975=1991:66］そこで、声を思わずあげたり、笑顔になったりする部分をみていくことで、盲人卓球のおもしろさ、スポーツのおもしろさを分析することにつながるのではないだろうかと考えた。チクセントミハイはフロー経験を確実に生み出す諸活動の原理について「フロー活動とは行為者の技能に関して最適の挑戦を用意している活

動である（Csiksezentmihalyi［1975=1991:85-87］）」と述べている。つまり、「最適な挑戦」とは、自分の限界を越えるか、越えないかのぎりぎりのところで、自分の能力を発揮するときであり、このとき、フローを感じることができるのである。具体的に盲人卓球において考えるなら、「打ち返すことができる／できない」のどちらになってもおかしくないような場合である。その時こそがフロー活動なのである。

また、ゴッフマンはゲームやスポーツについて「人々は普通、心身ともに実生活からは遊離しているものの、各人が好きだとか得意とする分野においてなす各種のゲームやスポーツでは、互いに相手を自己の行為に対する場として利用する」（Goffman［1967 = 1986：213］）と述べた。言うなれば、ゲームやスポーツをするときは、私たちは、相手の人格の部分を考慮に入れないで、単なる「敵」や「相手」にすぎないとみなす。こういうことが、相手を「自己の行為に対する場」とみることなのである。

つまり、対人スポーツで考えるなら、チクセントミハイの「最適の挑戦」というのはゴッフマンの「自己の行為に対する場」としての「相手」が最適ということになる。自分のレベルと対戦相手のレベルが、ほぼ同じレベルであるということである。言い換えるなら、自分のレベルと相手のレベルが同格であるなら、それぞれ互角に戦っているということではないだろうか。それぞれ互角に戦っている最中に、フローは得られるのである。

2－2．言い訳や失敗のマーク

断片1　（7：06：19～7：06：33）(1)

K：いきます　【笑顔】うわ：：はやかったな：／／一瞬
　　↑②　↑③
S：　はい（4．2）　【笑顔】／／うふｈふｈふｈふｈ（
　　↑①

K：／／いきます（.）　【笑顔】
S：／／　）　はい（5．0）【少し笑顔】あちあち（0．6）いっきょういっきょう

K：　あ（1．0）　【笑顔】／／あはｈはｈ
S：（0．4）　あちゃｈｈ／／ラｈケッｈトｈよｈこｈむｈきょｈうｈ
　　↑④　↑⑤

K：目をつぶっている（見えていない）　S：アイマスクなし（見えている）

この断片は、2つのラリーから成り立っている。2人の技能はほぼ同等であり、打つスピードはかなり速い。最初のラリーは、Kのサーブで始まった。「いきます」とサーバーが発言し、5秒以内にレシーバーが「はい」と答えることにより、ラリーは開始される。ラリーの開始と終了をスイッチのメターファーで考えるなら、ラリーの開始はスイッチがONに入ることである。↓①のところで（4．2）となっている。3回目のラリーに入ったところで、Sからの球をKは打ち返そうとしたが、ラケットに球を当てようとするのが精一杯だった。Kは、↓②で「うわ：：」と声をあげ、そのあと↓③で、「はやかったな

：」と発言している。「はやかったな：」と発言することにより、Ｓの球が速かったからＫは打ち返すことができなかった、つまり失敗したのだという意味合いの言い訳が成り立つのである。

また、注目すべき点は、↓②の「うわ：：」という声である。とっさに出たと見て取れる「うわ：：」を言うことにより、Ｋの心に生じた状態変化がこの場に表れているのである。「うわ：：」という声を発することは、「うわ：：」より前に起こった出来事と、その後の発言をつなぐ役割を果たしており、「うわ：：」と発言することによって、はじめて、次に言い訳や失敗の理由の言葉を発することができるのである。そのようにして、「うわ：：」の次に発せられた「はやかったな：」は自分の失敗に言い訳をする人の発言として見てとれるのである。

次のラリーも見ていこう。次のラリーもＫのサーブで始まった。ラリーは３回続いたが、Ｓの打った球がＳのコートのサイドフレーム(2)に当たり、コートの外に出そうになった。ＫはＳの打った球がサイドフレームに当たる音を聞いて目を開け、打つための準備の体勢を崩した。しかし、球はサイドフレームに当たった後、Ｋのコートに向かって、ゆっくりと転がっていった。そして、Ｋは体勢を戻し打ち返した。その後、Ｋからの球をＳは打ち返すことができたが、↓⑤で「あちゃｈｈ」と発言しているように、球はコートの外に飛んでいってしまった。そして、そのあと、↓⑥で「ラｈケッｈトｈよｈこｈむっｈきょｈうｈ」と発言している。Ｓのこの発言は、打ち損じて失敗したのはＳであるから、Ｓ自身に対しての発言しているとわかる。Ｓは自分が打ち損じたのはラケットが横を向いていたからだと発言することにより、自分の失敗の言い訳や理由が成り立つのである。そして、ここでも注目すべき点は↓⑤での「あちゃｈｈ」という発言である。「あちゃｈｈ」と発言することにより、自分の失敗の言い訳や理由の言葉を発する人になりえているのであり、あくまでも自分の失敗に対して心に動きのあったことをマークしているのではないだろうか。

ヘリテージは、“A chage-of-state token and aspect of its sequential placement”という論文の中で「自然な会話(3)における不変化詞『おぉ［Oh］』について「不変化詞は、産出者が現域での知識、情報、指向、あるいは気づき［awareness］の状態の中である種の変化を体験したことを提案していたことが分かる」（Heritage［1984 ＝ 1998：1］）と述べている。つまり、「おぉ」などの不変化詞は、情報提供を受け取ったことを有徴化（マーク）するために用いられるのである。また、「おぉ」を用いることによって、心の中に「ある種の状態の変化」が生じていることも見てとれるのである。そして、情報提供した者は、相手が情報提供を受け取ったことを知ることができるのである。

それでは、断片１に置き換えて考えてみる。断片１において、失敗することで、「うわ：：」や「あちゃｈｈ」を用い、発話者の心に状態変化があったのではないだろうか。「うわ：：」は驚きのマーカー、「あちゃｈｈ」は失敗のマーカーになっていると見てとれるのである。それぞれ一方のプレイヤーが「うわ：：」や「あちゃｈｈ」と発していることは、それぞれもう一方のプレイヤーにも明らかにモニターできる。そして、そのことは心に状態変化が生じ、それぞれもう一方のプレイヤーにはその心の状態変化までも明らかにモニター可能にするのだ。発話者の心の状態に何らかの変化があったことを示しているということは、それだけプレイに対して没入していたと言えるのではないだろうか。不変化

詞を用いることにより、心の中に何らかの状態変化があったことが観察可能になり、つまりそれは第三者にもフローを感じていると見てとれるのではないだろうか。

2－3．勝ったあとの素振り

ここで素振りについて考えてみる。どういう場合に素振りがなされようとも、能力向上の目的以外には決してなされていない。次のプレイこそは、次の試合こそは、上手になろうとするために素振りをしているのである。負けた場合に素振りをすることに対して私たちは違和感を感じない。それはなぜであろうか。私たちの社会規範において、失敗をするという行為は、反省し、改善されるべきものとして存在している。だから、失敗した、負けた場合に素振りを行っても違和感を感じず、適切とみなすのではないだろうか。つまり、負けた場合においての素振りには（1）後悔、反省の意味と（2）向上する意味が込められているのである。そのうち素振りをすることが向上のためであることに留意すると、勝ったあとに素振りをすることも決して奇妙なことではないのだ。しかし、負けた場合になされる素振りとは、その意味が多少異なるとは思うのである。たとえ勝ったとしても、プレイヤーによっては、打ち方や勝ち方に対して納得がいかず、後悔や反省をし、改善点を考え、向上しようと考えているかもしれない。だから、勝った場合の素振りにおいて、(2)の向上するの意味のみではなく、プレイヤーの満足度如何によっては（1）の後悔、反省の意味も持つのである。

この勝った場合でも素振りをするという行為に注目したい。勝ってもなお、向上しようとしたり、後悔や反省をするということはそれだけプレイに対して真剣に取り組んでいるということではないだろうか。勝ってもなお素振りをすることにより、私たちの目にこのプレイヤーが真剣に取り組んでいるように見てとれるのである。そして、素振りをすることは、勝つという事実だけでは満足するには至らなかったラリーのあらわれといえる。つまり、互角に戦えていると見てとれるのではないだろうか。勝っても素振りをするということはフローを感じている証拠として明示的であるのだ。

3．楽しんでいることの相互確認

3－1．視線や発話によるラリーのＯＮ／ＯＦＦの相互確認

断片2　（7：04：23～7：04：37）

【球を拾う】【球を台の上に置く】　　↓⑦【笑顔】

↓②

球球球球球,,.. 中,,.. 台台ＳＳ［　　分析不可能　　］球球球

K：（　　3．0　　）いきます　　あ：：：

↑⑥

【少し笑顔】　　【笑顔】

↓①

ＫＫＫＫＫ台台台ＴＴＴＫＫＫＫＫ,,,... 球球球球球球球球球球球球,,.. 中中中

S：　　はい（5．0）あ：：：つい（.）

↑③　↑④　↑⑤

↓⑨
【笑顔】【ラケットを大きく左右に振る】【打つ体勢になる】
球球球,,,... 中中中中中中,,,... 台台台台台台台台台台台台台台台台
K：　　つい／／とった
↓⑧
【　　球を拾いに行く　　】
中中中中中中,,,... 球球球球球球球球球球球球球球球球球球球球球
S：ついとった　／／ついとった

K：目をつぶっている（見えない）(4)　S：アイマスクなし（見える）

対人スポーツは、お互いに今何を行っているかをモニターしていなければならない。そうでなければ競技は成り立たない。もちろんルール上でも、盲人卓球はラリーを開始する前には、必ずサーバーが「いきます」と発話し、それから５秒以内にレシーバーが「はい」と発話することによって、ラリーの開始がわかるようになっている。このようなことからも、お互いに今何を行っているかをモニターしていなければ、競技が行えない証拠だとわかる。しかし、サーバーがその「いきます」という発話をする前にすでに、レシーバーの準備が整っているかをモニターしているのではないだろうか。自分が競技のできる準備が整っていて、そして相手も競技のできる準備が整っているとモニターでき、そのことがお互いにモニターされているということそれ自体がモニターされて(5)、初めて競技は始めることができるのである。

断片２において、Ｓは自分が準備ができているということを示すために、↓①でＫの方に視線を向けたのである。そして、それはＫが球を拾い終え台の前に戻り、打つための準備の体勢に入りそうだということをＳはモニターしているからこそ、ちょうどその時に、Ｋに視線を定めていたのではないだろうか。ＳがＫの方へ視線を向けているからこそ、ＫにはＳのラリーのための準備が整ったと見てとれるのである。そして、Ｋは視線を↓②でＳに向けることにより、自分がラリーのための準備が整えたことをＳに表示し、Ｓのラリーのための準備が整ったことをモニターすることができたのである。だからこそ、Ｋはラリーを始めることができたのである。

ＫとＳはラリーのための準備が整ったことを相互にモニターしあうことにより、ラリーがＯＮになることを相互に確認した。そして、ラリーは始まることができた。↑③の（５．０）のところで２回ラリーが続き、３回目のラリーに入ったところで、Ｓの打ち返した球がＫのコートのエンドフレーム(6)についた。しかし、Ｋは打ち返そうとした。ＳはＫが打とうとする前に、球がＫのコートのエンドフレームについていることに気がついており、↑④で「あ：：：」と声をあげ、つづいて↑⑤で「ついている」と言おうとして言いよどんでいる。↑④での「あ：：：」は前述のとおり、気がついたことのマーカーになっている。Ｋはラリーの０Ｎ／ＯＦＦが微妙なため、２回ラケットを振り、打ち返そうとした。しかし、Ｋの打った球はコートの外に飛んでいってしまった。その打ち損じに対して、Ｋは↑⑥で「あ：：：」と叫んでいる。ここでは「あ：：：」は失敗のマーカーになっている。そして、その失敗をごまかすかのように↓⑦で笑顔になっている。そのあと、ＫとＳは交互に「ついていた」ことを発話して、確認し合っている。ここで、ラリーがＯＦＦに切り替わったことがＫとＳ相互に確認されているのだ。

これまでの記述では言語的に確認されなければ、ラリーのＯＦＦは相互に確認されない

と考えるかもしれない。言語的手段に依らなくとも、ラリーのＯＦＦの相互確認は可能なのである。↓⑧を見ると、Ｓは球を拾うという行為によって、ラリーがＯＦＦであることを表示している。そして、そのことはＫにもモニターできる。一方、Ｋは↓⑨でラケットを大きく左右に振っている。Ｋは打つ準備をしておらずラリーがＯＦＦであると認識していると見てとれる。つまり、Ｓの球を拾いに行くという行為も、Ｋのラケットを左右に大きく振るという行為も相互にモニターできることによって、ＫとＳが相互にラリーのＯＦＦを認識していると見てとれるのである。そして、そのことは私たちにも観察可能となっている。

３－２．視線によらないラリーのＯＮ／ＯＦＦ相互確認

断片３　（７：２１：２５～７：２１：３４）

	↓②	↓③
	【ラケットで台を叩く】	【ラケットで台を叩く】
Ｔ：		はい（６．０）
	↓①	↑④
Ｙ：	°おかしいな：：° いきます	／／いかんな：：
Ｓ：		ネット＝
		↑⑤　↓⑥
Ｋ：		＝打ち上げ／／た：：

Ｔ：アイマスクあり（見えない）　Ｙ：アイマスクあり（見えない）

↓①で、Ｙは「おかしいな：：」と発言している。これは、この断片の前のラリーでＳから失策を告げられたため発していると思われる。そして、Ｙの「おかしいな：：」の発言がなされている間に、Ｔは↓②のところでラケットで台を１回叩いたのである。さらにＴは、ラケットで台を１回叩くと同時に打つための準備の体勢をとっている。Ｔのラケットで台を叩くという行為の直後に、Ｙは「いきます」と発言し、Ｔが「はい」と返事をすると同時にラケットで台を１回叩く行為の後、ラリーは始まった。Ｔの行為は、Ｙにモニターさせるために行われたのではないだろうか。Ｔが台を叩くということは、台の前に立っているとＹにもわかる。さらに、Ｔがサーブを受ける側の方のコート、つまりライト・ハーフコート(7)に立って台を叩くということは、サーブを受ける側の方のコートに立っていることがＹにもわかるのである。つまり、Ｔの行為はＹにラリーのための準備ができているということを表示しているのではないだろうか。

盲人卓球のルール上「いきます」と発言することが規則化されている。だから、相手のプレイヤーに競技のための準備を整えさせることは可能である。Ｔは、Ｙが「いきます」を発言する前に、自らラリーのための準備が整っていることを表示することによって、スムーズにそして、心地よくラリーを進めようとしているのである。さらに、Ｔは↓③で「はい」と返事をすると同時に、再び台を１回叩いたのである。ラケットで台を叩くという行為をプラスすることによって、「はい」という形式的発言をするにとどまらず、本当にラリーのための準備が整っていることを表示しているのである。プレイヤーは形式的なラリーのＯＮを相互確認するのみにとどまらず、その前にすでにラリーのＯＮを相互確認していたのである。また、ラリーとラリーの合い間において、Ｔは失敗の理由などを発言していたが、ＹはＴが次のラリーのために「いきます」と発言するまで沈黙を守るという場面

があった。ここで沈黙を守ることは有意味であったのではないだろうか。Ｙの沈黙はＴにもモニターすることが可能である。ここでＹが沈黙することにより、Ｙのラリーのために準備は整っているとＴには見てとれるのではないだろうか。

それでは、ラリーのＯＦＦの相互確認はどのように行われているのであろうか。Ｙのサーブからラリーは始まった。↑④の（６．０）のところで、ラリーは２回続いた。３回目のラリーに入ったところで、Ｙの打ち返した球がネットに当たって跳ね返ってしまい、Ｔのコートに届かなかった。球がネットに当たって跳ね返った音をＹは聞き取れており、球が転がっているのを待っているように見てとれる。加えて、↓⑤でＳが「ネット」と発言し、↓⑥でＫが「打ち上げた：：」と発言したときになされた↓⑦でのＹの「いかへんな：：」という発言から、Ｙは自分が失敗したことを知っていたとわかる。つまり、Ｙにはラリーが０ＦＦに切り替わったとわかる。また、Ｙの打った球がネットに当たって跳ね返った後、Ｔは一旦打つための準備の体勢を崩したことから、ＴもラリーがＯＦＦに切り替わったことを認識しているとわかる。しかし、Ｙにはモニターできない。ＴとＹにラリーのＯＦＦの相互確認がとれたのは、↑⑤でのＳの「ネット」や↓⑥でのＫの「打ち上げた：：」という発言があったからではないだろうか。Ｓの「ネット」という発言も、Ｋの「打ち上げた：：」という発言も、ＴとＹの両方に聞き取り可能である。つまり、その場にいる球が見える人の発言によって、明確なラリーのＯＦＦの相互確認がとられている。さらに、Ｓの「ネット」という発言を、Ｔが聞き取ったことは、Ｙも知っており、Ｙが聞き取ったことは、Ｔも知っているであろう。

一方で、プレイヤー自身が言葉によって、たとえば「出た」などと発言することによって、もう一方のプレイヤーにもその発言を聞き取らせることができることから、プレイヤー同士でラリーのＯＦＦの相互確認がとられることもあるのではないかという反論があるかもしれない。確かに、周りの球が見える人たちの視覚的判断に頼らずにラリーのＯＦＦの相互確認をとることが可能になる場合もある。しかし、それは音で明確に判断することが可能な場合に限られるのだ。

アイマスクをしている者同士がプレイするとき、ラリーのＯＮはレシーバーがラリーのための準備が整ったことを、音で表示することによって、また沈黙を用いることによって表示し、そして相手にその行為をモニターさせることによって、相互行為的に成し遂げられているのである。また、ラリーのＯＦＦは、プレイヤー自らがラリーがＯＦＦに切り替わったことを宣言することにより、プレイヤー同士が相互確認することもある。しかし、視覚的判断に頼らなければならない場合や、プレイヤー自らラリーがＯＦＦに切り替わったという宣言をしない場合は、周りにいる球が見える人がラリーのＯＦＦの相互確認をとる装置となってふるまうことにより、プレイヤーはラリーのＯＦＦの相互確認をとることが可能になっているのである。

３－３．楽しんでいることの相互確認

断片４　（７：０４：２６～７：０４：３４）

			↓⑤ 【笑顔】	【笑顔】
Ｋ：いきます			あ：：：	つい／／とった
			↑④ ↓⑥	
	↓② 【一瞬笑顔】		【笑顔】	【球を拾いに行く】
Ｓ：	はい（５．０）あ：：：つい（.）		ついとった	／／ついとった
	↑①	↑③		

Ｋ：目をつぶっている（見えない）　　Ｓ：アイマスクなし（見える）

断片４の↑①でＳは「あ：：：」と声をあげている。これは第２章の２節で述べたように気づいたことのマーカーになっている。Ｋの打った球がＳのコートのエンドフレームにつき、そのことに気づいたことをマークしている。Ｓは声をあげると同時に↓②で一瞬笑顔になっている。しかし、Ｋはラリーの０Ｎ／０ＦＦが微妙であったため、２回ラケットを振り、打ち返そうとした。Ｋは打ち損じてしまい、ラリーはＯＦＦへと切り替わった。Ｋは打ち損じてしまったときに↑④で「あ：：：」と声をあげており、「あ：：：」は失敗のマーカーとなっている。また、Ｋは声をあげると同時に、その失敗をごまかすかのように↓⑤で笑顔になっている。そして、Ｓも↓⑥で笑顔になっているのである。ＫとＳは同時に笑い合っているのである。Ｋが笑顔になっていることはＳにもモニターすることができており、Ｓが笑顔になっていることはＫにもモニターすることが可能である。ＫとＳとが笑い合い、そのことをお互いにモニターすることにより、お互いが楽しんでいることが確認されているのではないだろうか。

対人スポーツは、「お互いに今何を行っているかをモニターしなければならない」と先に述べた。一方で、お互いに楽しんでいる様子をモニターしないと続けられないという側面もある。もっとも、真剣なスポーツの場においては、例外である。真剣勝負ではないスポーツの場においては、お互いが楽しんでいるということはが重要なのである。なぜなら、勝負そのものというよりは、社交的・友好的側面が強いからである。障害者スポーツにおいても例外ではない。実際、この盲人卓球の場において、休憩時に、同じ人が飲み物を持参し、そこにいる参加者たちにふるまっている。盲人卓球というスポーツを通して、同じ時間を共有し、楽しい時間を過ごすという目的があるからこそ、このように毎回手間を惜しまず飲み物を持参する行為が行われているのではないだろうか。

スポーツのおもしろさには、第４章で述べたように、フローを感じるときがある。それは、スポーツのおもしろさの一側面にしかすぎないと思うのである。スポーツをするとき、フローを感じなくても楽しくスポーツが行えるときがある。そのようなとき、お互いに笑い合い、お互いが楽しんでいることを表示し合うことにより、自分だけが楽しんでいるのではなく、相手も楽しんでいることをお互いに確認することが可能なのである。このことを「楽しんでいることの相互確認」と呼んでおきたい。盲人卓球をはじめ、スポーツを行うとき、ラリー（またはゲーム）の０Ｎ／０ＦＦの相互確認をとることは、スポーツをする上で前提条件となっている。真剣勝負を行っているスポーツの場においては、プレイヤー同士がラリー（またはゲーム）の０Ｎ／０ＦＦの相互確認を、審判などの周りにいる人たちが相互確認のための装置となることによって行っている場合がある。加えて、特に真

剣勝負ではなく、社交的・友好的側面も持ち合わせているスポーツの場は、「楽しんでいることの相互確認」を繰り返すことによって成り立っているのではないだろうか

極端なことを言うと、楽しんでいることを表示することにおいて、本当に楽しんでいなくてもよいのである。一方のプレイヤーが失敗などをし、何かリアクションを起こす。そのとき、もう一方のプレイヤーが相手のリアクションに対応した、リアクションを起こすことが必要なのである。もう一方のプレイヤーがリアクションをする上で一番行いやすいのが笑いかけることなのではないだろうか。「楽しんでいることの相互確認」を行うからこそ、社交的・友好的側面を持ち合わせたスポーツの場では、スポーツはおもしろいものとして存在しているのではないだろうか。

4．スポーツを通してなされるコミュニケーション

4－1．ラリーに支障のないように交わされる会話

TとYのラリーにおいて以下のような場面があった。TもYもアイマスクをつけているので、審判をしているKとSが「ダブル」と発言することによって、ラリーがOFFへと切り替わった。実は、両方ともダブルヒット(8)であった。そのあとYは「シングルなんよ」と発言し、すぐに自分の失敗を冗談にした。Yはこのように発言することによって、失敗をごまかしているのである。しかも、Yは冗談を言う前から笑顔になっていた。Tは「なんて」と聞き返している。Yは再び冗談を言った。しかも、最初のシングルが苦手という発言と同様に笑顔でなされていた。つづいてTは「よう言うわほならダブルでいくじょ」（よく言うわ、そんなこと言うのならダブルでいきますよ）と一段と大きい声で、Yの冗談に対してのお返しの言葉を笑顔で発言した。

上記で説明した会話はYの失敗が発端となった。Yは失敗を会話の話題にしたのである。そして、一連の会話はラリーがOFFになってなされた。もちろん、ラリー中にもTもYも発言があったが、ラリーに関係のある事柄で、ラリーに支障がないように交わされていた。Yは初心者である。一方のTは、この団体が発足当時から盲人卓球をしてきており、Yよりは上手である。このTとYのラリーをフローを基準にして考えたとき、明らかにTの方が上手なため、フローは感じられていないと見てとれる。しかし、楽しんでいないわけではないのだ。TもYも笑い合っている。お互いの笑っている声のトーンや呼吸音は聞き取り可能なのではないだろうか。ここでも、第５章の３節で述べたように「楽しんでいることの相互確認」がなされているのである。ラリーをすることは維持されつつ、盲人卓球というスポーツをするなかで生じる失敗などを話題にし、会話をすることにより、コミュニケーションをとっている。だから、ラリーをしなければ会話の話題はできず、ラリーをするなかではじめて話題を作ることができ、会話をすることが可能になるのだ。この場においては、盲人卓球というスポーツをし、生じた失敗などを話題にして会話をはずませることによりコミュニケーションをとることが、盲人卓球というスポーツのおもしろさになっているのではないだろうか。

4－2．ラリーをしながらもなされる会話

SとTのラリーの最中に、卓球台の中央にあるネットの横で見ているKが会話を始めるという場面があった。しかし、SとTはラリーを中断せずに会話に参与していた。Kは自

分の知り合いについて話している。その知り合いがぜんしん（全国身体障害者スポーツ大会）に行きたいので、Kの留守番電話に伝言を入れたが、自分の都合の良いときだけKに頼ろうとすることに、Kが腹を立てているのだ。Kの話は、決してラリーに関係があることではなく、休憩時間にでも話せることである。だが、SとTはラリーを中断しようとしなかった。主にTは、Kの話に時折あいづちを入れ、しかもラリーも続けているのである。

Tが球を打つときは、あいづちを打つ必要がないときか、あいづちを打つ前か後である。決してあいづちを打ちながら、打ち返すことはないのである。そして、SもTも球を打つスピードは速くない。お互いに打ち返すことができ、また会話もできるスピードになっている。SもTもスピードを調節しているのだ。そのようにできるのはTが初心者ではないからである。現に、会話が終わった後のSとの打ち方は２人とも強くかつスピードも速いのである。また、SもTも決してKの方に身体を向けない。あくまでもラリーを、球を、ラリーの相手を志向しているのである。例えば、「あ：：」と声を発する場面があった。Tはあいづちを打っているのではなかった。Tの打った球がSのコートのエンドフレームもしくはサイドフレームについてしまいそうである。だから、Tは「あ：：」と言っているのである。Tの体の向きは球が転がっている方向で、その球の軌跡を追うかのように顔は球を志向していた。

本来、盲人卓球は音を聞き取って行うため、音に対して敏感であり、周りの者も含め静かにすることが必要不可欠とされている。『全国身体障害者スポーツ大会　競技規則集』の第４部　卓球、第３条　盲人卓球の１１項に「１１．競技場は、清潔を保ち換気に注意するとともに、特に騒音には注意しなければならない」という記述がある。しかし、この場においては「静かにする」という規範をゆるくしているからこそ、会話をすることが可能なのだ。この場は「静かにする」という規範をゆるくし、そして会話をすることが可能であり、またそれが許されている場として存在しているのである。加えて、この場に適した会話がなされている。むしろ、他の場では話しにくく、この場にいる参与者には理解可能な話題を話しているのではないだろうか。障害者の仲間の話や、この断片にはないが、車椅子マラソンのボランティアを頼まれたが、自分たちが行ってもあまり助けにならないのに自分たちに頼むのは筋違いだという話題や、近くこの団体で開かれるお花見の話題など、盲人卓球に来るからこそ話せ話題で会話がなされているのである。「静かにする」という規範をゆるめ、ラリーをしている最中に会話を行い、またそれが許される場としてこの場は存在している。そして、そこで交わされる会話はこの場であるからこそ理解可能な話題である。この場でしか話せない話題を話すことが可能であるため、参与者たちはこの場に来て盲人卓球をするのではないだろうか。

５．おわりに

第４章、第５章は、盲人卓球をはじめとした、スポーツのおもしろさの一面である。しかし、第６章はとりわけこの場において、盲人卓球というスポーツと呼ばれるものが行われるおもしろさに言及した。一方で以下のような反論があるだろう。盲人卓球という一部の障害者スポーツについて分析するだけで、スポーツのおもしろさの一面について述べてきたことになるのか、という反論である。確かに、１つの事例からスポーツ全般のおもしろさを言うのは、無茶な話と思われても仕方がないであろう。しかし、盲人卓球は、一般

卓球とルールも器具も異なるが、それでもなお、卓球と呼ばれ、スポーツと呼ばれている。何をもってスポーツと呼び、何をもってレクレーションと呼び、何をもってゲームと呼び、何をもって遊びと呼ぶのか不明である。しかし、全国身体障害者スポーツ大会の正式競技として盲人卓球は認められている以上、盲人卓球はスポーツとみなされている。何をもってスポーツと呼ぶのかは不明であるが、それでも盲人卓球はスポーツとみなされているのである。スポーツと呼ぶからには、盲人卓球も、他のスポーツと同様に共通なものがあるはずである。他のスポーツと共通するものがあるからこそ、盲人卓球はスポーツであり続けているのではないだろうか。それゆえ、盲人卓球を分析することは、他のスポーツを分析することに通じるのだ。

最後に、相互行為分析という方法について述べることによって、想起される反論に対しての説明を締めくくりたい。西阪は、相互行為分析という視点について「ふるまいがそのつど観察可能にされる意味もしくは理由説明（アカウント）によって貼り合わされていくところに、〔社会秩序は〕[9]成立する」（西阪［1997:42］）と述べた。つまり、背後にある様々な「条件・根拠・原因」に支えられているのではなく、むしろ、ふるまいとふるまいが、そのつど「局所的」に[10]「パッチワーク」のように貼り合わされることにより、ふるまいの内側にこそ理由説明がなされ、社会秩序は成立しているということなのである。相互行為分析は、このような視点からなされるものなのだ。

また、西阪は「（歴史的・社会背景、いわゆる社会のマクロ・レベルにかかわることがら、など）の存在を、否定しようというわけではない。ただ、そのようなことがらも、「局所的」な組織化をとおして、あるいはかかる組織化として、現実的（リアル）なものとして達成されるほかない」（西阪［1997：46］）とも述べている。つまり、どんなマクロ・レベルに関わることがらであっても、ふるまいとふるまいが貼り合わされていくことにより「局所的」に達成されていくその内側にこそ、マクロ・レベルに関わる事柄が見えてくるということである。

スポーツのおもしろさというマクロ・レベルの事柄においても、盲人卓球のなかで、ふるまいとふるまいが貼り合わされ、「局所的」に達成される相互行為の内側にこそ、スポーツのおもしろさを分析することが可能なのではないだろうか。そういう視点から、分析を行い、この論文は書かれたものである。

《注》

（1）**トランスクリプト記号一覧**

記号の説明　以下に示すものは、この論文のトランスクリプトで用いられている記号である。これ以外の記号が用いられる場合は、その都度当該トランスクリプトにおいて、必要に応じてその意味が記されている。

／／複数行の同じ列におかれた二重スラッシュ：参与者たちの言葉の重なりが始める箇所を示す。
＝言葉と言葉の間、もしくは行末と行頭におかれた等号：途切れなく言葉がつながっていることを示す。
（　　）丸括弧：何か言葉が発せられているが、聞き取り不可能であることを示す。また聞き取りが確定できない場合は、当該文字列が丸括弧で括られる。
（数字）丸括弧で括られた数字：その数字の秒数だけ無音区間のあることを示す。また、０．２秒以下の短い間合いは「(.)」という記号で示される。
：：コロンの列：直前の音が延ばされていることを示す。
【　　】すみつき括弧：参与者の発話以外の諸行動の一部を示す。
ｈｈｈ　ｈの列：呼気音を示す。

ＡＡＡ各発話の上におかれた同一文字の列：その文字（Ａ）で示された特定の事物もしくは、人物に視線もしくは顔が向けられていることを示す。
... ピリオドの列：動作が始まりかけていることを示す。
,,, カンマの列：動作が終わりかけていることを示す。
○○アンダーライン：当該箇所の音が大きいことを示す。
°○○° 発話の前後におかれた小さい丸：この記号で囲まれた当該箇所の音が小さいことを示す。

（２）図１参照。
（３）盲人卓球でなされる会話は自然な会話ではないという反論があるかもしれない。しかし、盲人卓球での会話は決して特別な会話ではないのである。特別に見えたとしたら、それは自然な会話が積み重なって特別に見えるようになされているだけだからだ。
（４）Ｋはラリーをしている最中以外は目を開けている。Ｋは視覚障害者であるが、視覚障害者のなかでは、かなり見えるほうである。
（５）この文においての言い回しについては［山崎，1997］を参考にしたことを注記しておく。
（６）図１参照。
（７）台に向かって、コートの右側半分のこと。
（８）失策の１つ。ボールが、同一競技者によって連続２回以上触れられたとき。
（９）〔　〕は筆者挿入。
（10）西阪［1997b：42］によると、ふるまいとふるまいが貼り合わされることによって、「操作的に閉じたシステム」は作られると述べている。「このような操作的に閉じたシステムにおいて、そのつどその操作がおこる場所を指して、『局所』」と呼んだ。

《参考文献》

Csiksezentmihalyi,M　1975　Beyond Boredom and Anxiety ＝ 1991　今村浩明訳『楽しむということ』,思索社

Goffman，Errving　1967　Interaction Ritual：*Essays in Face-to-Face Behavior*，Anchor Books，Doubleday and Company Inc.，New York ＝ 1986　広瀬英彦・安江孝司訳『儀礼としての相互行為――対面行動の社会学』，法政大学出版局：151-328

Heritage，John　1984　A Chage-of-State Token and Aspects of Its Sequential Placement．in J. M. Atkinnson&J. Heritage(eds.) Structures of Social Action：Studies in Conversation Analysis．Cambridge：Cambridge University Press，pp．199-345 ＝「状態変化のトークンとその連関上の位置どりの諸側面」(岡田　光弘草稿　1998.12.21 入手)

西阪仰　1997　『相互行為分析という視点――文化と心の社会学記述――』，金子書房

日本身体障害者スポーツ協会　1997　『全国身体障害者スポーツ大会　競技規則集』：21-30

日本身体障害者スポーツ協会　1997　『全国身体障害者スポーツ大会　競技規則の解説』：32-42

樫田美雄　1998　『ラジオスタジオの相互行為分析――平成９年度徳島大学総合科学部社会調査実習報告書（第二版）――』

山崎晶子　1997　「車椅子使用者の日常的相互行為場面の分析――階段昇降をめぐって――」，山崎敬一・西阪仰（編）『語る身体・見る身体』，ハーベスト社：81-98

図１

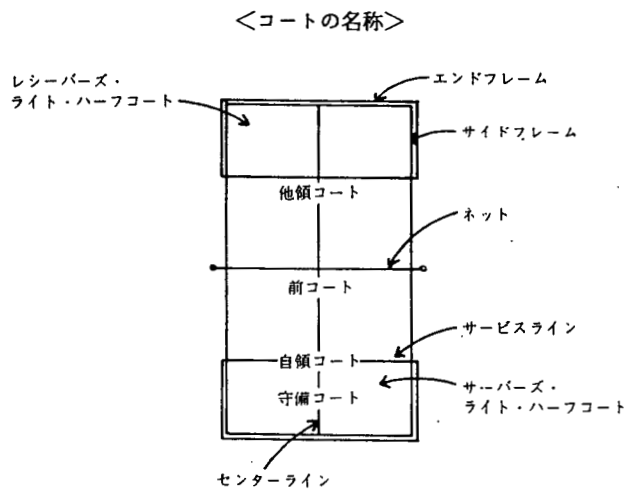

居酒屋厨房における相互行為分析

荒木　絹子

0．研究テーマ

居酒屋には、さまざまな人たちがそれぞれに違う目的（食事、酒を飲むため、接待として、話し合いの場として等）を持って訪れる。同じ店の中、これらの異なった目的を持った客たちが、席を隣り合わせ、それぞれに時間を過ごしているのである。

複数の、複雑で流動的な状況の中で、その状況と、それに適した作業を把握し、スムーズに協同作業を行うために、店員たちはどのように空間や身体、道具を適切に配置しているのか、またどのように居酒屋らしさを作り出しているのか、ということを、ビデオ(1)の撮影によって得られたデータから作成したトランスクリプト(2)を用いて分析した。

1．研究対象と特徴

1－1．研究対象と研究概要

居酒屋「T」（仮名）を調査対象とした。

平成7年6月に開店。営業時間は18時から翌朝25時までであり、店長1人（M）と、アルバイト4人（S、N、M、K）（このうち2人は、3年ほどこの店で働いており、あとの2人は6ヶ月程度）で構成されている。営業時間は、18時から25時となっている。

9月、10月に、2台のビデオカメラを使って、1回2時間、計2回のビデオ撮影を行った。

1－2．役割に関する特徴

大規模なチェーン店とは違い、この「T」で一度に働くことができるのは、3人が限界である。（実際、Mを含めて4人が厨房内に入ることが起きると、逆に身動きがとれなくなり、作業の効率が下がってしまう例が何度か見られた。）また、厨房の形態から見ても、まな板の前で包丁を使うことが多いMは、厨房の外へ出るための通路にもっとも遠い位置に立つことになり、他の店員が外に出る作業に中心的に従事することになる。そのため、Mは自分がよく使用するまな板の下の部分にある冷蔵庫や冷凍庫、Sは自分が食材の出し入れや飲み物の補充によく使用する生ビールサーバー下の冷蔵庫や冷凍ストッカーについて詳しく把握することになるのである。

この役割の分担は、少人数で分担して作業を進めなくてはならない小規模な居酒屋ならではの方法ではないだろうか。Mが中心に立って、すべてにおいて指示を出し、それに従って店員たちが動いていては、営業中混乱が生じ、居酒屋として機能することは不可能である。各所各所で、それぞれの店員が責任を持ち、足りないものや不都合が生じたときには互いに報告し合うことで、仕事は分担され、作業は効率よく進んでいく。

柔軟性を持たせた決めすぎない役割の分担をすることで、人数が少なくても効率よく働けるように工夫されているのである。

1－3．時間に関する特徴

居酒屋での時間は、流れに沿って３つの部分に分けることができる。１－１でもふれたことであるが、それは、客が入る前に店員のみによって構成される「仕込み」の部分、客が入り、店員が営業活動を行う「営業」の部分、そして閉店してから再び店員のみで構成される「後かたづけ」の部分である。

「仕込み」の部分では、店員は、店内を掃除し、食材を下ごしらえし、飲み物を冷蔵庫に補充したりと、その日の営業に備えて準備をする。作業は分担されており、店員たちは互いの作業について確認し合ったり、曜日や天候などからその日の営業の予想を立てたりしながら、次々に作業をこなしていく。営業中と違い、突然に新しい作業が割り込んできたりすることはなく、前日の忙しさによって多少の変化はあるものの、毎日ほぼ一定の作業を繰り返しているといえる。

「営業」の部分は、一連の作業の流れの繰り返しである。その流れの例は以下のようなものである。

客が店に入ってくる
「いらっしゃいませ」と声をかける
客が着席（店員が案内する場合もあるが、客が勝手に座ることもある）
店員がおしぼりを出し、オーダーを聞きに行く（店員が行くまでに叫ぶ客もいる）
オーダーの決定（店員とのやりとりで決まる場合もあれば、既に決まっている場合も）
店員が伝票に記入（席の場所、わかっているときは名前（会社名）、人数、性別も）
飲み物、比較的早く出せる料理が先に出される（飲み物のオーダーがない場合はオーダーに従って料理が作られる）
料理は完成すると、順に客に出される（追加のオーダーがある場合
括弧でくくった部分が繰り返される）
客から会計の要請（「おあいそして」）
「ありがとうございます」と返答
計算、会計（領収書を書く）
客が出ていく
「ありがとうございました」「またおねがいします」「おやすみなさい」
食器を下げ、テーブルを拭くなどして、次の客のために席をあける
次の客が入ってくる

このような流れの繰り返しは、客の動きによって重なり合い、毎日全く異なったパターンを作ってゆく。どのようなタイミングで客が入ってくるのか、追加の注文が入るのか、といったことは全く予想のつかない場合がほとんである。「営業」の部分では、流れは重なり合って存在しており、店員たちが従事する作業も決して一定のものではない。混乱したその場その場で、店員たちが適切な判断を下し、行動しながら、また時には客たちもその要素になりながら、相互行為的に作り上げられていく点が、この「営業」の部分の大きな特徴であり、これが居酒屋の「居酒屋らしさ」の一部と言えるのではないだろうか。

「後かたづけ」の部分は、再び店員のみによって行われる。その日の「営業」で使われた食器や調理器具を洗って片づけたり、残った食材を次の「営業」で使用できるように冷

蔵庫にしまったりと、これもその日の「営業」がどのようなものであったか（忙しかったか、など）に左右される部分を含んでいるものの、ほぼ一定の作業の集まりであると言えるのではないか。

ここまで見てきたように、居酒屋での時間の流れは、「営業」の部分を中心に置いた3部構成ということができる。「仕込み」が次に来る「営業」を想定した準備の部分として、「後かたづけ」が前段階の「営業」の始末と次の日の「仕込み」「営業」につなげていくことを考えた継続の部分としてあることから、「営業」が居酒屋としての役割を果たすための中心的な部分として考えられていることがわかる。

1－4．空間と道具に関する特徴

1－3で述べたように、流れは重なり合い、変則的に繰り返されている。そのような状況の中で、店長と店員（時間帯により1人あるいは2人）はさまざまな仕事を分担しあい、それぞれ厨房内の、従事する作業に適した位置に立ち、違う作業をしながら、全員でこの流れを進めていく。そのため、ある時点である位置にいることは、他の店員たちに（あるいは客にも）、「自分は今この作業をする・できる」ということを表示することになる。

そしてこの流れの中、厨房内では、それぞれの作業の進み具合や、依頼、了解、質問などの断片的な会話[3]が交わされている。この会話は、店内が混雑し、作業の組み合わせが複雑になると、より精度の高い、断片的な発話（発話の対象が限定されていないことも多い）になっていくことが、観察された。この発話に対しては、特定の誰かが返事をするというわけではなく、その場で返事をすることのできる者が、臨機応変に応えていた。また、返事が返らなかった場合は、発話が2度、3度繰り返されたり、特定の店員に名前で呼びかけて応答を求めるなどの対処がなされ、単なる短い言葉の受け渡しのように見えるこの会話が、重要な情報交換の手段であることが言えると思う。

また、忙しくなってくると、オーダーを取った店員のみがその客の注文について把握している、という状況に陥らないために、伝票[4]が、全員に状況を知らせる道具として使われている。なかでも追加オーダーは、それに対して返事をした者と、伝票に記入する者が一致しない場合もある。このようなときは、何度も確認の声が飛び、特に数については、指で数字を相手に見せる、というようなことも行われている。これは、伝票だけが会計のときにその根拠となることからも、非常に重要なことなのではないか。

1－5．まとめ

ここまで見てきたように、小規模な居酒屋として、「T」のおいて重要とされているのは、限られたスペースの中で、いかに効率よく作業を進めるかということであろう。そのため、柔軟性に富んだ役割の分担など、居酒屋のもっとも重要な「営業」において混雑した状況をふまえた特徴が見られた。

一見断片的な会話の中にも、相互行為的な情報の交換が行われ、店員全員が、お互いの動きに対して理解し、効率のよい作業ができるよう関わり合っている。

また、淡々とした流れ作業のように見える掃除や食材の片づけ方にも、次に来る「営業」をスムーズに進めるため、もっとも作業がしやすい形になっているのである。

そして、このような店員が少なく、店も狭いことから生まれた工夫が、地域に密着した

親しみやすさなどの「居酒屋らしさ」を生みだし、またそれを維持し改良していくための努力が、相互行為的に行われている。

2．居酒屋らしさの相互行為

2－1．会話にたよらない情報交換と道具の使用

ここでは、事例2と事例3の2つのトランスクリプトを使用して、店員の間で交わされた会話と視線から、そこでなされた会話だけにたよらない情報の交換と、伝票の扱いについて考察していこうと思う。

事例2［6:56:36 ～ 6:58:00］Cの視線は分析不可能なため記述せず。

C： すいませ：ん　　ビールください

【nod】　　↓①

下下ＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＳＳ中空中空中空中空中空中空

M：　　はい　　はい　　（４．５）

【流しに向かって洗い物をしている】　　↓②

下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下MMMＣＣMMMM

S：　　なんすか

C：

【焼き台の方へ移動】　　【戻る】

下下下下下下下油油油焼き台中空中空中空中空中空中空中空中空中空中空中空中空

M： ビールおかわり

③↓【ジョッキクーラーのドアを開けながら】

MMMMMMMM下下下下下下ＣＣMM中空　　（M？）

S：　　あ　はい　　（１１．０）　エビスとアサヒどっちですか

C：

【首をかしげる】【手で座敷を指す】　　　　　　　　　【首をかしげる】

（C？）中空中空ＳＳＳＳＳＳＳ伝票伝票伝票伝票伝票伝票伝票伝票伝票ＣＣＣＣＣ

M：　　　　　　　　聞いてみて　え：とエビス（やったかなあ）　　　聞いてみてよ

S：　　　　　　　　　　（あっはい）　　　エビス

C：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　エビス

↓④

伝票伝票ＳＳＳＳ伝票ＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣＣ下下下下下下下

M：(座敷まわって)

【座敷へ移動】

S：　　　　　あっはい　　　　　　エビスですか：

↓⑧

C：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふたつお願いします

⑦→【nod】

下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下ＣＣＳＳＳ中空

M：

↓⑤　　　　　　　　　　　↓⑥

S：はい　ありがとうございます　　　　　エビスいちです

C：

↓⑩　　　　　【焼き台を見に行く】

M：　　　　　　　　りょうか：い

【ビールを入れる】　　　　　　　【ビールを出す】

↓⑨

S：ふたつ：は：い

この場面は、店長（M）と店員（S）によって構成されている場面である。Sが流しに向かって洗い物をしているときに、右側の座敷にいた客（C）から、ビールの追加の注文が入った。Mは、Cからの「すいませ：ん」「ビールください」というよびかけに、「は

い」という短いことばでこたえている。そしてMは、洗い物をしているSに対して一度視線を投げかけて（①）いるが、作業中のSがMの方を見なかったため、一度目線をはずしている。

Sに視線を向けるM

その後、SがMの方を見て「なんすか」と問いかけ（②）、そこで起こったことを明らかにするように要請しているように見える。

まず、ここまでの部分について考察してみる。

Mは、Cからの「ビールください」という発言に対して、「はい」と返事をした後、それ以上もう質問などをしていない。つまり、この時点でCとの会話を終了させたと考えてよいはずである。それならば、このCからの注文に対して、なんらかの行動や、発言がなされるはずであるが、ここでは、会話終了後Sをちらっと見るだけで、何も言わず、何の行動も起こさない。これは、何なのだろうか。

通常居酒屋では、客から追加のオーダーがあった場合、注文の内容がすぐに出すことのできるもの（飲み物など）であった場合はすぐに用意して出し、また時間のかかる料理などの場合はまずそれに取りかかり、できるだけ早くオーダーを終了させることが当然の行動と考えられている。これは、居酒屋の特徴の一つであり、「居酒屋らしさ」の一部と言うことができる。

この部分を解くためのポイントは、この当然の行動、つまり居酒屋らしさと、Sから発せられた「なんすか」という言葉である。これは、「何ですか」という意味であり、通常は相手からの何らかの働きかけ（発言、行動）に対して、応えるために用いられる種類の言葉と考えられる。何も起こっていない場面で、まずはじめに発言されることはないはずの言葉なのである。

この場面で、はじめからSには、MとCとの間に何らかのやりとりがあったことが聞こえていたのではないか。そのため、まず発言する前に、MとCとのやりとりが終了したのかどうかについて確認しようとこの両者の方をうかがっている。（②）まだやりとりが続

いていれば、見てわかるからである。そして、やりとりが終了していることを知ったSは、居酒屋での適切さ、つまり追加オーダーには迅速に反応するべきであることをふまえた上で、Mから何らかの発言があるべきだ、と予想したのではないか。

Mからなんらかの発言があるはずだという期待がSにはあり、ここでそれが裏切られている。これでMが何も言わないでいる４．５秒が単なる無音区間ではなく、意味のある沈黙、つまり無音を利用した問いかけとしての沈黙であると理解されるのだ。そのため、Sは「なんすか」とMに問いかけることで、居酒屋らしさを維持しようとしているのではないだろうか。居酒屋らしさは、毎日の営業のなかで、それぞれの店員たちによって相互行為的に作り上げられていることが、ここから観察することができる。

すべての作業について、いちいち説明をせず、要点だけを伝えることが多い厨房内では、作業は無言で行われることが多いが、ただの沈黙と、この場合のような問いかけの代用物としての沈黙とははっきりと異なったものとして区別され、理解されている。そしてこのような理解の積み重ねにより相互行為的に、居酒屋らしさは作られているのである。

Mに向かって発言するS

そしてその後Cの注文がビールのおかわりであったことを知ったSは、ビールのジョッキを取るときになって、次の動作である、注ぐビールの種類についてMに質問している。(③)

この店には、２種類の生ビール（エビス・アサヒ）が置いてあるのだが、客の中でこのことを自分から言ってくれる人はあまりいない（知らないことも多い）ので、いつもはたいてい「ビールは、エビスとアサヒとあるんですけど」というふうに、ビールの注文を受けた店員が聞くようになっている。しかしこの場面では、Mはそのことを聞いていなかったため、Sの問いかけに対し、首をかしげ、「聞いてみて」とSに客への確認を要請している。そのあとも、それまでの注文からわかるのでは、と思ったのか伝票を手に取り眺めて「エ：エビス：(やったかなあ)」といってはいるが、また首をかしげているようすから、自信を持てないでいることが分かる。

伝票にどちらか一種類のビールのみが記入されている場合には、おかわりのビールもそれまでと同じかもしれないという推測が可能である。しかし、この場面では、客が３名であることと、伝票には２種類のビール両方が書かれていたため、そこからの判断は難しかったのではないだろうか。そのため、Mは、Sに聞いてくるように指示した。

そしてSが座敷に行き、ビールがエビスであることを確認する。ここでSは、「エビスいち」と、直前の会話の中では焦点化されていなかった個数について、発言している。(⑥)

この直前の「ありがとうございます」(⑤) は、飲食店で客から注文などがされたときに、「了解した」ことを示すことばのひとつである[5]。つまり、この「ありがとうございます」によって、ビールの種類をめぐるCとSとのやりとりは、終了したものとみなしてよいはずである。それなら、SはMに対して、この「エビスいち」という発言をしたと考えるのが普通である。そして、Mもこの発話に対して、後ろ向きながらもうなづくことで応えている。(⑦) それをSが見たかどうかは、ここでは確認できないが、次にCが「ふたつお願いします」(⑧) とSに対して数の訂正を申し出たのを「ふたつ：」と復唱した (⑨) のにしては、Mは「りょうか：い」と返答し (⑩)、この発言が自分に向けられたものであることを、理解していることを示している。

この発言は何のためになされたのか。

この問いを解くカギは、事例３のトランスクリプトから読みとることが可能である。

事例３ [6:58:08 ～ 6:58:30]

C：

↓⑪ 【手を洗い、

下下下下下下下伝票下伝票伝票伝票伝票伝票手手伝票伝票下下下下下下下下下

M： 伝票書いたん

【マグカップに水をくむ】 ↓⑫ 【氷を入れる】

食器棚下下下下下下下下下下下下下下右下右下右下右下右下右下右下中空中空

S： はい　書いてません　２です

C：

拭く】 【記入】 【指さす】 【記入】

下伝票伝票伝票伝票伝票伝票中空ＣＣＣ中空伝票伝票

M：

【お茶を入れる】 【洗い物を始める】

S：

ここで、ビールを入れて戻ってきたSに対して、Mは「伝票書いたん」と尋ねている。(⑪) それに対しSが「はい　書いてません　２です」と返事している (⑫) ことから、

このMの質問が、「書いたのか？」という肯定疑問ではなく、「書いていないな？」という否定疑問であったことが読みとれる。

事例１において、Sが行った「エビスいち」「ふたつ：」という発言は、Mにたいして、「伝票に記入してくれ」という依頼の意味を含んでいたのではないだろうか。だから直前のやりとりでは問題とされていなかった個数について、Sは言及したのではないか。そしてそれはMにも理解されていた。そのためMはうなづきと「りょうか：い」という返事をしたのではないか。また、Mはビールの種類を確認する様子をじっと見つめている（事例２の④）。これも自分が伝票を書くために情報が必要だったからではないか。

しかしMは、返事はしたものの、その場では伝票に記入せず、ほかの作業をしていたため、Sが戻ってきてから、Sは記入していないことを確認した後、やっと自分の役割を果たしたのではないだろうか。記入しながらCの方を見て指さして確認をするなどの行動も、この伝票に関する役割が、Mのものであることを示しているのではないだろうか。

指さして確認するM

また、ここでSは、Cとのやりとりは終了したものとして、Mに対して伝票への記入を依頼するため「エビスいち」と発言したのだが、それがCからの数の訂正を引き出している。この発話は、伝票への記入を促すほかにも、注文が何であったかを明確にし、自分がこれからどんな作業に従事するのかをほかの店員に解るようにするために、厨房に対して「開かれている」[6]のだが、それはこの狭い店内において「開かれている」ことと同じである。そのためCはこの発話を聞き、Sに対して個数の訂正をする機会を得たのである。このような要素は、Sによって意図されたものではないのだが、結果的には作業をスムーズに進めるのにおおいに役立っていることにも、注目したい。

２－２．まとめ

ここまで見てきたように、居酒屋としてこの場面場面が成り立っていくための店員たちのふるまいはその都度、相互行為的に作り上げられている。

1－4において述べた「断片的な会話」は、2－1における「無音を利用した問いかけとしての沈黙」につながっており、その背後には、「オーダーがされたら即座に反応すべきである」という「居酒屋らしさ」への理解が存在している。

また、このような店員のふるまいは、互いに影響しあい、結果として教育的な効果を上げることにも注目したい。このように、流動的な状況に対応することを必要とされる居酒屋での店員たちのふるまいは、毎日自らが作り上げている「居酒屋らしさ」をふまえた上で、その都度状況に合わせて柔軟に形を変えていくことがわかる。そして、その柔軟さを備えた店員たちの相互行為を通して、「居酒屋らしさ」はまた作りかえられ、店員たちの基盤となっていくのである。

3．まとめ

1章・2章と、「居酒屋らしさ」とは、どのようなものとして受け止められているのか、そしてその「居酒屋らしさ」はどのようにして作り上げられているのかということについて、考察してきた。そして、時間・空間・身体の位置・仕事での役割・道具の使用・情報の交換などのさまざまなカテゴリーが組み合わされ、「居酒屋らしさ」は、店員たちの間で相互行為的に作り上げられているということが観察された。

「居酒屋」において、「居酒屋らしさ」は、毎日の「仕込み」「営業」「後かたづけ」などすべての場面において店員たちにより作り上げられ、そしてまた、流動的な状況に対応すべく作り変えられているものなのである。

店員の役割に柔軟性を持たせることで、自主性が生まれ、それにより作業がより効率のよいやり方へと変えられていくなど、相互行為的な行動が成長や変化を生み、「居酒屋らしさ」を作っていき、それによりまた店員たちは自分たちで考えていくようになるというこの循環こそが、また「居酒屋らしさ」の一部といえるのではないか。

註

（1）ビデオ撮影は、居酒屋「T」の店内を左右から2台のビデオカメラを使用して、9月22日と10月6日の2回行った。撮影の対象については、客も相互行為的に関わっていることなどから、撮影してみてはどうかという意見も頂いた。しかし、この「T」が地域に密着した小規模な店であることから、原則的にデータが研究以外の目的で使用されることがないのは当然であるが、顔を見ればどこの誰であるかが解ってしまうことなどから考慮して、今回は店員たちの間で行われる相互行為に注目して、厨房内のみを撮影した。

（2）この原稿中のトランスクリプトで使用されている主な記号は、次の通りである。

【記号】

参与者・事物に関する記号

M・・・・店長
S・・・・店員（アルバイト）
N・・・・店員（アルバイト）
C・・・・客
油・・・・揚げ物用油の鍋
焼き台・・焼きもの用ロースター

伝票・・・伝票
中空・・・中空
下・・・・下

会話・行動に関する記号

（　　）丸括弧：何か言葉が発せられているが、聞き取り不可能なことを示す。
また、聞き取りが確定できない場合は、当該文字列が丸括弧でくくられる。

：：コロンの列：直前の音がのばされていることを示す。

【　】すみつき括弧：参与者の発話以外の諸行動の一部を示す。

ｈｈｈ　ｈの列：呼気音を示す

ＭＭＭ　各発話の上に置かれた同一文字の列：その文字（Ｍ）で示された特定の事物もしくは人物に視線もしくは顔が向けられていることを示す。

nod：うなづきを示す

（３）調理中の店員から、料理の完成が近いことが発言されると、それに対して盛りつけの皿が用意され、客に出しに行くことができる位置に店員がスタンバイする。また、焼き物の焼き具合の確認がMに対してなされたり、冷蔵庫にある食材をさがすよう依頼がされたりする。

（４）居酒屋「Ｔ」で使用されている伝票について

一般的に、飲食店などでの伝票は、２種類に大別されているように思う。料理が出終わった時点で、客のテーブルに持ってこられ、最後に客自身がレジへ持っていき、会計をするのに必要な「伝票」と、最後まで店員の側におかれ、会計をするときも客自身は見ることのない「伝票」、この２つである。

居酒屋「Ｔ」の「伝票」は、この後者のタイプである。この、客に見られることが原則的にない「伝票」の特徴として考えられるのは、店員だけが理解するように書かれていること、また客にとってはさほど重要ではないことが書かれていることではないかということである。

１９９８年７月から１０月までの伝票を分析した結果、「Ｔ」において伝票になされている工夫を３つに分けることができた。

①名前・会社名や、それ以外の特徴（店員たちの間で客にあだ名がつけられていることもある）を書くことで、客を個人として識別する。

②メニュー名、個数のみの記入からは読みとれないことを伝達する。

③成員全員が「一目で見てわかる」ために情報の追加がなされる。

事例１から３の中で使用されている伝票にも、このような工夫がなされているのである。

（５）この「ありがとうございます」は、主に注文に対する返答、会計の要請に対する返答として使用されることが多い。「ありがとうございました」は、客が会計を終え、店を出ていくときに使用される。

「ありがとうございます」は、居酒屋の会話においては終了句としての働きを持ち、「ありがとうございました」は客と「Ｔ」との関係の終了を示す言葉と言えるのではないだろうか。

（6）この場面のように、「開かれている」発言に対して、意図的に「閉じられている」会話があることにも注目したい。

オーダーされた料理が伝票に書かれているにもかかわらず出ていない場合の注意や、揚げすぎ・生焼けなどの失敗、料理・酒の値段についての問い、食材の鮮度に関する質問などは、店内が空いていても、騒がしく混雑していても、店員全員がが忙しく作業に従事している中でも、決して開かれることはなく、意図的に「閉じられた」会話となる。「閉じられた」会話は、耳元での小声の会話や、厨房の中でしゃがみ込んで交わされる会話、また伝票に文章で書かれ、それを見せて答えを求める筆談など、様々な方法で行われている。

しかし、いちいちそばまで行って小声で会話していては作業が止まり、効率が悪いため、この「閉じられる」べき事柄を「開かれている」会話の中でも使用できるように、店員の間では隠語が使用されている。

参考文献

Goodwin，C，1994，“Professional Vision”，American Anthoropologist，Vol.96(3)

小林康夫・船曳建夫　編，1994，『知の技法』東京大学出版

森田聡之，1997，「気にすること・無視することの分析可能性」『語る身体・見る身体』ハーベスト社：99-122

西阪仰，1997，「語る身体・見る身体」山崎敬一・西阪仰　編『語る身体・見る身体』ハーベスト社：3-29

Schegloff，E，A．and Sacks，Harvey，1972，“Opening up closing” Semiotica 7:289-327=1995 北澤　裕・西阪　仰　編「会話はどのように終了されるか」『日常性の解剖学』マルジュ社：175-241

高山啓子・行岡哲男，1997，「道具と身体の空間的秩序－救急医療における身体参与の分析－」山崎敬一・西阪仰　編『語る身体・見る身体』ハーベスト社：147-185

上野直樹，1997，「協同的な活動の組織化－行為、道具、会話の相互的構成－」山崎敬一・西阪仰　編『語る身体・見る身体』ハーベスト社：254-283

上野直樹，1998，「見ることのデザイン　知覚の社会－道具的組織化」山田富秋・好井祐明　編『エスノメソドロジーの想像力』せりか書房：252-269

山崎敬一・上野直樹ほか，1995，「ＣＳＣＷと相互行為分析－テクノロジーのエスノメソドロジー－」『現代社会理論研究』5：93-126

山崎敬一他，1997，「ビデオデータの分析法－ビデオとコンピュータを利用した新しいデータ分析法－」山崎敬一・西阪　仰　編『語る身体・見る身体』ハーベスト社：285-312

演芸場にみる笑いの協同的達成

寺尾香名子

０．はじめに

この論文は、演芸場での笑いがどのように成し遂げられているかを参与観察をもとに分析・考察をしたものである。笑いという行為を考えると、相互行為場面のなかに笑いが存在していると思われる。今回は二人のやりとりではなく、大勢の人々が集まる場所、演芸場に焦点を当てた。演芸場での笑いを研究することで、社会的に成し遂げられるものとしての笑いが見つかるのではないだろうかと考えたのである。

なお、この論文作成にあたり社会学特別講義のため、徳島大学にお越しいただいた岡田光弘先生（白梅学園短期大学）には、１９９８年１２月９日・１０日、１２月２３日・２４日と四日間にわたり、私たち卒論生の特別演習に参加していただいた。その際数多くの貴重なコメントをいただくとともに、資料も後日ご送付いただいたことを心からお礼を申し上げる。この論文が何とか形となったのもかなりの部分は、岡田先生のおかげである。記して感謝申し上げる。

１．観客をいじること

演芸場では、その場にいる観客に対して直接芸人が話しかけて笑いを起こすことがある。それは特定の個人の場合でもあるし、集団の場合でもある。

（断片１）[(1)]　１９９８・１０・２７
1　Ｎ：横の壁や通路に座っている方もいらっしゃって
2　Ｓ：ええ
3　Ｎ：遅きた罰や
4　観：(笑い)

（断片２）　１９９８・１０・２７
1　Ｗ：どこから来たんですか
2　観：三重
3　Ｗ：三重からわざわざ大阪まで来て、何もなかったんかい
4　観：(笑い)

（断片１）は漫才の本題にはいる前に、漫才師が今日も客席が満員で、立ち見の人までいる状況だとお礼を述べている。そして、立ち見の人や通路に座っている人に対して「立ち見だったり、通路に座ってみなければならないのは、自分たちが時間ぎりぎりにやって来たからである。もっと早く来れば、座れたかもしれないのに。」と漫才師が観客に向か

っていっているところである。一般客の場合、開場時間ぎりぎりに来たとしたら、団体客の人数にもよるがたいてい一階席にも二階席にも座ることができず、空いている通路で座って見たり、場内の左右や出入り口付近に立って見たりすることになる。同じ観客の中にも客席に座れる人と、座れない人がいるわけである。(2)

（断片１）において３行目でのＮの発言は観客全体に対して、客席に座っていようがいまいが、「これから行うやりとりで怒って帰るようなことはないですよね」と一種の契約のようなものを芸人が提示していると考えられる。観客は笑うことでその漫才師の提案を受け入れて、この演芸中には立ち上がって帰らないことを示すと考えられる。

現実のコミュニケーションでは、いじられてけなされるようなことをされると観客は怒って帰ってしまうかもしれない。だが、漫才の前振りとして漫才師たちは観客に対して「あなた達は怒って帰ったりはしませんよね」と問いかけをしている。観客はその場を立ち去らないで漫才師たちにいじられても笑うことで、漫才師たちの問いかけを承認している。こうしたことが可能になるのも演芸場という特殊な場であるからだ。

さらに例えば、「昔々あるところに・・・」、「ある日・・・」などから話し始められると、これからはなされる話はファンタジーの話であることが分かる。これらの発言は、これからどういったことが話されるかをある程度限定する役割をもっている。演芸場においても、観客が笑うことで現実の会話ではあり得ないようなことが展開される話（漫才、落語、）をくくる役目があるのかもしれない。

では（断片２）はどうであろうか。これは団体客のなかの一人に今日はどこから来たのかを尋ねたところ、その観客は「三重」と答えており、ここでは漫才師と観客による「質問－応答」の隣接対（adjaceney pair）が存在した。この（断片２）においては、観客が「三重」と答えたことで、Ｗの発話を「質問」とみなしたことを観客が表示し、Ｗは自分の発言を観客がどのように理解したかを観客の発言から知ることができた。そしてその答えは、次のＷの発話に影響を与えているといえよう。３行目のＷの発言は一般的なカテゴリーを観客に承認させようとしている。ここでは三重という固有名詞が重要なのではない。「三重」を用いて一般化を図ろうとしているのだ。客に笑ってもらうことで、漫才の本題に入っていくことを容易にしている。漫才の前振りとして失礼なことを言われても笑うのが演芸場。けなされたとしても怒ったり、悲しんだりしないで笑い飛ばすための場として存在していることを観客が知っているかどうかの確認作業を芸人は行っている。もし笑わずに怒ったとしたら、観客は分かっていなかった。笑えば観客はそのことを分かっていたと芸人は思うだろう。芸人は観客が笑うことを徐々に慣れさせていくために、本題に入ってからではなく、漫才の前振りで笑わせることを行っている。言い換えれば、観客に前振りの段階で笑ってもらうことは、本題に入っても笑ってもらえるように免疫をここでつくっているようだといえる。漫才の初めに客を使うことで、観客に志向していることを示している。客も解答後笑うことによって解答を認めており、解答を認めるということは出演者を受け入れていることになる。つまり、客をいじるための枠組みが演芸場には存在し、客をいじることで演芸者はいじるための枠組みを浮き彫りにし、いじられた客は笑うことでその枠組みを承認している。いじるための枠組みとは、日常の一般的なコミュニケーションでは考えられない場を演芸者と観客が作り上げていくことであり、ここは演芸の場であり、ある程度下品で失礼な言動があったとしても笑って許してもらえる特別な空間であること

を出演者が提示して、観客がそれを了承している。このことにより、演芸場での演芸が成り立っているのだ。

２．漫才のやりとりでの笑い

２－１．機械的な振る舞いに対する笑い

（断片３）１９９８・１０・２７
1　Ｃ：四年前にお母さんが亡くなって、一昨年お父さんが亡くなって
2　Ｂ：そうそう
3　Ｃ：両親二人とも送ったとこ
4　Ｂ：不幸が続きましてね
5　Ｃ：そのおかげで／／優雅な生活
6　Ｂ：　　／／（ええ）
7　観：（笑い１）
8　Ｂ：いやらしい言い方やめてくれ
9　Ｃ：生命保険がっぽり、香典は誰にも分けず自分のもの
10　観：（笑い２）
11　Ｂ：あほなこといいな
12　Ｃ：ようもうけたらしいな
13　Ｂ：わずかなこっちゃがな
14　Ｃ：よっ葬式成金＝
15　Ｂ：＝やっほ：：
16　観：（笑い３）
17　Ｂ：あほか
18　観：（笑い４）

この話題にはいる前に、世の中何が起こるかわからないので元気なうちに遺言を書いておいたほうがよいとＣはＢに勧める。Ｂは残すような財産は何もないから遺言を書く必要がないという。だが、それは４年前までの話で、Ｂの両親が亡くなったおかげで今、Ｂは優雅な生活を送っているではないかとＣがなじるところである。人が亡くなるということは一般的には不幸なことである。だがＣはＢに対し、「不幸が続いて、つらかっただろう」というような慰めの言葉をかけるどころか、両親が死んだからＢは優雅な生活が送れているのだと皮肉めいたことをいっている。１行目や３行目のＣの発言に対し、Ｂは「そうそう」、「不幸が続きましてね」と付加的な発言をしている。「そうそう」は相手の話に同意しており、４行目の「不幸が続きましてね」はその前に発言したＣの発言に自分なりの説明を加えている。（笑い１）は両親が亡くなったことと、そのおかげで今の生活があるというこの対比に観客は笑ったのである。

Ｂが「優雅な生活」を送っている理由をＣが９行目で述べている。Ｂの両親が亡くなったので、二人分の生命保険を手にすることができ、さらに香典をほかの誰にも分けることなく自分だけのものにしたので「優雅な生活」が送られている。６行目までのやりとりで何となく想像はつくが、Ｂがなぜ優雅な生活を送れるのかはっきりとした理由はわからない。観客にとってＢが優雅な生活が送れている理由を９行目で知ることができた。

１１行目でＢは９行目のＣの発言に対して、否定的な発言をしている。１３行目の発言も１２行目のＣの発言に対して否定をしている。一般的に相手の発言に対して自分のコメントを述べるとき、否定をするとそれは非優先的構造になる。だが、ここでは否定が続いているのでＢの発言は優先的構造になり、観客にとっても意識することなく聞き取られて

いることになる。ここで会話の優先的／非優先的構造についてふれておく。ローマン・ヤコンブンソンの用語法を山田が要約したところによれば、「優先的構造とは会話のシークエンシャルな特徴が無標（unmarked）であり、非優先的構造とは逆に有標（marked）であると言える」と述べている（山田［1993:208］）。つまり、この場面でいうのならCはBに対し9行目から嫌味のようなことを述べており、Bはそれに対し否定（反論）をしている。嫌味を言われて否定（反論）するのは自然に起こりうる行為としてとらえることができよう。だからBとCのやりとりは優先的構造であるといえる。観客にとっても意識することなく、聞き取られていることになる。

ところが、１５行目でBはCの「よっ葬式成金」という発言に対して間を空けることなくすぐに「やっほー」と応答しており、そのときBは両手をピースにして挙げ、片足をあげた。この応答は、Cの発言を否定するものではなく肯定するものであった。この場面においては、BはCの発言の後、前のやりとりに続いて否定することが優先であるのに、Bの１５行目の発言は何のマークもなく肯定している。言いよどみや、前者の発言と自分の発言のあいだに（ここでは１４行目のCの発言の後、Bが発言するあいだ）間をあけることなくBは即答した。１５行目の発言は、意識して発言されており自然には出てこない。9行目から１５行目までのやりとりを次のように表してみる。

9	C：生命保険がっぽり、香典は誰にも分けず自分のもの	－嫌味	）	
１１	B：あほなこといいな	－否定	）	優先
１２	C：ようもうけたらしいな	－嫌味	）	
１３	B：わずかなこっちゃがな	－否定	）	優先
１４	C：よっ葬式成金＝	－嫌味	）	
１５	B：＝やっほ：：	－肯定	）	非優先

１３行目までのやりとりまではCの発言に対してBは否定していたのに、１４、１５行目のやりとりでは、Cの発言を肯定した。しかもその肯定するやり方が、前者の発言に間をおくものではなく、すぐに応答している。このことから、１５行目のBの発言は「機械的な振る舞い」のように見える。(3) それでは、なぜ機械的な振る舞いが私たちに笑いをもたらすのか。ベルグソンは『笑い』(1938)において「人間の体の態度、身振り、そして運動は単なる機械を思わせる程度に正比例して笑いを誘うものである。」（ベルグソン［1938:35］）と述べている。人間の振るまいがぎこちなく、ぎくしゃくしたものであればあるほど、人々はその振る舞いを笑うのである。ベルグソンは人間の生は常に何らかの変化をしているが、時に人間の身体や社会生活において機械のように動くことが、人間の変化を滞らせる。そこで笑うという行為をすることで、再び人間の変化する側面を取り戻すことになると述べていると思われる。(4)

演芸場での機械的な振る舞いは、会話分析の視点からすると隣接対の第二成分が、不自然に意識して作り出された非優先的構造の時に起こることが分かった。Bの振る舞いは意識したもの、自然ではなくてつくられた振る舞いとして観客に提示されたことになる。9，１０行目のやりとり、１２，１３行目のやりとりではBはCの発言に対し否定し続けた。Cの発言はどちらも隣接対の第一成分として「嫌味」を生成している。それに対しBは第

二成分として「反論」を生成したと考えられる。１０行目に反論がなされたのを知っているのにＣはまた嫌味を言った。嫌味を言われたら反論することがこの場面で適切な発言となっている。Ｃは９行目から嫌味を言ったのではなく、５行目でも発言している（「そのおかげで優雅な生活」）。このことからＣはＢに嫌味を言う役割を持っていることになる。

ところが１４，１５行目のやりとりでは、Ｂは言いよどみや間を空けることなくすぐに発言しており、さらにＣの発言内容を肯定している。１５行目の発言は突然出てきたのではなく、出るべきところに出てきた発言である。Ｂは前のやりとりと落差を付けることで、笑いを誘っている。９行目から１３行目までのやりとりと１４，１５行目のやりとりでは、Ｂの態度に明らかな違いが見られる。否定すべきところなのに肯定し、また肯定のしかたが即答で行うことが機械的な振る舞いといえよう。

２－２．観客の声を代弁する

（断片３）での（笑い３）が起こった後１７行目でＢは「あほか」というつっこみをしている。１４行目のＣの発言は両親の死によりお金が手に入ったことを一番端的に表現している。おだてられてやった発言に対して「あほか」というつっこみでＢは「あほなことをさせるな」、「あほなことを言わせるな」と主張しているように聞こえる。

この「あほか」という発言に注目すると、次のようなことが浮かび上がってくるであろう。Ｂの発言である「あほか」は、１４行目の「よっ、葬式成金」に対してＢが「やっほー」と肯定したことへの客観的な感想だと言える。Ｂの１５行目での発言は、相互行為の上では妥当であるが、背後にある社会通念上妥当ではない。しかるに、笑いにおける規範の二重性がそこには存在し、相互行為上妥当かどうかという場合と相互行為を越えて、社会通念上妥当かどうかという場合が考えられる。よってＢは自分を客観的に見ることが必要であった。客観的に自分を見たとき、自分の振るまいがどういうものであったかをコメントする機会を持つことができる。漫才師の二人のやりとりの枠を越えて、二人のやりとりが第三者的な評価、もしくは観客の立場を代表している発言として捉えることができる。

（断片４）１９９８・１０・２７
1　Ｃ：滅亡や
2　Ｂ：【ふんふんとうなずきながら】滅亡てなに：：
3　観：（笑い１）
4　Ｂ：滅亡というのは私の生活
5　Ｃ：それは貧乏
6　Ｃ：つまり滅亡というのは＝
7　Ｂ：＝すべてがなくなること
8　Ｃ：知っとるがな
9　観：（笑い２）

ここでのやりとりは、大きな銀行や証券会社がつぶれている状況で安心して他人に金を預けることができなくなっている。また、他の悪条件が重なって、国が滅亡するかもしれないといったやりとりで話が進められていく。１行目でＣが滅亡するかもしれないといっているときに、Ｂは知っているかのようにふんふんと首を縦に振りながら、Ｃの発言を聞

いている。ところが、Bは2行目で滅亡という言葉の意味が分からないといった。Bは1行目で滅亡という言葉を知っているように振る舞っていたのに、2行目の自分の発言の場で、この言葉の意味をCに尋ねている。知らないことなのに、さも知っているような素振りを見せておき、実際の発言においては滅亡の意味を知らないのでCに聞いている。1行目と2行目のBの振る舞いは異なっているのである。

次の展開として、滅亡の意味を自分なりの解釈で示す。4行目でBは滅亡とは自分の生活状況を指すものであると主張するが、5行目でCはBの生活は貧乏であって滅亡ではないとBの主張を否定する。そこでCが滅亡の意味を言おうとすると、Bが相手の発言に割り込むように「すべてがなくなること」と先に本当のことを述べる。そのことに対してCが最初から滅亡の意味を知っていたのではないかとBにつっこみを入れる。Cの発言「知っとるがな」が何をBは知っていたことを示すのか。それは滅亡の意味をBは知っていたことを示している。Bは自分から滅亡の意味を知らないと発言したうえに、Bは滅亡と貧乏の意味を取り違えた。そこでCが滅亡の意味を伝えようとしたら、先にBから「すべてがなくなること」と言われ、Bは滅亡の意味を知っていたことを7行目の発言からその場にいる誰もが理解することができた。

次の発話において誰もが思っていたこと、すなわち「滅亡の意味は最初から知っていたのではないか」ということをCが代表して発言した。Cの発言が観客の立場を代弁している。一つの漫才を見ていて、二人のやりとりが観客に理解されているとしたら、観客は漫才のやりとりのなかで「ボケ」た人に対して「つっこみ」を入れたくなる。それをその場にいる観客が行うのではなく、舞台の上にいる「ボケ」なかったもう一人が、観客の代わりにつっこみを入れる。そのことは漫才師どうしのやりとりにおいて何ら不自然さを感じることはない。相方だけがぼけた相手に対して「つっこむ」権利を持っているのも演芸場ならではのやりとりといえよう。

漫才のやりとりでは、二人のやりとりの枠を越えた第三者的な立場をとる発言が見受けられる。自分がやったことにしろ（断片3）、相手がやったことにしろ（断片4）、直前のやりとりに関して物理的に時間をおくことで客観的に見ることができる。自分から距離を置くことで客観的な発言の場が与えられる。この客観的な発言は、実はその場にいる観客の声を代弁することになる。演芸場において第三者的な立場をとることが可能なのは、観客の存在があげられる。観客の存在は、演芸中においても忘れてはならない存在である。適切な箇所で第三者的な立場を取り込むことによって、観客に対してのガイドライン（指針）を示すことになるのだ。

2－3．有意味なナンセンス

大喜利は4人の解答者と1人の司会者が登場して司会者によって出題された問題(お題)を1人ずつ解答していくものであるが、いくつかの問題が提起される。なぞかけやあいうえお作文である。大喜利の最後にあいうえお作文があった。あいうえお作文とは、

「あ」さの寒いとき
「い」まがわやきを食べたり
「う」どんを食べたりしようと
「え」んがわで座っていたら

「お」っこちた

と、「あ」から「お」の話がつながっており、「お」の段で（おこそとの...）なんらかの「オチ」をつける問題で、前の解答者が何をいうのかはわかってはいない。私が観察に行った日も、あいうえお作文を作ることになった。その日は、司会者が観客にどの行で作文を作るかを尋ね、観客の１人が「は」行と答えた。「は」行に決まると司会者は「お客様『は』で始まる文をなにか作って下さい。」と言い、彼女は悩みながらも「腹が痛くなったので」と答えた。

司会者が「は、腹が痛くなったので」と繰り返して、高座の後ろに立って客席のほうを向いて高座に座っている、客席側から見て左端の人から順番に「ひ」で始まる文を作ることになった。そこで一番左端の落語家は「ひいひいうなって」といったら、司会者は「は、腹が痛くなったので、ひ、ひいひいうなって、ふ」と次の解答者に発言をふった。解答者は「ふくい総合病院に行って」と答えた。

二番目の解答者の解答がでたところで司会者は「は、腹が痛かったので、ひ、ひいひいうなって、ふ、ふくい総合病院に行って、へ」と客席から見て右から二番目の解答者へ発言を譲った。すると彼は「へんな治療をされて」といい、司会者はまたもや始めからくり返し、「じゃあ最後のほ」と最後の解答者に促した。最後の解答者である一番右の人が「ほけんで治した」と発言したところ、笑いがあまり起こらず、司会者は「保険で治した」と解答者に尋ねるような言い方をし、大きな声で発言した。

ここで、　１：へんな治療をされて

　　２：ほけんで治した

という発言のやりとりがある。この関係について述べてみたい。「あいうえお」作文において、この二つの文の並びは、文章の流れとしては有意味であるが、オチをつけておらず、普通の終わり方をしているのでこの場面としてはナンセンスである。では、なぜそういえるのか。

「あいうえお」作文において、「お」の段はオチをつけるものとしての枠組みが存在する。オチ直前の発言を受けて、オチをつける場所では意表をつくような「オチ」のスロットが作り出されている。前後が同じであると「オチ」のスロットに適合していないために、理解しにくい構造になってしまう。１行目と２行目は互いの内容が逆のことを指していなければならないのに、作文としてはつながっている。このような場合は、繰り返すことで有意味なナンセンスだということを表示している。(5)

以上見てきたように、この章では実際の漫才でのやりとりで起こる笑い、大喜利のコーナーでの笑いを分析した。やはり、演芸場で忘れてならないのは観客の存在であろう。観客のことを無視していては笑いを起こすことには無理がある。何らかのかたちで演芸者は観客に志向していることを表す。だから漫才師の枠を越えた、客観性を帯びたやりとりが存在しても不適切ではない。むしろ、観客が笑うことで受け入れを表示しているので、適切なやりとりとして観客が見なしていることも分かる。

３．先終了の協同的達成

３－１．終了を導くもの

「オチ」があったから笑ったとするのではなく、終了交換[6]の第一成分が芸人から発せられたことにより、終了交換直前の芸人の発言が「オチ」であったことが観客に理解される。と同時にその「オチ」が終了を導くものであったのだと認識することもできる。

例えば、(断片５) １９９８・１０・２７
Ｋ：これが本当の老婆の休日で／／お時間と　／／なりましたのでこの辺で
観：　　／／（笑い１）／／（笑い２）　　（拍手）

Ｋの小話は病院の待合室にいる高齢者の女性同士のやり取りと、診察室での医者と老女とのやり取りをおもしろおかしく話し進めるものであり、上記は終了場面である。Ｋは「これが本当の老婆の休日」と今まで話した内容を端的な一言で述べている。「老婆の休日で」と「お時間となりましたので」のあいだには少し間があり、「老婆の休日で」という言葉を聞いて笑う観客もいれば（笑い１)、「お時間」という言葉を聞いて笑い出す人もいた（笑い２)。「お時間となりましたのでこの辺で」とＫが言った後に拍手が起こった。

「これが本当の老婆の休日で」というＫの発言は終了を導くものとして表示していることから「先終了句」[7]（pre-closing）と考えられるだろう。この先終了句を使うことで、話し手はこれ以上話すことがない、終了に向けて開始したことを表しているのである。その後で笑いが起こっているが、Ｋは「老婆の休日」と「ローマの休日」を掛けている。映画『ローマの休日』を知っている人には理解できる「オチ」になっているといえよう。

演芸の終了を導く際に芸人は「オチ」をつけるのだが、その「オチ」が観客にとって理解しがたいものであったなら、観客は直前の発話を「オチ」であることを理解できず、笑うこともままならない。実際にこの先終了句が発せられたときにはあまり笑いが起こらず、終了交換の出だし部分（「お時間と」）で先終了句の時よりも大きい笑いが起こった。芸人は観客に間接的な表示で終了を提示し（「これが本当の老婆の休日で」)、その後「お時間となりましたので」と終了の直接的な表示を用いて終了交換の第一成分を構成する。この終了の直接的表示から多くの観客は、この小話が終了に向かっていることがわかり、彼が舞台の袖に引き上げようとすることもわかる。そして観客は芸人に対して拍手を送る。

以上のことから、オチがオチであると観客に理解されなかった場合、芸人から発せられる終了交換の第一成分を観客が受け取ることで終了交換直前の芸人の発言が、この演芸でのオチであったことを理解することができる。観客は遅れてオチを受け入れただけではなく、終了交換の第二成分である拍手を送って、終了交換の第一成分も受け入れたことを表示している。

３－２．笑いが続いたままの終了

演芸場では、５－１のような終了だけではなく、次のような終了も見られた。
(断片６)　１９９８・７・１５
　【電話機に１０円玉を入れて、ダイヤルを押す仕草をする】
１Ｅ：１０円　１７７
２Ｆ：　　そうそうそうそう
３観：　　（笑い１）

４Ｅ：もしもしきしょ／／うちょう	＝（どこがやな）
５Ｆ：　　／／プ：：　プ：：　プ：：　話し中です＝	
６観：　　（笑い２）	

【Ｅ、Ｆ共に客席に向かってお辞儀をする】
７Ｆ：失礼しました

キャンプに行くからその日の天気が気になるので、電話で確かめるようにＦがＥに指示した。Ｅは何度も電話をかけるまねをするのだが、こんな大きい電話はない、電話をかける前に１０円玉を入れていないからかかるわけがない、など何度となくＦに指摘された。そしてようやくＦが肯定したところ、天気予報の電話はあるはずのない話し中であった、というオチでこの漫才は終了する。

Ｅの電話のかけ方が、Ｆによって何度も否定されていた。ＦはＥのやり方が気にそぐわなかった。この場面でようやく電話をかける仕草がＦの考えと重なった。否定が続いた後に一転して肯定されたことに対して（笑い１）が起こった。Ｆが、「プープープー話し中です」とオチを言っているときに（笑い２）が起こり、この笑いはＦが「失礼しました」というところまで続いている。そのためＦの発言を聞こえにくくさせている。

５行目のＦの発言とそれに続くＥの発言（「(どこがやな)」）が、先終了として提示されており、７行目の発言が終了交換の第一成分といえる。７行目の発言は、客席が騒がしいので静まるまで待つわけでもなく、静めようとするのでもなく騒々しいなかで発せられている。そのため、終了は観客にとって聞きづらい、聞こえにくい発言だったと考えられる。「話し中です」を聞いて笑い出した人もいれば、Ｅの発言を聞いてから笑い始めた人もいる。こうしたことが可能なのは、笑いは他の発話行為と少し違った成分を有しているからであるといえる。サックスによれば、人は同時に笑い出し始めることもできるし、ある人が笑っている途中で別の人が笑い出し始めることもできる。すなわち、笑いは重なり合うこともできるし、遅れて笑うことも可能であると述べている（cf. Sacks [1974:347-349]）。こうした笑いの成分が、演芸場での笑いを可能にしているのである。芸人が一人か二人であるのに対して観客多数という観点からすると、笑いが重なってもよいことや遅れた笑いが可能なことに対応しているように思える。

観客の笑いが続いたまま漫才は終了を迎えた。オチで笑った人もいれば、Ｅの発言を聞いて笑い始めた人もいる。笑う人、観客が大勢いたからこうした終了が起こった。観客の笑いが終了を承認し、終了の方向へ向かうことを可能にしている。

３－３．先終了の協同的達成

いままでの議論を簡単な図に表してみる。

＜パターン１＞　芸人：オチ
観客：笑い
芸人：終了交換（第一成分）
観客：終了交換（第二成分）

＜パターン２＞　芸人：オチ
観客：笑わない
芸人：終了交換（第一成分）
観客：終了交換（第二成分）

＜パターン３＞　芸人：オチ
観客：笑い
（笑いが続いたまま終了）

笑いはトピック転換のきっかけになりうるので、終了へ導くこともできるし、また、新たな話題を開始することもできる。＜パターン１＞の場合、観客の笑いが終了を導いており、次に芸人からの終了交換が始まり、それを観客が受け入れて終了が完了する。これは、私たちが行っている相互行為の終了場面で見かけるやり方である。

＜パターン２＞においては、観客が笑わなくても終了交換へ持ち込むことができるというものである。これは芸人がオチを先終了句として表示しているものの、観客には理解されていない。観客によってオチが理解できなくても、芸人の終了交換の第一成分を聞くことで、終了交換直前の芸人の発言がオチであったことが理解され、笑いが起こる。さらに、終了交換も提示されているので、観客は終了の開始も受け入れることになる。「笑い」はすぐ笑うように動機づけられてはいるのだが、＜パターン２＞では、オチの直後に笑いは起こらず、芸人の終了交換の提示があることでオチに対する遅れた笑いが起こる。遅れた笑いは、重なりあう笑い（一斉に笑い出すこと）とともに、演芸場での笑いを可能にしている。さらには演芸者が一人もしくは二人であるのに対して、観客が多数存在する場所で笑いを可能にしている。

＜パターン３＞は、観客の笑い声によって、終了の宣言が聞こえにくくなっている。＜パターン１＞や＜パターン２＞のように明確な終了交換がないのにもかかわらず、芸人と観客のあいだで終了を行っている。はっきりとした終了交換がなくても、終了できたのは観客の笑いが演芸の終了を認め、可能にしているからである。そして、笑いは重なりあうことや遅れて笑ってもよいことが、演芸場での笑いを適切なものにしている。先終了の協同的達成は、終了の協同的達成の派生物として存在している。終了が行われたことを考えて、時間を逆戻りしてみると、終了の直前に先終了の表示があったことを知ることができた。終了が芸人と観客による協同的達成であるように、先終了も芸人と観客によって協同的に作り上げられている。(8)

４．まとめ

本論文では、演芸場が芸人と観客によりどのように作り上げられていくかを示してきた。演芸場での笑いも協同的に成し遂げられている。観客は芸人を志向し、芸人は観客を志向していることを、なんらかの方法で表示しているはずである。観客にとっては笑うことであり、拍手することである。芸人にとってそれは客をいじってけなしたり、演芸のやりとりのなかでも表示している。参与者たちが演芸場を演芸を見て笑う場として意味づける様々な方策が現場にあったのだ。

注

（1）　**記号の説明**　以下に示すものは、この論文で用いられている記号である。

／／　**複数行の同じ列におかれた二重スラッシュ**：参与者たちの言葉の重なりが始まる箇所を示す。
＝　**言葉と言葉の間、もしくは行末と行頭におかれた等号**：途切れなく言葉つながっていることを示す。
（　　）**丸括弧**：当該の文字列が丸括弧でくくられ、聞き取りが確定できないことを示す。
：：**コロンの列**：直前の音が延ばされていることを示す。
【　　】**すみつき括弧**：参与者の発話以外の諸行動の一部を示す。

以下に示す漢字、アルファベットは、その場面への参与者を示す。

[観]：観客
[N]：漫才師、Ｓとコンビを組んでいる。
[S]：漫才師
[W]：漫才師
[K]：落語家
[C]：漫才師、Ｂとコンビを組んでいる。
[B]：漫才師
[E]：漫才師、Ｆとコンビを組んでいる。
[F]：漫才師

（2）　演芸場に入る前にスタッフの方が「立ち見になりますのでその点ご了承ください」と並んでいる客に対して注意喚起する日があった。（１９９８・８・２６）この発言から入場前に座る席はないに等しいことが分かる。

（3）　今回はＢの行った行為（両手をピースにして挙げ、片足もあげて「ヤッホー」と発言したこと）が、日常的に行わない行動であると考えたので、それを機械的な振る舞いだとみなした。この機械的な振る舞いに対しては、もう少し議論の余地があると考える。

（4）　長谷は「映画観客の『笑い』について」(1998)という論文において、人間は「笑う」ことで人間の持つ「生」の機械的な側面の存在を認め、肯定していることを表しているという。つまり、人間のちっぽけで力のないものに対する笑いは、その人間のちっぽけさに対しての再評価であるということを述べている。

（5）　２－２．観客の声を代弁するところでもふれた（断片３）における１４，１５行目のＢとＣのやりとりも有意味なナンセンスといえよう。

１４　Ｃ：よっ葬式成金＝
１５　Ｂ：＝やっほ：：
１６　観：(笑い３)
１７　Ｂ：あほか

相互行為上適切かもしれないが、社会通念上も適切かどうかは疑わしい。むしろ妥当ではないだろう。なぜならその後１７行目でＢ自身が客観的な判断を下すことによって、１５行目の発言が社会通念上妥当でなかったことを示しているからである。

（6）　終了交換とは、たとえば「さよなら」－「さよなら」のようなものである。はじめの「さよなら」を発言した人は、いま会話を終了したいことを提示している。それを受けて第二成分である「さよなら」を述べた人は、第一成分を生成した提案を受け入れたことになる。こうして会話が終了する。会話の終了は参与者たちによって達成されているのである。

（7）　先終了句は「正確には『先終了となる可能性のある句』(possible　pre-closing)と呼ばれるべきものである。」(Schegloff;Sacks[1972=1995:198])この句を発することで終了を開始したことを表示するのだが、受け手がいままで言わなかったことをこの句の後で言い始めること、新たな話題を話し始めることも可能である。

（8） 演芸場での終了場面に対し、複数人で会話的相互行為が行われているラジオ放送の終了場面では、話し手からその場を終わらせようとすることはできず、聞き手が終わらせるきっかけを作る。その終わらせ方には段階がある。まず、第一段階として聞き手が相づちを打ち始める。第二段階としては聞き手は「あ～、～ということなんですね」「つまり、それは～ということなんですね」と評価、要約を行う。第三段階は「わかりました」と聞き手の理解を表示する。第四段階は「ありがとうございました」と聞き手が話し手にお礼を述べる。この段階は、第一段階よりも第二段階、第二段階よりも第三段階、第三段階よりも第四段階のほうが終了に持ち込ませる力が強い。第一段階から第四段階へと強度を増すのである。

参考文献

Bergson,Henri 1900 *Le rire*=1938 林 達夫（訳）『笑い』（岩波文庫），岩波書店。

長谷 正人 1998 「映画観客の『笑い』について」，『現代風俗学研究』4 :76-78。

水川 喜文 1992 「笑いの社会的組織化－会話分析の知見から－」，『Sociology Today』3:28-42。

水川 喜文 1993 「自然言語におけるトピック転換と笑い」，『ソシオロゴス』17:79-91。

西阪 仰 1997a 『相互行為分析という視点－文化と心の社会的記述－』，金子書房。

西阪 仰 1997b 「間身体関係のなかの対象」，『対話と知 －談話の認知科学入門－』:79-100，新曜社。

西阪 仰 1998 「概念分析とエスノメソドロジー」，山田 富秋・好井 裕明（編）『エスノメソドロジーの想像力』:204-223，せりか書房。

Sacks,Harvey 1974 “An Analysis of the Course of a Joke’s telling in Conversation” in R,Baumn.;J,Sherzere.(eds.)*Explorations in tke Ethnography of Speaking* :337-353,Cambridge University Press ＝訳年不詳「会話において一連のジョークをしゃべるということの分析」（岡田 光弘草稿１９９８・１２・２１入手）。

佐藤 郁哉 1992 『フィールドワーク －書を持って街へ出ようー』，新曜社。

Schegloff,Emmanuel A.;Harvey Sacks 1972 “Opening up closing” *Semiotica*7:289-327=1995 北澤 裕・西阪 仰（訳）「会話はどのように終了されるか」，『日常性の解剖学』:175-241，マルジュ社。

樫田 美雄（編） 1998 『ラジオスタジオの相互行為分析 平成９年度徳島大学総合科学部社会調査実習報告書―第二版―』。

上野 直樹 1998 「見ることのデザイン －知覚の社会－道具的組織化－」，山田 富秋・好井 裕明（編）『エスノメソドロジーの想像力』:252-269，せりか書房。

山崎 敬一・西阪 仰（編） 1997 『語る身体・見る身体』，ハーベスト社。

山田 富秋 1993 「『おせじ』のプロトコル分析－エスノメソドロジーからのアプローチ」，海保 博之・原田 悦子（編）『プロトコル分析入門 発話データから何を読むか』:202-220，新曜社。

第Ⅱ部　福祉・医療・性

老いを生きる～シニアボランティア研究

李裕美

０．はじめに

人生８０年時代、いやもう９０年時代といってもいいほど平均寿命が急速に延長してきた長寿社会では、老後をいかに生きるかという意義がますます問われてくる。老いの意味とは、老いて生きることの主体的・積極的な意味、また人間としての生の意味を、最後まで問い続けるプロセスである。男性は定年後、女性は子育て終了後２０年以上もある人生を、以前のような“高齢期という余生”や“付け足し”という言葉ではもはや適合できない長期間にわたる新たなステージが用意されることになった。そこでは、活動主体としての老年を捉えることにより、多様なライフスタイルを持つ高齢者が増加してきた。ここでは、元来ボランティア活動の受け手であった老人が、ボランティアをする側にまわるというシニアボランティア活動を通じて、老いの生き方というものについてインタビューから見出していく。

１．高齢者像の変容

(1)家規範の脆弱化

家制度のあった第二次大戦前には、年老いた親を扶養することは、家督相続人である長男に課せられた義務であった。戦後、家制度は廃止され、直系家族制から夫婦家族制へという家族理念の大幅な転換が発生した。また民法の改正によって、財産はきょうだい間で均分相続され、親に対する扶養義務も長男一人からきょうだい全員の義務へと拡大されることになった。家族形態が核家族化したばかりではなく、イデオロギーとしての核家族化も進行した。イデオロギーとしての核家族化とは、家制度的な意識を否定し、夫婦と未婚の子からなる核家族の幸せの追求を第一に置く考え方である。戦後教育を受けた世代が成人期に達するにつれて、親に対する孝養や自己犠牲精神は弱体化した。というよりも高学歴化に伴う教育費の高騰、住宅費の高騰が、気持ちの上では親を扶養したいと思っていても、その実現を困難にしているのである。また、近年の現象として、６０～７０歳代における夫婦家族の比率の上昇や、単身世帯における高齢女子の比率の上昇は、年老いても子と同居しない高齢者の増加を示すものである。高齢者自身が、子供に頼ろうとせず、老後は夫婦二人で過ごしたいと考える割合が著しく高くなっているのだ。たとえ配偶者と死別して一人になったとしても、気を使いながら子供と同居するよりは、自由気ままな独居をすることを高齢者自らが選んでいるのである。また一方で、高学歴化に伴う結婚観の変化によってもたらされる晩婚化や出生率の低下のいっそうの進展なども、明らかに家規範の弱化と連動する動向であると考えることができる。これらの変化は、総じて、子や孫に囲まれて過ごす高齢者像からの変容を促す兆しとして受けとめられよう。

(2)年齢規範の揺らぎ

制度としての家の解体は、隠居という伝統的形態を大きく変化させた。つまり、核家族

化によって老夫婦のみで構成される家族形態の比率が上昇し、高齢という年齢的地位に対して期待されていた役割、すなわち年齢規範ないし高齢者への役割規範もその拘束力を失っていった。静かに穏やかに日々の生活を営むことが当たり前とされていた生活形態を一転させた。近年では、旧来の高齢者像を高齢者自らが打ち破るような、様々な活動を見聞することが多くなっている。社交ダンスに興じる高齢者や、ボランティア活動に従事する高齢者など、高齢者自身が積極的になって活動している。また高齢になってからの離婚や、単身高齢者同士の結婚、他方で配偶者との死別後、むしろ元気で一人暮らしを謳歌しているような高齢者など、老後生活というものが非常に多様性に富んだものとなっている。新たな高齢者像というものが定着しつつある。

(3)新たなライフスタイル・期待される高齢者の役割

平均寿命の延長は、いわゆる“人生８０年時代”あるいは“９０年時代”を生み出している。加えて、高学歴化、晩婚化、少子化によって、ライフサイクルは大きく変化した。かつてに比べて、より長い老後期間が出現したのである。“人生５０年時代”に創られた生活様式、社会慣行、が“人生８０時代”に適合できなくなるのは当然のことであろう。昔の倍ほどにも長くなった人生、老後も長くなり、生活も豊かになった半面、地域社会（コミュニティ）や人間関係は逆に崩壊現象を示し始めている。そうなると、そういう社会の中で“意味ある老後”を送るためには、老人自らが主体者となってそれを自主的に創造していかざるを得ない。またそうなることを期待されているのだ。企業や家族の責任から解放された高齢者は、自分自身のために時間やお金を費やして自分のために生きていくことができる、自己実現の時期である。自分のために行う活動が、地域社会の発展にもつながるという社会参加が高齢者に期待されている。高齢者のニーズが増加するという点で、よりよき地域社会作りの核として、また喪失しつつある地域の文化や家族文化の継承者としての高齢者の存在は、個人活動が社会活動につながり、高齢者文化を創出していく契機となる。またより良い老後を過ごすには、年をとってからも生きがいを持ち続けることが大切となる。生きがいというのは、高齢者に限らず、成人や青年においても全て人々の主体的活動の中で生まれるものであり、外部からのおしせきで創られるものではない。社会の中で徐々に自己の役割を失っていく高齢者にとって、生きがいを持つということは老後をいかに意義あるものとして過ごすかに大きく関わっている。

２．シニアボランティア

(1)増えつつあるシニアボランティア

高齢社会を迎え、長期にわたる老後生活が用意されるようになると、老人自身が積極的な生き方というものを求めるようになってきた。ボランティアというと、老人は受ける側というイメージを抱きがちであるが、老人自身が主体者となってボランティアをする側にまわるという、いわば福祉の受け手から福祉の主体へとその位置づけを転換させたのがシニアボランティアである。これは高齢社会を迎えた社会からの老人に対する要請であると同時に、老人自身の要請にも沿った社会参加の一形態である。そのシニアボランティアは

徐々に増加しつつある。その数というのは決して多くはないが、しかし確実に増加している傾向にある。この増加の背景を５つ箇条書きで挙げてみる。

１.老人層が経済的に一定の安定が得られるようになってきたこと
２.自分の自由になれる時間の増大（家族形態の変化：核家族化）
３.健康管理がしやすくなった（医学の発達）
４.精神的充実を求める欲求の高まり
５.社会に役立つ活動を通して生きがいを得たいという老人の増加

以上挙げた中で、４、５、はここ１０年で特に目立つ傾向にある。

(2)シニアのパーソナリティ特徴

老人のボランティア活動は他の年齢層のボランティア活動と比較すると、活動範囲は狭まるが、その一方で老人だからこそできる活動というものもその中から見受けられるのだ。例えば人生経験豊富な老人だからこそ今まで蓄積した体験や経験を生かした活動などはまさにそれにあたるだろう。また、自分の趣味・特技を生かした（編み物、料理等）分野で活動するということで趣味・特技の延長線上にボランティア活動を位置付けることができるだろう。このことは老人だけに限らずどの年齢層にもいえることだろう。。また、老人のボランティア活動で一番大事なことは、健康であるということである。健康でなければ活動を続けていくことは困難であろう。

(3)多様な活動内容

シニアボランティアの活動内容について見ていく。その活動内容というのは実に多様で、たとえば、身近なものでは町内会の役員が挙げられるのではないだろうか。これも一種のボランティア活動であろう。他には、病院で患者の身の回りの世話をしたり、寝たきりや病弱の人や障害者を対象とした入浴サービスを行なったり、独居老人を対象とした給食サービスを行なったりなど、数え挙げればきりがない。また、趣味や特技を生かして、手芸や花、茶道を教えたり、壊れた玩具を修理したりなどといったものもある。

３．インタビュー分析

(1)インタビュー対象とその方法

Ａクラブ（民生委員を中心としたシニアボランティア団体）で、65歳以上の独居老人を対象とした食事サービスと友愛訪問活動をしている民生委員３名（Ｍ＜仮名＞：74歳男性，Ｔ：74歳女性，Ｙ：73歳男性）と、民生委員は引退したが、引退後もＡクラブにお手伝いにいってる方１名（Ｎ：78歳女性）と、民生委員引退後はＡクラブとの関わりはない方１名（Ｋ：82歳男性）の計５名の方に１対１形式で、私が投げかける質問に対して答えてもらった。人選は、いろいろ話してくれそうな人をＡクラブのメンバーの一員に聞いたりして、適当と思われる人にインタビューをお願いした。

(2)インタビュー分析

[1]ボランティアの場＝地域社会参加の場

まず、ボランティアの場を地域社会参加の場として定義付けることができる。Mは民生委員の他に防犯委員、治安会、町内会長、町蓮の福会長、町づくり協議会の議員、公民館の理事をしており、Yは防犯委員、山を歩こう会の手伝い、Nは近所の小学校の行事の手伝い（七夕、餅つき）等といった多種多様の地域社会参加活動を行っている。つまり、様々な場所に自己の役割を設けている。自己の役割を持つということで、自分の存在（価値）を明らかなものにしているといえる。つまり、職業等によって失われた有用感や充実感を新たな社会活動によって獲得しているといえるだろう。また、この自己の価値を結果的に地域社会に求めているということになるのではないか。「高齢化は個人レベルで欲求充足実現の社会レベルにおける意図せざる逆機能効果であるが、個人にとっては高齢者の役割喪失というかたちで欲求充足の剥奪を結果する。これを防止するための高齢者役割の創出はいろいろの角度から検討してみて、結局地域社会とのかかわりにおいて考えられるほかないのではなかろうか。」[富永健一：社会変動としての高齢化] と述べている。確かに家族役割と職業役割を喪失しやすい高齢者にとって、残された役割回復や組み替えの生活場面は地域社会となるだろう。が、しかしここでいう地域社会とは、家以外の場所というふうに、地域社会を広義の意味でとった場合にこういうことが言えるのではないだろうか。また社会参加というのは、何か高齢者をある意味で一つの方向に管理してしまうような一斉社会参加ではなくて、もちろん皆で参加する活動もあっていいのだが、一人一人が自分の才覚というか、自分の能力を試してみるような社会参加が望ましい。それが結果として大勢の社会参加になっているという多面体で多様な社会参加が望ましいのである。

[2]社会参加をするわけ～第一段階社会離脱のその後として

それでは人々はなぜ社会参加をするのだろうか。まず、社会参加を始めた時期に注目してみる。男性の場合、定年後、あるいは定年数年前に対して女性の場合は、子育て終了後頃である。この時期というのは（特に男性の場合）、ちょうど社会からの離脱が（つまり定年のこと）強いられる時期である。社会からの離脱について説明しておく。人というのは、社会において様々な役割を獲得し、その役割に合ったパーソナリティーの形成を行っていく。社会の側が老人を遠ざけるか、あるいは老人自らが社会から身を引くか、いずれかの方法で社会的な役割を一つずつ失っていくことになる。後者の場合は老人自らが決定しているため、本人にとってはそれほど大きな問題ではないが、本人が望んでいないにもかかわらず、やむなく社会から離脱しなければならない場合様々な問題が生じる。特に「定年」制度においては本人の能力や希望は考慮されず、年齢によって役割を喪失するのであり、労働意欲も能力も残っている者にとっては、大きな衝撃である。職場から離れ、社会のどこにも所属しない空しさや不安、社会関係の縮小など、様々な変化を定年は余儀なくさせるのである。社会からの離脱というのは、自己の存在価値をあたかも喪失させるかのように思わせるのである。この定年を迎えた為に生じる社会からの離脱を、後に述べ

る第二段階社会離脱に対して、第一段階社会離脱と名付ける。第一段階社会離脱を迎えた人々は、それまで職場に置いていたアイデンティティ基盤を今度は地域の中に移し換えているのではないか。以前は職場に置いていた社会的関係を今度は地域の中で作りあげようとしている。M「まあ、結局家ばっかりおって、テレビやばっかり見よったらもう自然にそないなってしもーてあかんけんね。やっぱ“人は人中、地は地中”っていうてな、人の中に出て、ほして話を聞くということは、非常にほのー人間に大切なことなんよなー。」から人の中に出て、相互に話をするというコミュニケーションをはかるということは人間にとって大切なことと言っている。またT「やっぱし年いったらこうやって皆のとこ一緒にねー出てお話した方がいいと思うけどね。」というふうにここでも人の中に出た方がいいと述べている。この発言はAクラブ主催の食事サービスを受けに来る高齢者（ボランティアを受ける方）に向けて発言しているが、と同時に、ボランティアをする側にも言えることである。人間とは人と人との間で生きており、コミュニティ（地域社会）がいつの場合も生活や生存の基盤となる限り、人と人との絆なしではより良く生きることはできない。これは人間社会の根本原理といっても過言ではないだろう。またボランティアをする理由としてT「まーできるだけ人のためにボランティアして、ためになることしといたら、自分もまた年いってねー、なにできるようになったら、また若い方にしていただけるかなと思うて、ハハハ。」と、自らの老後（７５歳以上の後期高齢時）に備えて、今度は自分がボランティアを受ける側に回るかもしれない場合に備えての貯蓄のようなものとして活動していた。つまり、体の動くうちはボランティア活動を続け、動けなくなったら、ボランティアの受け手になる、その時に備えての貯蓄としているのだ。しかし、こうは言っても実際にそうなった場合（体力的に活動持続が困難になった場合）に果たして、ボランティアの受け手に本当に回っているのかといえば、定かではない。というよりは、多くの場合、ボランティアの受け手にはなっていないだろう。こういえる根拠は、後で述べる第二段階社会離脱説に多いに関係しているので、その時に述べることにする。引き続きボランティアをする理由に戻ろうと思う。T「やっぱり気がはって明日はボランティア行かないかんと思うたら体がシャキッとするような、不思議なねー。」，Y「うん、おもしろいってね、やっぱり張り合いがあるですなー。まー会社退職したら一応ね暇になるでしょ。そういうんがあんまり感じなく、ね」，Y「ほりゃーやっぱり人を知るということと、暇な時でも活動をね。出ていくということによって余暇を有効に使えるっていうんですか。そういうのがありますわな。」，N「まー自分が楽しんでするということとほれと元気でおることやなー、」 から、ボランティアをすることで生活に張り合いを持たせていることが分かる。気持ちに張り合いを持つということは精神的充足を保つ上で非常に重要なことであり、もちろん、健康だから活動を続けることができるのだが、活動を続けているからこそ健康でいられると言うこともできるのではないか。このことはN「(ボランティアをしていると）あと元気でいられるわなー元気でー。」を証拠としていえることである。また、M「結局あのーやっぱり人のお世話もし、お世話になったお返しをするんだというようなこともあったわけ。いろいろと、わしは県庁に30年余りおったもんだから、ほなけん地域の

人にいろいろとお世話になっとるわけやな。ほれをお返しするというたらこら語弊があるかもしれんけんども、まー何かして、いわゆる地域の人のためにやらないかんということじゃなー。」，Y「私は戦争にいって、まっ人に助けられて、無事帰ってきたということで、できるだけ人のお世話しといたらまたほの徳がね、自分に廻ってこんでも子供の代にね廻ってくるとねー、まー恩返しのつもりでしたわけなんです。」から以前お世話になったその恩返しとしてボランティア活動をしているというわけである。この、以前お世話になったその恩返しというのは、シニアならではの特徴なのではないか。つまり、長年人生を歩んできた中で、様々な人の恩恵を受けたそのお返しというのだ。若い人にも以前お世話になったその恩返しとしてボランティア活動をしている人はいるが、しかし、シニア世代に比べると、その比率ははるかに低いだろう。こういうようなことからも、やはり、ここにシニアらしさが現れているといえよう。第一段階社会離脱のその後としての、老人の社会参加、つまり、シニアボランティア活動は結果的に“老い”を遅らせようとする努力の一つであるといってもよいのではないか。

[3]男女のボランティア観

男性と女性のボランティア観を比較すると、おもしろいことに、感覚的相違が生じた。それはボランティアに対して、男性が地域の向上をはかるお仕事的感覚（第二の仕事）にボランティアを置いているのに対して、女性は家庭の延長線上、趣味の延長線上にボランティアを置いているということである。ここでちょっと第二の仕事について言及したい。前市岡楽正は『２１世紀の高齢者文化』の中で次のように述べている。「我々が労働のかなたに求めるべきは、非活動＜無為＞ではなく活動である。しかしそれは＜遊び＞ではない。それは、休息や気晴らしではなく生活に意味と秩序を与えるもの、非日常的ではなく日常的なもの、弛緩ではなく持続的緊張、放しではなく勤勉である。したがってやはり「仕事」と呼ぶのが適当だろう。ただしそれは従来の仕事（分業にもとづく社会的生産）ではないから（生産・消費・遊びの意義を否定しているのでは無論ない）、＜第二の仕事＞と名付けよう。」ここで男性のお仕事的感覚だけがこの第二の仕事と呼べるのではなく、女性の場合もそう呼ぶことができる。つまり、第一段階社会離脱のその後としての社会参加、ここではボランティアについて、第二の仕事と呼べるのではないかといっているのである。これについてはそう呼ぶにふさわしいのではないかと思う。というのは、生活に意味と秩序を与えるもの、非日常的ではなく日常的なものであるという部分で、シニアボランティアと共通するものがあり、第二の仕事というふうに呼べるのではないか。さて、ここらで本題に戻ろうと思う。男性の場合[1]で述べたように主に地域を守る社会参加活動に従事している。その結果、Y「やっぱり自分の持っとる地域はね、自分が守っとるような気持ちでねー、」というように、まるで地域を守る仕事のように感じているのである。一方女性の場合T「だからＡクラブ（食事サービス）やったらまあ私や普段ねえ家庭でしよるようなことをするから、ほれは訳無しでできるんやけどね。」，N「料理はね好きなんよ。得意じゃないけど好きなの。ほなけん自分の趣味を生かしてしてあげるっちゅうことは楽しいわな。」ということから、家庭や趣味の延長線上にボランティアを位置付けてい

るということが分かる。男性のその地域の向上をはかるお仕事的感覚というのが以前から持ち合わせていたものであるからそういう地域向上的ボランティアをしたのか、あるいは、偶然的にしたボランティアが地域向上をはかるものであったからそういう感覚が生じたのか定かではないが、恐らく後者の方が有力だろう。といえるのは、M「まあーなんじゃわ、人に頼まれてなしくずし的にボランティア始めたっことじゃわ。」 Y「やむを得ず、私やこんなことしたくなかったんですけどね、ハハハ、一応してみたんです。」からボランティアはなしくずし的に始めたという人の方が多いのではないかと考えられる。なしくずし的というと聞こえは悪いかもしれないが、つまり、たまたま頼まれて、ボランティアをすることになったということである。つまりここでは頼まれて民生委員になったということである。MとYにかかわらず、他の人もたまたまボランティアを始めているのである。恐らく民生委員になったほとんどの人が、なにかしら頼まれて始めたものと考えられる。ここにまた、シニアらしさが現れている。どういうことかというとシニアボランティア活動を始めたきっかけというのが、市の方から推薦されて始めたということで、自ら率先して始めたのではないということである。つまり、シニア世代はなかなか社会参加、ここではボランティアをする機会というものがあまり設けられていないから、市の方が推薦することによりその社会参加の機会が設けられているのである。ここにシニアというものの動機の社会的承認が行われている。又この“たまたま”というのは“ボランティアの二面性”に通じるものがある。ではこの“二面性”とはなんであるのか説明していく。これは“ボランティアにこそ”と“たまたまボランティア”の二つに分類できる。どういうことかといえば、社会参加の場をボランティアにこそ求めたのか、それとも社会参加した場がたまたまボランティアであったのかということである。つまり、“たまたまボランティア”の社会参加では、実は他の場所、例えば、カルチャーセンターの場でも良かったということである。つまり、社会参加すること自体に意義を見出しているのである。しかし、ここで大切なことは、たとえ“なしくずし的にやった”ボランティアとはいえ、一旦活動を始めれば、それを自分自身の中にバランスよく取り入れているということである。Mはボランティアの留意点を十程自分で作っているし、またM「まあまあしかし、いろいろ勉強することがなー、ボランティアっていうもんはどんなもんか、そういうのはあまり考えてなかったわけよね。そやから純な気持ちで人のお世話ができるということに感謝しとるということ。」Y「いろいろ人にお世話になったからちょうど都合がよかったですかねー。」というように一旦始めたボランティア活動というものに従事しているといえる。このようにたまたま始めたボランティアではあるが、自然とそこに、地域のお仕事的感覚を抱いたり、家庭や趣味の延長線上にボランティアを位置付けることによって、ボランティアを上手く自分自身の中に位置付けているといえる。

[4]第二段階社会離脱

次に第二段階社会離脱について説明していく。第一段階社会離脱を迎えた人の中には、まだ社会との関わりを持ち続けたいと思い、社会的つながりを求めての社会参加というものが営まれる。この社会参加というのは、趣味サークルであったり、老人会であったりと

何でもよいのである。ここではボランティア活動についてみていっているが、ボランティアだからこそ／たまたまボランティアというふうに参加の動機はどうでもよいのである。つまりここではボランティア活動をすることで社会との接点が得られればよいのである。ボランティア活動をすることで自己の役割というものを獲得し、そこでの役割の獲得は社会の中においての役割の獲得ともいえるだろう。また、新たな人間関係形成へともつながるだろう。ボランティア活動とは、当たり前のことだがボランティアする側とされる側とから成り立つものである。ボランティア活動ということで、ボランティアする側の活動を通しての社会参加であるが、この活動というのは一生続くものではない。やはりある程度の年齢になると体に支障をきたし、活動を続けていくのが困難になる。そうなるとここで再び社会からの離脱を余儀なくされる。ここで生じる離脱とは、ボランティアという場からの離脱のことである。が、しかし、今まではボランティアの与え手だったからこそ生じる社会離脱だから、今度はボランティアの受け手に回ることでここで生じる社会からの離脱も難無く解消されるかのように思える。実際に現在も現役でボランティア活動をしている人にインタビューしたところ、M「いわゆる“する”より“受ける”方になるんよなー今度は。いつまでもほらボランティアで人のお世話をしてあげるってことはええことやけんどもなかなかそれができにくーなるわな、年をいくに従うて。」，T「何かお年寄りの、老人会とかね、あんな会がいくつもあるから、そんな会に入ってこっちの方がお世話になろうかなと思う。される側にねー、回るような、年いったらねー。」，K「いやー受けるんでー、立場が変わったらやっぱりボランティアの方はありがたいと思うな。今まで世話をしてきて、今度はこっちが世話を受けるような、年齢的にも体力的にもね。」，N「受けれるようなった場合は、今までのことが勉強になっとーわな。わがままを言わんと、勝手なことせんよーにとな。ボランティアしてもらう方になってきたら素直にならなんだら、してくれよー人に対してすまんでー。してもらうよーなってきたら今までの経験じゃ。」というふうに、今現在ボランティアの与え手であるからこそ、今までの経験上ボランティアの受け手に回った場合のボランティア与え手の気持ちを汲み取ることができるといい、自分がボランティアの受け手に回った場合の想定をしてはいるが、では実際のところはとなると、恐らくボランティアの受け手には回らないだろう。これを先の第一段階社会離脱に対しての第二段階社会離脱と呼ぶ。この両者の大きな違いは第一段階社会離脱は自己の選択権が関与しない（選択権なし）のに対して、第二段階社会離脱は、自己の選択権が関与しているということである。第二段階社会離脱は自らの決定でなされているのである。ボランティア活動の与え手が、ボランティア活動の受け手に回らないだろうといえる根拠はN「いやーほなけん（Aクラブと）別には嫌やなー。んーやめてしもうてからまっ食べには行かんだろうと思うけど。今まで自分がしよったしよったのに、なにか年がよったけん食べに行くやいうのもなんか気にならへんかいなと思う、んー、ハハハハハ。」というふうに、現在ボランティア活動をしている人の“受け手想定”とは矛盾した答えを得ることができたからだ。Nは現在独居暮らしをしており、つまりAクラブの食事サービス対象（65歳以上の独居老人）に入っているから食事を受けることは可能にもかかわらず、受け

ることを拒否している。この“受けづらい”という現象は、ボランティアをその場で実際に活動をしていたからこそ引き起こされる現象なのではないだろうか。もし仮に、今までボランティア活動していた場以外の所で、初めからボランティアの受け手として参加するならば、このような現象はこんなにも起こり得ないのではないだろうか。つまり今までは活動主体としてその場に参加していたからこそ、その場で活動被主体として参加することで急に老いを見近に感じ、抵抗を持つのではないだろうか。第一段階社会離脱のその後としてのボランティアという社会参加であったが、ボランティアの与え手という社会参加はボランティアの受け手という社会参加には成り得なかったということを意味している。短的に言えば、ボランティアを“する”はいいが、“される”はいやということである。実際の言葉にも、M「ほなけんどやっぱりせられるよりする方がいいってことやなー。」，K「まーしかし、受けるよりもする方がほらいいですね、ええ。」，N「でも受けるよりもする方がいいな、楽しいなー。今のところ元気でしよるからねー。」というように“される”よりも“する”方がいいと言っている。この“する”と“される”の間に大きな壁を造っているのは果たして何なのであろうか。少なからず彼らのプライドが関係していることは間違いないであろう。今までは活動主体であったからこそ、被主体になることで、老いを身近に感じてしまうのではないだろうか。では何故ボランティアは“される”より“する”方がいいのだろうか。なぜそういうふうに思うのか分析していこうと思う。まず考えられるのが、今の現状として健康であるから、ただ単に、自分のことだけでなく他人の世話が今はできるからそういうような答えを発したのだろう。それと、そう考えるのは、やはりボランティアが一方的にしてあげる／してもらうという考え方がどこかで根強く残っているからともいえるのではないか。“する側”は、してあげているのだというような思いはほとんどないとしても、やはり、“される側”はしてもらっているという思いがあるのではないか。やはり恐らくプライドというものが多いに関係しているのであろう。以前、高い役職についていた人程、こういう思いというのが強くなるのではないか。世論的にはボランティアは相互作用であると唱えられており、ボランティアする方もそうは言ってはいるがしかし、ボランティアは相互作用という考えは、個人の心底には及んでいないのではなかろうか。それはつまり、実際に活動しているボランティアが一方的なものであるのかもしれない。

４．まとめ

老いを生きるというテーマでシニアボランティア研究をインタビューという方法で進めてきた。そこでシニアボランティア活動の位置付けは、１.生き方の充実および社会関係の広がりという視点の強調、２.ボランティア活動のイメージの変更すなわち 「社会奉仕」というイメージから「豊かな社会の創出」といったイメージの強調、３.「受動的な高齢者像」から「主体的な高齢者像」というふうにできる。つまり、私たちが共通に内面化している高齢者に対する規範の打破といってもよいのではないか。すなわち、年齢に対応して人々の演ずるべき役割を規定する規範＝年齢規範や、高齢者に対する私たちの役割を規定する規範＝役割規範など、以前の規範とは違った見方でシニアをとらえているし、

またシニア自身もそのようであるのである。高齢社会を迎えた現時代では、シニアのニーズが高くなり、シニアがシニアを支えていくというシニアボランティア活動は、これからのよりよい社会を創るために必要不可欠なことであるのは言うまでもない。社会の側がそう要請しているし、また高齢者自身もそうあるものであると認識しているのである。

また第一段階社会離脱を迎えた人々には多大な時間が用意される。そういう意味では、老年期は豊富な時間への挑戦とも言えるだろう。この時間への挑戦の中に社会参加を取り入れることで、人生の「完成期」を創り上げていくのではないだろうか。昔の人の倍ほどにも長くなった人生、老後も驚くほど長くなり、生活も豊かになる半面、地域社会（コミュニティ）や人間関係は逆に崩壊現象を示しはじめるようになると“有意義な老後”を送るためには、老人自らが主体者となって、自ら活動し、それを自立的に創造していかざるを得ないのだ。そこで、活動場所をやはり、崩壊しつつある地域社会に求めることで、地域社会の復興へともつながるだろう。（ここで定義する地域社会とは家庭以外の場所というふうに広義の意味でとった場合のことである。）つまり、地域社会参加することにより、そこでの自己の存在の確認を行っているといえる。このなにげなくしている社会参加は実はとても意味のあることなのである。社会と常に接触することで、世の中の流れを把握し、人と接することで、つまり活動（ここでの活動とは身体的活動のことである）することで、老いを遅らせることにつながっているのである。何もしないでただただ老いを待つのではなく、ここではボランティアをするという社会参加をすることによって世間との接続を保ち、老いの過程を意味あるものとして過ごしているのである。

第一段階社会離脱のその後としてのボランティアをするという社会参加はボランティアを受けるという社会参加には成り得ないということに一種の矛盾を感じた。というのは、ボランティア活動している現在、ボランティアを受けることについて想定はしているが、実際のところとなると、ボランティアを受けるという気もないし、また、受ける側には恐らく回らないであろうと考えられるからである。というよりも、実際にボランティアを受けるということは考慮外であるように思えた。この矛盾は取り払うことはできないのであろうか。この矛盾を取り払うことができてこそ、ボランティアがボランティアとしてあるのではないかと思った。つまり、ボランティアの相互作用へとつながるのではないかと思った。この“する”と“受ける”の差というものは、老いを上手に受け入れない／受け入れるの差ともいえるのではないだろうか。つまり、今まで“する”側だったからこそ“受ける”側に回ることに抵抗を持ち、それはつまり老いへの抵抗でもあるような気がした。

ではこの第二段階社会離脱を迎えた人々のゆくえはどうなるのであろう。昔の概念の余生としてただただ家でじっと過ごしてゆくのであろうか。今までは社会の中の集団の一部に身を置いていたが（属していたが）、これからは社会の中の個人として身をおくことになるのではないか。つまり、団体活動から個人活動へと転じていくのである。個人活動となると、それは趣味の領域となり、趣味を持っている／持っていないはその人のその後の人生に多大な影響を与えるのである。もちろん、第一段階社会離脱を経た時点で、残りの人生を個人活動（趣味）で過ごしてゆく人もいるであろう。また、ボランティアを受ける

という社会参加に成り得なかったからの第二段階社会離脱だから、今度は自己の趣味活動として趣味サークルみたいな会に入ったり、つまり再び趣味の領域の社会参加する場合もあり得るだろう。この場合もこの趣味の社会参加から離脱する場合（第三段階社会離脱）の人々のゆくえはとなると、やはり個人活動となるのである。このように最終社会離脱（最後の社会離脱）を迎えた人々というのはその後の人生を個人で活動することにより、いかに自分自身で楽しめるかが、老いを満足のゆくもの、つまり人生の完成を創り上げるのである。つまり社会離脱を迎えた人々のゆくえは個人活動という社会集団には属さない方向へと向かってゆくのである。

この研究を通して、私が言いたいことは、ボランティア活動をすることは素敵なことだから、進んでせよということでは決してない。この高齢社会の中を生きていく一つのモデルとして、老いの生き方の一つの選択しとして参考にしていただきたいということである。長期にわたる老後を、つまり、第二のステージの人生設計をする際の、様々な老後の過ごし方がある中の一つとして、ボランティアをするという生き方があるということを考慮に入れていただきたいのである。以上、この研究が私のこらからの人生にもたらす影響が大であることは言うまでもない。

＝参考文献＝

青木桂之・青山英康・小田兼三・山田修平編，1995,『ボランティアの時代』山陽新聞社
日野原重明，1995,『豊かに老いを生きる』春秋社
日高幸男・松裏善亮,1979,『生きがいの創造（高齢者ボランティア入門13話)』日常出版
浜田晋，1990,『老いを生きる意味（精神科の診療室から)』岩波書店
角田久美子・大久保みたみ・山本学，1995,「一人暮らし高齢者の食生活に対する地域食事サービスの役割」『日本家政学会誌』46:959-968
金子勇，1995,『高齢社会・何がどう変わるか』講談社
喜多村治雄，1996,『シニアの挑戦』同友館
小熊均，1991,『老いを生きる人びと』現代書館
小西康生編，1989,『老人の社会参加』中央法規出版株式会社
前田大作・猪口孝編，1993,『長寿社会総合講座 [1]長寿社会のトータルビジョン』第一法規出版株式会社
森岡清志・中林一樹編，1994,『変容する高齢者像ー大都市高齢者のライフスタイル』日本評論社
牟田悌三，1996,『大事なことは、ボランティアで教わった』リヨン社
新谷弘子編，1992,『ボランティアの手引きー老後の生きがいプラン』ドメス出版
野上芳彦，1980,『ボランティアとその理論』杉山書店
野上芳彦，1981,『ボランティア活動』青也書店
野上芳彦，1983,『老人ボランティア入門（お年寄りの社会参加)』ミネルヴァ書房
野上芳彦，1986,『チャレンジ高齢化社会（人生80年時代を共に生きる)』ミネルヴァ書房
野上芳彦・小西昭三，1985,『老人ボランティアのすすめ（生きがいの探求)』京都新聞社

岡村清子・長谷川倫子，1997,『テキストブックエイジングの社会学』日本評論社
大島玲子，1990,『老いを生きる人々』朝日新聞社
ロバート．コールズ・池田比佐子訳，1996,『ボランティアという生き方』朝日新聞社
老人給食協力会<ふきのとう>編，1991,『老人と生きる食事づくり』晶文社
斎藤茂太，1998,『明老快老ボランティア』家の光協会
袖井孝子編，1982,『定年からの人生』朝日新聞社
袖井孝子，1992,『定年からの人生設計』労働旬報社
Stevens,Ellen S.1991, "Toward Satisfaction and Retention of Senior Volunteers", Journal of Gerontological Work,33-41
高橋勇悦・高萩盾男編，1996,『高齢化とボランティア社会』弘文堂
徳久球雄，1997,『人の生き方としてのボランティア』嵯峨野書院
富永健一，1992,「社会変動としての高齢化」金子勇・園部雅久『都市社会学のフロンティア３』日本評論社
山口昇・高橋紘士編，1993,『長寿社会総合講座[7]市民参加と高齢者ケア』第一法規出版株式会社
樺山紘一・上野千鶴子編，1993，前市岡楽正「高齢者と定年問題」55-74，大村英昭「撤退の思想」233-248『長寿社会総合講座[9]21世紀の高齢者文化』第一法規出版株式会社

＜ビデオ＞
「ぬくもりと活力のある長寿社会をめざして～生きがいづくり健康づくり」
「ぬくもりと活力のある長寿社会をめざして～社会参加活動」制作－ＮＨＫ徳島放送局，企画・制作－財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会
「明るい長寿社会をめざして高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の理解のために」制作－不明

インタビューを通しての地域的偉人の評伝研究

杉野　ふき

０．はじめに

この研究は、地域の社会活動を行った人を対象として行った。そして、評伝とは、評論を交えた伝記ということなので、まず、伝記を書くことを考えた。さらに、インタビューを行うことについては、他者にインタビューをし、他者によって評価された内容が、対象者が地域的偉人ということを、分析をするための、偉人であるかどうかの判断材料にできると考えたからである。よって、ここでは、１９４９年に児童養護施設加茂愛育園を創立した、山田周（やまだいたる）を対象者とした。

１．知識人とは

初期の知識社会学者であるマンハイムは、知識、つまり思考や意識、文化などの精神現象のすべてと社会の構造は関連があるとして、特定の社会集団の成員は、同様の知識を持っているとした。そして、成員は無意識にその知識に拘束されているということを確認した。その一方で、その知識をあやつることが現代の課題であるという立場をとる。そのために、支配されている人々は無意識に、現状を隠されていることに気づかない。その現状を隠す観念をイデオロギーとよんだ。そのイデオロギーでは、相手が持っている知識だけでなく、相手が思考すると思われる体系も含んでおり、自己に対して、イデオロギーの様な見方を使用し、すべての思想をそれぞれの社会的位置としてとらえ、知識と社会についての関連が妥当であるかについて、判断をする。そのために、知識社会学は全体的・普遍的・評価的イデオロギー観念であるということになる。

以上のことを参考に、自分なりに知識人の条件を定義する。

知識人とは、

１．人々が持つ世界観の概念や構造、枠組みなどを、その外側から見、考えることができる。

２．他人の社会における位置はもちろん、自身の社会における位置というものも把握できる。

３．社会全体の思想や意識、社会における存在の妥当性について判断を下すことができる。

という、３つのことがいえるのではないだろうか。まとめると、知識人とは、知識社会学的なイデオロギーを持っているために、人や物事の利害や関心から離れて見ることが可能となるから、結果、社会を正しく見ることができるのである。そして、知識人は、偉人となりえるのではないだろうか。

このことを、山田周に当てはめると、アメリカ人捕虜収容所のキャンプの司令官だった

とき、ほかの日本人[1]とは違う人道的な振る舞いをしている。さらに、食べるものも、身につけるものもままならない戦後の動乱期に、当時の社会で必要だったものである、児童養護施設、虚弱児施設などを建てた。しかし、当てはまらないこともある。例えば、知識人の２の定義でいうならば、周は医者になっていたのではないだろうか。以下の章では、周の経歴をたどり、その分析をしていく。

２．山田周の経歴

２－１　山田周の略歴[2]

・１９０７(M40)年８月２５日生まれ
・１９２０(T9)年　尽誠中学 入学
・１９２７(S2)年４月　関西大学専門部文科 入学。同年１２月　中退
・１９３０(S5)年４月　東京市昭和鉄道学校高等部 入学
・１９３１(S6)年３月　東京市昭和鉄道学校高等部 卒業
・１９３２(S7)年３月　前妻と結婚
・１９３２(S7)年３月　長女出生
・１９３７(S12)年４月　前妻と離婚
・１９３７(S12)年７月以降　支那事変（日中戦争）に応召
・１９３８(S13)年４月　満州国 新京特別市 日本学校の指導員となる
・１９３８(S13)年５月　次女出生
・１９３８(S13)年５月　後妻と再婚
・１９３９(S14)年６月　三女出生
・１９４１(S16)年１２月以降　大東亜戦争（太平洋戦争）に応召、中国、東南アジア諸国に転戦
・１９４４(S19)年９月　父、死去
・１９４６(S21)年４月　日本に帰還する
・１９４６(S21)年１２月～１９４８年　授産事業として、阿波竹材工業有限会社設立（１１月２５日成立)、および社長に就任
・１９４７(S22)秋　遺墨『自由』
・１９４８(S23)年１２月　母、死去
・１９４９(S24)年～１９５２(S27)年　加茂児童愛育協会、養護施設加茂愛育園を創立。理事長、園長に就任
・１９５１(S26)年秋　遺墨『神は愛なり』
・１９５２(S27)年～１９５５(S30)年　社会福祉法人愛泉会が認可
愛泉会理事長に就任
・１９５５(S30)年９月　大阪市に転出
世界連邦建設同盟大阪支部 常任理事に就任
・１９５５(S30)年～１９６３(S38)年　社会福祉法人愛泉会　会長に就任

・１９５６(S31)年４月　日生乳業株式会社、経理部長就任
・１９６２(S37)年６月　日生乳業株式会社、退社
・１９６３(S38)年４月　帰郷
・１９６４(S39)年６月　愛泉会 理事長に復職
・１９６６(S42)年１０月以降　『Ｋｕｒａ！』の作者と再会
・１９８９(H1)年１２月５日　胃ガンのため死去、８２歳

２－２　出生から学生時代（１９０７年～１９３１年）

山田周は、１９０７（明治４０）年８月２５日に、徳島県三好郡加茂村（当時）にて山田家の長男として生まれた。

当時山田家は、代々医者を家業としており、９代目に当たる父親も、眼科医として営んでいた。昔は、町村部に医者が少なかったために、休みであろうと夜中であろうと、往診を頼まれると何回でも行かざるを得なかった。そして、そのとき同時に、母親は父親が往診を頼まれるたびに、たとえ体調が悪くて寝ていても、起きて、往診の準備をしなければならなかった。そのような家庭の中で育った周は、休みもなく、夜もなく往診に出かける父親と、それにつかえる母親を見て、父親は、仕事であるので当然のこととしても、母親がつらそうに準備を手伝う姿が、子供の頃からかわいそうだと思っていた。そして、医者になって欲しいという父親の願いとは反対に、“医者”という職業は、家族に苦しみを巻き込む職業であるものとし、将来絶対になりたくなかったのである。そのために周は、そのことを行動であらわしている。

医者になるには、学がないとなれない[3]ので、小学校を卒業すると中学校を受験するというのは必須のことであった。その中学校を受験するときに、周は地元の中学校を受けることになっていた。しかし、試験日当日、仮病を使って試験に行かなかった。仮に試験を受けて受かってしまったら、親の決めたとおりの道を進むことになる。だから、仮病を使って、医者になること、親の決めたことに反抗しているのである。とはいうものの、１２歳の子供が、自分の進む道を自分で切り開いていくことは、かなり難しいことである。それで、父親から試験を受けなかったことについて怒られるのを逃れるためにも、結果的には、隣県の尽誠中学校に行ったのである。

その後、尽誠中学を卒業し、故郷徳島を離れ、関西大学専門部文科に入学している。しかし、わずか８ヶ月で中途退学をしている。その理由は、自分はどこかの大学の医学部に入学したと偽って、報告し、両親に送金を頼んでいた。しかし、大学には入っているが医学部ではないことがばれてしまって、大学にはいられないということになって、中退ということになってしまったのである。

それから上京して、東京市昭和鉄道学校高等部へ入学し、卒業している。

周は、仮病を使って中学校の入学試験を受けなかったり、うそをついて親元を離れて暮らしたりして、父親が願っていた医者になるという道を自ら崩していったのであった。これらには、小さい頃から母親の苦労している姿を見て育ち、家長、つまり父親のいうことには絶対従わなければならないという、当時では当たり前の慣習と、封建的な性格を持つ

父親に反抗していたことがあらわれている。

２－３　最初の結婚・離婚（１９３１年～１９３７年）

東京市昭和鉄道学校高等部を卒業し、１年後に前妻と結婚している。そして、長女につづいて長男をもうけている。その長男がまだ赤ん坊の頃、家族を連れて徳島へと帰郷しているのである。それは結婚を報告するためだったのであろうか、それとも医者になることが不可能になったからであろうか。

しかし、親は前妻との結婚を認めなかった。伝統のある山田家にとって、家とつり合わない前妻の存在には反対するのみであった。そのために、前妻は子供２人を残して、一方的に出て行かざるを得なかったのである。おそらく、親はすでに結婚相手を決めていたのだろう。そして、前妻と協議離婚し、前妻は徳島を離れたのである。その前妻も、自分の夫の家にこれ以上の混乱をもたらしてはいけないと思ったのだろうか、それきり音信不通のままである。

そして、周は長男を妹の養子としてだしている[4]。これについても、親が非常に反対しているのであるが、そのことに背いている。

２－４　戦争時代と再婚（１９３７年～１９４６年）

周は前妻と離婚して、すぐに親の決めた相手と結婚生活を始めている。以前から、親の決めたことには反抗するといった行動をとっていた周であるが、この時は自分自身というよりも、田舎の人の目、つまり、親に反抗してはいけないのではないかという意見に妥協して、仕方なく結婚したのであった。

やがて、支那事変が起こり、中国の上海へ応召された。そして翌年の４月に、植民地であった満州国に新京特別市日本学校の教師として行く。満州国では、１９３５年に日本語を国語とし、学校の職員や学生の生活において、もちろん家庭生活においても日本語の使用を励行した。さらに、１９３８年から実施された新学制のもとでは、「日本語ハ日満一徳一心ノ精神ニ基キ国語ノ一トシテ重視」と学制要項にかかれている。満州でも、台湾と同じように皇民化政策、つまり、住民を天皇の統治する国、日本の人民とすることの一環として、皇民化教育がなされていたのだろう[5]。そこで、周は、日本語教育にたずさわっていたそうである。そして二女と三女が生まれている。続いて、満州にいるときに太平洋戦争が起こり、応召されるのである。

太平洋戦争では、日本の陸軍の一員として、同時いた満州国にとどまらず、台湾、東南アジア地域を転々としている。そのとき、アメリカ人捕虜のいるキャンプの司令官をしていた時期があった。そのキャンプにいた捕虜の一人が、戦後に『Ｋｕｒａ！』という戦争時のことを書いた本を発行しており、その中に、“山田”の名前がでてくる。その部分を紹介する[6]。

Ⅲブランチの日本人の中で、彼らが助けることができたことよりも、仕事の義務の中で多くの侮辱行為や苦痛を捕虜に与えずに、立派に振る舞った日本人がいた。いくつかの場合において、彼らは、捕虜の苦しみをできるだけ緩和しようとした。彼らの少数は、仲間の命令のもとに生じる苦しみにおいて、個人的な憎悪を蓄積せず、復讐しなかった。

人間らしく、礼儀正しいと判明した人々のうちの１人は、山田中尉、Beketaungキャンプの司令官だった。一般には厳しかったけれども、彼は正しかった。彼は彼自身の良心に従って行動した。残酷で、下品で、古めかしい数百人の東洋人のうちで、山田は有能で、礼儀正しい役人として優れていた。彼は命じられた仕事では、どこでも可能な限り、侮辱行為および危害を加えることを避けながら行動した。

Lumiere［1966:123-124］

この本の中での、周の行動は、当時の捕虜にとって、印象深いものだったと思われる。戦争中の１９４４年に勲五等瑞宝章を授与されている(7)。そして、周が日本へ帰ったのは、１９４６年４月であった。最終的な階級は、陸軍大尉だった。

２－５　戦後、そして児童養護施設の創立（１９４６年～１９５５年）

徳島に帰ってきて、周は、阿波竹材工業有限会社を自宅内の敷地に設立し、社長に就任ている。そして、業務の目的として、１．竹材の各種処理、並びに竹材工芸品の製作、加工、販売と、２．戦争罹災者に対する職業補導、および授産などをあげている。しかし、わずか２年で会社はなくなっている(8)。

周が次に行ったことは、前の会社と同様に、自宅のある土地に、児童福祉法に基づく養護施設として、加茂愛育園を創立し、初代園長となったことである。この養護施設を建設するために、代々山田家が守ってきた土地をほとんど売り払い、それを資金として建てている。このために、９代続いた由緒ある医者の家をこわすこととなり、親戚とは絶縁されてしまったのである。それでも、後悔をしなかったのは、“祖先が作ってきた財産は、自分が努力して作ったものではないので、社会に還元しても祖先は許してくれるだろう”という自分流の哲学を持っていたからだと考えられる。しかし、ここで父親がまだ存在していたならば、再び反対を受けることになっただろう。さらに加茂愛育園の創立と同時に、経営主体として、加茂児童愛育協会も創立し、理事長となっている。園長はそれから７年間、理事長は４年間務めている。経営主体は、途中、加茂児童愛育協会から、社会福祉法人愛泉会に改め、理事長となっている。周は、加茂愛育園の園長の時に、ほかにも、社会福祉法人愛泉会の理事長として、虚弱児施設加茂博愛園の設立に貢献し、後妻の弟が初代園長となっている。さらに、母子寮の必要性を感じ、三加茂町と協力して町立三加茂町母子寮の設立にも貢献している。このように、３つの施設の設立にたずさわっているが、加茂愛育園は、戦後、戦災孤児、ひきあげ孤児の街頭浮浪が問題となり、浮浪児対策として建てられ、そして、児童の健康という点から、児童福祉法の内容が改正されて、母子家庭の児童、および、重度心身障害児の福祉の増進を目的として、加茂博愛園と、三加茂町母

子寮が建てられているが、周の考えには、戦争体験から、多くの戦争孤児をまのあたりにし、戦争での一番の弱者は子供だということが思いがあってのことだろう。さらに、日本へ帰ってからも多くの浮浪児を見て、加茂愛育園を始め、その愛育園で児童を預かることによって浮き彫りとなってきた、食糧不足による栄養失調などの園児にたいして博愛園を、戦争によってできてしまった母子家庭を保護するために、三加茂母子寮を必要としたのである。こう考えると、すべてのものが戦争へとつながっていっているのがわかるだろう。

周が愛育園の園長だった７年間、施設の子どもたちに関しては、家族同然の扱いをしていたようである。例えば、男の児童とは一緒に風呂に入ったり、休日には川や海に連れていったり、児童の遊びの中に入って遊んだり、本当の父親と同じだったと、当時の入所者は語っている。しかし、その反面、周自身の子供には、あまり相手にしていなかったのである。自分の子供よりも、施設の子供の方がかわいいと思っていたようである。周の子供に言わせると周は、「家庭的にはもうゼロ、父親としては。もう、家族のことは振り向か何だなぁ、もう、ほったらかしっていうか。（中略）家族はそっちのけで施設のことばっかり。施設の子供をかわいがるっていうかなぁ、何もかも。」という父親だったそうである[9]。そのほか、同じ養護施設の会合に出かけて、自分がよいと思ったものや、新しいこと、珍しいものを取り入れるのが好きだったようで、東北の方にある、同じ名前の愛育園の歌をそのまま取り入れたり、レコードプレーヤーで遊戯の時の音楽を流したり、ラジオ体操を毎朝行ったり、クリスマス会にはサンタクロースの衣装を着たり、いろいろなことをしていたようである[10]。さらに、愛育園の園長、愛泉会の理事長という職に就きながら、加茂教育委員会の委員長などの仕事にもたずさわっていた。愛育園も、定員を７０人に増やし、もっとも児童数が多い時期であった。

２－６　大阪時代（１９５５年～１９６３年）

そのころ愛育園は定員がいっぱいの状態がつづき、戦争の浮浪児だった児童も１５歳になり、愛育園をでて、就職する児童が増え始めた頃、周は愛育園の園長と愛泉会の理事長の職を退き、愛泉会の会長として大阪市に行っている。当時、中学校卒業した者が就職する場所は、徳島県内にはほとんどなかった。そのために、多くの卒園者、そのときは約４０人が京阪神地域へと就職している。周は、その就職する職場を指導するために行ったのである。そして、養護施設出身者の事務所を開設し、卒園者の世話役を担当していた。

周が大阪にいたのはおよそ８年間であったが、そのあいだに、世界連邦建設同盟の活動に関心を持ち、世界連邦建設同盟大阪支部の常任理事に就任している[11][12]。昭和３０年代は、関西や四国に世界連邦建設同盟の会員が増大した時期であった。そのときの思いを書いたものを一部紹介する[13]。

> 賀川豊彦氏、湯川秀樹氏等々と共に世界平和の為献身。再び戦争のない世界と、戦災孤児の出来ない様、努力を重ねる。私財を投じて大東亜戦［争の］終戦に伴う戦災孤児の救済を思い立った宿命的な関連から、二度とそうした悲劇の生じないことを願って、平和運動に身を投じた次第。

※［　］内は、筆者が付け足した部分

この文中の、賀川豊彦は１９４８年から世界連邦会議に出席し、副会長に選ばれている。湯川秀樹は１９６１年に世界連邦世界協会の５代目の会長となっている。その後も２人は、世界連邦の活動をしている。特に賀川豊彦は、同郷である徳島県にゆかりのある人である。このことと、世界連邦に興味を持ったことは、無関係ではないだろう。

２－７　再び愛泉会理事長へと、奇跡的な再会（１９６３年～１９８９年）

周は大阪へ行って８年たってから、再び徳島へ帰郷し、社会福祉法人愛泉会の理事長に復職している。

帰郷してからは、三加茂町青少年育成協議会委員や三加茂町社会福祉協議会の理事。そして、もっと地域の大きい徳島県の社会福祉協議会の理事、徳島県養護施設協議会の会長、全国養護施設協議会の広報副部長など、たくさんの活動にたずさわっている。それらの功績を掲げて、勲四等への叙勲の話が浮上してきたことがあったのだが、もっと全国規模の活動をしていなければならないということで、その話は流れている。

そして、２－４に書いている『Ｋｕｒａ！』の作者であり、当時捕虜であった、Ｃ．Ｌｕｍｉｅｒｅ氏が、周に会うために、アメリカから日本に訪れた。これは、日本の某テレビ局の方がアメリカに旅行をしていたとき、『Ｋｕｒａ！』を読んで、本の中にでてくるアメリカの捕虜だった人たちと、日本の軍人だった人たちをテレビ番組で対面させようということで、作者に同意をもらって、２人で日本に来たということだった。しかし、周にとっては急な話であったことと、番組の説明が十分でなかったということで、番組の実現はしなかったが、この作者とは対面して、再会を喜びあったそうである。この『Ｋｕｒａ！』のなかに、作者が日本へ来る途中、ホンコンで書いたメッセージのようなものがかかれている。これがその訳である。

> 多くのほかの人々［日本の軍人］がそう［周のよう］ではなかったとき［戦時中に、捕虜として捕らえられていたとき］に、親切で、思いやりのあったマイベストフレンドである、山田周に。
> 私たちは、再びあなたに会いたいと思っています。
> 強く、思っています。
> Ｃｏｒｎｅｌ　Ｌｕｍｉｅｒｅ
> ホンコン　１９９６年１０月
>
> ※筆者が訳し、［　　］内は付け足した部分

このメッセージを読んだだけで、戦争時の周の行動のすばらしさ、というものが伝わってくるはずである。２０年以上前の記憶である、“山田周”という名前を覚えられていたのだから。

ほかにも、愛育園で小さい頃から１５歳まで育って、精神薄弱者更生施設に行った子供

を、周は自分の養子にすると言っていたことがあったそうだが、家族の大反対にあい、あきらめたそうだ。この時は、付き添いなしでは日常生活をすることが難しいその子を「わしが面倒見てやらんと誰が見るんな」といって、周りの人を困らせたのである。また、周は、Tさんに、「男っていうのは社会の中で、思う存分力を出して仕事をしろ」という言葉と「女性はそれ（夫）を支える格好で、男のために尽くせ」という言葉を言っている。この後の方の言葉は、周の今までの行動と矛盾している。しかしながら、これは、結局、周の父親の行っていたことと同じだったのではないだろうか。

そんな周も、１９８９年１２月５日に病死するのであるが、その葬式は、三加茂町始まって以来の大きいものだったという。参列者が８６０人、花輪が９６あったということから、周がいかに多くの人と関わりを持った生き方をしてきたかということが、わかるだろう。

３．分析

３－１　遺墨、遺訓[14]の意味について

３－１－１　昭和２２年秋“自由”　　十代　周

この時期は、戦争が終わり、日本に戻ってきて１年過ぎた頃である。このときには、阿波竹材工業有限会社の社長になっている。しかし、その会社の状況がわかるものが入手できていないので、ここでは触れないでおく。この時、何事も不自由なことが多かったと思われる戦争から、解放された、自由になったという気持ちのあらわれではないだろうか。“自由”ということが、自分にとっても社会にとっても非常に重要なことであるという、１つの考え方ではないだろうか。また、これを書く３年前に、それまで自分のことを幾度か束縛してきた父親が亡くなっている。それゆえ、よりいっそう自分の自由を獲得したということも含むのではないだろうか。

３－１－２　昭和２６年秋“神は愛なり”　　十代周

これは、１９４９年に児童福祉施設加茂愛育園を創立した、２年後の年である。施設の運営、子どもたちの扱いに関しても慣れてきた時期であろう。さて、この施設を建てた頃に、協力してくれた２人の日本人のクリスチャンがいる。その協力してくれた方々の影響を受けて、“神”という言葉を遺墨の中にはめ、自分も神の使いとしてみたのだろう。そして、“愛なり”という言葉は、当時、ほとんど両親のいない戦争孤児を預かっていたので、それら、施設の子どもたちに向けて、愛を与えるということの重要性を示しているのではないだろうか。つまり、自分を神の使いであると考えると、神は、愛を与えるのだということだろう。

１－３　無一物中無尽蔵花有月有楼台有　　十代　周

（むいちぶつのなかに、むじんぞうのはなあり、つきあり、ろうだいあり）

これが書かれた時期は不明ではあるが、晩年の頃と言われている。これは、あたかも、４１年の月日を費やしてきた施設の、建てるときから、書いた当時までの周の人生をあらわしているようである。まずは“無一物”であるが、これは、施設を建てるための資金にするために、自分の家の土地をほとんど売ってしまった。これが何も持っていない状態の“無一物”である。次の“無尽蔵花有月有楼台有”というのは、住むことのできる家さえあれば、取っても取っても尽きないぐらい多くの、花や月といった美しいものがあるといっている。この“楼台”は、施設を指し、“花”や“月”は施設の子供をさしているのではないだろうか。又は、すばらしいもののたとえをしているのではないだろうか。

これらのことをつなげると、お金も土地も、何も持っていなくても、住む家さえあればすばらしいものが生まれてくることをあらわしている。これを、周の人生に置き換えると、お金なんてなくても社会に貢献していれば、お金では買うことのできない、たくさんのすばらしいものを持つことができる、それは自分ができたのだ、ということをいっているのではないだろうか。

３－２　養護施設の建設と世界連邦建設同盟の関連

３－１－２でも触れているように、施設を建てるにあたって、キリスト教のクリスチャンの方が協力してくれている。そのこともあってか、施設が始まってから、長い間にわたり、地元のＳさんという宣教師の方が、毎週日曜日に施設を訪問し、日曜学校を開いている。このことはＦさんとＫさん、Ｍさんがインタビューの中で語っており、聖書の話を聞いたり、賛美歌を歌ったりしていたそうである。

そして、世界連邦建設同盟では、２－６にかいてある、賀川豊彦氏と、湯川秀樹氏の両人は、キリスト教を信仰している。そして、世界連邦建設運動は宗教界にも広がり、基督者、日本仏教徒、神道の３つの宗教の分野で、協議会が結成され、現在もその活動は続いている。

さらに、周が施設を建てるときの心情として、戦災孤児を救済するためにという思いがあった。そして、世界連邦建設同盟でも、戦争で、愛する家族を失うなど、このような多くの悲しみを繰り返すことのない、恒久平和の世界を作ろうということも、目標の一つとしてあげられている。

以上によって、養護施設を建てたことと、世界連邦建設同盟の活動に関心を持ったことには、キリスト教と世界平和を軸とした、２つのことが理由となってつながっていたといえるだろう。

４．結論

山田周の評伝を書くことによって、戦時中の捕虜についての扱いや、戦後の動乱期に、児童養護施設などを創立したことなどは、先に挙げた地域人の定義に当てはまるだろう。それらの行動より、地域の人が、周を偉人として見るようになったのだろう。それは、知

識人だったからこそなり得たものだろう。そして、分析により、周のとったさまざまな行動は、何らかの形でつながりを持っていることがわかった。しかし、周が田舎で生まれ育ったために、明治・大正・昭和の３つの時代で起こった、さまざまな出来事、戦争や当時の文化のために、できなかったこともあっただろう。それでも、周のことを調べるにしたがって、波瀾万丈な人生を送りはしているが、時代を広い目で見ていた、すばらしい人であったということがいえるだろう。

注

（１）『Ｋｕｒａ！』のxiiiページ、４段落目参照。
（２）山田周の略歴は、本人の書いた履歴書などをもとにしている。
（３）旧制中学は、どちらかといえば、旧制高校や専門学校へ進学するために、基礎的な勉強をするところであったと同時に、立身出世の入り口にも位置していたといわれる。
（４）いつの出来事かは調査できていない。
（５）詳しくは『日本通史　第１９巻』３４７～３６２ページを参照せよ。
（６）原文は英語なので、筆者が日本語に訳したが、不明なところは訳さずに書いた。
（７）本人の勲記によって確認済み。
（８）阿波竹材工業有限会社に関する、当時のことについての資料が不足なため、ここでは深く触れないでおく。
（９）詳しくは、卒論（杉野，1999）の参考資料にある、Ｍさんのインタビュー記録を参考。
（１０）詳しくは、卒論（杉野，1999）の参考資料にある、Ｆ、Ｋ、Ｎさんのインタビュー記録を参考。
（１１）世界連邦建設同盟大阪支部常任理事だったという確認はできていない。
（１２）日本での世界連邦建設同盟は１９４８年に広島被爆３周年を記念して結成された世界連邦というのは、国家の壁を取り除いて、世界を１つの政府で１つの統一した法律をつくり、統治することを目指している。
（１３）山田周の履歴書の、社会事業経験年数の項に書かれていたものである。
（１４）遺墨とは、山田家の家訓とか、家系図など、歴代の家長がいろいろなものを書いて、墨で書いて残したもので、遺訓とは、子孫に残す言葉や教えである。

参考文献

文藝春秋（編）　1994　『完本・太平洋戦争』，文藝春秋。
Lumiere，Cornel　1966　Kura! ，JACARANDA PRESS PTY.LTD.
江口　圭一　ほか　1995　『岩波講座　日本通史　第１８、１９、２０、２１巻』，岩波書店。
福祉士養成講座編集委員会（編）　1992　『改訂社会福祉士養成講座④　児童福祉論』，中央法規出版。

花村　春樹・北川　清一（編）　1994　『児童福祉施設と実践方法――養護原理の研究課題――』，中央法規出版。
猪木　正道　1995　『評伝吉田茂①』，筑摩書房。
――――　1995　『評伝吉田茂②』，筑摩書房。
井上　俊 ほか（編）　1996　『ライフコースの社会学』，岩波書店。
ハイメ　カスタニエダ・長島　正（編）　1989　『ライフサイクルと人間の意識』，金子書房。
児童家庭局（編）　1991　『改訂・児童福祉法　――母子及び寡婦福祉法・母子保健法・精神薄弱者福祉法――の解説』，時事通信社。
児童擁護研究会（編）　1994　『養護施設と子どもたち』，朱鷺書房。
樫田　美雄（編）　1998『ラジオスタジオの相互行為分析――平成９年度社会調査実習報告書――（第２版）』：95-157，徳島大学総合科学部　人間社会学科　国際社会文化研究コース　現代国際社会分野　「社会調査実習」関係者一同。
加藤　周一・ライシュ.M・リフトン.R.J　＝ 1977　矢島翠訳,『日本人の死生観(上)』，岩波書店。
川村　皓章　1983　『勲章みちしるべ――栄光のすべて――』，青雲書院。
Langness，L. L. & Frank，Gelya　1981　Lives : an anthropological to biography. =1993　米山　俊直・小林　多寿子訳，『ライフヒストリー研究入門』，ミネルヴァ書房。
Lewis，Oscar　1961　The Children of Sanchez : Autobiography of Mexican Family.，＝ 1969　柴田　稔彦・行方　昭夫訳，『サンチェスの子供たち ― メキシコ一家族の自伝 ― 』，みすず書房。
毎日シリーズ出版編集株式会社（編）　1976　『勲章』，毎日新聞社。
松平　弘明　1998　『後藤田政晴――行革に半生をかけた男――』，随想舎。
三加茂町史編集委員会（編）　1973　『三加茂町史』，三加茂町：968-991。
三好　昭一郎・松本　博・佐藤　正志　1992　『徳島県の百年』，山川出版社：215-236。
森岡　清美・青井　和夫（編著）　1980　『ライフコースと世代――現代家族論再考――』，垣内出版株式会社。
森　武麿　1993　『日本の歴史⑳　アジア・太平洋戦争』，集英社。
中山　慎吾　1993　「社会福祉実践とイメージ（Ⅰ）――糸賀一雄の福祉実践イメージに関する社会学的考察」，『社会学ジャーナル』　第１８号：78-118，筑波大学社会学研究室。
――――　1994　「社会福祉実践とイメージ（II）――糸賀一雄の福祉実践イメージに関する社会学的考察」，『社会学ジャーナル』　第１９号：100-132，筑波大学社会学研究室。
中野　卓・桜井　厚（編）　1995　『ライフヒストリーの社会学』，弘文堂。
小野寺　百合子　1990　『私の明治・大正・昭和――戦争と平和の八十年――』，共同通信社。

三枝　和子　1998　『岡本かの子』，新典社。
堺　正一郎（監修）　1969　『徳島人物事典』，新聞四国ニュース刊：261。
佐藤　郁哉　1992　『フィールドワーク――書を持って街へ出よう――』，新曜社。
世界連邦建設同盟　1996　『世界連邦の手引』，世界連邦建設同盟。
杉野　ふき　1999　『インタビューを通しての地域的偉人の評伝研究』徳島大学総合科学部卒業論文（徳島大学社会学第一資料室）
鈴木　範久　1984　『内村鑑三』，岩波書店。
鈴木　依子　1996　『社会福祉のあゆみ――日本編――』，一橋出版。
社団法人　徳島同友会（編）　1968　『郷土史に輝く人々　第一集』，社団法人徳島同友会：9-47。
田畑　茂二郎　1984　「世界連邦主義者としての湯川先生」，桑原　武夫・井上　健・小沢　通二（編）　『湯川秀樹』：176-180，日本放送出版協会。
谷　富雄　1996　『ライフ・ヒストリーを学ぶ人のために』，世界思想社。
徳島福祉生活部（編）　1993　『徳島県社会福祉施設名簿』，
徳島新聞社調査事業局（編）　1981　『徳島県百科事典』，徳島新聞社：912。
Webb, Sidney & Webb, Beatrice　1932　Methods of Social Study，　=1982　川喜多喬訳，『社会調査の方法』，東京大学出版会。
横山　春一　1959　『賀川豊彦伝』，警醒社。
養護施設協議会（編）　1986　『養護施設の４０年――原点と方向をさぐる――』，全国社会福祉協議会。
――――――――――　1990　『養護施設ハンドブック』，全国社会福祉協議会。
全国養護問題研究会（編）　1992　『春の歌うたえば――養護施設からの旅立ち――』，ミネルヴァ書房。

在宅介護におけるワークプレイス研究

――ある人の在宅介護での生活について――

阿波三奈加

0.はじめに

日本は現在、超高齢化社会である。日本の高齢化率は、15％を超え、2050年には30％を超えると言われている。また、高齢化社会を支えるために必要な制度である介護保険制度は、1997年に成立され、2000年の4月には実施されることとなった。そのような社会の中で、私達は老後を迎えるのである。医療技術は増々発展し、私達の平均寿命は上がっていくであろう。しかし、年齢を重ねる連れて、体に悪いところが増え、病気も急性のものだけでなく、慢性的なものが増えてくることが予想される。そのような社会の中で生きていくために、現在医療を見直す必要性があるのではないだろうか。病院で行う治療だけが、医療ではない。家にいても治療を受けることができ、生活を送れるような医療制度、在宅医療制度がもっと充実するべきである。そのような状況において、在宅医療が人々に与える影響は、どのようなものであるか。在宅医療を受けることによって、人々の生活がどのように変化したか、また、介護用品などの利用が、人々の生活にどのような影響をもたらしたか、どう変化させたか、ということをテーマにこの論文を進めていきたいと思う。さらに人々にとっての在宅介護という制度の意味、意義、その影響力というもの、また、人の生活をどのように変化させたか、ということもここで、見ていきたいと思う。

1.高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略（ゴールド・プラン）について

高齢者政策の総合的な展開をはかるため、1994年（平成2年度）から、高齢者保健福祉推進１０ヶ年戦略（ゴールド・プラン）が始まった。西暦2000年には寝たきり老人が100万人に達すると見込まれている。そのような事態に対応するために、この政策が出された。その内容は、まず、①ホームヘルパーを10万人にする、②ショートステイを5万床に増やす、③デイ・サービスを1万ヶ所設置する、④在宅介護支援センターを1万ヶ所設置し、訪問看護の実施を含む、（ｃｆ．久野［1994:19-24］）などである。このような政策を実施することでによって、高齢化社会に備えているのである。

2.在宅サービスについて

ホームヘルプ…ホームヘルパーが、日常生活に支障のある高齢者などの家庭を訪問して、介護や家事の援助を行う。

訪問入浴サービス…浴槽をつんだ入浴車が、家庭を訪問して、入浴やその介助を行う。

訪問看護サービス…看護婦などが、家庭を訪問して、介護を行う。

訪問リハビリステーション…理学療法士や作業療法士が、家庭を訪問して、機能訓練や食事・入浴などの介助を行う。

居宅療養管理指導…医師、歯科医師、薬剤師などが、家庭を訪問して、療養上の管理や指

導を行う。

デイサービス…日中、デイサービスセンターなどへ通所して、機能訓練や食事・入浴などの提供を行う。

デイケア…医療機関などのデイケアに通所して、機能訓練などを行う。

ショートステイ…介護を必要とする方を短期間、介護施設に入所させる。

3.福祉用具について

・福祉用具の目的について

目的　日常生活を充実させる、取り戻す（自立した生活）

本人の目的　　本人の力で自立する（動作の自己完結性）、尊厳を守る、残存機能を充分に活用する。

介護者の目的　負担の軽減、介護の充実度を向上させる。

・福祉用具の適合の内容について

①身体状況　　日常生活自立度（ADL）をよくつかんで選択する。

②ハード面の使用環境　　使う場所の状態。試用することが大切。

③ソフト面の試用環境　　人、サービス、経済力

・福祉用具の必要性について

日常生活における生活の行為は、「自己完結的」に行われている自立的な行為によって、何らかの理由によって身体機能が低下して生活上のある行為が不可能になった場合に、その機能を補うために、結果的に本人の自立的な行為を取り戻す方向、すなわち可能な限り全部自分で行えるようにする方法をとることが、人間にとって自然なやり方であるといえる。

人による介助を最小限に抑え、自己完結的な生活行為を促す福祉用具が、きわめて有効な機能を果たす。「自立的な方向性を基本とする」ということが大切である。

また、「物」である福祉用具は、常に傍らにあるものとして、本人が利用し自らの機能を自らが補完する手段として利用することができる。

4.方法論

在宅介護を実際受けている方のお宅に訪問して、参与観察、インタビューを実施し、在宅介護を通して、生活がどのように変わったかを実際にみてみることにした。また、訪問看護婦、保健婦などの医療従事者にもインタビューを行った。

5.インタビュー

対象者：A さん

年齢：80 歳

性別：男

病名：慢性気管支炎、高血圧、尿道狭窄

在宅介護開始時期：平成 7 年 10 月～

利用している制度：訪問看護、ホームヘルパー、医者の往診。（以前は保健婦も携わっていた）
家族：妻と猫（子どもはいない）

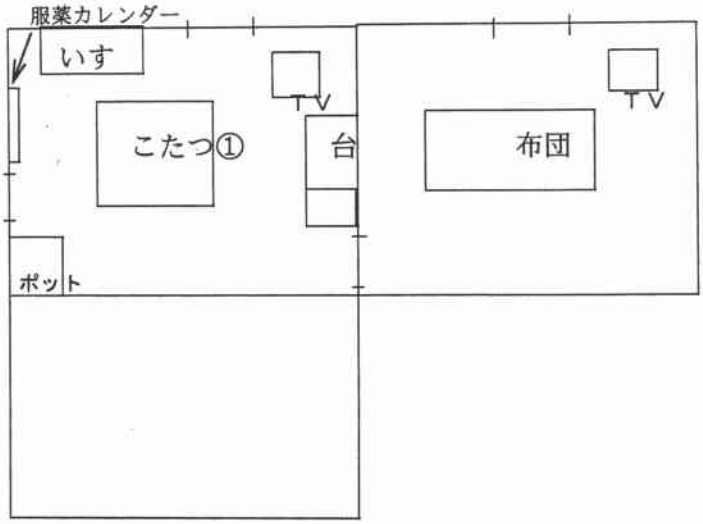

図１

写真１

5-1.

Aさん宅は、昔の日本風の家であった。Aさんは、在宅看護を受けるまで風呂も半年以上入っていなかったり、部屋も整理整頓できてなかったりと、清潔面で問題があった。また訪問看護を受けるまでは、Aさんは月に2回、自宅からかなりの距離があるT病院まで自転車で通院していたが、骨折などによる筋力低下により、日常生活自立度（ADL）が低下し、通院が困難となり、主治医に紹介されて訪問看護を受けるようになった。在宅介護支援センターからの情報提供により、保健婦がAさん宅を訪問し、在宅介護が始まった。しかし、現在では保健婦は介入していない。

まず、訪問看護婦は週に2回（火曜と金曜）Aさん宅を訪問する。訪問看護時の看護内容は、まず、体温、血圧、呼吸器のチェックをし、清拭（体を拭くこと）、足浴（足を洗うこと）などを行う。また、適時、洗髪を行い、入浴も行う。Aさんは尿道狭窄という病気のため膀胱を洗浄し、2週間に1度、バルーン交換を行っている。また、食事指導、服薬指導、療養相談も行っている。

ホームヘルパーが毎日、朝夕、訪問している。毎朝夕時に薬を飲ませ、妻の不在時（妻は体が弱く、また骨折などのため入院が多いため。）には、炊事を行っている。ホームヘルパーは、スポット訪問という形をとっており、Aさん宅に滞在する時間はおよそ30分くらいである。

自宅の近くの開業医が2週間に1度往診している。

訪問看護婦、ホームヘルパー、医者（以前は保健婦も）のそれぞれが互いに連絡を取り合うために「連絡ノート」というのを作っている。この「連絡ノート」を作ることによって、様々な在宅介護の制度・機関に横のつながり、ネットワークができたのであった。

5-2. Aさんのインタビューで在宅介護を受けて変わったこと

・訪問看護を受けて変わったこと

「T病院に通わなくてよくなり、楽になった」

「処置は病院も家も変わらない」

薬を飲むようになった

・ホームヘルパーが来て変わったこと

以前は、薬を飲んだり、飲まなかったりしていたが、毎朝夕訪問して、指導することで薬を飲むようになった。また、妻が入院などして家にいないときは炊事をしてくれるので楽である。

ホームヘルパーは、複数の人々が家庭を訪問しているので毎回、訪問する人は決まっていない。よって、Aさんは「明日は誰が来てくれるか楽しみ」と述べていた。

・家の中の変化

家の内外に、手すりなどがある。これは、Aさんが住む町の役場が全額支給する形でこの手すりなどがついた。平成7年に玄関、風呂場に手すりがついた。風呂場にはシャワーチェアがあり、浴槽、体を洗う場にも手すりがある。入口にも手すりがあり、風呂場に入るにも段差があるので、それを解消するために一段踏み台を置いていた。また、同

様に玄関にも、高い段差があったため、これでは危険であるとの判断から、一段踏み台が設けられた。

・服薬カレンダー

これは、訪問看護婦がAさんに薬を飲んでもらおうと、作ったものである。何回も試行錯誤を繰り返して、今の形に落ち着いた。飲まなければならない薬の量の一週間分を朝夕に区切って、ポケットを作り、そこに薬を入れ、薬が飲めるように工夫している。

・車椅子の使用

最近は、体全体の筋力の低下のため自力で車椅子には乗れないが、保健婦の話によると、以前、病院に入院していた時、車椅子に興味を持ち、車椅子だと、外にも出られるため、車椅子を使用することを要望したそうだ。現在では、足が不自由で室内ではいざり歩行をしている。従って、思うように歩けない。

5-3.　インタビューで特に注目すべき点

・たばこ

Aさんは慢性気管支喘息という病気にも関わらす、タバコを吸い続けている。Aさんは、17歳の頃から、たばこを吸い始めたそうだ。この習慣は、在宅介護を受けるようになってからも、変わらないようである。一日のたばこの本数はだいたい15本くらいで、昔から変わらないか、むしろ、増えてきているかもしれないと言っていた。Aさんは、「(若い時分から吸っているため) 死ぬまでやめられない。やめろと言われるけど、やめられない」とのべており、このようなAさんに対して、妻は「やめてほしい」と思っているようだ。足が不自由になるまでは、自分で自転車に乗ってたばこを買いに行っていたが、現在は、歩行が困難であり、もちろん自転車も乗れないため自分でたばこを買いに行くことができず、ホームヘルパーに頼んで買ってきてもらっている。

・食事（漬け物）

Aさんは、高血圧のため、塩分の多いみそ汁、漬け物などは一般的な常識や医学的にも取らないほうが良いが、彼は好んで漬け物を食べる。彼は、以前漬物屋で働いていたことがあるようなので、若い頃から漬け物を食べ続けているようだ。在宅介護を受けるようになって、漬け物や塩分の多い食べ物を減らすようにと栄養指導があったが、聞き入れず、今まで通り変わらずに彼は、漬け物を食べている。

彼は、たばこ・漬け物をやめなていないし、これからもやめないであろう。彼はたばこ・漬け物をやめないことで、ライフスタイルを変えず、彼らしい生活を選択し、それを実行しているのである。在宅介護を受けることで彼の生活は確かに変わった。例えば、長い間入ってなった風呂に入るようになったり、清潔面も改善された。また、家に手すりなどが付いたことによって、生活がしやすなった。しかし、在宅介護を受けても生活を変えていない面があり、それが、彼の場合には、たばこと漬け物なのである。これは、彼の意思によるものであり、彼が自ら決定したものである。

・入院

彼は、平成8年4月30日から5月6日までという短期間であったが、T病院に入院した。入院理由は、以前からの病気である尿道の結石を除くためである。彼は、大部屋に入院する形となったが、そこにおいても、彼はたばこを吸い続けた。大部屋であったため、他の患者からクレームがあり、看護婦や医者からも注意があった。そのため、早期退院となった。Aさんは入院中のことを「嫌であった」「家のほうが良かった」と述べていた。彼にとって、病院に入院する、つまり、医療が整った場所で生活することは、彼には合わず、息苦しかったのではないだろうか。

・服薬カレンダー

この服薬カレンダーがある位置に注目したい。Aさんは、いつも、こたつの①の位置に座る（図1）。彼がいつも座る場所から見える位置、目に付く所に服薬カレンダーがある。Aさんは、この服薬カレンダーに「自然と手が行く」「ひっこめとったらわからん」と言っていた。彼にとって、薬は命綱であるといえる。普通の人からは想像できないかもしれないが、彼にとって、薬を飲むということは困難なことであり、面倒なことであり、できれば、避けたい、したくないことであった。保健婦の話によると、在宅介護を受けるまでは、以前は実際病院でもらった薬を飲まずにごみ箱に捨てることもあったそうだ。しかし、病院の先生には、薬を飲んでると嘘を言っているようであった。、病院の先生もそう思っていたそうだ。それが、この服薬カレンダーの使用、ホームヘルパーなどによる服薬指導・援助によって、薬を飲むことが可能となった。自分個人だけの生活、つまり、在宅介護を利用する生活のままであったら、このまま薬を飲まない生活を送っていた確率が高いであろう。しかし、在宅介護という制度が、彼の生活に介入することによって彼は薬を飲むという彼の体にとって重要な行為を行うことができるようになり、また、生活できているのだ。

・ホームヘルパー

毎日、朝夕、服薬指導、家事援助のために訪問しているが、Aさん宅には、30分しか滞在しない、いわゆるスポット訪問である。

Aさんは、このわずか30分の訪問に対して、「せわしない」という感想を持っている。薬を飲ますだけで、ホームヘルパーと話す時間があまりないと言う。「うちだけと違う。あっちこっちに行ってる」というように、ホームヘルパーに気を遣っていることが見うけられる。しかし、「薬を飲ませたら、パーっと帰る」というように、Aさんはホームヘルパーとの会話の充実を期待、希望しているのである。Aさんは、このスポット訪問に満足しているとは言い難いであろう。

また、Aさんはホームヘルパーに買い物を頼んでいる。その日、その日で買い物を頼むものは異なっているが、多くは食料とたばこである。その食料は、豆腐や野菜などもあるが彼の好きな漬物やコーヒーなども含まれる。また、歩行が困難となった現在ではたばこを自分で買いに行くことができないため、ホームヘルパーにたばこの購入を頼んでいる。漬け物、たばこはAさんの体にとって決して良いものとは言えない。それは、もりろんホームヘルパーも分かっていることであるが、彼に頼まれたら、ホームヘルパーは買わざるを得ない。服薬指導、家事援助などの彼の生活や体に良いことをしなければならないし、す

る必要があるが、しかし、在宅介護者からの要望、この場合には体にマイナスの要望にもヘルパーは応えなければならない。ここに一種の矛盾が存在してると言えよう。Aさんの体を良くすることも大切であるが、Aさんの、ライフスタイルを尊重することも大切である。医療の重要性と個人のライフスタイルの尊重との間のどこに折り合いをつけるかが、在宅介護において重要な問題であると同時に、その折り合いをつけるということは、在宅介護の特性、重要性ではないだろうか。

・デイサービスについて

Aさんは、デイサービスを利用していない。近くにデイサービスの施設があるようであるが、自分から行ってみようという意思はないようだ。なぜ、行かないのですかという質問をしたところ、Aさんは「来てくれるから、行かない」というように言っていた。保健婦や訪問看護婦は、社会資源を活用した方が良いと思っているが、Aさんの価値判断によって行かないと決めているのなら、それを尊重すると言っていた。

ここでデイサービス利用について両者の見解が異なっている。今までのインタビューでAさんは必ずしも常に真実を述べているとは言えないが、ここにおいては私は、Aさんの言葉の方が真実性が高い、本音を述べているのではないかと思う。Aさんは在宅介護の利用によって家中心の生活を送っている。外に出ていきたいと思いながらも足が不自由なため外に出ることがは困難である。足が不自由なのと、在宅介護が受けられる現状があることから、自分から外の世界へ出ていこうとする気持ちがなくなった可能性がある。外には出ていきたいが、家にいてもデイサービスと同じような介護が受けられるなら、家にいた方が楽であるとAさんが思ったというのは、私の想像であるが、全くはずれではないだろう。「来てくれるから行かない」というのは、在宅介護を受ける方が楽、向こうから来てくれるのを待ってるという受け身的姿勢が強いからではないだろうか。また、この傾向は在宅介護という制度に依存する度合いが高いということではないだろうか。

・こたつの部屋での空間の使用（写真1参照）

訪問看護婦がAさん宅を訪問して、処置をする場所はこたつの部屋である。訪問看護婦が、来て、処置をすることで、そのこたつの部屋は特殊な空間へと変化するのである。訪問看護婦がやって来るまでは、このこたつの部屋はAさんと妻だけの私的な空間である。だが、看護婦が来て、処置をすることでこの空間は変化する。まず、服薬カレンダーであるが、これは、医療的な意味合いの強いものである。また、同時に公的な意味も持ち合わせている。この服薬カレンダーはAさんの体にとって重要なものであり、それが重要なものとみなしているのは、Aさんだけでなく、訪問看護婦、ホームヘルパー、妻も重要であると思っている。つまり、この服薬カレンダーは公的なものであり、医療的なものでもあるのだ。この服薬カレンダーは常に医療的役割を果たしており、ここは、常に医療化された空間である。

次に、こたつの横にあるいすについて見てみる。このいすは、訪問看護を受けていないときは、Aさん個人しか使わないもの、私的なものであるが、訪問看護を受けるときは、このいすは公的なもの、かつ、医療的なものへと変化する。このいすは、看護時にAさんの体を拭いたり、足を洗い、拭くとき使用する。このとき、このいすは、Aさん、看護婦の複

数人によって使われ、また、それは医療用に使われている。よって、このいすは、看護を受けることによって、私的なものから、公的なもの、医療的なものへと変化するのである。

次に、こたつの回りの空間の使用についてで見てみる。体温、血圧、呼吸器のチェックをし、バルーン交換をする際にこたつの上に医療器具を広げて診察する。また、こたつのまわりでは、「ゆっくん」といった簡易風呂を用いて、風呂に入ったり、シャンプーなどをする。看護婦が来ていないときは、このこたつの回りは A さんと妻だけの私的な空間であるが、看護婦がきて、処置をすることによって、ただの個人的な私的な空間から、公的でかつ医療的な空間へと変化する。この医療的空間とは、医療関係者が従事していることによって、その空間が医療化されたということができるであろう。

・A さんの趣味について

A さんは、元気であった頃、様々な趣味を持っていた。例えば、花を作ったり、鳩やセキセイインコを飼っていたり、庭の池で鯉などを飼っていたり、庭で野菜を作っていたりと本当に多趣味であったらしい。しかし、病気をして、足が不自由になったため、家から出ることが困難となり、それらを行うことが不可能となった。A さんは、家にいても、あまり、テレビを見ずに暮らしており、昼間はごろごろしているだけと言っていた。しかし、A さんが毎日欠かさずにしていることがある。それは毎日、夕方のニュースを見て、次の日の天気予報をつけていることである。天気予報は、日の出、日の入り、降水確率を要らない紙などの裏に記入している。この天気予報をつけるという行為は A さんにとって日記をつけるという行為とほとんど同じではないだろうか。この行為はまた、生きている確認なのではないだろうか。毎日、天気予報をつけるということで、1日1日を分けてかんがえることができることは、長く続く不自由な生活に1つのリズムを与えてるのではないだろうか。

つまり、この天気予報をつけるという行為は、日常生活を切り分けるという価値をもつのである。人々は、生きている価値を俳句や詩などの大衆文化的なものによって見出そうとするが、大衆文化、芸術にもならない日々のふるまいや習慣などでも、生きる価値が見出され、人々の生活を支えているのである。天気予報をつけるという、そのような手段をとっても、人は生き続けるのである。この行為が他の人から見ると、無意味で無駄なものであったとしても、A さんにとっては、生きているということを確認するためのものであり、そこに価値はあるのだ。鶴見は「老い」についてこのように述べている。

「つまり、生きていくためには、何か物事をしなければならない。それは俳句でも日記でも散歩でも何でもいいが、それに向かって進むということが老年の思想の単純化である。」(鶴見 [1980 : 24-50])

6.結論として

以上のことを総合して、考えてみる。

服薬の際に A さんはホームヘルパーの援助を受けているが、その際、A さんは「せわしい」と感じている、ということを前に述べた。このことは、つまり、A さんが「せわしい」と感じることは、A さんとホームヘルパーとの服薬についての考えの違いである。A さんは服薬についてあまり重要であると感じていないが、ホームヘルパーや保健婦、看護婦、医者は服薬がポイント、ポイントを管理していく上で重要なことであると思っている。

Aさんは医療的な意味での服薬の重要性を心に内面化しないで生きている、生活している。つまり、このことは、Aさんが医療全般を在宅に感化させていない、医療のすべてを受け入れてないということではないだろうか。このことが在宅介護において重要なのではないだろうか。

また、Aさんの妻は在宅介護に対して協力的であるとは言い難い。それは、例えば、栄養指導を受けても、それを実行しないなど、妻はある意味で部外者であり、医療側に身を投じてない。そのことによって、今までの生活の質、独自性を守っている。もし、妻が、協力的であれば、医療が生活全般を覆っていたであろう。医療が主になり、生活が従になっていたかもしれないであろう。妻が協力的でなく、Aさんも服薬の重要性をきちんと把握していないことが、むしろ、彼の生活を守ったのである。また、在宅だからこそ、それが可能になったのであろう。

また、このインタビューを通して、次のようなことが見受けられた。それは、医療従事者と患者、在宅介護者との関係である。医療従事者、在宅介護従事者（看護婦、保健婦、ホームヘルパー、医者）が、Aさんの生活を変えようとしている。例えば、たばこをやめるようのに、量を減らすように、漬け物をやめるように、量を減らすようにと指導することや、部屋をきれいにする、身体を清潔にするなどによって、いわゆる普通の人の生活を送れるようにしている。医療が介入し、治療を行うことで、Aさんがより人間的で清潔感のある生活が送れるよう彼らは従事している。Aさんは病気であると同時に一種の障害を持った人である。このような障害を持った人々が社会で生きていくことができるように、生活できるように彼らは従事している。

だが、一方、Aさんは自分のライフスタイルを変えようとしない。たばこはやめようとしないし、漬け物もやめようとしていない。たばこは喘息によくないし、漬け物は塩分が高いため、血圧に良くない。また、Aさんは猫を飼っているが、それも体に良いとは言えない。しかし、Aさんは医療従事者からの指導があっても、それらをやめようとはしない。やめないということは、ライフスタイルを変えないということであり、それは自らの決定によるものである。医療的な生活を送らないと言うのも自己決定によるものであり、この自己決定は尊重されるべきものなのだ。

この医療側とAさんの生活、介護に対する考えの違いは、ノーマリゼーションと自己決定の違いと同じようなものではないだろうか。「ノーマリゼーションとは、社会福祉の対象者が可能な限り、社会で一般的な、あるいは価値があるとされる生活様式や個人の行動、特徴を確立していくこと、そのための方法とをいう。」（樽川［1993：1164］）

自己決定とは自分自身でできること、できないことのどちらも自らの意志に従って生活を編成していく権利である。このノーマリゼーションと自己決定の対比は、医療側の要求するものと個人の意志の尊重との対比に似ていると言えよう。医療側の要求するものと個人の意思の尊重とをどこで折り合いをつけるかが在宅介護において大きな課題と言えよう。個人の生活を尊重しつつ、かつ、生活を改善するということを、両者の間でどこでどのように折り合いをつけるかが大切である。

7.おわりに

在宅介護で人の生活がどのように変わったかということを実際に調査することで、在宅介

護を受けている人の生活を実際見ることで、在宅介護が人にもたらすあらゆる影響の一場面が見られたのではないだろうか。在宅介護の現実、在宅介護を受けることで人々の生活に与えた影響が見られたのではないだろうか。在宅介護を利用することは、人々にとって様々な影響を及ぼすことは確かなのではないだろうか。

謝辞

この論文を書くにあたり、調査、インタビューに協力して頂いた A さん、奥さん、保健婦さん、その他の人々に深甚の感謝を申し上げる。特に、徳島大学大学院生、訪問看護婦である阿部智恵子さんにあらゆる協力を得たことに深甚の感謝を申し上げる。

参考文献

阿部　智恵子・山本　政子　1997　「在宅医療を支えるための訪問看護を考える―より良い援助を行うための看護婦の役割―」『第 15 回徳島県看護学会集録』: 147-153。

樋口　恵子　1997　『シリーズ　女・老い・福祉③　介護が変われば老後も変わる』, ミネルヴァ書房。

一番が瀬　康子・山田　健司　監修　1997　『福祉用具の見方と活用の実際』, 一橋出版。

金子　勇　1993　『都市高齢社会と地域福祉』, ミネルヴァ書房。

厚生省老人保健福祉局保健課　1995『マンガでわかる桃子さんの訪問看護体験記』, (社) 国民健康保険中央会。

久野　万太郎　1994　『在宅医療』, 同友館。

宮崎　和加子・龍　良子・今　久仁子　1993　『訪問看護ステーション』, 医学書院。

宮崎　和加子・龍　良子　1996　『訪問看護を始めるナースへ』, 医学書院。

樽川　典子　1993　「ノーマリゼーション」『新社会学事典』, 有斐閣。

野村　歓・高山　忠雄　1993　『高齢者の住環境』, 第一法規。

中島　克己・林　忠吉編　1995　『日本の高齢化を考える――学際的アプローチ』, ミネルヴァ書房。

立石　真也　1996　「医療に介入する社会学・序説」 井上　俊・上野　千鶴子・大澤　真幸・見田　宗介・吉見　俊哉 (編)『岩波講座　現代社会学 14　病と医療の社会学』: 93-108, 岩波書店。

鶴見　俊輔 1980 「老いへの視野」『思想の科学』: 24-25, 思想の科学社。

空間の社会的認識
－動物病院における診察室の相互行為分析－(1)

出口陽子

０．はじめに

何をもって、人はある空間を意味のある空間として認識しているのだろうか。それを動物病院という空間を用いることで明らかにしていく。第１章では、参与者たちの参与の仕方、そして診察台という一つの道具から、動物病院らしさを見いだしている。また第２章においては、参与者たちのふるまいがその場への意味づけにつながると言うことを示した。

なお、この論文の制作に貴重なアドバイスをくださった岡田光弘先生（白梅学園短期大学）、そしてデータ収集に協力してくださったＨ獣医科病院(2)関係者の方々には、心よりお礼申し上げたい。

１．診察室という空間

１－１．参与フレームの編成・維持

私たちがある場所で何かをするとき、そこには参与フレームが存在する。西阪によると「参与フレームは、参与者たちの参与のしかたであり、どうじに参与者たちが参与している場面設定における出来事を経験するための枠組み」（西阪［1992:61］）であり、「『参与フレーム』とは、複数（もしくは単数）の身体たちの呼応の組織化のことであり、それは行動を枠づける条件であって、かつ経験の組織原理である」（西阪［1992:63］）とされている。すなわち、参与フレームとは何かをするとき、その何かをするためにとられる参与者たちの身体の参与のしかたそのものなのである。

この節においては、診察室で診察が開始される際の参与フレームの編成のされ方について考察していく。この動物病院では、先ほどもふれたように、待合室で順番を待つ飼い主と動物を診察室に呼ぶ際には、その診察を担当する獣医師が診察室と待合室の間のドアを開け、飼い主の姓を呼び、診察室に誘導する。以下に実際のデータをいくつか提示する。

＜事例１＞　１９９８．７．１３（７：０４：１１）(3)

▲＝Ｇ、●＝Ｐ、◎＝動物

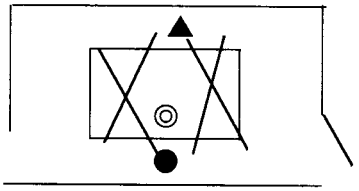

診察室に入るようにＰを呼びにいったＧは、Ｐの前を歩いて図中の▲の位置へと移動した。Ｐが入ってきた時点では、Ｇはまだ▲の位置までたどりついてはいないが、ドアから診察室の奥の方へ向かい、診察台の向こう側へ回っていっている。

＜事例２＞　１９９８．７．１３（７：５６：４１）

■＝Ｉ、●＝Ｐ、◎＝動物

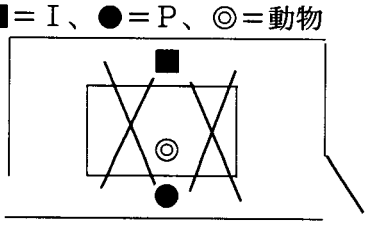

Ｐを呼びにいったＩは、Ｐが入ってくる前にすでに図中の■の位置に移動している。そこで診察台を挟んで（診察台越しに）、ドアから入ってくるＰの方へ身体、視線を向けＰが診察台付近に来るのを待っている。

ここでは、診察という場面を作り上げている参与者の一人である獣医師がＩの場合とＧの場合を一つずつ挙げた。各事例の状況は、各々の事例の横の説明を参考にしていただきたい。＜事例１＞＜事例２＞という二つのケースに共通しているのは、獣医師の方がＰより先に自らの位置を決定しているということである。ＩやＧは、診察が行われる診察台の近くに自らの身体を配置することで、あるいは自らの身体とドアから入ってくる「飼い主＋動物」の間に診察台が配置されるような位置に自らの身体を配置することで、これから診察を行う場がそこにある診察台であるということを示していると言える。また、ＩやＧの身体の配置後飼い主が診察台に診察の対象である動物をのせることから、ＩやＧの診察の場の表示が飼い主に理解されたと見ることができる。さらに、飼い主が診察の対象となる動物をのせることで、この場において診察の対象となるのが（診察台にのせられている）動物であるということが、社会的に認識されることになる。そして、獣医師と飼い主は診察という出来事に共同で参与するための志向空間[(4)]の重なりを、その診察の対象である動物を見るということで得ることが可能になる。

ここでもう一つ考察を加えておきたいことがある。診察をする側であるＩやＧは、自らの身体をある位置に置くことで、Ｐが取るべき位置を決定しているのではないだろうかということである。診察中に会話を取り交わすのは、獣医師と飼い主であることから、両者は互いの反応を受け取らなくてはならない。双方が互いに相手の反応を受け取ってこそ、互いに会話の「話し手」「受け手」になり得るのである。そのことを踏まえると、両者にとって志向空間の重なりの内に、診察の対象である動物が存在し、それぞれの志向空間が会話の相手である獣医師／飼い主を捉えている状態で参与フレームが編成されることが望ましい状態である。その参与フレームが編成されるきっかけが、獣医師の身体の配置であると言えないであろうか。診察台の近くでドアから入ってくる「飼い主＋動物」の間に診察台が配置されるような位置、つまり先に示したような参与フレームが編成されやすいような位置に自分の身体を配置することで、飼い主に飼い主が身体を配置するべき位置を提示しているのである。

ここまでは、診察に適した参与フレームを獣医師が意識的に編成しているのではないかという主張を行ってきた。では、果たして本当に意識して編成され、その編成された参与フレームはその場に適したものなのだろうか。そのことに考察を加えるために次の事例を参照していただきたい。

＜事例３＞　１９９８．７．１３（８：０１：０７～８：０１：２６）

■＝Ｉ、▲＝Ｇ、●＝Ｐ、○＝Ｐ、◎＝動物

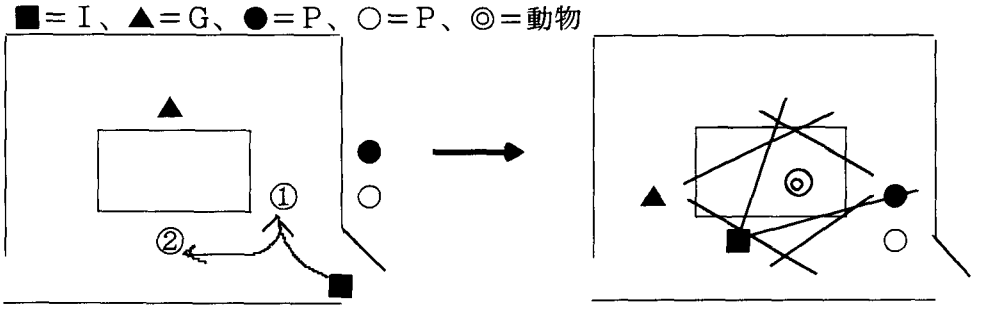

＜事例４＞　１９９８．７．１３（８：０３：４５～８：０４：０７）

■＝Ｉ、●＝Ｐ、○＝Ｐ、◎＝動物

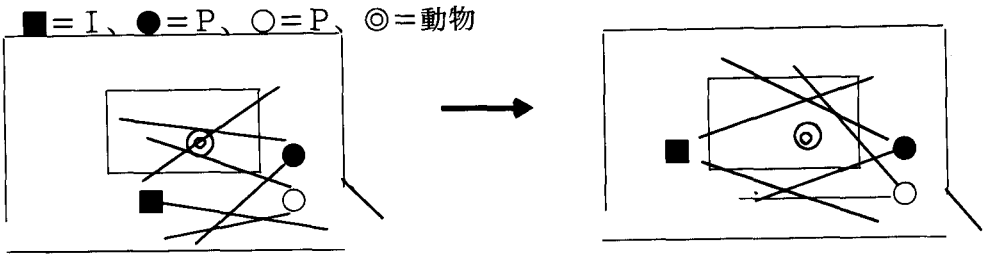

＜事例３＞は、ハムスターの診察場面である。この診察は、初めからＩとＧの二人の獣医師が診察室に入ってくる飼い主を迎えている。待合室のＰを呼びに行ったのはＩである。ＩはＰの名前を呼んだ後、図中の矢印のように移動する。矢印を見て分かるように、Ｉは一旦は①の方に自分を位置づけようとしている。しかし、数歩進んだ後、方向を変え②の方に移動する。何故Ｉは移動したのだろうか。＜事例２＞でＩがとった位置には診察台を拭いているＧがおり、向かう方向で自らの位置となりうるのは①と記してあるところとなる。①の位置をとったなら、ドアから入ってくるＰからは見えず、視線を合わせてＰの位置を指定する事ができない。だから、Ｉはあえて方向を変え、②の位置へ移動したと言えよう。そして、診察室における診察の開始の時点でとられた参与フレームは＜事例６＞右図である。この参与フレームはＩの志向空間がＰをとらえきってはいないが、一緒に診察を行っていくＧがＰをとらえているため、この場に適した参与フレームであると言えよう。

＜事例４＞は、＜事例３＞と同じハムスターの診察での一場面である。＜事例３＞の右図中の左側にいたＧは、用具を取るために隣の部屋へ移動した。そこで診察室に残っている人（＋動物）の配置は＜事例４＞左図のようになった。この場面（＜事例４＞左図）では、Ｇが用具を持ってくるのを待っているため診察行為は一時中断し、ＩはＰと会話している。このとき、動物はＩの志向空間から外れている。しかし、診察行為を再開するには、この配置では志向空間の重なりの内に診察対象を置くと、会話の相手をとらえることはできない。そこでＩは、「ちょっとお尻見せてもらえますかね」という診察を再開を示す発言と同時に、＜事例７＞右図の位置へ移動する。こうすることで、Ｇが抜けることによって崩れてしまった先述の参与フレーム（志向空間の重なりに内に動物が存在し、それぞれの志向空間が会話の相手である獣医師／飼い主をとらえている状態）が維持されることになる。

このように、獣医師や「飼い主＋動物」の位置はあらかじめ決められているのではなく、実際の相互行為中、当人たちの臨機応変な判断で意識して決定されているのである。また、例えば動物の位置や向きによって獣医師や飼い主の位置が決定して来るというふうに、診察の開始に限らず診察中においても絶えず参与者らの位置はその場その場でそこで行われている相互行為によって決定されていると言えよう。つまり、動物病院での診察という獣医師（助手を含む）と診察対象者以外の人が参与しなければ成り立たない診察においては、そこに参与する人々の相互行為によってその場に適した参与フレームが編成・維持されているのだ。

1－2．動物病院らしさ

前節で挙げたような参与フレームは、普段、私たちが病院で受ける診察の場面では取られることはない形である。取られるとすれば、おそらく手術や救急治療の場合ではないだろうか。そこにある共通項は、複数の参与者の存在である。複数の参与者が同時に同じ対象に志向している。当然、そこにはその参与形態が可能であるような空間が存在しているはずである。

そう考えるとき、この参与フレームの編成・維持に深く関与しているものの一つに診察台の置かれている位置が考えられる。診察室の中でも、複数の参与者が同時に同じ対象に志向することが可能であるような位置に診察台は配置されなければならなくなる。つまり、どうやら診察台は診察室の中ならどこに配置されてもよいというわけではなさそうである。では、診察台が配置される適切な位置とはどこなのであろうか。

実際の診察室での診察台の位置は、ちょうど診察室の中央である。この位置に診察台が置かれているということは、何か意味を持っているのであろうか。診察台の上で行われる実際の診察場面において、検証していくことにする。

（図1）ハムスターの診察場面　1998．7．3（8：05：40）カメラI[5]

この場面は、ケースに入れられているハムスターの診察を行っている場面である。この診察はこの日の最後の診察であったためか、病院側の人間全員（獣医師二人と助手）が診察場面に参加している。それに加え、飼い主側も実際のハムスターの飼い主であると思われる姉弟に母親と三人が診察場面に参加している。よって、診察台を五人で囲んでいることになる。このように診察場面への参加が複数人である場合、同時に、しかもハムスターという小さな診察対象に志向するためには、志向し得る範囲に全員が身体を配置できなければならない。それには、長方形の診察台の周囲すべてが身体の配置が可能な空間を持っていることが望ましい。身体の配置を考えるなら、診察場面への参与者が獣医師一人と飼い主一人という最低限度の場合も同じことが言える。続いて、次の事例も見てほしい。

（図２）犬の爪切り①　１９９８．７．１３（６：４５：２３）カメラＩ

（図３）犬の爪切り②　１９９８．７．１３（６：４６：０１）カメラＩ

（図２）は犬のいやがる爪切りをするため、獣医師の指示で飼い主が犬の頭をおさえている場面である。このように、動物の診察ではその動物の性格が診察に影響がある場合や注射・爪切りなど動物のいやがることをする場合、動物をおさえておくという役目を飼い主が行われなければならない。もし、飼い主が動物をおさえておくことが必要でないにしても、診察の対象である動物は言葉を理解できないことを考えると、獣医師への症状の説明や獣医師からの診察結果を聞くために飼い主は絶えず診察に参与していなければならない。つまり、動物病院における診察の場合、１対１の診察とは違い、付き添い者のためのスペースが必要なのである。

さらに（図２）（図３）を見ると、獣医師Ｇの位置が変わっていることに気がつくであろう。この場面は爪切りをしているのだが、犬の足は左右前後に４本ある。その爪を切るのにただでさえ爪を切るのを嫌がる犬をいちいち獣医師の位置に合わせて移動するのは大変である。それを解消しているのが獣医師の移動である。獣医師が診察の対象である動物

の周りを移動することで、動物を移動することなくあらゆる方向からの診察あるいは処置が可能となっている。

以上のようなことで、診察室の中で診察台が中央に位置していることが有意味であるということが言える。つまり診察室に存在する道具の意味さえもその場にいる参与者の相互行為あるいはその道具の使われ方に埋め込まれているのだ。またそれは違う視点からみると、診察台が中央に置かれているということは動物病院らしさと言えるのではないか。言葉を用いることがなく、移動することが大変な動物を診察対象とするからこそ、診察台を診察室の中央に配置するということが起こってくるのである。つまり、参与者らの相互行為は、道具の位置への意味づけを通して、その道具がその空間に与える意味づけをもおこなっているのである。

2．患者であり続けること（診察を受ける適切性の表示）

2－1．会話の非優先構造による適切性の表示

この研究において直接の患者というのは、何らかの症状が見られ飼い主によって病院に連れてこられて診察の対象となった動物である。しかし、動物が自ら患部を見せたり、症状を話したりはしない。よって、ここで患者と呼んでいるのは直接の診察対象の付き添いである飼い主のことを指している。では、実際のデータを見ていただきたい。

<事例5>　１９９８．７．１３（８：０２：１４～８：０２：２２）[6]

Ｇ：この臭いはチップの臭いですか　　　　　　　　　　　　ちょっとでもチップ
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↑①
Ｐ：　　　　　　　　　　　　チップの特殊な臭いするから

Ｉ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　この種類はね：：
Ｇ：／／ではね：：　　　　　　　　　　　　　　／／う：：ん（.）
Ｐ：／／ちょっとでもなんかちょっと臭いような気／／も
　　　　↑②　　　　　　↑③

Ｉ：(.) 結構すばしっこいから／／つかまるかな
Ｇ：　　　　　　　　　　　　／／う：：ん　う：：ん

出産をしたハムスターが元気がなく、お尻のあたりが汚れており、６匹いた子供も３匹になるまで次々と死んでしまったというケース。触診する前にＧがハムスターを入れてあるケースからの臭いについてチップ[7]の臭いなのか違うのか、Ｐに質問している場面である。会話の説明を加えておくと、ケースからの臭いに対するＧの質問にＰは初めは「チップの特殊な臭いするから」とケースからの臭いがチップの臭いであるかのような応答をする。するとＧは「ちょっとでもチップではね：：」と自分はチップとは思わないという意見を出すが、それに重なるようにＰは「ちょっとでもなんかちょっと臭いような気も」と先ほどの応答（「チップの特殊な臭いするから」）を訂正するような発言をしているという内容である。

ここで臭いの原因がチップであるのならば、異常さがなくなり診察の対象ではなくなってしまう。Ｇの質問に、一旦は「チップの臭いだ」という応答をしながらも、その後、Ｇの示した異常さを肯定し、その前の自らの発言をわざわざ訂正することで、飼い主は診察を受ける適切性を保っていると言えよう。

また、ここでは臭いがチップの臭いであるという結果をもたらせないための工夫がPの発話の中（下線部分）にみられる。まず、Pの発話で下線を引いた部分の初めの「ちょっとでも」（↑②）。これは、直前のGの「ちょっとでも」（↑①）の繰り返しとなっており、Gの発話と同じタイプの発話内容であることの表示となっている。Gの発言が全て終わる前に割り込みという形でPの発言は始まっている。しかし、この時のGの発言の内容がその直前のPの発言に納得したもの（同意するもの）ではないということは、この後触れる会話の優先的／非優先的構造を適用すると理解可能となるであろう。Gの「ちょっとでも」（↑①）がマークとなって、非優先的構造がとられている。つまり直前のPの発言に否定的な発言である内容の発言がここでなされると推測することができるのである。

そして次に、この「ちょっとでも」（↑②）に加えて「ちょっと」（↑③）と言う発話。ここで会話の優先的／非優先的構造を用いることにする。ローマン・ヤコンブソンの用語法を山田がまとめたところによると、「優先的構造とは会話のシークエンシャルな特徴が無標であり、非優先的構造は逆に有標である」（山田［1993:208］）。簡単にいえば、次のようなことである。実際の発話行為の多くは、あいさつ／あいさつ、質問／応答、要請／受諾のようなペアを成している。サックスやシェグロフによるとこれらのペアは隣接対と呼ばれているのだが、この隣接対は第一成分と第二成分から成り立っている。この場面で使われている「質問－応答」の隣接対において、第一成分の質問に対する第二成分の応答には二つのタイプが存在する。Ｙｅｓ（肯定）とＮｏ（否定）である。Ｙｅｓ（肯定）のものはマークがなく優先的であると言え、逆に、Ｎｏ（否定）はマークがあり非優先的であるということができる。ここでいう「優先的」とは、一般的に使われる「他より先に取り扱う」という意味ではなく、「意識することなく、自動的になされる」という意味である。（cf.山田［1993:206-210］）

この部分では、「ちょっとでも」（↑②）と「ちょっと」（↑③）という逆説的な発言が、単独では無標であるかのように見えるが、繰り返されることによってマークとなり、優先的／非優先的構造で言えば、有標である非優先的構造になっている。そこからPのこの発言（答え）が第一成分であるGの発話（質問）と反対のことが発せられると推測することができる。よって、このPの発話がチップのにおいではない他の臭いがあることを示しているということが社会的に認識されているのではないだろうか。そして、飼い主Pはこのようにして臭いがチップの臭いではないことを示し、診察を受ける適切性の表示を行っているのである。次節では、他の場面における診察を受ける適切性の表示を扱う。

２－２．獣医師の「病気」と飼い主の「病気」の違いによる適切性の表示

＜事例６＞　１９９８．７．１３（７：０９：４２～７：０９：４８）

G：　　//うん病気ではないん//ですけどね
P：あ：：こんな病気なるんもあるんや//な　　//ないんやけどな

G：//はい
P：//どうも（ほｈ　ふｈふｈふｈふｈふｈ）

肛門からの臭いが気になって病院につれてきたが、肛門からの臭いは犬ならあるのがふつうであり、この症状は臭いの原因である分泌液がたまって炎症を起こしているだけであるという診断がされ、病気ではないことがGから説明された。Pは、それまでのGの説明に相づちを打つことで納得していたが、ここの場面になって再び病気という発言をしている（下線部)。その後すぐGによって病気ではないと訂正されており、Pはそれを受け入れている。これは、GとPの「病気」の基準（捉え方）の違いではないか。

では、GとPの「病気」の基準（捉え方）の違いとは、どういうことなのか。実際のやり取りの中からみていく。

＜事例７＞　１９９８．７．１３（７：０８：５６～７：０９：１５）

G：　　//あはhはh　　//あと(くす)
P：んもうほなけん病気かいなと思//てお尿の中に病気があるｈｈｈｈ//ガンでもで
　　↑①

G：　　//いえいえいえｈｈｈあるんが正常なんです
　　↑②　　↑③
P：きて腐ってきよんかと//思ってｈｈｈ　　あ：そうです

G：//はい　　自然には治りませんここまでこう沢
　　↑⑤
P：//か　ほなもう放っといたらしじぇんに（.）
　　↑④

G：山たまって：：あの（.）//ちょっとあの（.）擦り付けたりして炎症起こしてる
P　　//はい

G：は//注射してあげて：　お薬飲ましてもらって：＝
　　↑⑥
P：　　うん　　＝はいわかりました

＜事例７＞では、Gがこの犬の症状を癌などの生命に危険をもたらすようなものではないにしろ、治療するのに値するものであるという表示をしているように思える。実際の発話でいえば、Pの発話に対する「いえいえいえ」（↑②）と言う打ち消しや、「あるんが正常なんです」（↑③）はこの犬の症状は生命に危険をもたらすようなものではないということを表しているのに対して「自然には治りません」（↑⑤）や「注射してあげて：お薬のましてもらって：」（↑⑥）という治療は必要であるという説明をしているところである。

一方、Pも「病気かいなと思ってお尿の中に病気がある癌でもできて腐ってきよんかとおもって」（↑①）や「ほなもう放っといたらしじぇん（自然）に」（↑④）という発話において、この症状が一刻を争う、つまり生命の危険をもたらすようなものではないということを理解しているように見える。

このように考えると、G、P両者のこの犬の症状に対する判断は一致していると言えよう。すると、＜事例６＞においてPが発した「病気」というのは、両者によって理解されている“生命の危険の兆候のあるもの”ではなく、“病院に連れてくるのに適切な症状”として使っているのである。つまり、Pはこの場面において病院につれてくるのに適切な症状としての「病気」という言葉を用いて診察を受ける適切性の表示を行っているのだ。

これまで、患者（飼い主）が、いかに診察を受けることが適切な者として振る舞っているかを見てきたが、診察を受ける適切性を示すということは何を意味しているのであろうか。次節で議論を進めていきたい。

２－３．診察の場の成立

＜事例８＞　１９９８．７．１３（７：５８：３２～７：５８：３７）

Ｉ：これは脂肪なんです／／ここにあるんは：う：：ん
Ｐ：　　／／あ（.）ほんまに　　いやほなけんいや（.）おかしい

Ｉ：
Ｐ：な：：と思って

＜事例９＞　１９９８．７．１３（７：５９：１０～７：５９：２２）

Ｉ：　　たぶん心配ないと思います=ま妊娠ということはまずないと思い
Ｇ：
Ｐ：ほな心配ないんやね

Ｉ：ますし　　／／うん　／／たぶん太り
Ｇ：　　／／う：んうん　／／うん
Ｐ：　なんか変な病気（.）にでも／／あれやったら／／困るしと／／思って

Ｉ：すぎと思いますよ
Ｇ：
Ｐ：

上に示した二つの事例は、避妊手術をした猫が、手術をしたのにも関わらずおなかが出てきたので、妊娠していないか、またその他の病気ではないかを診察してほしいというケースで行われた会話の一部である。Ｉがカルテを記入中にＧが触診をするが何も異常はなく、Ｉの触診の結果も異常が見られず、おなかが出てきたのは避妊手術後の脂肪太りであるという診断がされた。

診断結果をＰに伝えた後、再びＰが気になると言っていた部分（おなかの膨らんでいる部分）を触りながらもう一度確認するように結果を伝えるＩとそれを受けてのＰの発話が＜事例８＞である。この時点で、Ｐの連れてきた猫は、病気ではないということになってしまう。このことでその場にいる正当性がなくなった飼い主は、診察の前のこと、つまり（医学的には）素人である自分は妊娠するはずのない猫のおなかが出てきて何が原因なのかわからなかったことを話している。診察の結果、その場にいる正当性、つまり診察を受ける適切性を失ってしまった飼い主は、診察前のことを話すことによって診察を受ける適切性を保とうとしているとみることができる。

続いて＜事例９＞であるが、これは診察の後半で、飼い主が診察対象である猫をカゴの中に入れ、Ｉに猫の状態を確認しており、それにＩが答えている場面である。ここでもＰは、病院に連れてくるに至った自分のペットに対する心配の話を持ち出すことで診察を受ける適切性を示しているのがわかる。

注目したいのは、この猫の診察で見られるように、診察を受ける適切性の表示が１ケー

スの診察の中で何度もあるということである。この猫の診察では、この＜事例８＞＜事例９＞の他にもいくつか診察を受ける適切性の表示と見られる場面がある。診察室に入ってきて症状を聞かれた場面や診察の途中で飼い主が気になっている部分を診てもらうために自らが猫の体位を変えて「ここが・・・」を言っている場面である。要するに、診察を受ける適切性は、診察室での診察が始まってから終わるまで（正確には終了場面の手前まで）何度となく表示されているのである。これは、飼い主が絶えず診察に志向している証拠であろう。絶えず診察に志向しているということは、絶えず自分を患者というカテゴリーを持つものとして存在させておくということである。このように、診察を受ける適切性を表示することにより、絶えず診察に志向し、患者であり続けるからこそ、この場が診察の場として成り立っていると言えよう。

３．まとめ

この論文で明らかにしたかったことは、ある空間が特定の空間として社会に認識されるされ方である。それらを解明する手だては、参与者たちのふるまいの内にあるということがわかっていただけたのではないだろうか。人々は自らのふるまいの中で自らの空間認識を表示し、自らの意識を社会的なものにしているのである。しかし、それらはそのふるまいを行っている本人でさえ気づいていないかもしれない。

相互行為分析とは、まさしくそのようなことについて、つまり当事者たちさえ気づいてはいないふるまいのうちに秘められた秩序なるものを見いだしていくものであると言えよう。この研究は、それを動物病院という空間において発見したものなのである。

注

（１）この論文は、私が、１９９８年に執筆した「虐待と試練の間－『巨人の星』に見る－」（出口［1998:3-14］）に続く研究である。なお、この研究と同じデータを使用し、異なる分析をしたものに「動物病院らしさの発見－動物病院における診察場面の相互行為分析」（投稿予定）があることをここで言及しておきたい。

（２）H獣医科病院のこの研究に関係のある箇所の間取りと１診の配置図は以下を参照。

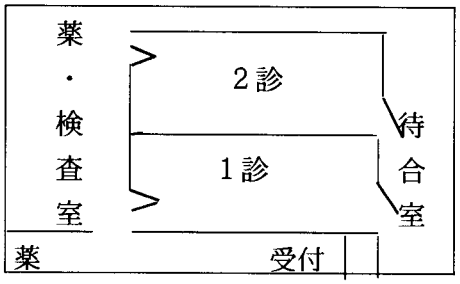

H獣医科病院の簡単な間取り

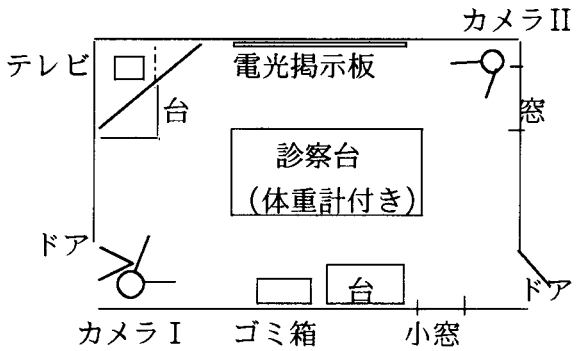

１診の配置図

（３）＜事例１＞から＜事例４＞のデータの一行目は撮影年月日、時間である。また、図中の各マークから扇形に広がる二本線は、志向空間を表す。

（４）ケンドンの「transactional space」を「志向空間」とした西阪の説明によると、志向空間とはある人が何かをしようとするとき、そのために使用すべき目の前に拡がっ

ている空間のことであり、この空間の拡がりの中心の角度、半径の長さは何がなされるかに依存せざるをえない。(cf. 西阪 [1992:72])

（5）（図１）～（図３）の説明横は、撮影年月日、時間、撮影したビデオカメラ（配置図参照）である。

（6）データトランスクリプトの一行目は、撮影年月日、時間である。
視線や動作を含めた会話記録。この論文で使用するトランスクリプト記号は以下に示すとおりである。

＜トランスクリプト記号＞

参与者・事物に関する記号
Ｉ・・・院長（男の獣医師）
Ｇ・・・女の獣医師
Ｊ・・・助手（女性・ピンクの服）
Ｐ・・・飼い主
（ハムスターの場合必要に応じて：母親・・・P_1，娘・・・P_2）
カＩ・・カメラＩ
カII・・カメラII

＜会話・行動に関する記号＞

//　**複数行の同じ列におかれた二重スラッシュ**：参与者たちの言葉の重なりが始まる箇所を示す。

＝　**言葉と言葉の間、もしくは行末と行頭におかれた等号**：途切れなく言葉がつながっていることを示す。

（　）　**丸括弧**：何か言葉が発せられているが、聞き取り不可能であることを示す。また聞き取りが確定できない場合は、当該文字列が丸括弧で括られる。

（数字）　**丸括弧で括られた数字**：その数字の秒数だけ沈黙のあることを示す。また、０．２秒以下の短い間合いは「(.)」という記号で示される。

：：　**コロンの列**：直前の音が延ばされていることを示す。

【　】　**すみつき括弧**：参与者の発話以外の諸行動の一部を示す。

ｈｈｈ　**ｈの列**：呼気音を示す。

ＰＰＰ　**各発話の上に置かれた同一文字の列**：その文字（Ｐ）で示された特定の事物もしくは、人物に視線をもしくは顔が向けられていることを示す。

...　**ピリオドの列**：動作が始まりかけていることを示す。

,,,　**カンマの列**：動作が終わりかけていることを示す。

ｎｏｄ：うなずきを示す。

（7）ハムスターのケースの底に敷いてある木の破片。

参考文献

Button,Graham　1987　"Moving out of closing", Graham button & Jhon R.E.Lee(eds.)*Talking and Social Organization*:101-151.

出口　陽子　1998　「虐待と試練の間－『巨人の星』に見る－」，樫田　美雄（編）『エスノメソドロジーとその周辺－平成９年度徳島大学総合科学部樫田ゼミナール　ゼミ論集－』:3-14，徳島大学社会学蔵

出口　陽子　1999　「動物病院らしさの発見－動物病院における診察場面の相互行為分析」（投稿予定草稿）

Heath, Christian　1986　*Body Movement and Speech in Medical Interaction*　Cambridge University Press.

樫田　美雄　1996　「１１９番通話研究の意義について」,『現代社会理論研究』6:113-120
小林　康夫・船曳　健夫（編）　1994　『知の技法』, 東京大学出版会。
Leither, Kenneth 1980 *A Primer on Ethnomethodology* Oxford University Press = 1987 高山　眞知子訳,『エスノメソドロジーとは何か』, 新曜社。
皆川　満寿美　1993　「『無関与』の協同的達成」,『現代社会理論研究』3:47-67。
西阪　仰　1988　「行為出来事の相互行為的構成」,『社会学評論』154:2-18。
西阪　仰　1992　「参与フレームの身体的組織化」,『社会学評論』169:58-67。
西阪　仰　1994　「直接知覚・論理文法・身体の配置－見ることの相互行為的構成－」,『現代思想』22(13):306-316。
西阪　仰　1995　「<会話をフィールドにした男>サックスのアイデア」,『月刊言語』24-7:100-105,24-8:106-111,24-9:102-107,24-10:133-138,24-11:104-109,24-13:114-119。
西阪　仰　1997a　『相互行為分析という視点－文化と心の社会学的記述－』, 金子書房。
西阪　仰　1997b　「会話分析に何ができるか－社会秩序の問題をめぐって－」, 奥村　隆（編）『社会学になにができるか－』:115-154, 八千代出版。
沼田　陽一　1990　『イヌはなぜ人間になつくのか』, ＰＨＰ研究所。
岡田　光弘　1995　「相互行為場面における身体とカテゴリー－身体の社会学としての購買場面のエスノメソドロジー的相互行為分析」,『Sociology Today』6:27-38。
岡田　光弘　1996　「『制度』を制度を研究するということ－インタビューと１１９番通話の終了部の会話分析－」,『現代社会理論研究』6:165-180。
Schegloff,Emmanuel A. & Harvey Sacks 1973 "Opening up closing", *Semiotica* 7:289-327 =1995 北澤　裕・西阪　仰訳「会話はどのように終了されるか」,『日常性の解剖学』:175-241, マルジュ社。
高山　啓子　1993　「『箱庭療法』の相互行為的組織化－制度的地位と参与地位の配置のリフレシビティー」,『年報社会学論集』6:83-94。
樫田　美雄（編）　1998『ラジオスタジオの相互行為分析　平成９年度徳島大学総合科学部社会調査実習報告書―第二版―』。
上野　直樹　1996　「協同的な活動を組織化するリソース」,『認知科学』3-2:5-24
山崎　敬一・佐竹　保宏・保坂　幸正　1993「相互行為場面におけるコミュニケーションと権力－<車いす使用者>のエスノメソドロジー的研究－」,『社会学評論』173:30-45。
山崎　敬一・上野　直樹・山崎　晶子・高山　啓子・上谷　香陽・浦野　茂・中村　和生・岡田　光弘　1995　「ＣＳＣＷと相互行為分析－テクノロジーのエスノメソドロジー－」,『現代社会理論研究』5:93-126。
山崎　敬一・西阪　仰（編）　1997　『語る身体・見る身体』, ハーベスト社。
山田　富秋　1993　「『おせじ』の会話分析－エスノメソドロジーからのアプローチ」, 海保　博之・原田　悦子（編）『プロトコル分析入門－発話データから何を読むか－』:202-220, 新曜社。

「トラスト」論　文から「アグネス」論文へ
－ガーフィンケル〈信頼〉概念の系譜－

早崎一修

0．まえがき

この論文におけるテーマは次の通りである。

テーマ

1．「トラスト」論文(1)から「アグネス」論文(2)へのガーフィンケル〈信頼〉概念の系譜

2．これまでの「アグネス論文」理解への若干の批判

3．〈信頼〉と社会秩序

1では、[浜、1995]と[樫田、1991」の2本の論文をドッキングさせることによって、「トラスト」論文から「アグネス」論文へのガーフィンケルの〈信頼〉概念の系譜を見て取ることができると私は考える。それをもとに、「トラスト」論文における〈信頼〉概念が、「アグネス」論文を執筆するにあたって、H.ガーフィンケルの中でどのように変化したのか、について述べる。

2では、その変化が一部のエスノメソドロジストらに理解されておらず、それ故に誤って理解されている「アグネス」論文は、本来どのように読まれるべきなのかについて述べる。

3では、〈信頼〉概念そのものについて若干の批判を加える。社会秩序は果たして本当に構成的期待に基づいた〈信頼〉によって成り立っているのだろうか、という疑問について考察する。

それでは、具体的に見ていくことにしよう。

1．「トラスト」論文から「アグネス」論文へのガーフィンケル〈信頼〉概念の系譜

（1）「トラスト」論文における未完成の〈信頼〉概念

まず、この節ではじめにに指摘しておくことは次のことである。

「トラスト」論文において、〈信頼〉概念は完成されたものではなかった。

このことを浜の「ガーフィンケル信頼論再考」に依拠して説明する。浜はこの論文の中で、次のことを指摘している。

「ガーフィンケルは、実は、実験結果の中に隠されている興味深い事実を見落と

している。そして、それはガーフィンケルの信頼概念があいまいであったことと関連している」

［浜、1995：60］

つまり、「トラスト」論文では、〈信頼〉概念は完成されていなかったのである。そして、浜は前述の論文で〈信頼〉概念を次のように区別している。

「実はガーフィンケルの信頼概念には、区別されるべき２つの内容が区別されないまま含まれている。・・・・・ガーフィンケルからすれば、構成的期待(3)を付与された基礎的ルール(4)によって定義されるのが出来事の構成的秩序であり、したがって、出来事の構成的秩序に従うことは、同時に構成的期待に支配されることであり、基礎的ルールに従うことでもある・・・。しかし、ガーフィンケル自身述べているように、『３つの構成的期待はルールの現実の内容に対して不変である』［Garfinkel、1963：200］とすれば、構成的期待に支配されることと、基礎的ルールに従うこととは、独立した事柄であると考えられる。」

［浜、1995：61-62］

このことを記号を用いて説明すると次のようになる。

「構成的期待（１）を e_1、構成的期待（２）を e_2、構成的期待（３）を e_3、３つの構成的期待を合わせて E と表わすことにする。構成的期待を付与される選択肢を a と表わすことにすれば、基礎的ルールは E（a）と表わされる。選択肢には a1、a2、a3・・・・a ｎとあり、構成的アクセント(5)の移動によって、基礎的ルールも E（a_1）、E（a_2）、E（a_3）・・・・E（a $_n$）に対して不変であることから個別の基礎的ルール E（a $_n$）に従うことと、構成的期待 E に支配されていることとは、実は、等価ではない。E（a $_n$）は E を前提としているが、E は E（a $_n$）からは独立しているのである。人は、個別の基礎的ルール E（a $_n$）には従っていなくても、構成的期待 E には支配されていることがある。」

［浜、1995：62］

つまり、〈信頼〉には、次の２つがあると言うことができる。「相手が何らかのルールの従っているであろうという期待を意味する」〈信頼〉と、「相手がある特定のルールに従って行為するであろうという期待を意味する」〈信頼〉の２つがあると。

「相手がある特定のルールに従って行為していなくても、相手が何らかのルールに従っているであろうと期待することはできる。ここでは、仮に、構成的期待に支配されていることを『信頼０』、基礎的ルールに従っていることを『信頼１』と呼んでおこう。」［浜、1995：62］

このように「トラスト」論文では、ガーフィンケル自身、日常の秩序とゲームの秩序の

違いについて混乱していた（つまり、「構成的期待に支配されることと、基礎的ルールに従うことと」[浜、1995：59-60]を同等のものとみなしていた)。しかし、その後「アグネス」論文を執筆するにあたってその混乱がときほぐれているように思われる。このことについて次に考察しようと思う。

（2）アグネス論文における〈信頼〉概念の完成

「アグネス」論文では、〈信頼〉概念に関する記述は直接には存在しない。しかし、この論文の中で彼の〈信頼〉概念は完成に到ったと考えることができる。つまり、ガーフィンケルはこの論文の中で「構成的期待に支配されること（＝〈信頼０〉)」と、「基礎的ルールに従うこと（＝〈信頼１〉)」の違い、換言するならば、日常の秩序とゲーム秩序の違い、にはっきりと気づいているのである。そして、彼はその違いを、ゴッフマンを批判することによって、提示したと言える。それではそのゴッフマン批判を樫田の「アグネス論文における〈非ゲーム的パッシング(6)〉の意味－エスノメソドロジーの現象理解についての若干の考察－」に依拠して見ていくことにする。

> 「ガーフィンケルの主張は、アグネスはゲームとして分析できない（＝自覚的でない）さまざまな継続的パッシングをしているのだが、このような事態に対しては、ゴッフマン的な戦略分析＝ゲーム分析は有効ではない、と言うことになる。」
>
> [樫田、1991：79]

また、樫田は、この論文の中で、ガーフィンケルが「ゲームモデルで分析できるパッシング」と、「ゲームモデルで分析しがたいパッシング」という〈パッシング〉概念の２つに区分していることを指摘し、それらをそれぞれ〈ゲーム的パッシング〉と〈非ゲーム的パッシング〉と呼んでいる。そして、樫田はこの２つの〈パッシング〉を、次のように説明している。

> 「状況をやり過ごすやり方に関して、それを行為者が前もって知っているのがゲーム分析可能な場合であり、それを行為者が知らないまま状況に立ち向かわなければならないのがゲーム分析の無効な場合とされているのである。」
>
> [樫田、1991：80]

すなわち、

> 「非ゲーム的パッシングは、自らの目標達成評価の基準やゲームの基本的ルールを、行為者が予期していないパッシングであり、なんとかんとかその場をやり過ごすことによって事後的・遡及的に自らが乗り越えの課題としたルールを見出していくようなパッシングであったのだといえよう。」
>
> [樫田、1991：81]

このように、ガーフィンケルは、「アグネス」論文において、社会秩序を行為者が基本的ルールを予期している秩序（ゲーム秩序）と、行為者が基本的ルールを予期していない（構成的期待に支配されている）秩序（非ゲーム秩序）の２つに区別している。ここで、ゲーム秩序と非ゲーム秩序は、浜の言う〈信頼１〉と〈信頼０〉と同等のものである。そしてこれらは、次のように図示することができる。

図

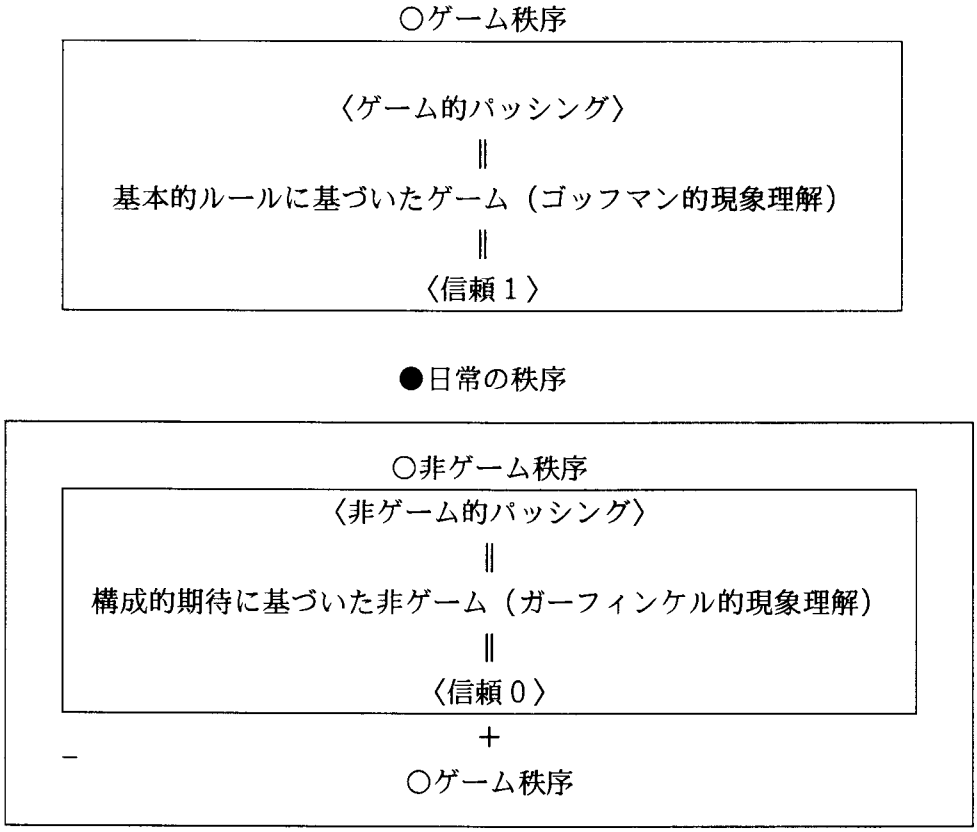

（ここで、日常の秩序はゲーム秩序を含むものである。というのは、〈信頼１〉が〈信頼０〉を前提としているように、ゲーム秩序も日常の秩序を前提としているからである。）

このように、「トラスト」論文で未完成であった〈信頼〉概念は、アグネスの〈パッシング〉を通して、完成されたと言ってよいであろう。

２．これまでの「アグネス論文」理解への若干の批判

これまで、日本での「アグネス」論文における〈パッシング（通過儀礼）〉は、「トラスト」論文における〈信頼〉概念の理解のまま、理解されてきた。しかし、いまや〈アグネス〉論文は１章で述べたように読まれなければならない。

そこでこの章では、「アグネス」論文は今までどのように読まれてきたのかを具体的に

提示する。

これまでのアグネスの〈パッシング（通過儀礼）〉理解は次のように理解されてきた。

「ゴッフマンは、舞台のリアリティを支える技法は人々の日常のリアリティを支えるそれと同じだ、と語った。アグネスのエピソードはまさにそのことを示している。」［安川、1989：204］

はたしてそうであろうか。舞台では自分が次に何をすればよいのかがあらかじめわかっている。つまり、ルールを知っている。しかし、日常ではルールは事後的に決まり、何をすればよいのかは構成的アクセントの移動によって、そのつどそのつどにおいて決定する。つまり、このことは前述したゲーム秩序のことを説明していに過ぎない。日常の秩序は、確かにゲーム秩序も含んではいる。しかし、それだけではない。日常の秩序は、ゲーム秩序と非ゲーム秩序から成り立っているのだ。

また、安川はパッシングを次のように定義している。

「あらかじめ与えられている二文法的枠組みの一方に、それと矛盾する諸条件を孕みながらもとどまろうとする、『慢性的な危機状況』に対処する振る舞いの実際（日常生活の些細な動作群：慣習的プラクティス）」［安川、1989：202］

であると。しかし、これもゲーム的パッシングの定義にすぎない。なぜならば、日常の秩序、の一方である非ゲーム的秩序はゲームでない以上、「『慢性的な危機状況』に対処する」といったような、あらかじめルールを知っていなければできないような〈戦略〉を取ることはできないからだ。

さらに、「アグネス」論文の日本語訳の題名となっている「アグネス、彼女はいかにして女になりつづけたかーある両性的人間の女性としての通過作業とその社会的地位の操作的達成」［山田・好井・山崎、1987：215］も、誤った理解の上での訳出であるように思える。というのも、人々の意図を前提としているような「操作的」といった概念は、やはりゲーム秩序の上でのもと思えるからだ。

そこでわたしは、日常の秩序は人々の意図とは無関係に成立するものである、ということを強調するために次のような邦題が適当であると考える。

「アグネス、彼女はいかにして女になりつづけたかーある両性的人間の女性としての通過作業とその社会的地位の*処理的*達成」

3．〈信頼〉と社会秩序

ここまでガーフィンケルの〈信頼〉概念について検討してきたが、社会秩序は果たして本当に構成的期待に基づいた〈信頼〉によって成り立っているのだろうか。

ガーフィンケルが構築した構成的期待といった概念についてよく考えてみると、何か人々の意図を前提にした心理主義的な概念にも聞こえる。また浜の「ガーフィンケル信頼論

再考」の中で言われている〈信頼０〉や〈信頼１〉といった概念も、いわばガーフィンケルの〈信頼〉という〈ルール〉に事後的に意味づけしたものにすぎない。この〈信頼０〉、〈信頼１〉といった概念はまた、〈信頼－１〉、〈信頼－２〉、〈信頼－３〉・・・・・といったように無限後退の渦に巻き込まれてしまう。つまり、社会秩序は、ガーフィンケルや浜が言うようにはできていないのだ。ヴィトゲンシュタインは次のように言う。

「われわれのパラドクスは、ある規則がいかなる行動の仕方も決定できないであろうと言うこと、なぜなら、どのような行動の仕方もその規則と一致させることができるから」 [Wittgenstein,1953=1976:162]

つまり、われわれは端的にルールの従っているのだ。そして、ガーフィンケルが言うような〈信頼〉さえも、人々によって協同的に達成されているのである。

〈注〉

（１）「トラスト」論文とは

正式名：「安定的で協調的な諸行為の条件としての『信頼』の概念と、その実験」[樫田、1991]

〈信頼〉概念：「信頼」とは、構成的期待を付与された基礎的ルールに従うことである。これが信頼と呼ばれるのは、それが期待を本質的要素としているためである。

（２）「アグネス論文」とは

正式名：「アグネス、彼女はいかにして女になり続けたか－ある両性的人間の女性としての通過作業とその社会的地位の操作的達成」[山田・好井・山崎、1987]

内容要約：生まれつきペニスを持った１９歳の白人女性アグネスが、どのように社会生活を女性を維持しつつ切り抜けているのか、を描いたものである。この論文の中でガーフィンケルは、性別というものは社会的に構成されたもの、あるいは日常の中で協同的に達成されたものであるということを主張している。

（３）構成的期待：「（１）ゲームの範域［３×３の升目など］、プレイヤーの数、プレーの順序などについて、選択肢が数多くある中で、基礎的ルールは、プレイヤーの観点から見ると、自分の願望、状況、計画、利害、またその選択が自分自身あるいは他者に対してどんな結果をもたらすかにかかわりなく、自分が選択することを期待している［選択肢の］セットを構成している。

（２）プレイヤーは、自分を拘束しているのと同じ選択肢のセットが、他のプレイヤーも拘束していると期待している。

（3）プレイヤーは、自分がそのことを他者に期待しているのと同じように他者もそのことを自分に期待していると期待している。」[浜、1995：59] この三つの特徴を構成的期待と呼ぶ。

（4）基本的ルール：「これらの三つの特徴（＝構成的期待）が、それらが付着した諸ルールを一つのセットに構成する。このような諸ルールのセット」[Garfinkel,1963:191 ＝樫田、1993：56] を基本的ルールと呼ぶ。

（5）構成的アクセント：「構成的期待というものはプレーヤの人数のどの数字にも、手番のいかなる順序にも、どんな作りの盤面にも割り当てることができる。私は、構成的期待が、可能な出来事をある特定のセットに割り当てられた出来事の構成的アクセント[構成的強調]として述べようと思う。・・・・・構成的アクセントは可能な出来事の一つのセットから外されて、他のセットに割り当てられることが可能である。」[Garfinkel,1963：191=樫田 1993：56]

（6）パッシング（通過作業）：パッシングはゲーム的パッシングと非ゲーム的パッシングの二つに分けることができる。前者は、自分が生きていく上で選んだ権利を獲得し、それを確保していく一方で、社会生活を営んでいく際に生ずるやもしれない露見や破滅の可能に備えるもの。後者は、自らの目標達成評価の基準やゲームの基本的ルールを、行為者が予期ぜすに、なんとかんとかその場をやり過ごすことによって事後的・遡及的に自らが乗り越えの課題としたルールを見出していくものと言うことができる。
[Garfinkel,1967=山田・好井・山崎、1987：219]

《参考文献》

Garfinkel,Harold 1963 “A Conception of,and Experiments with, “Trust” as acondition of Stable Concerted Actions” ,Harvey,O.J.（ed.）*Motivation and Social Interaction*, Ronald Press:187-238。

Garfinkel,Harold 1967 “Passing and the managed achivement of sex status in an interexed person,part1” ,*Studies in Ethnomethodology*,Prentice-Hall,Inc=1987 山田 富秋・好井 裕明・山崎 敬一抄訳 「アグネス、彼女はいかにして女になり続けたかーある両性的人間としての通過作業とその社会的地位の操作的達成」、山田・好井・山崎（編訳）『エスノメソドロジー』、せりか書房：215-295。

浜 日出夫 1995 「ガーフィンケル信頼論再考」、『年報筑波社会学』7：55-74。

樫田 美雄 1991 「アグネス論文における〈非ゲーム的パッシング〉の意味ーエスノメソドロジーの現象理解についての若干の考察ー」、『年報筑波社会学』3：74-98。

樫田 美雄 1993 「協同的達成としてのパッシングーエスノメソドロジー的秩序理解の試みー」、江原 由美子編『微視的権力状況に置ける会話分析』科研報告書：55-64。

西阪　仰　1997a　『相互行為分析という視点』、金子書房。
Wittgenstein,Luding　1953　*Philosophische Untersuchungen*,Basil Blackwell.=1976　藤本　隆志『哲学探究』(ウィトゲンシュタイン全集８)、大修館書店。
安川　一　1989　「第６章　感性リアリティーとジェンダー」、江原由美子［他］著『ジェンダーの社会学：女たち／男たちの世界』、新曜社：201-205

女性障害者とセクシュアリティの近代

岡田叔子

0．はじめに

障害を持った女性は、「障害者」ということで、また「女」ということで二重のしがらみに縛られてきた。つまり、彼女たちは「障害者」として社会的に周辺化され、その中でさらに「女」として周辺化されてきたのだ。そのために、彼女たちの性は一方では否認され、もう一方では搾取されるという複雑なセクシュアリティを経験せざるを得なかったと言える。

障害者の性について、「寝た子を起こすな」という言葉が一般的に使われていたことからも、障害者の性を語ることがいかにタブーとされてきたかがわかる。施設や病院の中だけでなく家庭の中でもタブーとされ、障害者は性欲どころか第二次性徴さえも見て見ぬ振りをされ、自分でも自分の性を認められなくなるという現実がある。それでも近代になり、セクシュアリティという概念が登場し普及し始め、障害者自らが公の場で性について語れるようになってきた。しかし、そこで語られている性は男性中心のものばかりで女性の性は「生殖」に関わるところでしか語られることはなかった。子宮摘出問題で女性障害者の性に注目されることもあったが、その他の性問題にまで発展することはなかった。そういったことはまるで女性障害者が「性的であることが人間であること」というセクシュアリティの近代から最も離れた存在であるかのように感じさせる。しかし、果たして本当にそうなのであろうか。「障害者」、「女」という二つの面から虐げられてきた彼女たちだからこそ他の誰よりも性的な存在であることを求め、自分の性を自分のものとして認識できたのではないか。そうせざるを得ない状況にあったのではないだろうか。「障害者」であるために、「女」であるために社会から疎外されてきたように見える女性障害者の中で、周りの社会より先行してセクシュアリティが認識されたのではないかと思う。この論文では、女性障害者の性を対象にした具体的な事例を分析し、彼女たちが他の人よりも先行してセクシュアリティを獲得していたのかどうか、またしていたならどのような過程で獲得していったのかを明らかにしたい。

1．セクシュアリティの近代

女性障害者の性を具体的に分析していく前に、セクシュアリティの近代についてふれておこうと思う。

セクシュアリティという概念は近代になって登場したものであり、概念化される近代以前はセクシュアリティは存在しなかったのである。セクシュアリティが近代に歴史的に構成されたということは一致しているが、その言葉の定義は人それぞれであり、共通してい

るのは性に関するものという点だけで他ははっきりしたものはない。そこで、セクシュアリティの定義とセクシュアリティの近代に関する記述をいくつか挙げてみようと思う。

セックスは両脚の間に、セクシュアリティは両耳のあいだにある。

———カルデローン・カーケンダール

セクシュアリティとは人間の意識が発明した、歴史的構築物であり、ジェンダー・アイデンティティ・身体的差異・生殖能力・欲求・欲望・幻想といった、さまざまな生物的・心理的可能性を相伴ってもたらすものである。

———ジェフリー,ウィークス （ｃｆ， Weeks[1986]）

セクシュアリティとは無定義概念であり、人々が「セクシュアリティ」と見なしているものである。近代、セクシュアリティという概念が誕生し、それが性について語ることと「内面」や「人格」を結びつけて考えることを可能にし、性行為が人格を定義する、という公準を成立させた。

——— 上野千鶴子 （ｃｆ， 上野[1996ａ：6]）

他者との身体接触にかかわる快楽や欲望を軸として、社会的に編成された一軍の観念や行動様式を「セクシュアリティ」と呼ぶことにする。かつてはまったく異質なものとしてばらばらに置かれてきたさまざまな行為や観念を、様々な力関係のせめぎあいのなかで、いつのまにか性やセクシュアリティという言葉の下にまとめあげ、さらにはその各要素のあいだに正常と異常の序列さえもつくりだすというような歴史を描いてきたのである。 ———加藤秀一 （ｃｆ， 加藤[1998：42]）

以上の定義をふまえて、私のセクシュアリティの定義を次のように示しておく。

セクシュアリティとは、性的な欲望を基に、他人に依存することなしに認識する自己の性である。

他人に依存することなしにというのは、セクシュアリティをセックス、あるいは自分ではない他者との行為によってのみ認識することに限定しないということである。性的な欲望もセックスに対する欲望だけに限定しない、もっと広い意味をもつ。不十分な点もいくつかあるが、この論文のなかではセクシュアリティはこの定義で扱っていこうと思う。

2． 女性障害者のセクシュアリティ

（1）性的存在に対する矛盾

女性障害者は、「障害者」であるが故に女性として扱われない、あるいは性を粗末に扱われるという経験をすることが多く、自分が性的存在として扱われることを強く願う。その一方で、無力な「障害者」であるが故に診察や介護の際に医療関係者、介護者から性的暴行を受け、その事実に耐え乗り越えて生きていくために自分が性的存在であることを否認し、モノとして扱われることも願う。ここには大きな矛盾があるように思う。その矛盾が起こるのは当然のことのようにみえるが、その矛盾は何故、どういう背景で生じるのか。健常者の女性の場合でも同じような矛盾が起こるだろうが、障害者の女性の場合はもっと複雑なのではないかと思う。具体的に、安積遊歩の半生記『癒しのセクシー・トリップ』

（安積［1993］）を基に考察していくことにする。

○安積遊歩　1956生　骨形成不全症[1]

＜事例１＞

ちょっとしたことで骨折し、入院を繰り返していた。その骨折をし続けたのが大腿骨であったので、ギプスを足だけでなく胸まで巻かなければならなかった。そのため、ギプスを巻くときは分娩台のようなベッドに寝かされ、お尻まではベッドの上で、両脚を少し広げて上に持ち上げた姿勢をとらされる。そして性器がむき出しの状態で、そのまま数人の男性の医者に囲まれることになる。これは安積が小学生のときの話で、彼女は医者を男と意識してなくても、恥ずかしさ、恐怖そしてそれを感じる自分への怒りを感じていた。小学６年生のときに、ある看護婦さんに「もう大きいんだから、ガーゼをかけてあげようね。」といわれる。この一言に対して安積は次のように感じた。

◆ほっとした。

◆よりいっそう羞恥と恐怖を感じた。

看護婦の一言でほっとしたのは自分が性的な存在であることに気づいてもらったことに対してほっとしたのであろう。異性の前で自分の性器がむき出しになっている状態を小学生でそうとははっきり認識してなくても、漠然と自分の性が大切にされていないことは理解している。言い換えればそれは、自分が性的存在であると認識しているといえる。自分への怒りを感じているのも、羞恥や恐怖を感じるのは自分が性的存在であると認識しているからと気づいたからだろう。この事例は、障害者の性だけでなく子どもの性が大人たちに認識されてないことも表していると思う。

よりいっそうの羞恥と恐怖を感じたのは、看護婦の一言によってそれまで漠然としていた自分の性の認識がはっきり意識化させられ、また自分がそれを意識していることが医者たちに表示されてしまうからだろう。自分が意識していると周囲に表示されると、それ以後は自分は性的存在ではない、それに気づいていないという風に装ってその状況を乗り切れなくなるからである。つまり、自分の中で羞恥や恐怖を感じていることが公になると、何も感じていないから平気だということが言えなくなるのだ。

性的存在と認めてほしいと願いながらも、認められると逆に性的存在でありたくなくなるという矛盾がある。この矛盾は女性としては性的存在と見てほしいが、障害者としてそれを無視しないと治療を受けられないという、避けられないものなのだ。無視するといっても、何を無視するのかがわからなければ無視できない。つまり、性的存在であると認識しているからこそ、それを無視できるのだ。つまり、認識せずにはいられない状況だといえる。

＜事例２＞

事例１にあるギプスをすると、パンツがはけないので丁字帯という小さなふんどしのようなものをつける。そのときに、頼みもしないのに男性の理学療法士が丁字帯を直そうとする。直されるときに一所懸命気にしてないふりをしながらも、次のように感じた。

◆男性に直されるのは恥ずかしく、屈辱を感じた。
◆私はこの人の注意を引いたんだ、私はかわいいんだ。(この理学療法士は夜勤のときにかわいい子を自分の部屋に連れていったりしていた。)

性的存在として扱われているが、恥ずかしさと屈辱を感じたのは自分が望まない行為をされたからだろう。望まない行為とは、モノとして性的存在と扱われることだと思う。つまり、自分の意志とは関係なく、自分が主体となる可能性のない行為をされることである。気にしてないふりをしているのは、事例1のところで述べた理由と同じであろう。

しかし、望まない行為をされていながらも、理学療法士の注意を引いたんだと喜びを感じている。彼女はその行為自体はいやだが、自分がその行為の対象に選ばれたことはうれしいのだ。障害者は障害者としてその存在そのものを否認されることが多いという。そういう状況でたくさんの子どもの中から自分が選ばれたという事実は、自分の存在証明になるのだと思う。また、喜びを感じているのは性的な対象でありたいことの現れとも言えるのではないか。選ばれることで、自分が性的な対象になりうることを自分以外の他者を通して確認しているのではないか。逆に言えば、自分の存在さえも否認される状況では、他人を通さないと性的対象になりうることを確認できないのであろう。

(2)結婚・セックスとセクシュアリティ

女性障害者は結婚を通してセクシュアリティを獲得しようとする。結婚すれば社会的に性的な存在と認められると信じているからだ。彼女たちにとってはセックスも結婚と強く結びついている。しかし、実際には彼女たちは性別分業のある結婚や男性主体のセックスでは満足できないし、身体上できないことも多く、そういうもので性的主体になることはできない。彼女たちに限らず、そういうものからセクシュアリティは獲得できないのだ。女性障害者はそこから離れて、自分が主体になれる結婚・セックスを選択せずにはいられない。その結果、彼女たちは自分のセクシュアリティを形成することになる。(1)と同様に具体的な事例を見ながら、これらを考察していこうと思う。

<事例3>(引き続き『癒しのセクシー・トリップ』を参考にして)

28歳のときに、障害者運動のリーダーとして6ヶ月間アメリカに研修に行き、アメリカ人の自由な生き方に共感し、帰国後「自分のために生きよう」と決意する。そこでまず浮かんだのが結婚することであった。地方の農家の青年と結婚しようとしたが、相手の両親が反対したためしばらくのあいだ、内縁の結婚生活を送ることになる。その生活の中で安積は、結婚が男性優位の「主人」と「奥さん」から成り立っていることを思い知らされ、家事が満足にできない、子供を産み育てられない女性は女として認められないことを知る。その後、2人でツーリングをしているときに事故に遭い、別々の病院に入院させられ、その間に相手の青年は親族に説得され、2人は別れることになる。

女性障害者は性を粗末に扱われる経験から、性的存在になることを願い、社会的にそれが認められる手段として結婚を選択することが多い。上野千鶴子も「「女性としてのふつ

うのしあわせをえたい」という至極まっとうなのぞみは、「女性のしあわせ」が家父長的に定義されているところでは、「女性としてふつうの抑圧を受けたい」ということと同義になる。女性としての性的主体化ののぞみは、皮肉にも女性としての抑圧をみずからすすんで主体的に選択する結果につながりかねない。」(上野[1996 b：213]) と述べている。しかし、女性障害者は身体的にその抑圧に耐えて生活をしていくことが困難であり、できないことを主張せずにいられない。また、障害者はしてもらうことが中心の生活をしているため、女性としての抑圧を受ける機会は少ない。だからこそ結婚による女性への締め付けには敏感であるのではないだろうか。安積は内縁の結婚生活や結婚が反対される理由などからそれを強く感じた。その結果、事故もきっかけの一つではあったが、結婚をせずに別れ、結婚やセックスとは結びつかないセクシュアリティを獲得したのである。ここで突然セックスを出したのは、女性障害者にとっては結婚がセックスと強く結びつきがちだが、安積は結婚とセックスを切り離して考えているからである。女性障害者は性別分業で女性のものとされる仕事を十分にこなせないからこそ、男性上位の不平等さにいち早く気づいて結婚においても、セックスにおいても自分のセクシュアリティを獲得できるのだ。

○小山内美智子　1953年生　脳性麻痺　（ｃｆ　小山内［1988］）

＜事例４＞

２７歳のときに自由に生活できる、異性を連れ込める部屋がほしいと自立し、一人暮らしを始める。３１歳のときに１２歳年下のボランティアの青年と結婚。翌年、長男出産。その後離婚。

手が使えず自分の性器にふれることもできないが、足など使える機能を使ってセックスをする。自分の性欲を素直に見つめ、セックスもいやなときは断りしてほしいことは要求し、ふれあうだけのときや相手のいうままに気に染まないセックスはしない。障害をもつものの方が正常位、挿入といったセックスにこだわらず、様々な愛し方ができ、快感を分かち合うことができる柔軟性と積極性を持つチャンスを与えられていると思う。

彼女の考えるセックスの枠は広く、自分の性欲を認識し、それに従って素直に行動している。彼女がいうように、障害者の方が自分にあった自由なセックスが楽しめるのだ。障害者の中でも、男性の方に正常位や挿入、立つ立たないにこだわりセックスをあきらめる人がいることを考えれば、女性障害者の方がより自由に自分の好きなセックスを楽しんでいると思う。それはつまり自分の性は自分のものだと認識して、どんなセックスが自分に合うのか、好きなのかをよく知っているのだ。こういった感覚こそまさにセクシュアリティの近代ではないだろうか。

3．おわりに

この論文で示したかったことは、分析の中で何度も繰り返し述べてきたと思うが、「障害者」であるが故に性的存在であることを否認されたり、また「女」であるが故に逆に性的存在として性的暴行を加えられてきた女性障害者の性が、実はセクシュアリティの近代

の先端を走っていたということである。そしてそれは「障害者」であるからこそ、また「女」であるからこそ可能だったのだ。最も差別されてきたと考えられる女性障害者が時代の先端にいたことは、大きな発見であろう。セクシュアリティの近代は最も社会から疎外されていたと思われる女性障害者の世界から、伝播していったといえるのだ。

注

（1） カルシウムを吸収しにくい病気で、骨が十分に成長せず、子どもの頃に身長の伸びが止まることが多い。また、個人差はあるがちょっとしたことで骨折する。

参考文献

安積 遊歩 1993 『癒しのセクシー・トリップ』,太郎次郎社。

浅野 春夫・山本 直英 1997 「マイノリティと<セクシュアリティ・ライツ>」, 山本 直英（編）『セクシュアル・ライツ』: 203-230, 新風書房。

旭丘 光志 1991 『夢は片手に重いけど』,主婦と生活社。

福井 千佳子 1995 『銀いろの輪』,新風書房。

樋口 恵子 1998 『エンジョイ自立生活』,現代書館。

藤岡 幸子・竹澤 ヨシ子 1992 『生命の音』,柘植書房。

加藤 秀一 1998 「性現象論に何ができるか」,『性現象論』: 3-46,勁草書房。

北地 恵 1993 『私 負けたくないもん 青春だもん』,かのう書房。

小黒 正夫 1995 『ダウン症の妹と歩んで』,八朔社。

小出 和子 1986 『愛盲館のことを知っていますか』,聖文社。

宮 淑子 1984 「障害者の性と結婚」,『セクシュアリティ』: 177-190,現代書館。

小山内 美智子 1988 『車椅子からウィンク』,文芸春秋。

小山内 美智子 1995 『車椅子で夜明けのコーヒー』,文芸春秋。

小山内 美智子 1996 『車椅子スウェーデン母子旅』,北海道新聞社。

小山内 美智子 1997 『あなたは私の手になれますか』,中央法規。

障害者の生と性の研究会 1994 『障害者が恋愛と性を語りはじめた』,かもがわ出版。

谷口 明弘（編著） 1998 『障害をもつ人たちの性』,明石書店。

上野 千鶴子 1996a 「セクシュアリティの社会学・序説」,井上 俊・見田 宗介・大澤 真幸・上野 千鶴子・吉見 俊哉（編）『セクシュアリティの社会学』: 1-24,岩波書店。

上野 千鶴子 1996b 「複合差別論」,井上 俊・見田 宗介・大澤 真幸・上野 千鶴子（編）『差別と共生の社会学』: 203-232,岩波書店。

山口 富也・寛仁 親王・澤地 久枝・斎藤 武 1995 「ありのままに生きるとは」, 山口 富也（編）『いのちの時間』: 66-1o4,新潮社。

Weeks, Jeffrey 1986 ”Sexuality” Routledge 上野 千鶴子（監訳）「セックスを語る言語」「セクシュアリティの発明」,『セクシュアリティ』: 7-70, 河出書房新社。

対象としての<もの>と<ひと>

根矢三千代

0．はじめに

快楽的意味において言うならば、マスターベーションと性交は同じものであるということができる。しかし、それぞれの対象とするものがマスターベーションの場合物であり、性交の場合人であるということを考えれば、やはりそれらは同じとは言えない。

性における＜もの＞と＜ひと＞との違いは、一体何を基準に行われていくのであろうか。また、その違いにより、行為の内容がどう変化していくのかを明らかにしていきたい。

1．行為における物と人

性交とは、「男女の性的な交わり。交接。媾合。房事。」（新村編〔1955→1969→1983:1319〕）を意味し、現代では男女という限定が必ずしも必要とはならないが、主体における対象は人であり、その行為によって得る感覚の与え手を人に求める。

一方、マスターベーション（手淫）とは、「手などによって自分で性的快感を得る行為。自慰。自涜。」（新村編〔1955→1969→1983:1124〕）を意味し、その行為によって得る感覚の与え手は物（自分の手なども含む）であり、それは性的主体確認の行為であると言われている。

性交とマスターベーションは、このように、それぞれ対象とするものが違うことや、行為の性質の違いにより、別々のものとして取り扱われてきた。

しかし、強姦の画面でみられるように、お互いの合意なく行われる行為に関して、それは、人と人による行いであるにも関わらず、つねに性交という表現が通用するのかどうかは疑問である。「性的な交わり」をすることが性交であるなら、強姦によって行われることは性交であるに違いない。ところが、その行為によって得られる感覚を求めているのは主体であり、そこに主体ー対象という相互の関係はない。このことから、単に、性交の対象が人で、マスターベーションの対象が物であるとは言えないのではないか。

そこで、それぞれの行為における対象の特定化について、次の章から見ていこうと思う。

2．強姦にみる＜もの＞と＜ひと＞

ここからみていく強姦というものに対して少し説明しておく必要があるであろう。一口に強姦といえども、そこには数種類の形態が存在しており、それぞれを分別する必要があ

り、ここでは主体が行う行為の対象に対する限定の度合いによって決定する。

まず、対象となる人がはじめから想定されており、また、その人でなければ意味をなさないとき、いわゆる対象特定型と、主体にとって相手は誰でもよく、言ってみれば性欲のはけ口でしかない、対象非特定の場合である。

ここでは、主体による対象の特定／非特定から、性における＜もの＞と＜ひと＞の決定はどのように行われているかを、同意を得ていない性交の事例として考えられる、強姦を扱ったビデオと漫画から検証していく。

（1）対象特定

＜図1＞（監督不明〔1997〕）

＜図1＞は、自分のことを馬鹿にした教師に対して、復讐のために生徒が強引に性交を求めるというものであるが、この場合言えるのは、彼が求めている対象は特定の女教師である、ということである。作品中にみられる、「おとなしくしろよ。」「気持ちよくさせてやるんだよ。」「そのままじっとしてろ。」などと言う、征服欲を満たすとともに相手を、意思によって動く対象としてみていることの分かる言葉や、「気持ちいいだろう。」という相手の反応を求める言葉から、性交の相手、つまり＜ひと＞としての対象を求めていることが分かる。また、彼にとっての目的が＜ひと＞との性交であるため、対象となる相手の反応が必要となるのである。

＜場面１＞は、自己中心的で支配欲の強い男子高校に見切りをつけた主人公に、彼女をあきらめきれない男子高校生が復縁を迫り、その迫り方に耐えきれなくなった主人公が帰ろうとしたところを、男子高校生が無理矢理、性交に持ち込んでいる場面である。このとき、男子高校生にとっての相手は主人公という、特定された＜ひと＞を対象としている。また、主人公の「しまった」と言う言葉から、与えられた快感に対する反応を見せることが、この場合は、適切でない困ったことだと考えていることがわかり、反応を示すことが、この行為を、相互の関係による性交になりうることを表している。

＜場面１＞（内田〔1987:54-55〕）

（２）対象非特定

＜図２＞（ヘンリー塚本〔1992〕）

＜図２＞は、山登りをしていた男女に、婦女暴行で前科二犯のある男が、その女性を強姦するために男性を殺害した後、さらに女性を殺害し、挿入を行うというものである（挿入を行う時点では女性は仮死状態であり、射精後に気がついた女性の首を絞めて殺害する）。この場合、男は、女性を犯してから殺すのではなく、殺してから犯している。つまり、彼が求めているのは、女性の反応ではなく射精をするという行為であり、＜ひと＞としての対象ではなく＜もの＞としての対象である。

さらに、、＜場面２＞においては、独裁的思想の更正という名目のもと拘禁されていた男性が、ライバルが好意を寄せる女性を陵辱することによって、そのライバルに精神的ダメージを与えようとする姿が見られる。この場面においては、陵辱の対象は、“ライバルの大切な人”であり、ライバルの付属品である。このことは、女性が誘いに乗らなかったことに対する「失敗に終わったか」という言葉や、「報復」という単語からも伺える。つまり、この場合も、男性が求めているのは＜ひと＞としての対象ではなく＜もの＞としての対象だということができる。

＜場面２＞（日渡〔1990:133〕）

上記の（１）と（２）を比べると、強姦と言うことに関しては、射精が行為の終了を表すという、行為終了時点に差はない。そこで、この２つにおける差は、過程において対象の反応を求めるかどうかということになってくる。＜図１＞での男性が、女教師を反応を返してくる（返すことのできる）＜ひと＞としてみることによって、性交となり得ている。しかし、＜図２＞の場合、男性が求めているのは、行為の結果（＝射精）であるため、女

性を＜もの＞としてみている。つまり、＜図２＞に関しては、男性が行っている行為は、マスターベーションと見て取ることができ、行っていること自体の名称に違いがないにも関わらず、目的は全く違うこうとになる。

また、＜場面１＞においては、主人公という特定の対象を求め、その対象の反応を求めることで、＜ひと＞としての主人公を対象化している。しかし、＜場面２＞関しては、求めるものは女性の反応ではなく、ライバルの愛する＜もの＞である。　これらのことにより、強姦という、名称的に一つのものでありながら、主体の対象に対する反応の要求の違いによって、それぞれに対象とする相手の存在意味が違ってくることになる。

３．おわりに

これまでのことにより言えるのは、性における＜もの＞と＜ひと＞の違いは、主体による状況依存によって決定され、私たちが普段見ている物や人のように、状態依存ではないということだ。性においての＜ひと＞ははじめから人ではなく、＜もの＞ははじめから物ではない。主体の求めるものが、反応か目的かと言うことによって、対象が＜もの＞化され＜ひと＞化してくるのである。主体の射精やオーガズムがあろうとなかろうと、主体が対象に対して反応を求めるなら、対象＝＜ひと＞として位置づけることができる。反対に、目的のために利用するのであれば、それがたとえ人であり、行っている行為は性交であっても、対象＝＜もの＞として扱われることになる。

さらに、このことから、主体の行為は、性交＝対象を＜ひと＞と見なす、マスターベーション＝対象を＜もの＞と見なすという認識を作り上げているとも言えるであろう。

参考文献

赤川　学　1996　『性への自由／性からの自由』，青弓社。

Dworkin,Andrea　1979　*PORNOGRAPHY　Men　Possessing　Women*=1991 寺沢みずほ（訳）『ポルノグラフィー』，青土社。

Giddens,Anthony　1992　*The　Transformation　of　Intimacy:Sexuality,Love　and　Eroticism　in　Modern　Societies*=1995　松尾精文・松川昭子（訳）『親密性の変容』，而立書房。

日渡　早紀　1990　『ぼくの地球を守って　第１０巻』，白泉社。

ヘンリー　塚本（監督）　1992（出荷）　「大菩薩峠婦女暴行事件」，『日本性犯罪史II』，（有）エフエー映像出版プロダクト　（入手元　徳島市アーク常三島店）。

『女教師レイプ　強制顔射』　監督不明　1997（出荷）　U&K　（入手元　徳島市アーク常三島店）。

樫田　美雄（編）　1998　『エスノメソドロジーとその周辺－平成９年度徳島大学総合科学部樫田ゼミナール　ゼミ論集－』。

樫村　愛子　1995　「性的他者の可能性」，井上　俊・上野　千鶴子・大澤　真幸・見田宗介・吉見　俊哉（編）『岩波講座　現代社会学３　他者・関係・コミュニケーション』:137-153，岩波書店。
水田　宗子　1996　「性的他者とは誰か」，井上　俊・上野　千鶴子・大澤　真幸・見田宗介・吉見　俊哉（編）『岩波講座　現代社会学１０　セクシュアリティーの社会学』:25-60，岩波書店。
新村　出編　1955　『広辞苑』，岩波書店（初版）→ 1996（第二版）→ 1983（第三版）。
白藤　花夜子（編）　1992　『ポルノグラフィー』，学陽書房。
内田　春菊　1987　『幻想の普通少女』，双葉社。

ジンメルとフェミニズム

市原　初美

0．はじめに

近代になって、社会だけでなく家族も近代化された。家父長制が広まり、「男性は外、女性は家庭の中」という性別役割分業という考えが一般化した。しかし、現在ではそのような思想も６０年代の高度経済成長期以降、女性の社会進出にともない変化しつつあり、職場や家庭などにおける男性と女性、特に女性の位置づけというものが議論されている。

そのような状況を踏まえつつ、近代主義理論と非近代主義理論という二つの理論上の可能性を呈示し、女性学をその例として取り上げたジンメルに対するフェミニストたちの再評価を参考にし、現代社会におけるジンメルの影響とフェミニズム運動(女性解放運動)の現状とその行方について見ていこうと思う。

1．ジンメルについて

ジンメルは１８８１年、ベルリン大学でカントに関する論文によって学位を得、１９１８年に生涯を閉じるまでの間に哲学、社会学の両分野において多くの人々に影響を与えている。

彼はニーチェ、ヘーゲル、マルクスなどの影響のもとに、生の哲学[1]への立場を深化させて文化の考察を行った。彼は、独自の生の哲学を展開し、「より以上の生」であるとともに、「生より以上」であることが生に固有であり、生の確信は「生の超越」にある、とした。生は諸形式のなかにおいてしか自己を実現できず、宗教、芸術、技術などの文化諸現象は、自律的な領域となった瞬間から生とは異質なものを生と対置させる。文化の悲劇と生の自己疎外を説くジンメルの文化論は改めて諸外国や日本でも注目され、再評価されるようになったのである。

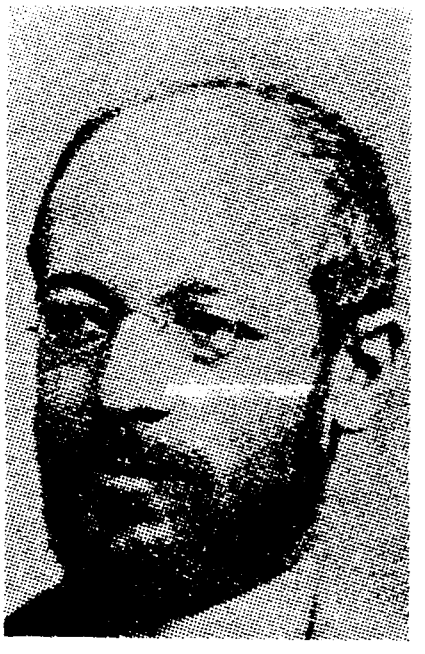

ジンメル，G.

(cf．森岡・塩原・本間（編）[1993：779-800,870])　（秋元律郎 [1993：1571])

ジンメルはフェミニズムには言及しておらず、あくまでも近代主義理論と非近代主義理論を説明する方法として“女性学”に言及し、二つの理論的可能性を呈示した。

彼は、初期（１９世紀）の著書（ここでは「女性の心理学のために」）の中では、女性は身体的、また精神的に分化が欠如しており、男性とは異なった女性たちに共通の心的属性がいくつかある、ということを述べている。彼はこの著書の中で、男性を「分化の進ん

だ客観的、個別的存在」とし、女性を「未分化で同質的、統一的な存在」として位置づけている。女性の特筆すべき能力としては、“迅速かつ大胆な判断”という点のみで、女性が向かうのは男性との対等化、つまり分化を進めることである、と示されている。

したがって、ジンメルは初期の段階においては、分化なものを評価する近代主義の立場を取っていたのである。彼が当時、近代主義理論、つまり分化なものを評価する立場を取っていた背景には、当時の社会思想というものが存在した。近代の社会では、例えば分業労働のように、分化なものを評価する近代主義論が一般的に評価されていた。そのような背景のもと、彼もまた近代主義論者という立場を取っていたうちの一人であったのだ。

しかし彼は、のちの著書（ここでは「女性文化」）では非近代主義論である、未分化なものを評価するようになった。これは、それ以前までのように分化を進めるのではなく、統一的な女性の存在、つまり未分化な面を積極的に評価するようになったのである。男性性に起因すると考えられる客観的文化に対して、女性特有の文化を働きかけ、男性には成し遂げられないものを成し遂げる、ということを女性に期待するようになったのである。しかし、近代主義論が評価されていた時代に、ジンメルのように非近代主義論、つまり未分化なものを評価する理論を唱えるものは時代錯誤であるとして非難され、評価されなかったのである。

２．フェミニズム運動(女性解放運動)について

１９世紀～２０世紀前半は、しばしば女権拡張運動の時代としてのみ位置づけられる時代であったが、高群逸枝はそれ以外の動きも見出し、「リベラル・フェミニズム」と「文化フェミニズム」の二つの要素を抽出し、これがのちに「平等派」と「差異派」という二つの相対立する立場へと純化された。

平等派と差異派の対立は１９７０年代のフランスに限られた問題ではなく、アメリカや日本でも共通する問題であり、長い歴史を持っている。

「平等派」… 一切の性的差異の存在をほぼ０とみなし、それゆえ男女間の完全な平等が可能だとする立場を取っており、完全な平等を要求。
政治的諸要求(同一労働同一賃金、男性と同等の制度上の諸実権)をし、政治的効果あり。

「差異派」… 性差を過大に評価し、女性に特有のものとされている諸特性をある意味で受け入れた上で、それらに対する低い価値づけを変更しようとする立場。

以下では、フェミニズム（feminism）とセクシズム（sexism）に分けて説明してみる。ここでは、フェミニズムとはいわゆる「平等派」のことを指し、セクシズムとは「差異派」のことを指している。

「フェミニズムは、女権拡張主義・運動あるいは女性解放思想・運動と訳される。女性の性別に起因する政治的・経済的・社会的・心理的、その他あらゆる形態の差別や不平等に反対し、その撤廃をめざす思想と運動の総称である。その対語としてのセクシズムは、性差別主義と訳される。狭義には性差別や性的不平等のイデオロギー的側面、そ

れを正当化し維持する社会的信念体系を、広義には法律、教育、労働などの社会制度、それを支える人々の意識、言語、服装、マナーなどの日常性にいたるあらゆる領域に多様な表現形態で現れる、性差別の重層構造全体をさす。従ってフェミニズムとは、セクシズムの批判と克服をめざす思想と運動、と言うことができる。

フェミニズムの主張は、近代の自由・平等思想の流れの一環として、女性の抑圧された状況を問題視し、女性の権利拡張を要求する動きとして生まれた。フェミニズムの思想は、１９世紀中葉のアメリカとイギリスで組織的な運動の形態をとるようになるが、目標を主として参政権獲得に代表される法的平等の実現においたこの運動は、第一次または旧フェミニズムと呼ばれる。その後、１９６０年代後半に、ウーマン・リブと呼ばれる第二次または新フェミニズムの運動がアメリカをはじめとする先進工業国から起こり、現在、第三世界でも独自のフェミニズムの運動が展開されるに至っている。第二次フェミニズムの特徴は、性差別が社会制度だけでなく、自明視された日常的信念として女性自身を含む人々の意識やライフスタイルに組み込まれていることを明らかにし、性差別の重層構造全体の分析をめざす視点（セクシズム批判）を確立した点にある。セクシズムは、このように第二次フェミニズムのなかで生まれ、成長した概念であり、セクシズム批判の視点を導入したことが、フェミニズム推進の大きな原動力ともなった。

思想としての新フェミニズムには、何が女性にとって最も根源的な抑圧であるとみるかによって、立場の違いがある。例えば、経済体制をこえて存在する性差別に注目し、家父長制（男性による女性支配）のもとでの性抑圧を第一義的な問題とするラディカル・フェミニズム、資本主義社会のもとでの女性の抑圧を、人間の再生産、言い換えれば無償の家事労働をめぐって維持されている家父長的関係と、そうした家事労働を不可欠の前提として成立する資本主義的生産様式との特殊な結合の構造に求めるマルクス主義フェミニズムなどであるが、そうした立場の違いをこえて、性抑圧の構造の解明と、フェミニズムのさらなる深化にむけての努力が期待される。」(森岡・塩原・本間(編)[1993：1250])

このような思想の違いにより、フェミニズム運動は長い間にわたって「対立」を繰り返していたのである。

３．ジンメルとフェミニズム運動の関連について

・平等派

ジンメルの初期の主張、つまり分化なものの評価を行い、分化を進める立場、すなわち分化の発達した個性的な存在とされている男性との平等を主張する立場。
近代主義。

・差異派

ジンメルののちの主張、つまり未分化なものの再評価を行い、女性特有の性質に期待。非近代主義。

上記に示したように、フェミニズム運動はジンメルの主張に影響を受けたことが明らか

であろう。

しかし、フェミニズムが一方的にジンメルから影響を受けたのではなく、ジンメルの方もフェミニズムからの影響を受けているように思う。それは、ジンメルが二つの理論を立てた当時の社会からの評価に関するものである。ジンメルが分化なものを評価する近代主義理論を提唱した当時は、社会全体が分化なものを評価する時代であったため、ジンメルの理論は容易に評価を得られた。しかし、未分化なものを評価する非近代主義理論を提唱したときには、すでに２章でも述べたことであるが、時代錯誤であるとして評価を得られなかった。このことが大きく関係していると思うのである。つまり、未分化なものを評価する理論を打ち立てた当時には評価されなかったジンメルが、フェミニズムによって再評価された、という事実がある。したがって、もしフェミニズムの出現がなければ、ジンメルの未分化なものを評価する理論というものは評価されないまま、人々から忘れ去られたものであったかもしれないのではないだろうか。

このように考えると、影響を受けたのはフェミニズムだけではなく、ジンメル自身もフェミニズムから影響を受けており、相互に関連し合っている、と言えるのではないだろうか。

４．現代社会におけるジンメルの影響について

現代の社会においては、以前までは男性の仕事とされていた領域への女性の進出等、女性の社会における位置づけが見直されているように思える。これは、ジンメルの初期の主張である、「分化なものの評価」がなされている事実であると見えるのではないか。しかしそれだけではなく、精神と身体の分化が欠如しているからこその女性特有の性質、例えば情緒的、直感的な性質、平和主義、非暴力的、協調性などに重きを置いている分野もまだまだ多く存在しており、男性には成し遂げられないものを成し遂げる、という女性の「未分化なものの再評価」もなされている。

高度経済成長期以来、女性の存在が意識されるようになり、現在でも上記のような様々な議論が行われている。そのような議論に理論上用いられているのが、ジンメルの主張であることは否定できないことであると思う。

しかし、ジンメルが主張したことは男女という「性」の平等と差異、という狭い範囲のものではなかった。２章でも述べたように、ジンメルは近代主義論（分化なものの評価）と非近代主義論（未分化なものの再評価）という理論的な可能性を呈示したのである。つまり、ジンメルは二つの理論の説明を行う手段の一つの例として、「性」というものを取り上げているに過ぎないのではないだろうか。

フェミニズム運動の中では、「性」というものだけに限って「平等派／差異派」という立場から主張が行われているが、「性」という領域だけに限らなければ、ジンメルの主張は、現代社会における様々な分野に影響を与えていると言えるのではないだろうか。例えば、今まで述べてきたように「男／女」という性別カテゴリー、また「大人／子供」という年齢カテゴリー、さらに「健常者／障害者」という身体的カテゴリー等。それぞれのカテゴリー間で、同等の権利や文化等の存在を主張し、その獲得を要求すれば「平等派」（つまりジンメルの「分化なものの評価」）につながり、それぞれには異なった権利、文化等

が存在し、その獲得を要求すれば「差異派」(つまりジンメルの「未分化なものの再評価」)につながる、ということになるのである。

こう考えてみると、ジンメルの主張は今まで考えられていた「性」という狭い範囲だけのものではなく、「社会全体」という非常に広い範囲で今なお、多大な影響を及ぼしている、ということが明らかになるであろう。

5．フェミニズム運動の現状と行方

フェミニズム運動は女性解放運動と訳されているように、女性の権利、自由、平等の獲得が争点であり、「女」たちのために運動を続けてきた。目標が「女性の解放」ということであることから、敵はそれに対する男性であるとはっきりしていた。しかし、現在では例えば中絶問題などの様に、同じ女性と言う立場のなかでも相反する立場が存在する。そう考えると、フェミニズム運動の存在自体が危ぶまれてくる。(cf. 加藤［1998：269-294］)

敵が「男」と明確であった時代とは異なる状況が現在では存在する。「性」というものだけで争うことが困難になってしまった今日、違うところに焦点を絞らなければならない。

「性差よりも文化差よりも人種差よりも国籍差よりも、個人差の方がもっと大きい」[加藤、1989：83]（２）とあるように、現在の社会ではこの指摘が非常に当てはまっているように思う。 同じ性であっても中絶問題のように個人によって意識が異なってくるようになったことから、今度は「性」ではなく、「個人」を相手に争わなければならなくなってくるのではないだろうか。しかし、フェミニズム運動の目標はどこに置かれるのか。今まで女性の開放を目標にしてきたフェミニストたちは、多様な個人を相手にして果たして“解放”ということが為し得られるのだろうか。

「「差異派」と「平等派」との「対立」は、その大部分が男の（無自覚な）策略によって強いられた虚像なのであり、男によって定義・支配されない自己イメージを構想しようとするための闘いであるという点において形式としては基本的の共通のものである。また内容的な対立にしても一方が政治的諸権利に重点を置き、もう一方がセクシュアリティ、性的に重点を置くという焦点の違いであり、(中略) 問題はそれを「対立」にしてしまう文脈にある」「加藤、1989：90]と述べているように、フェミニズム運動で「対立」とされていることが実は男性社会によって形作られたものであったという事実を踏まえ、今後は「差異派」「平等派」という垣根を越え、性差別の浸透している現在の社会でいかに生きていくか、ということが今後フェミニズム運動の向かうところべきところなのではないだろうか。

6．おわりに

本稿は、ジンメルの近代主義理論と非近代主義理論に対するフェミニズムの再評価について触れ、現在の社会におけるジンメルの影響、またフェミニズムの現状、さらにその行方について述べてきた。

この原稿を書く上で、最も印象に残ったのが上野千鶴子の「性差よりも文化差よりも人種差よりも国籍差よりも、個人差の方がもっと大きい」という指摘であった。彼女が指摘

しているように、現在の社会は非常に「個人」というものが主張され、あらゆる現象の交錯する社会であると思う。今回のことを通し、そのような社会の中で「いかに自分らしく生きて行くか」ということが問われているような気がした。

注

(1)「生の哲学」とは近・現代文明の科学万能主義や機会的合理主義を批判した哲学の一潮流で非合理主義を特徴とする。

(2) 上野 千鶴子 1985 「エコロジカル・フェミニズム批判」、日本女性学研究会'85.5シンポジウム企画集団編『フェミニズムはどこへゆく』ウィメンズ・ブックストア松香堂の文献が見つからなかったため、加藤［1989：83］をそのまま引用

参考文献

加藤 秀一 1989「第２章 二つの潮流 ―「差異派」と「平等派」」東京大学社会学研究科修士論文 ：68-91

加藤 秀一 1998a「第１章 ＜性的差異＞の現象学－差異・時間・倫理のプログラム」『性現象論』 勁草書房：51-84

加藤 秀一 1998b「第３章 ジェンダーとセクシュアリティ」『性現象論』 勁草書房 ：103-128

加藤 秀一 1998c「第４章 ジェンダーの困難－ポストモダニズムと＜ジェンダー＞の概念」『性現象論』 勁草書房 ：129-164

加藤 秀一 1998d「第８章 フェミニズムをフェミニズムから<開放>するために」『性現象論』 勁草書房 ：269-294

北川隆吉 監修、佐藤守弘 他編 1984『現代社会学辞典』：173-174

森岡 清美・塩原 勉・本間 康平 編集代表 1993『新社会学辞典』有斐閣：779-780，800，1250，1571

Simmel,Georg 大鐘 武 翻訳 1986「女性の心理学のために」『ジンメル初期社会学論集』恒星社厚生閣 ：162-214

Simmel,Georg 阿閉 吉男 編訳 1987「女性文化」『ジンメル 文化論』文化書房博文社 ：110-165

書評“アリエス『<子供>の誕生－アンシァン・レジーム期の子供と家族生活』”

高橋孝枝

０．はじめに

フランスの歴史学者であるフィリップ・アリエスが著書『<子供>の誕生』を書いたのは１９６０年のことである。この書で子供や家族に対する人々の意識ですら歴史的には変化することをアリエスが示したことは、「家族やこどもはこういうものである」という固定観念に縛られて研究対象としての「家族」に関心の薄かったそれまでのヨーロッパの歴史学に重要な視点を投じることとなった。

この書評では、これまでのアリエスへの評価を見ていき、そして新たな再評価の試みをしてみたいと思う。まず、要約から始めようと思う。

１．要約

第一部「子供期へのまなざし」では、『<子供>の誕生』においてもっとも有名な命題である「子供期の発見」が記されている。人生の諸時期には各時代によって特別に重視される時期があり、それは人口学的な関係に依存する。十七世紀に特別重視されたのは「若者期」であり、十九世紀は「子供期」、二十世紀は「青年期」である。（Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：３４］）そこでまずアリエスは、子供の図像記述の歴史的変化に着目して子供に対する人々の意識を描く。子供だけが描かれる肖像画や、子供を中心とする構図によって描かれる家族の肖像画がありふれたものになっていくのは十七世紀のことであり、それまでの絵画、例えば、ロマネスク様式の世界では、十三世紀の末葉までは、特有の表現によって特徴づけられた子供の姿は見られず、背丈の低い大人として描かれるだけであった。（Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：３５，４７.］）また子供の服装にも着目する。中世には幼児は産衣をはずされると、すぐに、自分の属する身分の他の男性や女性と同じ服を着せられていた。しかしながら十七世紀になると、少なくとも上流階級の子供は大人と同じ服装はさせられていなく、大人の衣服とは区別される子供の時期に特有の服装があらわれるようになる。しかし衣裳の考証の範囲における子供期の特殊化は少年のみに限定され、またブルジョワないし貴族の家庭にのみ保持されたものであった。少女たちはその後も長期にわたり伝統的な生活様式のうちにとどまり、大人の女性と区別なしに一緒にされていた。また庶民の子供たちは服装の上でも、労働の上でも、遊びの上でも、子供と大人を分離することのなかった古い生活様式を保ち続けた。（Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：５０－５１，６０.］）次に、遊びの歴史にアリエスは目を向ける。１６０

１年生まれのルイ十三世の時代においては、今日見られるような子供用の遊びと大人が行う遊びの間に厳密な区別は存在していなかったように思われ、同じ遊びが、大人と子供の双方に共通であったのである。(Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：６５］) 同じくルイ十三世の子供時代を例に挙げて、現代のモラルでは大人が子供を前にして性に関係したあらゆるほのめかし、ことに猥談を口にすることはいましめられるが、当時はそういった感覚は欠如していたことを示している。それが十七世紀になると子供は無垢であるという観念がモラリストや道徳的・教育的文献などにより押しつけられ、それを保護するための教育の必要性が叫ばれるようになる。(Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：９６，１０６.］)

第一部のまとめとして、十六世紀・十七世紀になって、家庭環境の中から子供への可愛がりという意識、モラリストならびに教育家からは可愛がりを否定し、不確かな理性を持つ子供たちを理性を持った人間に育て上げようという意識、といった二つのまなざしが生まれたとアリエスは述べる。十八世紀になるとこうして旧来の二つの要素が、衛生と身体的健康への配慮という新たな要素に結びつけられて、家庭の中にみとめられるようになった。こうして、子供期という観念が生まれた。このことはそれまで子供たちが無視され、見捨てられ、もしくは軽蔑されていたことを意味しない。子供期という観念は、子供に対する愛情のことではなく、子供に固有な性格、すなわち本質的に子供を大人ばかりか少年からも区別するあの特殊性への意識なのである。(Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：１２２，１２８.］)

第二部のテーマは「学校での生活」である。中世の学校における教育方法上の特色には難易性にしたがって学業上の科目を配列するという段階化された現在のようなプログラムの欠如や、反復による教育（筆写書物の稀少さゆえに、主として記憶に頼ることが必要とされ、くどくどと反復し同一教科を幾度も聴講して習得することを余儀なくされた）である。こういった特色から、中世の学校においては同一の聴衆のうちに、あらゆる年齢の生徒、学生が一緒にまざっていた。よって学校に入ったその時から、子供は直ちに大人の世界に入るのである。今日の私たちが年齢を非常に区分しようとすることと比較すると、相違する人びとが混然と一緒であったという事実は、当時の人びとが年齢の現象に無関心であったという意識の現れであるだろう。(Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：１４５，１４７，１４９.］) そしてそれの転機のきっかけになるのが、聖職者たちによる彼らの給費生のための学寮である。学寮は放縦さや無規律への嫌悪・反発から生れ、生徒たちを大人の社会から分離し、かれらをその身分に特有の規律に従わせることになっていった。そして十九世紀の後半になると寮制度は衰退していき、そこに帰属させていた生徒たちの精神的・道徳的な枠組をつくる役割は家庭に置きかわり、その結果、子供たちは以前の時代よりももっと長い期間を家庭で過ごすようになる。(Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：１５０－１５１，２６８－２６９.］) そして教育方法においても、まず十五世紀に生徒の知識の程度ごとにいくつかの集団に分割されるようになり、次にその集団に固有の教師がつけられ、さいごに諸学級とその教師たちを各々の個別の部屋へと隔てた。このような分化を経て近世の学級は誕生した。この分化は段階化されたプログラムや子供と大人を区別する教育の方向に沿ったものであった。しかし、この分化は能力の発達の程度に人びとの注意が向けられたことによってなされたものであり、年齢ごとに分離するという配慮が、理論的に認識され主張されるのはもっと後になってのことである。(Ａｒｉｅｓ［１９６

０＝１９８０：１７９－１８０.]）生徒たちの年齢の区分は先述の学級の編成過程に対応してなされるようになった。まず十八世紀に、早熟した子供たちの受け入れを拒否するか、最下級の学級にふみとどませるか、あるいは同じ学級を反復して過ごさせるかするようになった。十九世紀になると十二、三歳ぐらいの少年と、青春期ないし青年期の生徒の区分がブルジョワジーのうちでなされるようになってくる。また年齢による区分だけでなく十八世紀においては、ひとつは民衆のため、もうひとつはブルジョワと貴族身分のために、二つの教育が社会的に分化してくる。つまり金持ちと貧民とが隔てられたのだ。（Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：２２５－２２６，２９６.]）それと同時に十五世紀より以前は、学生たちの日常生活は学生組合的な団体である仲間たちからなる社会ないし団体によって規制していた。それが、十五世紀以後教師による体罰や規律に代置されていった。（Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：２３８，２４７.]）

第三部のテーマは「家族」である。ここでは再び図像記述の画材の歴史的変遷に着目して人びとの家族意識をたどっている。暦に描かれている絵をみると、十二世紀は仕事をテーマとしたものが中心で、登場人物は主に男性一人である。その次に女性が登場し、十五世紀には夫婦や家の男や女たちが、最後に十六世紀になって子供が登場する。そして家族的な性格を暦の図像はもつようになる。これを中世には認識されなかった家族意識の誕生の表れとアリエスは捉える。

また中世の同一の先祖から生じる系族の連帯が、近代家族の出現によって一種の家族君主制に置きかわったことにも言及している。このことは家政における妻の地位の剥奪や家の中における夫の権力の増強を招くこととなったとＰ．プトーを引用して述べている。（Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：３１８－３４１.]）

次にアリエスは家族と子供の関係の変化に伴う家族そのものの変化に目を向ける。中世ヨーロッパでは子供たちは七歳位から他人の家族へと徒弟奉公、見習修業に出され、そうやって大人の世界に日常的家族的に参加することで子供たちは経験を積み、教育されていった。それが十五世紀を起点として、家族の実体と意識の変換が起こる。それは穢れた大人の世界から無垢な子供を隔離しようという配慮、自分たちのもっと身近に子供をおき、監視しようとする親の欲求の現われである。これにより家族は中世のように友人、顧客、奉公人たちにたえず介入され世間に開かれていたものから、閉鎖的なものになった。この家族の特徴としてきょうだいのなかで子供たちを相互に平等に扱おうとする配慮や、社会に対立する孤立した親子からなる家族の全エネルギーが子供たち、ことに子供たちそれぞれの向上に費やされることなどが挙げられる。しかし、こういった近代的家族の進化は、長い間貴族やブルジョワ、富裕な職人、富裕な勤労者に限られており、十九世紀においてもなお、貧しい層においては中世的な暮らしが続き子供が親元に留まることはなかった。（Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：３４１－３８０.]）

第三部の結論の章をみると、十七世紀までは家庭内のプライヴァシーはほとんど存在せず、家の中は四六時中来客があり、主人も奉公人も、子供も大人も、各自がそれぞれ混じって暮らしていた。社会的に稠密であったため、家族の占める場所がなかったのである。家族というものが、生きられた実体として存在しておらず、よって家族は意識や価値としては存在していなかったのだ。それが十五世紀から十八世紀にかけて貴族やブルジョワ、職人や商人の名士たちの階層において家族意識が発生、発達した。十八世紀以後になって、

この意識はあらゆる身分に拡まっていったのだ。そして、それはいたるところで、近所づきあい、あるいは友人関係、あるいは伝統的な対人関係を犠牲にして、私的生活のプライヴァシーを増強していった。しかし、この変革は、社会的拘束に対する個人主義の勝利ではなく、急速な家族意識の成長の末の家族の勝利であると、アリエスは言う。(Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：３８１－３８２.])

本書全体の結論を最後にすると、教育的配慮は古代人の教育（パイデイア）の再出現として近世に現われる。中世においては、子供たちは母親ないしは乳母の介助のいらなくなる七歳位になるとすぐ大人たちと一緒にされ、あらゆる年代や身分の者たちを含む大共同体の一員として、日々の仕事や遊戯を共有した。こうした濃密で集合的な生活は私的生活のための場所を与えず、そうしたことから私的な生活に属する家族は道徳的かつ精神的な機能の役割を有さなかった。それが近世になると、モラリストたちは中世の無規律状態に警鐘を鳴らし、教育的配慮を子供たちに対して持つことの必要性を訴えた。そして親たちは子供たちの魂と身体の形成への責任を有するものなのだとされるようになり、子の教育という親の役割規範が生れた。こうして親は子を学校へやり、彼らを大人たちの世界からひき離した。また近代の家族は様々な身分や年齢を含む共同体を解体させた。社会全体において共通であった遊びや学校に、近世の初頭以来、選別が生じ、新しい社会では、人びとは同質の人びとからなる環境の中に、閉鎖的で親密な家族の中に、引きこもっていった。最後にアリエスは、こうして生れた家族の感情、階級の感情、そしておそらく他のところでは人種の感情は、多様性にたいする同一の不寛容さの表明として、画一性への同一の配慮の表明として出現するのである、とまとめている。(Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：３８４－３８８.])

２．ヨーロッパにおける家族研究の流れ

１９６０年に『＜子供＞の誕生』は刊行されたのだが、それまでの歴史学においては「近代ヨーロッパは、「個人」と「国家」、　－中略－　という、二つの軸の上に成り立っていると考えられて来た」(二宮［１９８３：１１])。よってその中間に存在する家族には関心が薄かったのであった。また社会学においては「十九世紀以来、「家族」への強い関心を示していた　－中略－　しかし　－中略－　少数の事例から一般的モデルをつくり上げ、それをイデオロギー的な主張の根拠とするような傾向が強すぎた」(二宮［１９８３：１０－１１.])。そしてそこでの家族は「社会的・文化的な環境とは密接な繋がりをもたない閉ざされた構造」(Ｓｅｇａｌｅｎ［？＝１９８７：４]) と捉えられてきた。家族研究のそのような状況の中で『＜子供＞の誕生』は刊行され近代家族を相対化するという新しい視点をアリエスは投じる。

それでは１９７０年代以後における状況はどのようなものになったのであろうか。「家族を歴史的な研究対象とする領域は、長いあいだ国家によってのみ関心を払われていたが、「家族の危機」を叫ぶ周囲の思想状況に促され、とくに民衆の経済的・社会的・文化的な歴史を掘り起こすアナール派に影響を受けて、発展を遂げたのである」(Ｓｅｇａｌｅｎ

[？＝１９８７：４－５.])。この歴史学の流れと平行して人口統計学においても家族研究の新たな動きがあった。その目的は「第二次大戦以前から顕著になっていた出産率の低下を懸念し、フランスにおける人口動態の変化を歴史的にみるため」、「昔はたくさん子供を産んでいた家族がなぜ産児制限するようになったのか」であった。しかし彼らのやり方では「統計グラフや変化を記すことができたが、変化の理由についての説明は得られなかった」（Ｓｅｇａｌｅｎ［？＝１９８７：５]）。しかしアリエスの提示した仮説は「歴史研究が、家族や心性の歴史を中心とする方向へ向かって開花することに貢献した」（Ｓｅｇａｌｅｎ［？＝１９８７：５]）。

３.『＜子供＞の誕生』の評価

アリエスが『＜子供＞の誕生』の中でした発見は刊行された当時のフランスにおいてはそれほど「関心をもたれず、６０年代のアメリカで社会学者や教育学者たちに注目され、その後でフランスの歴史学のなかでも地位を認められたのであった」（見田［１９９８：１３０]）。それほどアリエスの発見は歴史学のみならず、むしろ社会学者らにパラダイム転換を求めるほどのインパクトを与えた。それでは具体的にはどのような評価がなされたのか見ていくことにする。

最も『＜子供＞の誕生』において評価されている点は二点あって、それは「生・死・情緒・子ども・家族などの生物学的なものと社会・文化的なものの境界の領域でさえも歴史的に変化するという心性史の視点」、「家族を相対化し認識」した視点（宮坂［１９９８：７１]）だろう。一点目の心性史の視点に関しては、それまでは人間の生物学的領域として子ども・家族は不変であるとされていたが、その家族・子どもにおける不変という部分は存在の点であって、それぞれの時代や文化における人びとの認識は変化するのだということは考察されていなかった。よって、現在自分たちの目の前に存在し、認識される子ども像や家族像がそのまま不変のものとして歴史的に存在してきたのだと固定観念化されてきてしまった。そこにアリエスの視点が取り入れられることで過去の子ども像や家族像はいかなるものであったのか再考されるようになったのと同時に、これは二点目に関わることだが、現在の家族についても過去または他の社会の家族と比較することで相対化が可能となった。現在の家族の機能とされる子の社会化や教育の役割も、また家族の情緒の安定の役割も常に家族の機能として備えられているというものではない。アリエスは現在の家族が持つ性質は「近代家族」に特有なものであるとした。この相対化の視点は、男女の性別役割分業などの家族規範を考える場合にも重要な観点であり、最も評価すべき点として挙げることができる。この他の点で評価されているものには、それまでの家族の研究に用いられなかった「歴史学者によってすでに十分利用されている資料（公証人、裁判所、教会の古文書、世帯主がつける日誌、経済的・社会的な調査、データ)」（Ｓｅｇａｌｅｎ［？＝１９８７：５]）を使用した点などがある。

一方でアリエスの批判もいくつかある。アリエスの歴史の記述に関する批判のうち、肯定できるものもあれば、否定されるべきと思われるものもある。まず、アリエスの歴史の

記述に関する批判の肯定できると思われるものを見ていきたい。それらの批判とは概して歴史的事実に関する記述の誤りの指摘である。例えば「子ども服や子どもの墓が登場したのが近代であるという知見は、間違っている」(宮坂［１９９８：７１］)といったものである。歴史的事実は、その後の研究による新たな資料の発見などにより塗り替えられていくことが常であるのでアリエスに対してもそういった指摘があって当然であろう。これに対して否定されるべき批判とは次のようなものである。それは「＜家族愛＞の誕生」の発見を「前近代において夫婦や親子の間に愛情が存在しなかった」(宮坂［１９９８：７０］)という誤解した解釈である。この点に関してはアリエス自身も再三『＜子供＞の誕生』の中で観念と愛情の混同を避けねばならないと主張している。観念とはここでは家族の有す役割や規範を指すと考えられる。また「前近代の人々にとって愛情を感じあう体験が重要ではなかったという誤解」もある。しかしアリエスの主張は「かつては情緒的な交流は、地域共同体や親族（アリエスのいう「濃密かつ熱い環境」）に、広くひらかれていたため、家族における愛情のみに高い価値が与えられる必要がなかった」(宮坂［１９９８：７０］)というものなのである。

歴史の記述に関する以外の批判もまた他方においてあった。それはアリエスが心性によって歴史を解きあかす手法そのものに対する批判である。これをみるためにはアリエスとアナール学派の関係について言及する必要がある。まず、アナール学派というのは「『経済、社会、文明－　年報』　－中略－　を中心として活動している歴史家のグループに対する呼称である」(森田［１９７８：６７］)。アリエスとアナール学派の共通点は「人間における肉体的側面と精神的側面の間の境界をのりこえ、生きた全体としての人間を歴史の中に求めようとする」点、「従来の歴史学では周辺的な事柄とされていた点を正面から問題にしようとし　－中略－　時代を生きた人々の側から歴史をとらえようとする」点が挙げられる。しかしアナール学派のとる歴史研究の方法は「蒐集された多くの個別事例と統計的数字によってあるがままの歴史を語らしめる方法」であり、アリエスのとる方法は「現代の人間のあり方について批判的認識を出発点として、一定の仮説なりモデルをもって過去の諸事実に切りこんでゆく精神史　－中略－　の方法」(森田［１９７８：７１］)であった。アナール学派は心性による歴史の記述は可能であるのかという問題意識をもった。他の歴史（人口史や社会経済史など）の方が現象の説明力を持つだろうという立場をとったのである。このことについての私の見解は、アナール学派のとる方法には集められた資料を現在の文脈で読み取ってしまう危険性を感じる。その危険性を払拭するためにはアリエスの方法が有効であると考える。その時代の視点で見ることが出来て初めて他の歴史も有意味なものとなると思う。

４．『＜子供＞の誕生』の再評価

最後に、この書に対する私自身の評価を試みようと思う。

今までも、アリエスが家族を相対化する視点をもたらしたことに対しては、多くの人が評価をしている。近代家族に属す役割によって、「両親の役割に歴然とした分化があらわ

れ」るようになり、「家長である父親が子供たちの教育の責任者としてその大綱を決定するとすれば、母親が受けもつのは日常的な親子関係である」（Ｓｅｇａｌｅｎ［？＝１９８７：２２８－２２９.］）と、近代家族の出現による流れとしての性別役割分業も語られるようになった。このように普遍的にその役割が存在していたのではないと言えることをアリエスのもたらした視点が可能としたことは大変な業績だと思う。しかし、このことが「女性には家事、育児が属する、男性には家族における家長としての一家を守る責任、家の中の最高決定権が属する」という性別間にある根本的枠組みを崩すことはできないのではないかと思う。アリエスは『＜子供＞の誕生』の中で「新たな子供期の意識が出現したのであり、子供はその純真さ、優しさ、ひょうきんさのゆえに、大人にとって楽しさとくつろぎのみなもと、言わば「愛らしさ」と呼び慣わされているようなものになっているのである。これは元来は女性の、すなわち母親ないしは乳母といった、子供の世話を受け持っている女性たちの感覚である。」（Ａｒｉｅｓ［１９６０＝１９８０：１２３－１２４］）と述べている。また近代以前においても、子どもが世話を必要としなくなるまでの期間に世話の役割を担うのはやはり「母親、乳母あるいはまた子守役」といった風に母親に育児の役割は属するものとされている。この点に関しては、「アリエスの現代の人間のあり方についての批判的認識を出発点」（森田［１９７８：７１］）とする姿勢が貫かれていないのではないかと、議論の余地を残すところであると感じる。

しかし、このような批判を可能とするのもまたアリエスの視点がもたらした功績だとも言え、この『＜子供＞の誕生』の与えた影響は大きいものだと評価できる。

参考文献

Aries,Philippe　1960　L'enfant et la vie familiale sous l'ancien regime,Plon.=1980 杉山　光信・杉山恵美子訳、『＜子供＞の誕生』、みすず書房。

Flandrin,Jean-Louis　Familles:Parente,maison,sexualite dansl'ancienne societe= 1993 森田　伸子・小林　亜子訳、『フランスの家族』、勁草書房。

石川　実　1997『現代家族の社会学』、有斐閣。

樫田　美雄（編）　1998　『エスノメソドロジーとその周辺－平成９年度徳島大学総合科学部樫田ゼミナール　ゼミ論集－』。

見田　宗介・上野　千鶴子・内田　隆三・佐藤　健二・吉見　俊哉・大澤　真幸（編）　1998　『社会学文献事典』　弘文堂。

宮坂　靖子　1998　「近代に勝利したのは家族である」、『家族学のみかた』：70-71、朝日新聞社。

森田　伸子　1978　「新しい歴史学の試みと人口史－アリエスとアナール学派をめぐって」、『海外事情』26-7:66-72、拓殖大学海外事情研究所。

二宮　宏之　1983　「歴史の中の「家」」、『家の歴史社会学』2:9-35、新評論。

落合　恵美子　1994　『２１世紀家族へ－家族の戦後体制の見かた・超えかた－』，有斐閣。

Segalen,Martine　発行年不明　Historical Anthropology of the Family=1987　片岡　陽子ほか

訳、『家族の歴史人類学』、新評論。

第Ⅲ部　コメンタールアメリカ社会学会倫理規約　1997

コメンタール　アメリカ社会学会倫理規約　1997

早崎・高橋・阿波・市原・根矢・岡田

※以下,1997年に改訂された『アメリカ社会学会倫理規約（「アメリカ社会学会職業倫理委員会における方針と手続き」を含む）』の各節に関して、日本語訳を前置した上で、3年次生6名が討論に基づいてコメントを付している。但し、必ずしも6人全員がすべてのコメントに同意しているわけではないことを付記しておく。（樫田美雄）

アメリカ社会学会倫理規約

導入 ---- 133
序文 ---- 134
一般原則 ---- 134
原則A：職業能力 ---- 135
原則B：誠実 ---- 135
原則C：専門的、科学的責任 ---- 135
原則D：人権、威厳、多様性の尊重 ---- 135
原則E：社会的責任 ---- 135

倫理基準 ---- 136
1　専門的科学的基準 ---- 136
2　能力 ---- 136
3　専門的知識の表現と悪用 ---- 136
4　委任、監督 ---- 137
5　差別をしないこと ---- 137
6　搾取をしないこと ---- 137
7　嫌がらせ行為 ---- 138
8　雇用決定 ---- 140
8.01　公平な雇用に関する諸実践
8.02　被雇用人についての義務
9　利害の対立 ---- 141
9.01　職業上の基準の順守
9.02　情報開示
9.03　個人的収益の回避
9.04　職場における決定
9.05　職場外における決定
10　公の発表 ---- 142
10.01　公の発表
10.02　他者による陳述

11 秘密の保護 ---------- 143
11.01 秘密の維持
11.02 秘密性の制限
11.03 秘密の議論とその制限
11.04 情報の使用可能の予想
11.05 秘密情報の電気伝達
11.06 原点の匿名性
11.07 プライバシーの侵害の最小化
11.08 秘密情報の保護
12 インフォームド・コンセント ---------- 148
12.01 インフォームド・コンセントの範囲
12.02 インフォームド・コンセントの方法
12.03 学生と従属者に対するインフォームド・コンセント
12.04 子どもへのインフォームド・コンセント
12.05 調査における虚偽的な行為の使用
12.06 記録技術の使用
13 調査の計画、実行、普及 ---------- 153
13.01 計画と実行
13.02 予期していなかった研究の機会
13.03 調査参加者に対する誘因の申し出
13.04 調査における報告
13.05 資料の共有
14 盗用 ---------- 155
15 著作権表記 ---------- 156
16 出版過程 ---------- 156
16.01 出版社に対する草稿の提出
16.02 資料の模倣発表
16.03 編集者の責任
17 調査者の責任 ---------- 159
18 教育、教授、そして訓練 ---------- 159
18.01 教育プログラムの管理
18.02 教授と訓練
19 契約及び専門的助言を与えるという業務 ---------- 161
20 倫理規則への固執 ---------- 161
20.01 倫理規則への精通
20.02 倫理問題へ立ち向かうこと
20.03 倫理論争における当事者の公正な取り扱い
20.04 他人の倫理違反についての報告
20.05 倫理委員会との協力
20.06 不適切な不満の申し立て

導入

アメリカ社会学会倫理規約は、社会学者の専門家としての責務や行動の基礎となる原則や倫理基準を提示している。これらの原則や基準は、日々の職業活動を振り返る際のガイドラインとして用いられるべきである。それらは社会学者に規範的な陳述を制定し、社会学者が業務上遭遇するおそれのある問題に手引きを与えるものである。

アメリカ社会学会倫理規約は、イントロダクション、序文、五つの一般原則、特殊倫理基準から構成されている。この規約はまた、非倫理的態度への訴えを提起、調査、解決するための手引きを記述しているアメリカ社会学会職業倫理委員会の規則や手引きを伴うものでもある。

規約の序文や一般原則は、社会学者を社会学の高尚な理想へと導く向上的目標である。序文や一般原則は強制規則ではないが、行為の倫理的方針に行き着く際、社会学者に論じられるべきであり、倫理基準を解釈する際倫理学全体によって論じられるであろう。　倫理基準は社会学者の態度に対して強制規則を提示するものである。倫理基準の大部分は様々な役割において社会学者のために広く書かれたものであり、倫理基準の応用は文脈に依存するため変化するであろう。倫理基準は完全なものではない。とりわけこの倫理規約によって言われていない態度が、必ずしも倫理的であったり、倫理的でなかったりするわけではない。

アメリカ社会学会の会員であることは、会員がアメリカ社会学会倫理規約やアメリカ社会学会職業倫理委員会の信条や手引きの厳守を約束することである。会員は学会に加入するとすぐに、この義務と規約に違反すると会員権剥奪を含む制裁を受けるおそれがあるということを言い渡される。倫理規約を条件としているアメリカ社会学会会員は、ただその活動が彼らの仕事に関連のある役目をなし影響を与えているか、その一部である場合のみ、実際の所その活動は社会学的な場合のみ、これらの倫理規約のもとで評価されるかもしれない。社会学者らの職業任務の遂行とは関連せず、影響を及ぼすことのない個人的活動は倫理規約を必要としない。

〈コメント〉

このアメリカ社会学会倫理規約は、社会学者が日々の職業活動を振り返る際のガイドラインとして用いられ、専門家としての責務や行動の基礎となる原則や倫理基準である、とされている。

このように、アメリカ社会学会では倫理規約は社会学者にとって必要不可欠なものとされている。この点から見れば、倫理規約の存在しない日本社会学会は何とも遅れていて、早急に倫理規約を作成する必要があるように思われる。

だが、ここでここでもう一度、倫理について考える必要があるように思われる。つまり、人々はどのようにして倫理のような〈規則〉に従っているのか、ということについて考える必要があると私は思うのだ。このような問いを発するとき、私はヴィトゲンシュタインの次の一節を思い起こす。「われわれのパラドクスは、ある規則がいかなる行動の仕方も決定できないであろうと言うこと、なぜなら、どのような行動の仕方もその規則と一致させることができるから」[Wittgenstein,1953=1976:162]という一節を。つまり、人々が規則

に従うとき、そこには人々の解釈が入り込む余地はないということである。また、社会は、あるいは社会秩序は人々の意図とは無関係に成立している、と言うこともできる。

従って、社会学者の意識改革をねらって倫理規約を作成しても、社会学者の意識は変わらない。私は倫理規約を作成するなどといったことは、社会の（上述してきたような）原理を踏まえているはずの社会学者がする行いではないとさえ思う。

したがって、日本社会学会は倫理規約を作成していないからといって、必ずしもアメリカ社会学会に後れをとっているわけではないし、早急に倫理規約を作成する必要もない。むしろ、日本社会学会の方が社会学に誠実であると私は思う。

このコメントを通して私が言いたかったことは、倫理などといったものは社会にとって必要のないものだ、ということである。

序文

この倫理規約は社会学者がそれに基づいて専門的科学的作業を築きあげるための共有価値を分節化している。規約は、社会学者が職業上遭遇する状況を保護するために、一般原則と規則とを用意するものである。それは個人や集団の社会学者に対する福祉や保護を第一の目標として掲げている。研究、教授、実習、業務における最も可能性の高い水準を強く望むことは社会学者各々の個人的責任である。

社会学者の業務上の態度に対する一連の倫理基準の発展は、倫理的に行為する終身努力への個人的献身を必要とする。すなわち、それは学生、指導者、被指導者、雇用者、被雇用者、同僚による倫理的振る舞いを促すことであり、倫理的問題に関して他者と議論することである。各社会学者は、個人的価値感、文化、経験から描出される手引きに基づいた倫理規約に規定されている価値観や規則に違反するのではなく、それを補うべきである。

〈コメント〉

ここでは、この倫理規約は必ずしも十分なものではないため、倫理的問題に関して他者と議論する必要性があると記されている。イントロダクションの〈コメント〉でも既に述べたように、私の考えは一貫して、倫理は必要ない、というものである。従って、私はまた倫理的問題に関して他者と議論することなど必要ないと考える。というのは、人々は規則を解釈して従っているわけではないからだ。また、社会学会においても、人が倫理に従う必要があるかどうかについて、話し合われる必要はないと考える。

一般原則

以下の一般原則は向上的であり、様々な文脈における行為の倫理的方針決定をする際に、

社会学者のための手引きとして役に立つものである。それらは職業上の態度の高尚な理想を示している。

原則 A：職業能力

社会学者は仕事において能力の最高水準を維持するよう努力している。すなわち、彼らは専門的知識の限界を認め、教育、訓練、経験によって適任とされた仕事を引き受ける。彼らは専門的な能力を維持するために継続した研修の必要性を認めている。すなわち、彼らは職業上の活動において能力を確保するために必要とされている適切な、科学的、専門的、技術的、管理上の資源を利用するのである。

原則 B：誠実

社会学者は研究、教授、実習、業務のような職業上の活動では、他者に対して正直で公正で礼儀ただしい。社会学者は自分たちや他人の職業上の福祉を故意に危険にさらすやり方で行動してはならない。社会学者は信頼や信用を与えるやり方で業務を遂行する。すなわち、彼らは故意に間違っていたり、誤解を招いたり、虚偽的な陳述をしてはならないのである。

原則 C：専門的、科学的責任

社会学者は最高の科学的専門的水準を厳守し、業務責任を受け入れる。社会学者は共同体を形成していることを理解し、専門的活動に対して理論的、方法論的、個人的立場を認めないときでさえ他の社会学者に敬意を示している。社会学者は社会学における公的信頼を重んじ、倫理的振る舞いとその信頼を構成している他の社会学者のそれを気にかける。常に同僚が平等に権限を共有するように努める一方で、社会学者は同僚が平等に権限を共有するための欲望が決して倫理的振る舞いに対する共同責任に勝らないようにしなくてはならない。随時、彼らは非倫理的行動を妨げ避けるために同僚と議論する。

原則 D：人権、威厳、多様性の尊重

社会学者はすべての人々の権利、威厳、価値を尊重する。彼らは職業上の活動においてバイアス（偏見）を取り除くよう努め、年齢、ジェンダー、人種、エスニシティ、国籍、宗教、性的志向性、身体障害、健康状態、結婚状況、家庭状況、親であることに関わることの地位に基づいた差別のどんな形態をも許容してはならない。彼らは弁別的な特性を持っている人々の集団に仕え、教授し、研究する際、文化的、個人的、役割的差異に敏感である。業務に関わる活動の全てにおいて、社会学者は自分達自身とは異なる価値観、態度、意見を持っている人の権利を認める。

原則 E：社会的責任

社会学者は自分達が住み働いている共同体や社会に対する専門的科学的責任に気がついている。彼らは、応用し公共の利益に貢献するために彼らの知識を応用し、公共のものにする。研究を引き受ける際、社会学の科学的知識の前進や公共の利益の生産に努めなければならない。

〈コメント〉

しつこいようだが、このような一般原則も必要ない。しかし、原則Dにおいては少し話は違ってくる。ラベリング理論の大いなる成果に基づけば、差別は、倫理の問題とは関係なく社会が存続する限り、原理的になくなるものではない。それゆえ、被差別者救済のために、差別が起きたときの処置は徹底すべきである。

倫理基準

1　専門的科学的基準

社会学者は研究、教授、実習、業務において道理にかなった責任ある可能な範囲で最も高度な水準を厳守している。彼らは科学的専門的起源ある知識に頼っている。すなわち誠実さと威厳に伴た行為を厳守している、つまり業務に関する役割や活動を引き受ける際に虚偽、当てにならない、非文書的陳述を避けることを厳守している。

2　能力

(a) 社会学者は研究、教授、実習を指導し、教育、訓練、指導経験、適切な専門的経験に基づいた能力の限界の範囲内で業務を提供する。

(b) 社会学者は研究、教授、実習を指導し、新しい領域における仕事の能力を確保するための道理にかなった処置を手に入れた後においてのみ、それらの領域において業務を提供する

(c) 研究、教授、実習、業務に従事している社会学者は彼らの活動分野における最新の科学的専門的情報の認識を維持し、彼らが用いるスキルにおいて能力を維持しつづけることを約束している。

(d) 社会学者の個人的事情が専門的業務を妨げたり、学生、被指導者、被験者、依頼人、同僚、科学上の、教授上の、相談上の、他の職業上の義務のある人々に対して、害を及ぼすかもしれないときは、活動することを慎んでいる。

3　専門的知識の表現と悪用

(a) 社会学者が専門的判断を与え専門的知識を公開する研究、教授、実習、業務、他の状況において、彼らは正確にそして公正に彼らの領域や専門的知識を表現する。

(b) 社会学者は、倫理規約における標準の違反を要求しそうな個人あるいは集団のク

ライアントやスポンサーからは、補助金、契約、相談事務、割り当ての仕事を受け入れない。

社会学者は、違反を発見しそれを修正することができないとき、そのような活動から身を退く。

(c) 社会学者の科学的専門的判断や行動は他者の生活に影響を及ぼすおそれがあるので、彼らは知識、専門的な判断、権威の悪用を導くような個人的、金銭的、社会的、組織的、政治的要因に油断なく警戒している。

(d) もし社会学者が仕事上の悪用や誤った陳述に気づけば、それらを訂正あるいは最小限にするために道理にかなった処置をとる。

4 委任、監督

(a) 社会学者は学生、被指導者、被雇用者へ適切な訓練と監督を与え、これらの人々が確実に、十分に、倫理的に業務を成し遂げるのを監視するために道理にかなった処置をとる。

(b) 社会学者は学生・被指導者・被雇用者に、教育・訓練・経験に基づいたこれらの人々が自主的にあるいは与えられた監督の水準で成し遂げると正当に予想されうる責務を委任する。

5 差別をしないこと

社会学者は、年齢、ジェンダー、人種、エスニシティ、国籍、宗教、性的志向性、身体障害、健康状態、結婚状況、家庭状況、親の社会的地位、法によって禁止されている他のどんな適当な基盤に基づいた業務においても、差別に携わらない。

6 搾取をしないこと

(a) 利益が個人的であろうと、経済的であろうと、職業的であろうと、社会学者は直接的間接的指導の権威、評価する権威、あるいはその他の権威を持って、学生、被指導者、被雇用者、研究参与者などの人々を搾取しない。

(b) 社会学者は、例えそれが学生、被指導者、被雇用者、調査参加者であったとしても、性的な関係を持つ人を直接監督したり評価する権威を行わない。

〈コメント〉

従来、差別は意識の問題とされていた。従って、倫理のようなもので人々の意識を変えれば差別はなくなる、と考えられていた。しかし、差別の問題とは、そのような意識の問題なのではなく、(一般原則の〈コメント〉でも少し触れたが)人々がどのようにして差別を差別として判定するか、といったラベリングの問題なのである。

このことは、差別に限ったことではなく社会のあらゆる問題に言えることである。例えば、犯罪の問題もラベリングの問題である。年末にスピード違反が増えるのは、それが年末だからなのではなく、警察の取り調べが増えるからなのだ。

社会学の業績において先頭を走っているアメリカ社会学会が、その社会学の成果を踏まえず、学会にこのような倫理基準を設けるというのは真に奇妙なことである、と私は思う。

7　嫌がらせ行為

社会学者は、学生、被指導者、被雇用人もしくは調査参加者を含めてどんな人の嫌がらせ行為にも従事しない。嫌がらせ行為とは下品で、悪態をついたり、不快であるような、または、専門的あるいは職場的環境を険悪なものにするようなものであり、単独であれば集中的で激しい行為、複数回に渡れば持続的で幅広い行為である。性的嫌がらせは、性的な言い寄り、肉体的要求また言葉によるもしくは言葉によらないそれ自身で性的であるふるまいを含むものである。人種の嫌がらせ行為とは、言葉によるもしくは言葉によらない人の人種やエスニシティを理由として不必要で、誇張されたもしくは正当でない注意または非難を含むものである。

〈コメント〉

7の嫌がらせ行為には、研究内容が嫌がらせ行為となるものも含まれているのだろうか。言論や出版などを含む表現の自由をめぐって猥褻文書や名誉毀損、プライヴァシーの権利などの諸問題があるが、社会学者が研究をする際にもこの問題はたびたび現われるものであろう。

次に、嫌がらせ行為の定義についてみてみる。7で挙げられている嫌がらせ行為の中の性的嫌がらせは2つのタイプにわけることができる。労働省女性局編の『職場におけるセクシュアルハラスメント防止マニュアル』という冊子を参照する。

「対価型セクシュアルハラスメント」

職場において行われるものです。

女性労働者の意に反する性的な言動に対する女性労働者の対応によって、その女性労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。

…(中略)…

「環境型セクシュアルハラスメント」

職場において行われるものです。

女性労働者の意に反する性的な言動により、女性労働者の就業環境が不快なものとなったため能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その女性労働者が就業する上で見過ごせない程度の支障が生じることです。(労働省女性局［１９９８：２５］)

性的嫌がらせだけでなく、嫌がらせ行為全般においてもこの２つのタイプに分けることは可能だと思う。その場合、「対価型」は、職場において、労働者の意に反する嫌がらせに対する労働者の対応によって、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益をうけること、「環境型」は、職場において、労働者の意に反する嫌がらせにより、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業する上で見過ごせない程度の支障が生じることと定義できるだろう。ＡＳＡ倫理規程ではこの「環境型」と「対価型」の区分がなされていない。というのは被害者が受ける労働条件に関する不利益についての言及がないからである。けれどもこれだけでＡＳＡの規定が不適切であるとも言えない。なぜならば「環境型」、「対価型」の区分に関する別書の定義、すなわち、責任をとるべき主体に関する定義が存在するからだ。「対価型」の場合は行為者自身であり、「環境型」の場合は職場管理者とする定義である。

次に、職場内で嫌がらせを受けた被害者の観点から７について考えてみる。まずここでいう「職場」とは会社などの固定した空間のみを指すのではなく労働者の業務遂行の場と捉え、参考に先程挙げた『職場におけるセクシュアルハラスメント防止マニュアル』から引用する。

「職場」とは

事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所です。労働者が通常就労している場所以外の場所であっても、労働者が業務を遂行する場所であれば職場になります（労働省女性局[１９９８：２４])。

職場内で嫌がらせが起きた場合、被害者となった被雇用者はことを荒立てて職場に居ずらくなるのを避けて泣き寝入りをすることが多い。それは被雇用者の立場が「雇われている」という弱い立場であるためである。このようにただでさえ声をあげにくい立場にある被雇用者は勇気をだして訴訟を起こしても、原告の立場になれば今度はその嫌がらせであると主張している行為の違法性を証明しなければならない。こういったことを考慮して、法制度も被害者の側に立ったものにすべきである。より弱い立場にある人を救済しようとする法制度を考える上で参考にするためにアメリカの公民権法第７条をみてみたいと思う。職場における言葉によるまたは身体的嫌がらせにあった場合、雇用に関してはこの公民権法第７条（タイトルⅦ）に基づいて訴えを起こすことができる。その事例として次に挙げる事件がある。

Ｅｌｉｓｏｎ対Ｂｒａｄｙ事件(1)（１９９１年連邦控訴裁判所第９巡回区）では、嫌がらせが険悪な職場環境を生み出すほどに苛酷であるかまたは広範であるかを決定するに際しては、「合理的な女性」の基準が適当であるとされた。事実審では、原告が同僚から「ラブ」レターを受け取り、また執ようにデートの誘いがあったが、これを「取るに足らない」として訴えを認めなかった。第９回巡回区裁判所はこの判断に同意しなかった（Ｃｌａｉｒｅ［１９９１＝１９９７：２１８])。

裁判所のいう「合理的な女性（Ｒｅａｓｏｎａｂｌｅ　ｗｏｍａｎ)」は、女性は「強姦や性的な暴行の被害者となる比率が高いのであるから、女性は性的な行動についてより

強い懸念を抱くものである」(Ｃｌａｉｒｅ［１９９１＝１９９７：２１８－２１９］)と考えられた。
このようにより弱い立場に立脚したものになっている。さらに、雇用主の責任もその立場から追求するものになっている。

タイトルⅦは過失に依拠する不法行為の体系をとっていないため、職場での行為は、嫌がらせを行なう者がこれを自覚していなかったとしても違法であるとすることができる。使用者は責任を回避するためには、自らの労働者を教育し自覚を持たせ、合理的な被害者であれば嫌悪感を抱くような行為を無くさなければならないこともある(Ｃｌａｉｒｅ[１９９１＝１９９７：２１９])。

被害者である原告は、仮に裁判に勝ったとしても裁判後にまた不利となる状況に追い込まれる可能性がある。タイトルⅦはその点にも配慮している。

タイトルⅦは差別であるとの告発をしたり、同法が違法とする慣行に反対することに参加したりした個人に対して報復をすることを禁止している…（中略）…。Ｒｕｔｈｅｒｆｏｒｄ対Ａｍｅｒｉｃａｎ Ｂａｎｋ ｏｆ Ｃｏｍｍｅｒｃｅ事件(2)では、原告女性が被告との雇用の終了後に、差別の訴えを提起したという情報を、新たに使用者となるかもしれない者に提供することは、原告はその時点では労働者ではなかったとしても同法の違反となると判示された（Ｃｌａｉｒｅ［１９９１＝１９９７：２２１］)。

以上のようにみてきたわけだが、職場における嫌がらせ行為を禁止する場合、加害行為について言及するのみでなく、被雇用者などへの教育や被害者の保護にも配慮すべきである。

8　雇用決定

社会学者は雇用に関係のある決定に関与する場合、雇用を募集する場合、雇用を終了しようとする場合に、最高水準の倫理に従うことに拘束される。

8.01　公平な雇用に関する諸実践

(a)雇用に関係のある決定に関わるとき、社会学者はすべての完全雇用、パートタイム雇用に対して均等な機会と公平な取り扱いを保証するためにあらゆる努力をする。社会学者は年令、ジェンダー、人種、エスニシティ、国籍、宗教、性的志向、身体障害、健康状態、婚姻状況、家庭状況、親であることに関わる地位といったものに基づいて、あるいは法によって禁止される他のいかなる基準においても以下のようなことについて差別しない、すなわち雇用、昇進、給料、取り扱いにおいて雇用に関わる他のいかなる条件においてもあるいは経歴開発計画に関わることにおいても差別しない。

(b)雇用に関係のある決定に関わるとき、社会学者は雇用や昇進、終身雇用権（ｔｅｎｕｒｅ）や雇用の終了に必要な条件を具体的に挙げて、そしてこれらの条件を残らず完全雇用・パートタイム雇用される者、雇用内定者に伝える。

(c)雇用に関係のある決定に関わるとき、社会学者は公平な雇用規則を伝え受け、この情報を被雇用者に伝え、また完全雇用・パートタイム雇用される者のための公平な雇用に関わる実践を支える環境を作り出させることに対して責任をもつ。

(d)雇用に関係のある決定に関わるとき、研究や発表をする際に、存在する全ての制限についてを社会学者は完全・パートタイムの雇用内定者に伝え、そして研究や学問上の活動を制限するようないかなる条件も充分な理解に達するまで話し合われる。

8.02　被雇用人についての義務

(a)雇用を募集する場合、社会学者は雇用内定者に専門的技能や経験に関する正確で完全な情報を提供する。

(b)ある仕事を完全にもしくは一時的に終了する場合、社会学者は彼らの雇用主に適切な通告をし、終了したことで生じるマイナスの影響を減少させるための道理にかなった処置をする。

9　利害の対立

社会学者は彼らの専門的仕事において最高水準の高潔さを保ち、利害の対立や対立の出現を避ける。社会学者の個人的、または経済的な関心のせいで彼らの専門的仕事のやり方に偏りが生じた際、利害の対立は起きる。研究や教授、実習、業務において、社会学者は利害の対立を引き起こしそうな状況に対して注意をし、そして対立を回避するための適切な行動をし、または適切な関係者にその対立に関する情報開示をする。

9.01　職業上の基準の順守

社会学者の個人的もしくは財政上の利害､また彼らの雇用主もしくは依頼人に関係なく、社会学者は(1)収集、分析、資料の解釈(2)研究の報告(3)教授、職業上の発表または社会学的知識の社会における普及(4)契約・相談・業務提供の適切な活動をはっきりさせたり、実施する、以上のことをするにあたって専門的基準また科学的基準を守る。

9.02　情報開示

社会学者は専門的仕事のスポンサーに対して、または公的な発言、著述において、経済的な援助に関連のある出資元や雇用主、依頼人との間の、明らかなあるいは可能性のあるような利害対立の個人的または職業上の関係を情報開示する。

9.03　個人的収益の回避

(a)全ての状況の下で、社会学者は内密の状況において受け取った情報や資料を許可がない場合、もしくはその情報が一般的に入手できるようになるまでは、使ったり、入手しようとしない（例えば、原稿を批評したり、投稿論文批評委員会【ｐｒｏｐｏｓａｌ　ｒｅｖｉｅｗ　ｐａｎｅｌ】に務めることによって得た知識)。

(b)全ての状況下で社会学者はその雇用主や依頼人の許可なく仕事や依頼人との関係で得た情報や資料から利益を得ようとしない。

9.04　職場における決定

職場において、社会学者は利害対立や対立の出現を避けるために、可能性のある偏った提携や関係を注意深く綿密に調べられるように適切な処置をする。研究、教授、実習、業務において、そのような可能性のある偏った提携や関係とは、家族、仕事、親密な個人的友情、社会学者自身がもつ強い対立や相違（以上のことに限定されるわけではないが）を含む。

9.05　職場外における決定

職場外における職務上の活動に関して、社会学者は全ての状況下でもし個人や組織が偏った提携や関係をもっているなら、その個人や組織から報酬を得たり、または利益を分配したり、与えなかったりする討議や決定に従事することを控える。これらの偏った提携や関係とは以下のものである、１）その決定で利益を得られる組織での現在の雇用またはそうなると思われる雇用２）その決定が利益となると思われる組織の現在の役員や委員会のメンバー３）ある個人がその決定から利益を得る同じ組織での現在の雇用者とまたは雇用予定者４）個人としてその決定から利益が得られる配偶者、家庭のパートナー、近い親戚５）個人としてその決定から利益を得る現在の仕事のパートナー、専門的職業のパートナー、研究協力者、被雇用人、被指導者、学生。

10　公の発表

社会学者たちは専門的業務、資格、専門的知識のもの、研究からの成果や出版についての公の発表においてこれらの発表がその社会学者自身のものか他人からのものであるかどうか最高水準の専門的基準に従う

10.01　公の発表

(a)社会学者は全ての公の発表の正確さを保証するための処置をする。そのような公の発表とは（以下に限定されるわけではないが）ちょうど次のようなものが含まれる：個人の身上書、履歴書、宣伝、パンフレット、印刷物、メディアへのインタビューやコメント、法定手続による陳述、講義や口頭発表、もしくは他の出版物。

(b)社会学者は彼らの研究、実習、他の研究活動、これらに関係する人々、彼らが会員となっている組織に関することで、発言、公表、提案、もしくは書き落としによって間違っていたり、誤解を招いたり、虚偽的な公の陳述をしない。そのような行為とは（以下のことに限定するわけではないが）社会学者の(1)訓練、経験、能力(2)学位(3)資格(4)組織または協会への所属(5)業務(6)料金(7)出版や研究上の発見に関する誤りや虚偽的な陳述である。社会学者は彼らの専門的業務のための科学上の基

盤、専門的業務の結果、専門的業務からもたらされる成功の地位に関することで誤りがあったり、虚偽的な陳述をしない。

(c)社会学者が公の講義や実地講習、ラジオやテレビ番組、録音済みのテープや郵便物、または他のメディアなどの手段によって専門的助言やコメントをする際、彼らは(1)その陳述が適切な研究、論文や実習に基づくものであること(2)もしくはその陳述が倫理規約と合致したものであること、それらを保証するための充分な措置をとる。

10.02　他者による陳述

(a)自身の研究結果、専門的業務またその他の活動を促進するための公の陳述を、作成したり、載せるために他者を従事させたり、雇った社会学者はそのような陳述に対しても責任を持つ。

(b)社会学者は、彼らが直接従事させたり、雇ったり、管理下におかない他者（雇用主、出版社、スポンサー）が彼らの専門的研究、教授または実習活動に関する虚偽的な陳述を作成しないように充分な努力をする。

(c)報道機関、ラジオ、テレビ、もしくは他のコミュニケーションメディアを通じて仕事をする際、またはメディアの中で広告する際、社会学者は起こりうる利害対立、またはそな対立の出現（例えば、彼らがそのメディアの被雇用者に対して報酬を渡さない）を認識し、そして彼らは学者としての最高水準の誠実さ（例えば、彼らは有給の広告を引き受けたことを認める）に従う。

11　秘密の保護

社会学者は秘密の情報の保護を保証する義務がある。義務があるのはなぜかというと、社会学者は研究の誠実や調査参加者とのオープンな交流を確実にするためであり、かつ研究、教授、実習、業務で得られた機密情報を保護するためにこの義務がある。秘密の情報を収集する時、社会学者は、公文書館で保管が可能な情報、または、他の研究者や専門家による情報の調査も含めて、情報の長期使用に注意すべきである。

11.01　秘密の維持

(a)社会学者は調査参加者、学生、被雇用者、依頼人、その他の人々の秘密の権利を守るために道理にかなった措置をとる。

(b)たとえ、秘密の情報を守るための法律上の保護や特権がなくても、調査参加者、学生、被雇用者、依頼人、その他の人々によって得られた内密の情報は、社会学者によって、その秘密は維持されるのである。社会学者は内密な情報を保護する義務があり、調査参加者、学生、被雇用者、依頼人、他の人々に不公正な妥協となる方法を用いて入手された内密の情報を認めない。

(c)内密の理解の下で得られた情報は、もし、その情報の価値がなくなった後でさえも、秘密は維持される。

(d)社会学者は効力のある専門委員会、審査委員会、顧問グループ（例えば、アメリカ社会学会職業倫理委員会）などの場合も含めて、審議、活動、機能の内密性が誠実であることを維持する。

(e)社会学者は口頭上であろうと、文書上であろうと、学術的な相談、指導、または助言の下で得られた学生の記録、遂行資料や個人的な情報の秘密を可能な限り保護する。

(f)秘密の維持の義務は、研究仲間や訓練中のチーム、そしてその情報を利用できる共同研究組織にまで及ぶ。内密の情報を利用できる保証は制限されており、秘密を保護するために必要な手段をとることとスタッフに指示することは、研究者、管理者、主な調査者の義務である。

(g)他の人々や組織によって収集された個人に関する私的な情報を使用するときは、社会学者は個人を特定するような情報の秘密を保護する。個人を特定するような情報が付帯される形で公にされない情報であると個人が当然予期できる場合（例えば、医療や雇用の記録)、情報は私的なものである。

11.02 秘密性の制限

(a)社会学者は秘密性を保証することを制限したり改正される可能性のある法律や規則の全てについて完全に熟知しなければならない。社会学者は絶対的秘密性を保証することで社会学者の能力を決定し、適切な範囲で、調査参加者、学生、被雇用者、依頼人、他の人々に、最初に 11.02(b)で述べる倫理基準に沿った秘密の保証のあらゆる制限も知らせる。

(b)社会学者は調査参加者、学生、被雇用者、依頼人、他の人々に明らかに健康状態や生命に危機を及ぼす情報に気がつくというような予期せぬ状況に直面するかもしれない。これらの場合において、社会学者は秘密性を保証することの重要性と、この倫理規約における他の原則、行為の基準における他の原則、効力のある法における他の原則とを比較する。

(c)公的な場や、公で行われた活動、またはプライバシーが法律や慣例で規定されていないその他の場合での情報に関して秘密性は必要とされない。また、同様に、公的記録から得られる情報に関しても秘密性は必要とされない。

11.03 秘密の議論とその制限

(a)社会学者が科学的で専門的な関係を人々と築くとき、彼らは(1)秘密の適切な制限について、(2)彼らの専門的な研究を通して生み出された情報の使用について予想可能な限り議論する。

(b)もし、秘密の議論が適したものでなかったり、逆効果のものでなければ、その議論をすることは、最初は人間関係を生じさせるものであり、その後は新しい状況としてその関係保証するであろう。

11.04 情報の使用可能の予想

(a)研究がデータベースや記録のシステムにおいて個人を特定するような情報を維持す

る必要があるときは、社会学者は情報が公に利用できるようになる前にそのような個人を特定する情報を削除する。

(b)調査参加者や依頼人、その他の業務の受け手に関しての秘密の情報が、関係者の事前の同意なしに人々に利用できるデータベースや記録のシステムの中に入れられているとき、社会学者は個人を特定する情報を含めないことで、あるいは個人を特定する情報の発表を隠したり、統制する技術を用いることで匿名性を保護する。

(c)個人を特定するような情報を削除するのが不適切なとき、社会学者は他人にそのような資料を移転したり、他人によって収集されたそのような資料を評価する前に個人を特定可能な人物の適切な同意が前もって得られているということを確定するために道理にかなった処置をとる。

11.05 秘密情報の電気伝達

社会学者はあらゆる資料や情報でも伝達したり、転送したり、公のネットワーク上で公表するときに細心の注意を払う。公のコンピューターネットワークのような技術導入の使用によって彼らの専門的、科学的な情報を権限の与えられてない人に公開する可能性があるときは、社会学者は秘密性の維持の問題や機密資料や機密データの管理に対して注意を払う。

11.06 原典の匿名性

(a)社会学者は、もし、個人や法律上の代理人からの同意が得られなければ、調査参加者、学生、個人または組織の依頼人、または研究の過程で得られた業務の受け手に関しての内密でかつ個人的な情報を彼らの著作物、講義、または公のメディアで情報開示していない。

(b)秘密の情報が科学的、専門的な発表において使用される場合、社会学者は調査参加者、学生、個人または組織の依頼人、またはその他の業務の受け手がが本人であることを示すものを隠す。

11.07 プライバシーの侵害の最小化

(a)プライバシーの侵害を最小限にするために社会学者は文書や口頭の報告、相談、そして公の発表において、その発表等がなされた目的に密接に関係する情報のみを含ませる。

(b)社会学者は調査参加者、学生、被指導者、被雇用者、そして個人、または組織の依頼人に関する秘密の情報や評価的データというものはただ、適切な科学的、専門的目的についてのみ、そして、ただそのような目的のみに明白に関連する人々との間のみ議論する。

11.08 秘密情報の保護

(a)社会学者は記録、資料または情報の所有が法律や組織の原則によって管理されているということを認識しているとき、記録、資料、または情報がこの倫理規約の必要条件に沿った内密な方法で保護されることを保証するために、道理にかなった処置

をとる。

(b)社会学者が死亡したり、能力を失ったり、その地位、実務から退いた場合にも、社会学者は秘密の記録や資料、情報が保護されるために前もって備える。

(c)社会学者は秘密の記録や資料、情報を他の人々や組織に転送するとき、その記録、資料や情報の受け手は少なくとも元来誓約されたものと同等の水準で秘密を保護するための手段を用いるということを保証する。

〈コメント 1〉

平成１０年度徳島大学の社会調査実習で厚木基地問題と住民運動に関する調査においても秘密が保護されるようにしていた。郵送による調査票調査でもインタビュー調査においても個人的な情報が多く含まれており、その情報は私的なものであるので、個人を特定する情報の秘密性を保護することは改めて重要だと感じた。

情報の秘密性について注意したことを挙げてみる。

まず、インタビュー調査の行き帰りには調査票を紙袋の封筒に入れて持ち歩いた。これは調査票をそのままの状態で持ち運ぶことを防ぐためであり、また、記入されている調査票の内容が外に漏れないようにするためである。インタビュー調査の帰りに、道路や地域内のコンビニ、喫茶店などの外で調査対象者の話をしないことにも注意した。極端な場合、私たちがインタビュー調査のために宿泊していた旅館においても、話し合いのとき以外は情報の秘密性を保護するために調査対象者の話をしてはならなかった。これらのことは、このアメリカ社会学会倫理規約における 11.01 の秘密の維持の(a)、(b)において述べられていることである。

情報の秘密性について注意したことは、回答が記入されている郵送調査による調査票、インタビュー調査による調査票の両方とも勝手に複製することの禁止である。これらの調査票には個人的な情報が多く含まれており、社会学的にデータを分析する以外の目的で使用してはならない。もし、そのデータの複製が必要なときにはそれがデータ分析に必要であるということを指導教官に申し出て、複製の許可を得る。もし、複製すると時に、間違って複製したならば、間違ったものをシュレッダーにかける。また、インタビューを録音したテープを勝手に持ち出すことを禁止していた。インタビュー調査時に録音した内容をすべて文字化したデータを勝手に持ち出すことも同様に禁止されていた。もし、それらのデータが分析において必要ならば、先に述べたように指導教官の許可を得てから複製をする。これらのことは、私たちが収集した資料の管理の重要性を維持することであり、これは、この倫理規約では 11.08 の秘密情報の保護において述べられていることではないだろうか。

また、情報の秘密性について注意したことは、調査結果を公表するときに、実名を隠すということである。公表する前に、個人を特定できるデータは、個人を特定できない形で提示するかまたは、インタビュー調査で得た情報に関しては個人のデータを公表するということを本人に確認を取らなければならない。個人を特定できない形にするとは、氏名をイニシャルの形で発表するか、イニシャルでも個人を特定されてしまうのならば、それに付随するデータも個人を特定できない形で提示する（例えば、氏名と役職で個人が特定で

きるのなら、氏名をイニシャルにし、役職はすべての役職を役員に統一するなど)。このようにして、秘密性を保護するために、情報が個人が特定できないように努力した。このことは、この倫理規約では、11.04 の情報の使用可能な予想、11.06 の原典の匿名性において述べられている。

以上のようなことを調査後、データを取り扱う上で注意してきた。実際に自分たちで調査を行ったことで、個人の情報を他にもらさないこと、個人の情報の秘密性を維持することは調査をする上で、調査対象者に対する最低限の礼儀ではないかと私は感じた。

情報の秘密性に関して、調査・研究における個人の情報の秘密性が保護されるということは当然のことであると感じたが、その情報が公的な個人、例えば政治家などの場合、情報が私的なものであるのか、公的なものであるのかという境界線をどこで引くのかが問題ではないかと思った。

〈コメント 2〉

情報が公的なものであるか、私的なものであるかといういのは社会が決定する。社会が公的な情報と認めたものは公開されて当然であり、文句も言えない。また、私的な情報であっても本人が公開してもよいと決定したなら、それは公的な情報となる。情報が公的なものか、私的なものかという決定には本人の意思は含まれない。政治家などの公的な人物の婚姻関係などの私的な情報は、公的なものであるので、本人の意思とは関係なく情報開示されるのではないだろうか。なぜなら、政治家などの私的な情報が政治的問題と絡んでくる場合、私権は制限され、社会はその情報を公的なものとしてみなすであろう。

しかし、公的な個人の情報をどこで私的なものと、公的なものとを判断するのだろうか。次の判例で公的な個人における情報公開をみてみる。

【著名事件名】「週刊フライデー」肖像権侵害事件第一審判決

【事件名】回収広告掲載等請求事件

【裁判年月日等】平成１年６月２３日/東京地方裁判所/民事第３７部/判決/昭和６１年(ワ)第１３８０９号

【裁判結果】一部認容、一部棄却

【上訴等】控訴

【裁判官名】石垣君雄　　高野伸　　吉田徹

【要旨】1.本件肖像写真の公表は明示の意志に反しあえて行ったものであること、撮影方法および写真内容がひそかに居宅内の私生活をのぞき見たものであることなどに照らすと、精神的苦痛を慰謝するための金額は一〇〇万円が相当である（「週刊フライデー」肖像権侵害事件第一審判決)。

2.一　人が自己の居宅内において他人の視線から遮断され、社会的緊張から解放された形で個人の私生活を営むことは、人格的利益として何よりも尊重されなければならないから、居宅内における容貌、姿態を第三者が無断で写真撮影し、広く公表することは、被撮影者に一層大きな精神的苦痛を与え不法行為を構成するものである。

二　本件写真は、夕刻、塀の外側から撮影者が背伸びをして、居宅の一室であるダイニングキツチンでの姿態を撮影し、承諾なしに多数の発行部数を有する雑誌に掲載したものであるから、その撮影および掲載は共に人格的利益を侵害する行為といえる（「週刊フライデー」肖像権侵害事件第一審判決)。

3.一　文学者の将来の再婚相手の肖像写真の撮影および出版物への掲載は、当該文学者の社会的、文学的活動および評論とはかかわりあいがないことから、公共の利益に関する事実とは解し難いこと、夕刻、塀越しに居宅内をのぞき見るような形態で撮影された常軸を逸したものでることから違法性阻却の余地はない。

二　個人の肖像写真の撮影および出版物への掲載による人格的利益の侵害による請求は、名誉毀損とは異なり、社会的評価の低下が要件となるものではないし、その容貌、姿態が過去に公表されたことがある者について、その後の異なつた機会に行われる無承諾の写真撮影および公表まで受忍しなければならない理由はないから、いずれも違法性阻却事由として斟酌されない（「週刊フライデー」肖像権侵害事件第一審判決）。

4.肖像権に基ずく妨害排除および予防措置としての、本件雑誌を所持する一般読者に対する回収協力を呼びかける内容の新聞広告等の掲載、全国の図書館への閲覧者に対する注意喚起のための付箋の送付、その貼付を依頼する通知などは、はなはだ不確実で実行性に欠けるものといわざるをえないことから、法的救済方法としては適切かつ相当なものたはいい難い（「週刊フライデー」肖像権侵害事件第一審判決）。

5.写真週刊誌による肖像写真掲載が、公共の利益に関する事実の報道に必要な手段として公益を図る目的のもとに行われたものか否か、仮にそうだとしても、当該写真の内容、撮影手段および方法が右報道目的からみて必要性・相当性を有するか否か、という観点から検討して、それが違法であると判断された事例。

この文学者の私的な生活の場での情報は保護され、他人によって公表してはならないという判決が出た。

政治家などの公的な個人性が強い個人を除いて、社会の情報開示の要求は減少しており、プライバシーの権利を保護、個人的な情報を保護する傾向が強くなっているように思える。つまり、公的な個人の私的な情報は、これから今よりも保護されていくのではないかと思う。

12　インフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントとは人間に関しての科学的研究の基本的な倫理的教義である。社会学者はこの規約で明細に述べられている別のものを除いては、対象者または対象者の法律的に権限を与えられた代理人のインフォームド・コンセントなしで、研究対象者として、人を巻き込まない。社会学者は研究者の専門的知識や権威による対象者に対する不当な影響やちょとした圧力の可能性を認識し、そしてまた、インフォームド・コンセントの手続きを設計しようとする際にこれを考慮する。

12.01　インフォームド・コンセントの範囲

(a)研究を行っている社会学者は調査参加者、または法律的な権限を与えられた代理人から同意を得る。それは、(1)発表、相互作用、介在といったどんな形を通しても調査参加者から資料が収集されたとき(2)観察や報告が行われていないだろうと個人が

当然予想できるような私的な状況において、調査参加者のふるまいが起こるときである。

(b)同意が最も重要であるにもかかわらず、社会学者は同意を求めないかもしれない。それは、(1)その研究が調査参加者ににごくわずかな不利益しか伴わないとき、(2)もし、インフォームド・コンセントが必要されるとしたならば、研究が実際的には遂行することができないときである。社会学者は研究の倫理上、同意の放棄が組織の審査委員会や、そのような委員会がないときは別の専門的知識を備えた権威のある団体から承認を得るということを認識している。そのような状況の下で、11.02(b)で述べられたものでなければ個人を特定するあらゆる情報の秘密性も、保護されなければならない。

(c)社会学者は同意を得ずに、公的な場で研究を行ったり、公で利用できる個人に関する情報（例えば、公的な場でのありのままの記録、公の記録の分析、公文書研究）を使用するかもしれない。もし、そのような状況の下で、社会学者がインフォームド・コンセントの必要性について少しでも疑問を持つならば、社会学者はそのような研究を続ける前に、組織の審査委員会、そのような委員会がないときは研究の倫理における専門的知識のある他の権威ある団体で協議する。

(d)弱い立場の人々（例えば、若者、最近の移民、精神的な病気の人）に対して調査を始めるとき、その調査が自由意志的性質を持っていると理解され、そして同意が強要されないように保証するために特別な注意を払う。他の全ての点においても、社会学者は12.01(a)－(c)で述べた原則を守る。

(e)社会学者は研究のためのインフォームド・コンセントを得るために、効力のある州政府や連邦政府の規則そして、そこで効力のあるその組織の審査委員会の要求事項に精通し、その規則に従う。

12.02　インフォームド・コンセントの方法

(a)インフォームド・コンセントが必要とされたとき、社会学者は研究を行う前にまず、調査参加者または法律的な代理人との協定を結ぶのだが、その協定においてその研究の性質や調査者の義務・責任を明らかにすることを始める。

(b)インフォームド・コンセントが必要とされたとき、社会学者は理解可能で、調査参加者や法律的な代理人に敬意を表すような言葉を使用する。

(c)インフォームド・コンセントが必要とされたとき、社会学者はその研究の最中や、その後においても、研究のあらゆる側面について質問することのできる機会を調査参加者や彼らの法律的な代表者に提供する。

(d)インフォームド・コンセントが必要とされたとき、その研究の性質を調査参加者や彼らの法律的な代表者に知らせる。つまり、社会学者は調査対象者に参加することや参加を継続することは自発的なものであるということを述べる。また、社会学者は調査参加者の積極的参加に影響すると予期されるような重要な要因（例えば、参加することで生じる不利益や利益の可能性）を調査参加者に知らせる。そして、社会学者は予想される対象者に研究の他の側面について説明し、彼らの質問に答える。また、もし可能であれば、社会学者は研究の参加への拒否や参加の取り消しによっ

て調査参加者に不利益が生じないことを説明し、拒否や取り消しによって生じるであろうあらゆる結果も説明する。もし、適用できるなら、11.02(b)で述べたような秘密の制限の範囲にまで、社会学者は秘密性を明確に述べる。

(e)インフォームド・コンセントが必要とされたとき、社会学者は述べられた同意について記録する。社会学者は同意が口頭上や、または文書上での同意をも含む1つの過程であるということを認識している。

(f)社会学者は 11.02(b)で述べた他に、予期せぬ状況が起こる場合を除いて、インフォームド・コンセントの方法の一部として調査参加者の全ての責任・義務を守る。

12.03　学生と従属者に対するインフォームド・コンセント

社会学者自身の機関や組織において、学生や従属者である調査参加者に対して調査を始めるとき、社会学者は調査対象者となるであろう人を参加の拒否や取り消しによる有害な影響から守るために細心の注意を払う。

12.04　子どもへのインフォームド・コンセント

(a)子どもへの調査を始めるとき、社会学者は 12.01(b)で述べられたような、同意が必要とされない状況を除いて、そのような同意を得られる範囲で、調査に参加する子どもたちの同意を得る。

(b)子どもへの調査を始めるとき、社会学者は親や、または法律上権限を与えられている保護者の同意を得る。社会学者は親や保護者の同意を得ない場合がある。それは、(1)その調査が調査参加者にとっての最小の不利益であるとき、(2)仮に、同意が必要とされるとしたならば、調査が実際的には遂行することのできないものであったとき、または(3)親や保護者の同意が子どもを守るための道理にかなった必要条件がないとき（例えば、ほうっておかれたり、虐待された子ども）である。

(c)社会学者は子どもや親、または保護者からの同意を得ないことについて組織の審査委員会、そのような委員会がなければ研究の倫理における専門的知識を備えた他の権威ある団体からの承認を必要とするということを認識している。そのような状況の下で、個人を特定するあらゆる情報の秘密性も 11.02(b)で述べられた別の方法がなければ保護されなければいけない。

〈コメント 1〉

インフォームド・コンセントに関して、特に、子どもや高齢者などの社会的弱者に調査するときにどのようにインフォームド・コンセントを行うかが調査をする上で重要ではないだろうか。私は、現在、訪問看護におけるワークプレイス研究を行っているが、その方法として、実際に訪問看護を受けている方にインタビュー調査、参与観察をしている。訪問看護を受けている方は、当然であるが、体が健康であるとは言えない。体に何らかの障害を持っており（例えば、左半身が麻痺している、寝たきりである、足が不自由である、いつ発作が再発するかわからない状態である、体に何らかの不安を抱えているなど)、また、高齢の方がほとんどであり、どちらかと言えば、社会的弱者であるように思われる。

そういう方に調査する場合、インフォームド・コンセントをどのようにすれば調査に協力していただけるのか考えてみた。調査対象者の方たちのほとんどの方に社会学的な専門知識はないため、社会学というもの、インタビューというものを知らなかった。そういう方たちに調査の主旨・目的・性質を的確に明確にわかりやすく述べるためには、専門的な言葉を用いずに安易な言葉で述べることが最低限必要なことであると思われた。調査の目的を理解してもらうためには、調査対象者の視点に立って、調査対象者が理解できるような、つまり、誰でも理解できるような言葉で、説明することが、インフォームド・コンセントの第一歩であると私は思う。このことはこの倫理規約の 12.02 インフォームド・コンセントの方法(b)で述べられている。また、調査対象候補者の中には言葉が話せない方もいて、その方は言葉は話せないが意志表示はできた。言葉が話せなくても意志表示ができれば、本人にインフォームド・コンセントをすべきであり、そうするように心がけている。また、そのような方の場合、家族の方に調査の協力を依頼する。また、訪問看護を受けている人を統括している団体があるので、その団体にも調査の趣旨・目的を理解しやすい言葉を用いて説明し、調査の協力を依頼する。

また、調査の目的・趣旨を説明してもあまりわからなさそうな人にどれだけ情報提供すべきかということも問題であるが、できる範囲で、最大限情報提供をすべきであるのではないだろうか。

インフォームド・コンセントを行う際に何よりもまず、本人の意思を尊重することが大切である。

〈コメント 2〉

１９９８年１０月２８日、岡山大学医学部付属病院で生体肺移植手術が行われた。この手術は国内初の生体肺移植手術であった。この手術は患者の肺をすべて切除し、代わりに、妹の右肺の一部と、母親の左肺の一部を、それぞれ切り取って移植した。。生体肺移植では、健康な人体にメスを入る倫理上の問題の他、ドナーの肺が回復せず、呼吸機能が低下するなどの不安もある。肺は肝臓のように細胞が増殖して元通りの大きさに回復せず、再生力がない臓器で、ドナーの肺活量は１５パーセントほど低くなる。生体肺移植のドナーになるには、術後の生活がある程度不便になることを覚悟しておく必要がある。したがって、事前に十分な説明を行って、同意を得るインフォームド・コンセントが尽くされなければならない。徹底したインフォームド・コンセントが必要であると思われる。生命に危機を及ぼす度合いが高くなればなるほど、事前の十分な説明が要求されるのではないだろうか。

また、この生体肺移植手術は、同学内の倫理委員会によって、1997 年 10 月に承認されたのであるが、学内の倫理委員会のみでなく、中立的な第三者委員会を通す必要があったのではないだろうかと私は考える。医療機関における医者と患者との上下関係は非常に強いものである。医者は強い特権を持つ一方、患者は圧倒的弱者となる。圧倒的弱者である患者を守るためにも第三者を入れた方が良かったのではないだろうか。社会学の場合においても、同じことが言えるであろう。セクハラのような強者と弱者の関係が成立する場合、調査において、被害者を守るために弁護士や外部委員などを第三者として入れるべきであろう。

〈コメント 3〉
12.01 で規定されている情報公開であるが、徳島大学で荒木絹子が行っている「居酒屋厨房における相互行為分析」においては客から取材の承諾をとっていないのだが、それは12.01(c)に相当するとの判断があったからであろうと思われる。

12.05 調査における虚偽的な行為の使用

(a)社会学者は虚偽的な技法を使用しない。(1)虚偽的な技法を使うことが調査参加者にとって有害ではなく、その研究において予想される科学的、教育的、または応用的な価値観において正当化され、かつ、虚偽的な技法を使わずに虚偽的な技法を使うことと同等に効果的で、代替的な手続きが予期可能でないときは虚偽的な技法を使ってよいが、それを決定できなければ虚偽的な技法を使えない。かつ、(2)彼らが組織の審査委員会や、そのような委員会がなければ、調査の倫理における専門的知識を備えた他の権威ある団体から承認を得られなければ実行できない。

(b)社会学者は、その調査が調査参加者の積極的参加意志に影響を与えるであろう重要な見地、例えば身体的危険や不快、もしくは不愉快な感情経験のようなものについて調査参加者をだますことは決してない。

(c)虚偽的な技法がその調査の計画や手法において必要不可決な特徴である時、社会学者はその調査の終結までに調査参加者が持つ恐れのあるあらゆる誤解の修正を試みる。

(d)まれに、社会学者は研究者であるいうことが知られていたならば実行不可能である研究を引き受けるために、自らの正体を隠すことは必要であるかもしれない。そのような状況の下では、社会学者はもしそれが調査参加者にとっての最小の不利益であり、彼らが組織の審査委員会、そのような委員会がなければ調査の倫理における専門的知識を備えた他の権威ある団体から承認を得られれば、その調査を引き受ける。そのような状況の下では、前の 11.02(b)に別の方法で定めていなければ、秘密は保護されなければならない。

12.06 記録技術の使用

社会学者は、もしそれらの活動が公的な場での単なるありのままの観察でなかったり、その記録が使用されることによって、個人の身元を証明したり、損害を引き起こす可能性を予期されないのならば、ビデオを撮ったり写真を撮ったり、その他いかなる様式においても、記録する前に調査参加者や学生、被雇用人、依頼人や他の人から、インフォームド・コンセントを得る。

〈コメント〉

社会学者は、調査において特別な事情の場合でなければごまかし行為を使わず、さらに倫理規範に照らし合わせて、組織の審査委員会の許可がなければ用いることができない、ということから、調査参加者に対する徹底した配慮が伺えた。

13　調査の計画、実行、普及

社会学者は、調査の誠実さを促進するための義務と調査の計画、実行、普及において、彼らが学問の倫理規範に従うことを保証する義務がある。彼らは知識を促進したり、その結果が誤解される可能性を最小限にしたり、調査参加者の権利を守るためにそのようにする。

13.01　計画と実行

(a)調査の計画と実行において、社会学者はその結果が誤解される可能性を最小限にする。

(b)社会学者は、調査参加者やその調査によって影響される他の人の権利や福祉を保護する手段を取る。

(c)社会学者は、彼らの調査において健康や生命を脅かすやり方で、活動や彼ら自身のふるまいを調査参加者や他の人々に強制しない。

(d)調査の計画と実行において、社会学者は調査の対象になっている人々や、影響を受けるであろうすべての人々に関する専門的評価について、社会学者と協議する。

(e)調査の計画と実行において、社会学者は前もって倫理規則に定められている場合、その倫理の容認性を熟考する。 もし、最善の倫理にのっとった実習が不明瞭であるならば、社会学者は組織の審査委員会、それがなければ調査の倫理における専門的知識を備えた他の権威ある団体と協議する。

(f)社会学者は彼らの指導や権威の下で、彼らやそれ以外の人によって、行われる調査の倫理行動に対して責任がある。

13.02　予期していなかった研究の機会

もし教授や実習、業務や非専門的活動の過程の中で、社会学者が以前には予期していなかった研究に着手したいと思えば、彼らの研究趣旨を明らかにしたり、その研究が倫理規範、特に秘密性とインフォームド・コンセントに関する規範に一致して着手できる研究である、ということを保証するための処置を取る。そのような状況の下では、社会学者は組織の審査委員会、それがなければ調査の倫理を備えた専門的知識のある他の権威ある団体の承認を得ようと努める。

13.03　調査参加者に対する誘因の申し出

社会学者は、調査参加者の参加を得るため、特にそれが参加を強要する可能性のある場合には、過度の、もしくは不適当な金銭や他の誘因を提供しない。社会学者は入手可能であり、適度の誘因であれば供給してもよい。

13.04　調査における報告

(a)社会学者は、予期されない事情（例えば、調査者の健康）や雇い主、契約者や依頼人との独占契約が普及を不可能にする、という場合を除いて、彼らの調査の発見を普及させる。

(b)社会学者は発表や提示において、資料を偽造したり、結果に不正に手を加えたりし

ない。

(c)彼らの研究を提出する際、社会学者は彼らの発見をすべて報告し、関連がある資料を除外しない。彼らはその予想された結果を、彼ら自身が支持するか、それとも否定するかを報告する。

(d)社会学者は彼らの調査の発見と解釈において、関連のあるすべての条件を十分に述べることを特に注意する。また社会学者は、基本的な前提や仮説、方法、手段、そして彼らの研究の発見や解釈を圧迫する恐れのある調査の計画も発表する。

(e)方法と分析の、十分な情報開示の精神と矛盾せずに、、一度、発見が公的に普及されれば、社会学者は他の信頼できる調査者によってなされたそれらの評価の公開と、研究関係者の匿名を保護するための効力のある、適切な予防策について、他の信頼できる調査者によってなされた証明を公開することを許可する。

(f)社会学者は、もし彼らの発表や提示の資料の中に重要な誤りを発見したら、彼らはそのような誤りを訂正するために修正したり、取り消したり、正誤表を発表したり、他の公的な公開討論会を行うなど、適切な手段をとる。

(g)社会学者は、彼らが学術論文を書く際の経済的な援助の出所を報告したり、スポンサーとの特別な関係を表示する。特別な事情の場合、もし社会学者がその保証人の性質や利害について適切で、かつ十分な記述を規定すれば、彼らは具体的なスポンサーの名前を控えてもよい。

(h)社会学者は、発表や教義・実施や業務背景において、他の人の研究を提出する際、正確な知識や引用を用い、他の人の学識の結果を正確に報告することを特に注意する。

13.05　資料の共有

(a)社会学者は、通常の慣例として資料や関連する文書を共有する。社会学者は雇用者や契約者、依頼者との独占契約がそのような共有を不可能にした場合や、資料を共有したり、その資料の内密性と調査参加者の無名性（たとえば民俗学の聞き込み捜査による未開拓な土地の記録や詳細な情報）を保護することが不可能な場合を除いては、彼らの資料をその計画実現や重要な発表の後で役立たせる。

(b)社会学者は、資料の共有が可能なときはいつでも調査の計画の不可欠な部分として資料を共有することを予期する。

(c)社会学者は、研究関係者の利害と一致した方法で資料を共有し、彼らが得た情報の秘密を保護する。彼らは法律的に要求されようとされまいと、もし必要ならば消去技術を他人の発表に用いて、資料が共有される前に個人情報を取り除き、資料の内密性を保護する。

(d)公文書館に資料を別の方法で保管していない社会学者は、その結果の発表や普及後の適当な期間、その調査について利用可能な資料を保存したり、専門知識の記録を保管する。

(e)もし必要ならば社会学者は、彼らの資料にそれ以上の分析を要求する人に対して、それに関連して増加する費用を負うことを要求してもよい。

(f)さらに進んで分析している他の人の資料を使う社会学者は、最初の調査者の研究内

容を引用したことを明確に知らせる。

〈コメント〉

この項目から、社会学者にとって組織の審査委員会や倫理規範というものは、彼らの研究において非常に大きく影響している、ということを感じた。研究に取り掛かる際でも、一度組織の審査委員会から承認を得なければ取り掛かることのできない研究がある、ということを知り、社会学者は調査を計画、実行、普及する際、調査参加者の権利や福祉を守るため、倫理規範に基づいた作業をひじょうに厳密に行っている、という印象を受けた。

13.04(g)について、社会学者は「金銭的に援助を受けた出所や名前を公表しなければならないが、特別な事情の場合には公表しなくても良い」とある。では、ここで言う「特別な事情」とはどういう場合を言うのか。それは、例えば調査対象者自身であったり、匿名であることを条件に遺産相続をしてくれたりした場合などを指す。

したがって、そのような場合にはそのような事情である、ということを述べれば、スポンサーの具体的な名前の公表を控えることができるのである。

14　盗用

(a)発表、提示、教授、実習、業務において、社会学者は他の人が行った調査の資料や題材を一言一句そのまま使ったときには、それが発表されていようといまいと、電子的に利用できようとできまいと、明確にその著者のものであると認め、正当に評価し、参考文献表をつける。

(b)それらの発表、提示、教授、実施、業務において、社会学者はその研究がそのまま引用されていなかったり、言い換えられている場合でさえ、他人の研究の使用に対する承認と言及を与え、他人の研究が発表されていようといまいと、また電子的に利用できようとできまいと、彼ら自身の研究として提出しない。

〈コメント〉

普段のレポート提出の際に、きちんと参考文献表をつけるように言われている背景に、このような倫理規範が存在していたのだ、ということを知った。一言一句そのまま抜き出した場合には表記しなければならない、ということは思うが、それを参考にして自分なりの言葉に言い換えた場合でもきちんとそれに言及しなければならない。これは、今後の課題提出の際に、注意しなければならない点であると感じた。

15　著作権表記

(a)社会学者は、彼らが実際に果たした研究や、彼らが貢献した研究にだけ、著作権を含む責任と権利を獲得する。

(b)社会学者はは、その出版に当たっての第一著作権者とその他の著作者の表記は、社会的地位には関係なく、研究に参加している諸個人について、その個人の研究への貢献度にしたがう、ということを保証する。著作者の社会的地位を主張したり、確定する場合には、社会学者は調査と執筆の過程における主要な関係者の貢献を正確に反映しようと努める。

(c)学生は、どんな複合的な論文でも、実際にその学生の学術論文や論文から引用した場合には、主要な著者として常に記録される。

〈コメント〉

「第一著作権者と、その他の著作者の表記は社会的地位には無関係になされなければならない」とあるが、実際にはその様なことはきちんと行われていないようである。

例えば、学生が訳した翻訳を教授が自分の翻訳として出版したり、ゼミ中の発言を論文として発表された、ということがよくあるらしい。

その実例として、筑波大学の博士論文に関する事件を挙げておく。

＊論文無断引用した日体大教授が辞任　'94.7.14　朝刊　34 頁

日本体育大学(東京都世田谷区)前学長の稲垣安二教授(64)が博士論文に他人の論文を引用した問題で、稲垣安二前学長は、13 日までに大学運営主体の学校法人日本体育会に辞表を提出、受理された。稲垣安二前学長が博士論文を提出した筑波大学は、4 年前に授与した学位を 5 月末に取り消している。　[著作権者：朝日新聞社]

＊名誉教授の推薦見送る　無断引用の関与で筑波大学　'94.10.17　朝刊　30 頁

筑波大学(茨城県つくば市　江崎玲於奈学長)が、今年の 5 月、日本体育大学(東京都世田谷区)の稲垣安二元筑波前学長(64)に授与した博士号を取り消した問題で、体育科学系の教員会議が 4 月、博士論文の指導教官である筑波大学元教授(63)＝今年 3 月末、定年退職＝の名誉教授への推薦を見送ったことが 16 日分かった。

元教授は教え子の修士論文を前学長に渡し、前学長の博士論文の 75 %は、この論文の引き写しだった。　[著作権者：朝日新聞社]

16　出版過程

社会学者は出版に携わるときには最高水準の倫理を、そして著作者や編集者であるときには最高の批評水準の批評過程を厳守する。

16.01　出版社に対する草稿の提出

(a)複数者の著作物である場合、社会学者は出版社に研究を提出する前に、他のすべての主要な著作者と話し合い、草稿提出に関して相互に受諾し得る同意を打ち立てる。

(b)専門雑誌やシリーズものの本、編集される本に草稿を提出するとき、複数投稿を許容する、という明確な編集規定が公に公開されていなければ、社会学者は最初に出版を主張した出版社に著作権を与える。社会学者は最初の出版社から公的な決定や、その草稿の却下がなされないうちは次の出版社に草稿を提出しない。雑誌やシリーズ物の本、編集される、本に草稿を投稿している社会学者は、公的な掲載許可が出されるまでは、草稿を取り消すことができる。

(c)社会学者は多様な出版社に本の草稿を提出してもよい。しかし、一度契約に署名すると、道理に適った理由がなければ、社会学者は出版社から草稿を取り消すことはできない。

16.02 資料の模倣発表

社会学者は、彼らがどこか他の所で発表した資料や発見を発表するとき、彼らは正式な承認によってそれらの発表を行う。

16.03 編集者の責任

(a)雑誌やシリーズ物の本の編集者として仕事をするとき、社会学者は規範の適用に公平で、個人的、もしくは観念的なえこひいきや悪意なしに仕事をする。編集者として、社会学者は利害の潜在的対立を認識している。

(b)雑誌やシリーズ物の本の編集者として仕事をするとき、社会学者は内密性を維持する、という慣例に従って、批評過程の内密性を保証し、学生を含む編集スタッフを指導する。

(c)雑誌やシリーズ物の本の編集者として仕事をするとき、重要な誤りや倫理違反(例えば、盗用や科学的な不始末)が受諾後に発見されなければ、社会学者は引き受けたすべての草稿を出版社に発表する義務がある。

(d)雑誌やシリーズ物の本の編集者として仕事をするとき、評者の身元を明らかにすることを本人から許可を受けなければ、評者の匿名を保証する。編集者は編集スタッフがこの慣例に従う、ということを保証する。

(e)雑誌の編集者として仕事をするとき、社会学者は草稿が採用にふさわしいと認められなかった場合や、採用が認められるまでの期間、また雑誌の仕事が認められた、ということが別のやり方で知られていない間は、著者の匿名を保証する。

(f)雑誌の編集者として仕事をするとき、社会学者はすべての草稿にタイムリーな批評を与えるための処置をとり、その批評の価値についての質問に即座に答えるための処置をとる。

〈コメント〉

まず、二重投稿とはどういうものであるか、ということについて、社団法人日本超音波医学会編集委員会では、次のような注意がなされている。

二重投稿の注意

近年、同じ内容の論文を2種類の雑誌に投稿することが問題となっている。社団法人日本超音波医学会編集委員会としては、以前に出版されたものまたは現在投稿中の論文と比較して、以下の全てに該当する内容の論文を二重投稿とみなして採用しない。

1、対象が基本的に同じであること
2、方法が同じであること
3、結果・考察に新しいものがないこと

また、以下の点も掲載の採否の参考とする。

1、既報の論文と比較し、読者に新しい情報が与えられないこと
2、既報の論文を故意に引用していないこと

言語に関しては、超音波医学が邦文、英文と両者を掲載することを鑑み、国内、国外に関わらず、著書・論文として出版されたものすべてがこれに該当する。ただし、従来の日本超音波医学会研究発表会講演論文集、抄録集は該当しないものとする。掲載後に判明した二重投稿に対しては、その論文の撤回の旨を超音波医学誌上に掲載することとする。

さらに、二重投稿の禁止は初出の場合のみであって、初出以外であれば、最初に出版した出版社や雑誌に許可を得れば、二重投稿にはならない、となっている。

「最初に著作権を与えた出版社に投稿した後で、重大な誤りに気づいたときには草稿を取り消すことができる」と書かれている。そうすると重要な誤りに気づいて草稿を取り消す、ということは、つまり契約が切れるわけだから、たとえそこが最初に出版を主張した出版社であっても著作権を与えなくてもよくなる。そうしてその後、さらに有名な出版社と契約することは十分可能である。

その様な事例は実際にあり得ることで、訴えられる可能性があるという。しかし、そのようなことを訴えた場合には、「あの出版社は著作者に対して厳しい」というううわさを流してしまい、出版社側にとって不利になってしまう。したがって上記のような事態が起こっても、ほとんどの場合訴えられることはない。そうすると、これを利用した投稿が増加する危険が残るのではないだろうか。

しかし、実際にそのようなことを行い、仮に訴えられなかったとしても、学会内でそのようなうわさが広まってしまい、学会内での立場が悪くなり、学者生命に関わるために、ほとんどこのようなことが起こらないのである。

次に、16.03(a)について。「社会学者は編集者としての立場であるとき、規範の適用に公平で、個人的、もしくは観念的なえこひいきや敵意なしで仕事をする。」とあるが、実際にはそのようなことは正しく行われていないのではないだろうか。常に公平でありつづけることは思った以上に困難である。たとえ全く関わりのない人の論文を批評する、という手段を取ったとしても、自分と考え方が違う人の研究を公平に批評することは困難であろう。では、そのような場合どうするのか。

まず、ここで「自分と考え方が違う」という立場を二通りに考える。一つ目は、非学問的

立場の違う場合、二つ目は、学問的立場の違う場合である。

非学問的立場の違う場合、例えば観念的なものの考え方などが違う場合に、相手に不利益が被るような行いをすることは16.03(a)で禁止されている。

しかし、学問的立場の違う場合はそう簡単にはいかない。本来批評というものは、学問的立場の違う人を落とすためのものなので、学問的立場の違う人に対して公平に、不利益が被らないように取り計らうことは困難である。ではこのような場合はどうするのか。一般の雑誌などに草稿を提出する場合には、学問上の立場が同じ所に投稿すれば良いのである。だから、もし同じ学問上の立場の人がいない場合には新しく作れば良い、ということになる。しかし、学会などの様に機関紙が一つしかない場合には新しい立場を作る、などということは不可能である。そのような場合には、学問的立場が違う、ということによって不利益を被らないような配慮が為されているが、機関紙の立場が偏ったものになる、ということは避け難いことであろう。

17　調査者の責任

(a)発表、支持の認可、もしくは他の評価をする目的で提出された資料を批評する場合に、社会学者はその過程の内密性と、そのような情報を提出した人の所有権を保証する。

(b)社会学者は利害の対立を発表したり、利害の対立があった他人の研究に対する批評の要求を断る。

(c)社会学者は、その批評過程が偏見を持たれるかもしれないと思ったときや、その批評過程の誠実さについて疑問を持つときには、他人の研究に対する批評の要求を断る。

(d)もし、彼らが以前に批評した草稿や本、提案を批評することを依頼されたら、それが再評価の依頼である、ということが明らかでないならば、社会学者はその批評を要求した人(例えば編集者や企画者)に、それはすでに批評がなされている、ということを知らせる。

18　教育、教授、そして訓練

社会学者は教育者、指導者、訓練者として、社会学的教育の質や、教える人教えられる人という関係の誠実さを保証するために、最高基準の倫理に従う。

18.01　教育プログラムの管理

(a)教育や訓練プログラムに対して責任がある社会学者は、以下のことを確実にしようと努める。それは、プログラムが十分に錬られたものであり、プログラムが適切な

経験を与え、そしてプログラムによって目標達成するために作られた諸主張が、目標達成することである。

(b)教育や訓練プログラムに対して責任がある社会学者は、プログラム内容の正確な記述があること、訓練の目的や目標があること、プログラムが満足いく完成度に達するための必要条件があることを保証しようと努める。

(c)教育や訓練プログラムに対して責任がある社会学者は、院生助手や非常勤講師が、教えなければならないことの実践的知識や、生徒の学習の促進に必要な教授技術を持つことを保証するための処置を取る。

(d)教育や訓練プログラムに対して責任がある社会学者には、大学院生に対して、倫理が専門家準備の一つとして教えられるものであるということを保証する義務がある。

18.02　教授と訓練

(a)社会学者は教授責任を誠実に実行する。彼らは適切な技術や知識を持つか、さもなくば適切な訓練を受けている。

(b)社会学者は自分たちの講座、特に扱っている主題、評価の根拠、そして講座で経験することの性質については、最初から正確な情報を提供する。

(c)社会学者はテキスト、講座内容、講座の必要条件、そして経済状況やその他の誘因以外の教育基準に基づいた単独での能力分けに関して決定する。

(d)社会学者は、教授助手（ティーチングアシスタント）や教授練習生に対して、適切な訓練と監督を与え、それらの人々が、責任もって立派にそして倫理的に教授責任を実行することを保証にするために道理にかなった処置をとる。

(e)社会学者は、個人的敵意や同僚との学問上の考え方の違いが、生徒や被指導者が同僚に接近するのを妨害したり、生徒や被指導者の学習、学問の進歩、または専門的発展の邪魔をすることを許さない。

〈コメント〉

社会学者が社会学者としての役割を果たすとき、それは自分自身に対するものだけでなく、指導をする立場としての責任と義務もあるということから、一方通行でない幅広い視野を持つことが大切だと思った。そして、一貫した教育を行うためにも、判断の基準となる倫理規約は重要な役割を果たしていることになるであろう。

また、指導者としての立場に立つために、社会学的な専門知識だけでなく指導のテクニックも必要となってくるが、今の日本の社会においては、教授法の訓練を受けていない者が大学教授として教壇に立つ場合など、指導者としての責任の不徹底さも残っているのではないかと思う。その背景には、従来大学という機関が研究機関としての働きを重視されていたということがいえるが、大学の大衆化により教育機関としての需要が高まった。その点において、ＡＳＡが促進している教授法の訓練を受けた教育者[3]の普及は賞賛すべきものであろう。これは、アメリカの大学の大衆化に伴って、社会学者を教育者として育てようというＡＳＡの考えによるものであるが、日本においても大学の大衆化が爆発的な勢いで進んでいることから、今後のより一層の普及が望まれる。

しかし、ドイツにおいて大学教授になるためには、学位取得ののち、研究の業績を積み、ハビリタツィオーンと呼ばれる大学教授資格を取らなければならない。この資格を取得するのは大変難しく、教授に対する重要性の確立が伺える。

19　契約及び専門的助言を与えるという業務

(a)社会学者は、その場に適切な専門的知識の案の内容や方法、テクニックについて知っているときに限り、補助金、契約、相談を引き受ける。

(b)補助金、契約、相談を引き受けたとき、社会学者は適切な情報とテクニックに基づいて、専門的な仕事の結果を出す。

(c)補助金、契約、相談の計画実行のための経済的な支援を受けたとき、社会学者は、予定通りに仕事を完成するために道理にあった努力をする。

(d)補助金、契約、相談を引き受けたとき、社会学者は専門的な仕事の内容を正確に文書化し、適切に保有する。

(e)調査、相談、その他の業務のための契約上の手続きが確立したとき、社会学者はできる限り最初に、個人的、団体的、組織的というような、依頼人との関係の質を明らかにする。この解明は、実行される業務の種類、供給される業務として考えられる使用法、学術的または発表目的として社会学者が将来使う可能性、それらの業務執行のための予定表、そして報酬や勘定書の手続きが適切に行われることを含む。

〈コメント〉

社会学者が契約等を行う場合に限らず、相手のある仕事をするに当たって最低限度の誠実さを持って接客に当たることは全てに共通することだと思う。そして社会学者の場合は、それを文書化することによってその後に起こりうる誤解の回避を行うとともに、自分たちの業務の重要性の認識化をはかっているのだと思った。

日本においては契約を行うという意識があまりないようであるが、責任の所在をはっきりさせるためにも今後の意識の向上が必要であると思う。

20　倫理規則への固執

社会学者は、この倫理規則に従って倫理問題の解決に立ち向かい、呼びかけ、そして試みる。

20.01　倫理規則への精通

社会学者はこの倫理規則、その他の適用可能な倫理慣例、そして、それらを仕事に適用

する方法を熟知する義務を有する。認識不足や倫理基準の誤解は、本来、非倫理的な行動の責任を保護しない。

20.02　倫理問題へ立ち向かうこと

(a)非常事態か倫理規則違反に当たる行動になるのかはっきりわからない場合、社会学者は倫理問題について知識のある他の社会学者か、専門倫理機関であるアメリカ社会学会の委員会、または組織の審査委員会のようなその他の実在団体に相談する。

(b)社会学者が訴訟を起こしたり、倫理規則によって明確化された倫理基準と法律上の要求との間に矛盾が生じ、そのどちらかの選択に直面したとき、彼らは規則への関与を公にし、同僚や専門組織または専門倫理機関であるアメリカ社会学会の委員会との協議によって責任ある態度で矛盾の問題解決に手を打つ。

20.03　倫理論争における当事者の公正な取り扱い

(a)社会学者は、人が倫理的な不満の申し立てをしたことを根拠にした不当な扱いをしない。

(b)社会学者は、人が倫理的な不満の申し立ての対象になったことを根拠にした不当な扱いをしない。このことは倫理的な不満の申し立ての結果に基づいて取られた措置を妨げない。

20.04　他人の倫理違反についての報告

社会学者は、他の社会学者が倫理違反をしてしまっている恐れがあると確信するのに相当な理由があるときは、非公式な決議が適切または可能なものであるならば、その人に倫理違反を気付かせることで問題を解決しようと試みる。あるいはそのような活動は当然秘密の権利に違反しないと考えるならば、この確信に基づいて続けるかどうか、またはどのように続けるかについての助言をさがす。そのような行為は、アメリカ社会学会の職業倫理委員会への委託も含んでよいだろう。

20.05　倫理委員会との協力

社会学者は、アメリカ社会学会の倫理的な調査、処置そして結果的に生じる要求に協力する。そうすることで、彼らは秘密性に関わる問題を解決するために、道理にかなった努力をする。協力の不履行は倫理違反になる恐れがある。

20.06　不適切な不満の申し立て

社会学者は、規律や公衆に対する誠実さを守ることよりも、つまらない倫理的な不満の申し立てや疑いをかけられた違反者を傷つけることを意図した倫理的な不満の申し立てをしたり、促したりしない。

注意：このアメリカ社会学会倫理規約の改訂版は 1989 年版の規則と、1992 年版のアメリカ心理学会心理学者のための倫理網領と行動規範に依拠している。

〈コメント〉

社会学は社会全体を扱う学問であるだけに、社会を構成する「人」の扱いには十分注意しなくてはいけない。不満基準などは個々によって違うため、倫理規則に精通することで、社会学者の間で一定の基準が成立し、起こらなくてよい問題などは未然に防ぐことにもなるであろう。

ただし 20.02(a)のような場合、信念を持って研究をしている社会学者ほど、専門分野に関しては他人の意見を聞きにくくなると思うので、幅広く意見徴収をすることが倫理問題へ立ち向かう際の公平さを保つ上で大切であろう。

また下の判例にもみられるように、秘密を守らなくてはいけないという職務上の「倫理基準」と発言義務を求められる「法律」との間に立った問題が生じたとき、社会学者を保障するものは不確かとなってくる。ここでは、それぞれの社会学者の信念（他の機関への相談により得たものも含む）だけが指標になるため、自分の行動に対する責任というものが大きくのしかかってくることはいうまでもなく、その行動に対する責任ある態度のあり方が今後の研究にも大きく関わってくるであろう。

社会学者が問題を取り扱う際に、対象となる人やものと自分との位置関係によって態度を変えることなく、常に客観的な立場から物事をとらえることが重要であるが、それは非常に難しいことであり、また、それが正しい結果を生むかどうかはやや疑問に感じるところもある。

＜判例＞

【事件名】　文書提出命令に対する即時抗告事件

【裁判年月日等】平成元年６月２８日　大阪高平平成元年（ラ）第１９４号

【裁判結果】　抗告棄却

【裁判官名】　藤原弘道　川勝隆之　中村隆次

【要旨】　１．氏子崇敬者名簿の提出によって第三者の秘密が公表される虞のある場合に、その提出を命じた事例。

２．民事訴訟法３１２条所定の文書が提出されることにより、第三者の秘密が公表される虞のある場合であっても当該文書の性質、内容、文書の提出による公表されることになる第三者の秘密の内容や秘密漏洩の蓋然性の程度、当該文書の重要性及びこれに替わりうる証拠の存否等諸般の事情を比較衡量して、これを提出させることが相当と認められるようなときには所持者はその提出を拒むことができない。

アメリカ社会学会職業倫理委員会における方針と手続き
（1997年6月　アメリカ社会学会会員により承認）

導入 ---- 165

第1部　職業倫理委員会（ＣＯＰＥ）の責任と権威 ---- 165

1　責任 ---- 165
2　ＣＯＰＥの権限 ---- 165
3　執行機関の責任 ---- 166

第2部　ＣＯＰＥに作用している規則 ---- 166

1　会員であること ---- 166
2　役員 ---- 167
3　会議 ---- 167
4　定足数と投票 ---- 167
5　郵便による投票 ---- 167
6　利害の不一致 ---- 168

第3部　倫理規約の施行 ---- 168

1　審判権 ---- 168
2　不満の申し立てすること ---- 168
3　不満の申し立ての準備的な事前審査 ---- 170
4　不満の申し立ての通達と非公式な解決 ---- 171
5　不満の申し立てに対する返答 ---- 172
6　議長による最初の決定 ---- 172
7　取り調べと勧告 ---- 173
8　違反という決定 ---- 173
9　制裁 ---- 174
10　決定の通達 ---- 175
11　剥奪に対する控訴 ---- 175
12　秘密性 ---- 176

注意：これらの方針と手続きはは、アメリカ社会学会倫理規則の 1989 年版のセクションⅤに取って代わるものである。

導入

以下の方針と手続きは、アメリカ社会学会（ＡＳＡ）における職業倫理委員会（ＣＯＰＥ）の責任、ＣＯＰＥの一般的な運用規則、そしてＡＳＡ倫理規約違反に対する不満の申し立ての提出や決議に関係した方針と手続きについて述べている。

第１部　ＣＯＰＥの責任と権威

1　責任

ＣＯＰＥはＡＳＡ会議により、ＡＳＡ会員やその他の社会学者のための教育活動の発達や保障、ＡＳＡ会員の倫理行動に関する不満の申し立ての調査、そして規約違反が起こったとき、制裁を課すことを通して倫理行動を促進させるために、最高水準の専門性を持つ社会学者によって確立されてきた。

〈コメント〉

「教育活動の発達や保障」と「制裁」など、与えるものの質は違っているが、常に圧力をかけることのできるＣＯＰＥの存在は重要であると思う。また、倫理専門という分野が独立して存在しなくてはいけないほど、扱う内容の量と質が重いのであろうと思う。

2　ＣＯＰＥの権限

ＣＯＰＥが権限を与えられていること：

(a)ＡＳＡ会員やその他の利害関係のある人たちへの倫理規約の公開。

(b)論文、セミナー、講義、事例集またはその他の資料を通して、倫理規約の下で社会学者の倫理責任に関してＡＳＡ会員やその他の利害関係のある人たちを教育する。

(c)ＡＳＡ会議に倫理規約や方針と手続きの変更を勧告する。

(d)個々のＡＳＡ会員に倫理規約の下で倫理に関して、非公式かつ内密な基本的助言を与える。

(e)調停やその他の方法を通してＡＳＡ会員の非倫理的な行動の申し立てを非公式に解決しようと努める。

(f)ＡＳＡ会員の非倫理的な行動の申し立ての調査をし、倫理規約の違反を決定し、それが適切ならば制裁を課す。

(g)ＡＳＡの憲章や付随規則、倫理規約及びそれらの方針と手続きとが調和するようなものとして、ＣＯＰＥの権力の範囲内で全ての問題行動を管理する規則及び手続き

を承認する。

〈コメント〉

人に対して指導する立場にあった社会学者に対して、いろいろな拘束力を持つＣＯＰＥの権限は大きく、また社会学者がより正しく倫理基準の下で行動するための轡になっていると思う。さらにＣＯＰＥはＡＳＡに組み込まれていることから、上から下へとつながる圧力の関係で機構が保たれていると感じた。

しかし、ＡＳＡ会員による行為が、ＣＯＰＥによって非倫理的だと判断された場合でも、その他の機関によって決定が覆される（裁判など）場合など、決定の基準の違いがより正しい決定を導いていることになるであろう。

3　執行機関の責任

(a)2(a)-(g)に基づいてＣＯＰＥを運営する。

(b)受け付けた不満の申し立ての数や種類、非公式な解決になるように助言した数、そして倫理調査への執行機関の関与に関連した適切なその他の情報を年間集計してＣＯＰＥに報告する。

〈コメント〉

年間集計された情報の報告によって、今後の問題に対する対策や方針が決まるのであろうか。しかし、対象者や問題の細部の差異などによって、執行機関の臨機応変な態度というものがより重要になってくると思う。

第２部　ＣＯＰＥに作用している規則

1　会員であること

ＣＯＰＥの会員は、ＡＳＡの付随規則に従って任命されるべきである。ＣＯＰＥの会員は任期終了後でも、以前にあてがわれていた問題調査への参加を続けてもよいし、調査委員会がその問題に関する結果や勧告を出すのに関与してもよい。

〈コメント〉

継続して問題への参加を認められていることにより、期限の危機感を感じずに問題に取り組むことができると思うが、かえって問題解決の長期化になり無駄が生じることはないだろうか。

2　役員

ＣＯＰＥの議長や共同議長は、協会の年次大会の間に開かれた評議会会議で任命され、翌年の一月一日から丸一年従事しなくてはいけない。年次大会の前に、ＣＯＰＥは翌年の議長と共同議長に関する勧告を評議会に出す。議長はＣＯＰＥの命令を実行することに対して最も重要な責任がある。共同議長は、議長が不在であったり、職務を遂行できないようなときに、議長の義務の全てを遂行する権限を持つ。そして議長によって委任されている他の仕事も遂行する。

3　会議

ＣＯＰＥの定例会議はＡＳＡの年次大会にあわせて年に一度開かれる。臨時会議は議長の召集がかかったとき、ときには、本人自らまたは電話による会議召集によって開かれる。

4　定足数と投票

ＣＯＰＥのいかなる会議においても業務の処理のための定足数は、そのとき在籍している会員の過半数から成る。全ての決定は、会議に出席している会員の過半数の投票から成る。

5　郵便による投票

会議においてすることのできるＣＯＰＥのいかなる決定も、そのとき在籍している会員の過半数のエアメールや電気通信による確定投票に付すことができる。

6　利害の不一致

倫理規約で述べられたものとしての利害の対立を持っているＣＯＰＥの会員は、その利害対立に関するいかなる問題の審議や決定にも参加しない。

第３部　倫理規約の施行

1　審判権

(a)ＣＯＰＥはどんなカテゴリーの会員であろうと、ＡＳＡ現会員のＡＳＡ倫理規約違反に対する期限内の不満の申し立てを受け取り、決定を下す審判権を持つ。被告人が申し立てられた後にＡＳＡを辞めた場合でも、ＣＯＰＥにはあたかも被告人がまだ会員であるかのようにその申し立てを解決する裁量がある。

(b)不満の申し立てが他の法律や組織の訴訟の対象である、またはその可能性がある行動を訴えている場合には、ＣＯＰＥはその裁量において、その法律や組織の訴訟の結論がでるまでその申し立てに関する訴訟をさらに延期できる。

〈コメント〉

審判権を持つということは、ＣＯＰＥはＡＳＡの中にある他の機関から干渉を受けない、独立した存在でなければならない。不満の申し立てに対して、中立の立場で決定を下さなければならないからである。その中立性を保つために、あるいは中立性をＡＳＡ会員に表示するために、申し立て、訴訟において様々な権限を持っているＣＯＰＥの議長を、毎年、ＡＳＡの会議で指名することにしているのだと思う。もし万が一、議長が原告、被告のどちらかによった決定をしても、翌年には新しい議長が任命されるので、非中立的な決定が繰り返されることはない。しかし、(b) のように訴訟が延期された場合、毎年議長が替わることによって、訴訟がスムーズに進められないような不都合は起きないのであろうか。

2　不満の申し立てをすること

(a)ＡＳＡの会員であろうとなかろうと、ＡＳＡの会員が倫理基準に違反していることに気づいた人は、ＣＯＰＥに不満の申し立てを提起してよい。

(b)ＣＯＰＥが代理として不満の申し立てをしてよい。

(c)執行部役員あるいはかれらの被指名人と連絡を取る最初の電話で、倫理違反の可能性のある事柄が規約に含まれているかどうかを明らかにするように促す。もし潜在的な不満の申し立てが規約に含まれているようであれば、規約の写しと申し立ての

用紙を潜在的な原告に送る。非公式の議論の解決と他の探求の場の使用を促す。

(d)疑いをもたれた行動が起こってから、あるいは見つかってから１８ヶ月以上後に不満の申し立てを受け取った場合には、申し立てと認めなくてよい、または申し立てをしなくてよい。ＣＯＰＥの議長が１８ヶ月の期限以内に申し立てなくてもよい正当な理由があると決定しない限り、このパラグラフにあるように１８ヶ月の期限以後に受け取られた申し立ては認められない。もし疑いをもたれた行動が起こった、あるいは見つかってから５年以上後に受け取られた場合は、申し立てと見なされない。

(e)不満の申し立てには以下のようなことを含む。原告の名前と住所／被告の名前と住所／違反したと疑いをもたれた倫理規約の条項／疑いをもたれた行動と関係がある他の法律や組織の訴訟が始められていないという陳述、もし始められているならその訴訟の状況／その訴えの根拠になっている情報源すべてを含めた、倫理規約に違反したと疑いをもたれた行動の詳細な陳述／その訴えを立証する証拠の写し／そしてもし必要ならば１８ヶ月の期限延期の要請。匿名の申し立ては認められない。もし資料が匿名で公の領域に提供されるなら、ＣＯＰＥはその申し立てを支持してその資料を使うことにしてもよい。

〈コメント〉

(b)では、個人の代わりにＣＯＰＥが申し立てるのを認めることで、訴える人の人権を守っていると思う。性的被害を受けた場合など、個人的に申し立てることに抵抗があるとき、有効であろう。これは(e)で情報が公の場に、提供される場合のみ、匿名の申し立ての支持を認めているところでもいえる。(e)では、訴える人ではなく、訴えられる被告人の人権を守っている。つまり、むやみやたらな申し立てを防いで、非倫理的な行動をしてない人までが訴えられないようにしているのだ。

(d)のところで、申し立てができる期間を設定している。これは、18 ヶ月いうある程度の期間を置いても、申し立てられないような行動は訴訟を起こすほどの非倫理的な行動ではないと考えているからだろう。それに、あまりにも時間がたってしまうと、証拠や情報が少なくなり、事実確認がしにくくなるからではないだろうか。その意味でとれば、この期間設定はいわゆる時効である。日本の刑事訴訟では、犯罪行為が終わった時点から一定の期間が経過すれば、時効が完成し、その後に訴えることはできない。この期間は一律ではなく、その犯罪行為の罪の程度によってそれぞれ設定される。この時効の進行は、在外及び逃避の場合停止する。これは申立期間の延長と同じような意味ではないかと思う。

(e)には、不満の申し立てをするのに必要な資料、情報が書かれている。日本の民事訴訟の場合、告訴するには原告、またはその訴訟代理人が裁判所に訴状を提出しなければならない。原告は、訴状に請求の趣旨及び原因を記載し、訴え提起の手数料として、法律で定められた金額の収入印紙を貼付することなどが必要となる。ＣＯＰＥには手数料がかかってない。これには日本の刑事訴訟に手数料がかからないのと同じ理由があると思う。刑事訴訟は、公益を守るための訴訟であるから無料なのである。ＣＯＰＥの場合は、ＡＳＡの公益を守るために、つまり倫理違反をしないこと、罰することがＡＳＡ会員にとっての

利益になるからである。それだけでなく、その対象がＡＳＡ会員に限定されていること、つまり倫理規約を守っているのが当然であるというＡＳＡ会員に対する信用、信用の表示や高い倫理性を守るために違反を訴えやすくしておくという意図も含まれている。

3　不満の申し立ての準備的な事前審査

(a)執行部役員あるいはかれらの被指名人は被告がＡＳＡの会員であるかどうかと、その疑いをもたれた行動が規約に含まれるのかどうかの決定を下すためにそれぞれの不満の申し立てを事前審査する。もし申し立てに 2(e)で必要とされる情報が足りなかった場合、執行部役員あるいはかれらの被指名人は原告にそのことを通達し、原告にはさらに情報を追加する機会が与えられる。もし30日以内に原告から何の返答もない場合は、その問題は締め切られ、原告に通達される。

(b)もし 2(e)で挙げられたようにその申し立てが不備な点のないものであったら、執行部役員あるいはかれらの被指名人がＣＯＰＥの議長に通達し、申し立てに関連のある資料を提供する。ＣＯＰＥの議長と執行部役員あるいはかれらの被指名人が、ＣＯＰＥによる訴訟理由があるかどうかを見極める。疑いをもたれた被告の作為と不作為の両方、またはどちらか一方が、立証される場合において、倫理違反を構成しているとＣＯＰＥの議長と執行部役員あるいはかれらの被指名人が判断したときは訴訟理由がある。訴訟理由があるかどうかを決定するために、信用できない訴え、推論にすぎない訴え、内容に矛盾がある訴えのすべて、あるいはそのうちいずれかの訴えが無視される可能性がある。もし訴訟理由があるなら、4(a)の中で述べられているように、公式の訴訟が始められる。もし訴訟理由がないなら、その申し立てはこの段階で却下され、原告にはそのように通達される。

〈コメント〉

執行部役員あるいはかれらの被指名人による事前審査は、要するに 2(e)の不満の申し立てに必要な情報がそろっているかどうかの事務的なチェックである。申し立ての基本的な条件、つまりＡＳＡの会員であるかどうか、倫理規約に関わるものであるかどうかを満たしているかどうかを審査しているのだ。申し立ての内容については、それが訴訟を起こすだけのものかどうかを判断するときに初めてふれている。ここで、矛盾のあるような申し立ては却下されるわけだが、矛盾があるならば執行部役員による事前審査の時点で却下してもよいのではないか。その方が訴訟へとスムーズに進むのではないかと思ったが、事前審査は執行部役員あるいはかれらの被指名人だけで行われるので、この段階で申し立ての内容にふれるよりも、より中立性のあるＣＯＰＥの議長を加えた方が公正さが保たれるということだろう。確かに、この段階を踏むことで正当な申し立てが却下される危険性は少なくなる。

4　不満の申し立ての通達と非公式な解決

(a)もし訴訟理由が見つかったら、執行部役員あるいはかれらの被指名人は不満の申し立てと立証するために必要なあらゆる資料の写しと、倫理規約とこの方針と手続きの写しを被告へ提供し、非公式の手段で和解へと促す。非公式な議論による和解の方法が仲裁人をたてる以外に原告や被告に利用できないなら、執行部役員あるいはかれらの被指名人はＣＯＰＥの一員でない仲裁人を推薦してもよい。たいていの場合、仲裁の仕事は書簡あるいは電話で行われる。仮に非公式の議論の解決が拒否されたとしても、ＣＯＰＥの会員には関係者が拒否したことを知らせない。

(b)仲裁人として働くことを任命された人は必ず倫理規約とこの方針と手続きで述べられているように訴訟の秘密の維持に同意する。仲裁人は問題がその関係者たちの満足のいくように解決されたかどうかということだけを、執行部役員あるいはかれらの被指名人に報告する。

〈コメント〉

この非公式の解決は、日本の民事訴訟でいう調停のようなものではないかと思う。調停の特徴は、裁判所の判決によってではなく、裁判官または調停委員会（裁判官と一般市民の中から選ばれた 2 人以上の調停委員によって構成される。）の仲介を通して、当事者が相互に譲歩し合意することによって紛争を解決するところである。手続きが簡易で迅速であり、費用も訴訟手続きに比べてさほどかからないので、広く利用されている。この調停制度は、あらゆる種類の民事紛争を話し合いで解決するために利用することができる。その上、1991 年の民事調停法の改正により、土地や建物の賃料の増減を求める事件については、訴えを提起する前に、調停手続きを経なければならないこととなった。調停手続きは、原則的に当事者の申し立てによって開始されるが、裁判所が係属中の訴訟事件を職権で調停に付すこともある。また、調停事件は原則として調停員会が担当することになっているが、裁判官が適当であると考えたときは、自ら事件を担当することができる。調停期日においては、調停委員会または裁判官は、当事者を呼びだして紛争の実情を聞いた上、当事者を説得したり、調停案を示したりしながら、話し合いによる解決に向けて努力する。調停が成立したときは、調停条項が調書に記載される。この調書は、裁判上の和解と同一の効力を有す。一方、調停が不調に終わったときは、調停手続きは終了することになるが、この場合、裁判所は必要であると考えたときは、すべての事情を考慮して、関係者にとって妥当と思われる解決策を決定という形で示すこともできる。当事者や利害関係者は、この決定に対し、2 週間以内に異議の申し立てをすることができ、異議の申し立てがあれば、この決定は効力を失う。異議の申し立てがなければ、この決定も裁判上の和解と同一の効力を有することになる。

違う点もいくつかあるが、原告と被告の間に仲介人が入って、ことをそれほど大きくせずに解決しようとしている点は同じだと思う。

5　不満の申し立てに対する返答

もし原告と被告のどちらか、あるいは両方が非公式な議論による和解を拒否するなら、または非公式な議論による和解では申し立てを解決できないなら、執行部役員あるいはかれらの被指名人が被告にその場合はこの方針と手続きに沿って進めることを通達する。被告はこの通達を受け取って 30 日後に申し立てに文書で返答しなければならない。もし正当な理由が示されるなら、執行部役員は延長を認めてもよいが、その延長は 90 日を越えないものとなっている。

〈コメント〉

この返答というのは、申し立てられた行動に対する被告側の言い分を答えるのであろうか。次の 6 で、決定のために申し立てと返答が議長に提起されていることから、その意味のようである。被告が 30 日後に返答しなかった場合は、非倫理的な行為をしたことを全面的に認めたとされるのだろうか。そのときは、7 にあるように法廷弁護士あるいは第三者を通さないで、非倫理的な行為の責任をとることになるのだろう。

6　議長による最初の決定

訴訟を起こすのに十分な証拠があるかどうかに関しての最初の決定の際に、その申し立てと返答がＣＯＰＥの議長に提出される。後から追加された情報が被告と共有されていなかったり、被告に返答する機会が与えられていなかった場合は議長はその追加の情報を信用しないという条件で、議長はその裁量において、最初の決定を下す前に原告とその他のあらゆる適切な情報源の両方から、あるいはどちらか一方から得た追加の情報を要請してもよい。もし議長が訴訟を起こすには証拠が不十分であると判断した場合、その問題は締め切られ、原告と被告に文書で通達される。

〈コメント〉

原告から得た情報をそのまま信用せずに、被告と共有してから使うことで、情報の真実性を高めている。しかし、3 のところで訴訟を起こす理由があるかどうかをすでに審査しているのに、ここで証拠が不十分として訴訟を起こさないならば、3 の審査はあまり重要でないように思える。この 6 の部分までを事前審査とした方がよいのではないか。議長による最初の決定という項目では、まるで訴訟の判決のように聞こえる。6 までは内々に解決しようとしていて、次のところから本格的な訴訟が始められているので、それを項目に表して書いた方が理解しやすいと思う。

7　取り調べと勧告

議長がその申し立てについて訴訟を起こすのに十分な証拠があると決定した場合、議長は、議長あるいは共同議長とＣＯＰＥの会員２名からなる調査委員会を任命し、その申し立てを取り調べさせる。委員会は職務を遂行するために、原告、被告、証人、あるいはその他の必要な情報を持っている人たちと連絡を取り合ってもよい。委員会は事実上ほとんどの仕事を書簡、あるいは口頭連絡で行う。原告と被告は倫理訴訟手続きのあらゆる段階に関して、弁護士と相談する権利を持っているが、原告あるいは被告が個人的に返答できない正当な理由を付けられない限り、法廷弁護士あるいは別の第三者を通さずに個人で、原告は訴訟を起こさなければならないし、被告は非倫理的な行動の告発に返答しなければならない。議長あるいは共同議長がもっと長い期間が必要と考えない限り、委員会は 90 日以内に答申と制裁の勧告の報告書を正式な委員会に提出する。委員会の答申と勧告の写しを原告と被告に提供する。また原告と被告は長くても 30 日間の期限以内に、文書で返答を提出することができる。

〈コメント〉

日本の裁判所は、当事者尋問を除いて基本的に職権で証拠調べをすることはできない。しかし、証拠調べの結果から事実の存否を認定する事実認定の過程では、証拠の証明力の評価は、裁判所の裁量にゆだねられている。証拠を事実として、公正な目で見るためにそうなっているのだろう。ＣＯＰＥにおいても、倫理委員会の会員で調査委員会が構成されているが、証拠の調査とその事実認定は分けられている。

8　違反という決定

ＣＯＰＥは、その見地において訴訟の公平さに不可欠である場合には証人の証言を聞いてもよいという条件で、申し立て、その返答、調査委員会に提供されたあらゆる情報、委員会の勧告と答申、そしてそれに対する関係者の返答に基づいて倫理規約違反が起こったかどうかを決定する。ＣＯＰＥはさらに詳しく取り調べるために、どんなことでも調査委員会に差し戻してもよい。その評価活動の終了時に、ＣＯＰＥはこの決定のための事実的根拠の概要を含めた、倫理規約に対する違反が一つまたはそれ以上あったかどうかについての決定と適切な制裁の決定を出す。

〈コメント〉

徹底して調査されていることから、倫理違反の決定を下すことの慎重さが伺える。

9　制裁

いかなる場合でも倫理規約違反があったと決定したときは、それぞれが適切であるならば、ＣＯＰＥは制裁を課さなくてもよいし、あるいは以下のような一つまたはそれ以上の制裁を課してもよい。

(a)非公式の懲戒。倫理違反があった場合でも、その違反が深刻な個人的損害と職業的損害の両方あるいはどちらか一方をもたらさないものであれば、要求された賠償の条件も含めた違反についての教育の書簡を被告に送ることにしてもよい。懲戒の中で要求された賠償の条件に従わない場合は、さらに厳しい条件が課されることになる。

(b)公式の懲戒。ＣＯＰＥが深刻な違反で、非公式の懲戒以上の懲戒が当然であると決定した場合には、懲戒文書の写しを適切な方法で公表することを指示してもよい。

(c)特権の否認。ＡＳＡ出版編集部の任命は制限されないことを除いて、ＡＳＡの機関と委員会への当選あるいは任命、ＡＳＡ賞の受領、一つまたはそれ以上のＡＳＡがスポンサーである雑誌の発行、あるいはその編集者として働くこと、ＡＳＡがスポンサーの一つまたはそれ以上の会議で論文の発表をすること、あるいは別の方法で参加すること、ＡＳＡがスポンサーの企画から研究や奨学金の援助を受けることを含めた、一つまたはそれ以上のＡＳＡ会員の特権とＡＳＡがスポンサーである活動に参加する機会の両方、またはそのどちらか一方を被告に認めないことをＣＯＰＥは、適切な場合において決定してよい。

(d)会員権の剥奪。倫理違反があり、その違反が深刻な個人的損害と職業的損害の両方あるいはどちらか一方をもたらしたなら、被告のＡＳＡ会員権はＣＯＰＥが決めた期間の間、剥奪される。この期間が終了すると、再び会員となるための資格は自動的に取り戻せるようにしてもよいし、あるいはＣＯＰＥがその後に資格が適切なものであると決定することを必要条件にしてもよい。

〈コメント〉

倫理違反に対する制裁の中でもっとも重いものが会員権の剥奪である。専門的職業に従事する者にとって、その会員権が剥奪されることは、それ以後の活動ができないということになる。そのような重い処分が与えられるのは、一体どのような行為を行ったときなのであろうか。会員権が剥奪されたわけではないが、その活動を停止させられた弁護士を例に考えてみようと思う。

高川俊二郎弁護士　懲戒：業務停止4ヶ月

(ｱ)被懲戒者は 1995 年 6 月頃、懲戒請求人 A から刑事告訴及び損害賠償請求事件の依頼を受け、同月から 10 月にかけて着手金として金 25 万円を受け取りながら、殆ど事件処理を行わないまま米国へ出張し、同年 11 月頃から A からの連絡を遮断した。

(ｲ)1992 年 9 月 1 日、B から金 1300 万円を同月 10 日の返済期日を約定にて借り受けたが、同期日の返済を怠り、B の度重なる返済請求に対しできない約束をして嘘を重ね、さらに取引停止になっている第三者の小切手を交付する等、詐術を重ねて巧妙な言訳をして

支払いを引き延ばした上、1994 年 3 月 30 日頃、被懲戒者の自宅の共有部分 2 分の 1 を妻へ贈与した。

関栄一弁護士　懲戒：業務停止 1 年 6 ヶ月

被懲戒者は、懲戒請求人Ｃから訴訟事件を受任し、現にこれを追行していた 1985 年頃、Ｃに対して融資を要請して、Ｃが代表取締役である金融業Ｙより、同年 6 月頃から 1986 年 12 月頃までの間に前後 5 回にわたり無担保、無保証で合計金 2702 万円を年利 36 %の約定で借り受けていたものであるが、1992 年 12 月 24 日及び同月 25 日の両日にわたり、Ｃの兄から受任していた訴訟事件を口実に、Ｃを被懲戒者の事務所に呼びつけ、「これにサインしなければ、あとどうなるかわからない」、「Ｄのほうから手を引くことになる」、「兄の事件がどうなっても良いのか」などと両日とも約 30 分間、声を荒げて脅すなどし、その結果をして被懲戒者に対する一切の債権を放棄する旨の念書にＣ個人及びＹ社として署名させた。

弁護士のような専門的な職業に従事する人と接するとき、人々は絶大な信頼を寄せて接する。この二つの事件はそういう依頼者の信頼を利用したものである。訴訟を起こす、あるいは起こされた場合など、依頼者は個人的な問題を打ち明けたりし、弁護士と依頼者の間には強い信頼関係が必要となる。そのため、弁護士は依頼者の信頼を決して裏切ってはならないのである。弁護士、医者といった専門的職業に従事する者はその専門性に寄せられた信頼を自己の利益に利用することが簡単にできる。だからこそ、専門集団には必ず審査委員会が設けられているのだろう。そして会員権が剥奪された結果、事実上活動ができなくなるということが職業倫理を守らせているのだと思う。

10　決定の通達

ＣＯＰＥの議長がＣＯＰＥの決定を原告と被告へ通達する。もし制裁が 9(c)あるいは 9(d)の下で課されたなら、パラグラフ 11 で述べられているような控訴によってその通達が延期される場合を除いて、ＣＯＰＥはその決定の下で必要とされる適切な行動をとるよう執行部役員に指示する。

11　剥奪に対する控訴

ＣＯＰＥが倫理規約に違反したと評決した被告と、9(b)の下で、9(d)によって制裁を受けた被告は、決定の通達を受け取ってそれから 30 日たつ前に、控訴の通達とその理由の陳述を提起することによって、この決定を控訴してもよい。控訴が提起されたら、ＡＳＡの会長は過去のＣＯＰＥの会員から 3 名、控訴委員会を任命して、ＣＯＰＥが検討したあらゆる資料を評価させ、そして 90 日以内にその決定を是認するか、破棄するか決定させ

る。控訴委員会は違反があったというＣＯＰＥの決定を無効にしてもよいし、あるいはＣＯＰＥが課した制裁を適切ではないと決定して、もっと軽い制裁を課してもよい。控訴委員会の決定はこのパラグラフに従ってあらゆる問題に関するＡＳＡの最終決定を構成することになる。

〈コメント〉

日本の民事訴訟における判決に対する控訴と比較してみようと思う。

第一審裁判所の判決に不服のある当事者は、判決送達日から2週間以内に上級裁判所に対して控訴することができる。原判決に不服がある当事者は、常に提起することができる。控訴審では、裁判所は第一審と同様の方法により、事実認定を行う。控訴審は、第一審裁判所の判決に対する当事者の不服の限度で、事実と法律の適用を再度審査する。口頭弁論の性格としては、第一審の審理がそのまま継続したものであり、第一審の審理で行われた手続きは、控訴審でも効力を有する。第一審で提出された資料と、控訴審で新たに加えられた資料が、控訴審の判決の基礎となる。さらに、第二審（控訴審）裁判所の判決に不服のある当事者は、上告することができる。

ＡＳＡの方は、任命された控訴委員会の決定が最終決定になるだけにその重みが非常に大きい。その任命も、ＣＯＰＥの議長ではなく、ＡＳＡの会長が行うことや、過去のＣＯＰＥの会員から任命することから、より公正な判断ができるように配慮がなされていることがわかる。民事訴訟の場合は上告までできるわけだが、上告審は法律問題に関する審理を行い、上告審の裁判所は、原則として原判決で認定された事実に拘束されるため、その決定の重みはあっても決定までの過程が違う。どちらにしても、1 回の判決ですべてが決まってしまうことはないので、誤った決定がなされる確率は低くなる。

12　秘密性

(a)執行部役員、ＣＯＰＥを援助する執行部役員が任命した職員たち、ＡＳＡの法廷弁護士が不満の申し立てに関する情報を共有する可能性があるという場合を除いて、ＡＳＡの会員に対する不満の申し立てとこの第3部の下で行われるあらゆる処置は、その問題の最終決定がされるまでは、ＣＯＰＥ、調査委員会、控訴委員会とＡＳＡの会長によって内密に保持される。会員権の剥奪という場合を除いて、あるいは決定に関する公への情報開示が別の制裁の一つとして課されない限り、ＣＯＰＥあるいは控訴委員会が倫理規約違反とした決定は内密に保持される。会員権を剥奪された個々人の氏名と、剥奪理由の簡単な陳述を年に一度、ＡＳＡ評議会とＡＳＡの正式な会報の中で報告する。

(b)合法的な喚問状によって、あるいは最終的な裁判所の指示によって強いられたときには、委員会はそのような情報を開示してもよい。

(c)前述にも関わらず、ＣＯＰＥは倫理規約の必要条件について、会員を教育するため

にその決定の報告書を公開してもよい。しかし第 3 部の 12(b)で規定されたもの以外でないなら、関係者たちと特定するものは公にしない。

(d)ＡＳＡ会員やその役員、あるいは被雇用者に対する法的行為の開始はそのような行為を行う人によって秘密性の権利を放棄することになる。

(e)ＣＯＰＥが違反があったと決定したかどうかという規約違反の申し立ての取り調べに関する記録は、半永久的に安全な場所で保存される。12(b)と 12(d)で規定されたもの以外でないならば、この記録は常に内密に維持される。資料が個人に関係したものと特定できなくなりさえすれば、執行部役員は研究と教育目的のために訴訟が終わってから最初の 50 年以内に、この資料の使用許可を与えることができる。その 50 年後、秘密性の義務が守られる限り、そしてこの資料が個人に関係したものと特定できなくなりさえすれば、この資料を特別な許可なしに研究あるいは教育の目的に利用できる。

〈コメント〉

会員権が剥奪された人は、秘密性の保持の対象に含まれていない。これは会員権の剥奪が、社会学者にとってどれだけ重い処分かを表していると思う。剥奪された人をＡＳＡの中で公表することで、倫理違反を行った結果を提示し、倫理基準を守ることを促している。このような公表は、他の専門的職業の倫理委員会でも行われている。9 のところであげた弁護士の場合も、被告の実名を挙げた日本弁護士連合会による公示がされていた。しかし、身分剥奪にまで至らなかった訴訟の決定の秘密性は、(b)や(d)のような場合を除いて、徹底して守られる。

注

(1) Elison v. Brady, 924 F. 2d 872 (9th Cir. 1991),
事件名、判例集の巻数　判例集名の略号　判例集の頁数　（裁判所名裁決の年）の順に示してある。

(2) Rutherford v. American Bank of Commerce, 565 F. 2d 1162 (10th Cir. 1977). 事件名、判例集の巻数　判例集名の略号　判例集の頁数　（裁判所名裁決の年）の順に示してある。

(3) ASA Teaching Resource Center から『Quakitative Reseach Methods：Syllabi and InstructionalMaterials』等のテキストが発行されていることからもわかる。

参考文献

朝日新聞 94 年版 CD-ROM　'94.07.14　朝刊　34 頁 , '94.10.17　朝刊　30 頁
法律判例文献情報 CD-ROM
三重大学医学部 http://www.medic.mie-u.ac.jp./japanese/1998/981028-1.html　99/01/13　15:34。
西日本新聞　社説 http://www.nishinippon.co.jp./media/news/9810/1029s.html　99/01/14 15:45。
労働省女性局　１９９８　『職場におけるセクシュアルハラスメント防止マニュアル』, 財団法人　２１世紀職業財団。
佐藤彰一　日本弁護士会連合会公告　http://satosho.rikkyo.ac.jp/satosho.html　99/01/12 15:45。
社団法人日本超音波医学会編集委員会　http:wwwsoc.nacsis.ac.jp/jsum/submit/double.j.html 99/01/18 15:20。
Ｓｈｅｒｍａ，Ｃｌａｉｒｅ　１９９１　Ｓｅｘ　Ｄｉｓｃｒｉｍｉｎａｔｉｏｎ ｉｎ　ａ　Ｎｕｔｓｈｅｌｌ．＝１９９７ 上野千津子（訳）『アメリカ性差別禁止法』, 木鐸社。
高田　誠　http://www.modern.tsukuba.ac.jp/ ~ hidekazu/epo/FD-Takada.html　99/01/18/ 19:45。

徳島大学総合科学部社会学研究室報告　既刊

1　エスノメソドロジーとその周辺
　ー平成９年度徳島大学総合科学部樫田ゼミナール　ゼミ論集ー　1998 年 3 月発行

2　ラジオスタジオの相互行為分析
　ー平成９年度徳島大学総合科学部社会調査実習報告書(第二版)ー 1998 年 10 月発行

エスノメソドロジーと福祉・医療・性
—平成１０年度徳島大学総合科学部樫田ゼミナール　ゼミ論集—

発行日　1999 年 2 月 13 日発行
編集　樫田美雄
〒 770-8502　徳島県徳島市南常三島町 1 丁目 1 番地
☎（０８８）６５６－９３０８
発行　徳島大学総合科学部社会学研究室
印刷・製本　平成 10 年度徳島大学総合科学部樫田ゼミナール　ゼミ論集　発行プロジェクト